

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例

施設整備マニュアル



道路

公園

公共交通施設

路外駐車場

令和6年 世田谷区

はじめに

世田谷区は住宅都市として発展し、大人も子どもも、若者も高齢者も、障害者も外国人も、多様な人々が暮らしています。そのため年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、それぞれの生活が尊重され、全ての区民が可能な限り快適な生活環境となるように、ユニバーサルデザインの考え方が重要であり、そのようなユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進するために、「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」を定めています。

条例の趣旨や目的に基づき、全ての人々が施設を快適に利用できるようにするために、公共建築物をはじめ、様々な用途の建築物、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場などへの整備基準とそのうち特に守るべき内容の遵守基準を定めています。

近年、東京 2020 オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を契機として、国や都のバリアフリーやユニバーサルデザイン等に関する様々な基準の見直しが図られました。

これらの内容を踏まえ、生活環境の整備をより一層推進するために、世田谷区でも条例及び施行規則の一部改正を行い、今回のマニュアル改訂にも反映させています。

本マニュアルは、これらの基準について、図や文章を用いながら具体的にわかりやすく解説し、またより高い水準である望ましい基準などを説明したものです。設計者や事業者はもちろん、区民の皆さんが条例や整備基準などについて理解を深め、安全で快適な施設づくりに幅広く活用されることを期待しています。

令和 6 年 4 月

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施設整備マニュアル
(道路・公園・公共交通施設・路外駐車場)

目次

概要編

1	世田谷区のユニバーサルデザインへのあゆみ	2
2	ユニバーサルデザインの考え方に基づく環境整備について	7
3	世田谷区バリアフリー建築条例	9
4	世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例	11
5	整備における基本的な考え方・概要編	13
6	このマニュアルの見方	16

解説編

道路編

	基本的考え方	2
1	歩道等（歩車道の分離）	5
2	歩道等（歩道等の有効幅員及び勾配）	11
3	歩道等（舗装等）	16
4	路肩の確保及び区別化	18
5	歩道等と車道等との段差（一般的事項）	20
6	歩道等と車道等との段差（交差点における切下げ）	24
7	歩道等と車道等との段差（枝道等と交差する場合）	26
8	沿道敷地との段差	28
9	橋の取付け部	30
10	車両乗り入れ部	32
11	横断歩道	36
12	視覚障害者誘導用設備	39
13	立体横断施設	43
14	休憩施設（ベンチ等）	47
15	道路附属物及び占用物の整理	50
16	歩行者広場	52
17	案内板等	54
18	照明施設	56
19	階段	57
20	滑止め等の交通安全施設	59
21	駐車場（道路附属物としての自動車駐車場）	61

公園編

	基本的考え方	2
1	出入口	3
2	駐車場	7
3	園路	12
4	階段	16
5	傾斜路	20

6	舗装材料	23
7	排水溝等	24
8	転落防止設備	26
9	休憩所	28
10	ベンチ・野外卓	30
11	水飲み・手洗場	33
12	案内板等	35
13	便所	39
14	屋根付広場	50
15	野外劇場・野外音楽堂	51
16	公園内建築物・屋内設備	53
17	公園内運動施設	54
18	券売機・電話ボックス	55
19	その他の配慮	57
20	手すり	59

公共交通施設編

基本的考え方	2
1 道路等から駅舎等の出入口までの経路	4
2 移動等円滑化経路	6
3 駅舎等の出入口	9
4 駅舎等の駐車場	12
5 駅舎等の通路等	14
6 駅舎等の出札、案内所等	17
7 駅舎等の階段	20
8 駅舎等の傾斜路	24
9 駅舎等のエレベーター	27
10 駅舎等のエスカレーター	33
11 駅舎等の便所	36
12 駅舎等の旅客待合所及び休憩設備（ベンチ等）	43
13 駅舎等の戸	49
14 駅舎等の案内板等	52
15 駅舎等の案内装置等	56
16 駅舎等の視覚障害者誘導用ブロック	59
17 駅舎等の手すり	63
18 駅舎等の券売機	67
19 駅舎等の公衆電話	71
20 駅前広場	73
21 自転車等駐車場	75
22 こ線橋	77
23 踏切	79
24 鉄軌道駅の改札口	80
25 鉄道駅の乗降場	83
26 軌道の停留所	88
27 バス停留所	89

28	タクシー乗り場	92
29	水飲み・構内売店	94

路外駐車場編

1	路外駐車場車椅子使用者用駐車施設	2
2	路外駐車場移動等円滑化経路	4

概要編

1 世田谷区のユニバーサルデザインへのあゆみ

1 世田谷区福祉のいえ・まち推進条例の制定

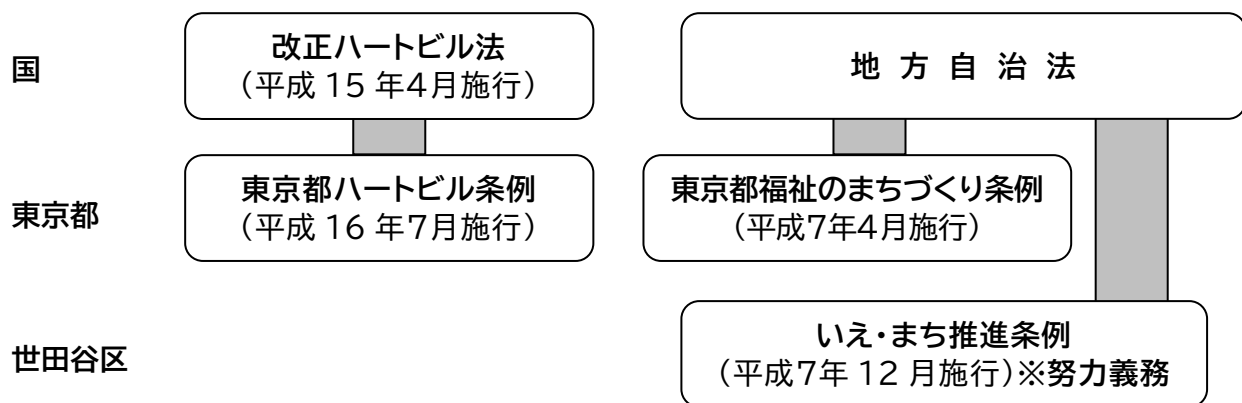
世田谷区は、区政の主要な課題として「区民のだれもが安心して暮らせるまち」、「人々とのふれあい、支えあいながら生き生きと活動できるまち」をめざし、福祉のまちづくりを推進してきました。

昭和56年の「国際障害者年」を契機として、昭和57年4月に「世田谷区福祉のまちづくりのための施設整備要綱」を制定し、公共施設の整備改善を行うとともに、梅ヶ丘駅周辺地域をモデルに総合福祉センター、梅丘中学校周辺の道路など、人にやさしい施設整備を進めました。平成5年4月には同要綱を「世田谷区やさしいまちづくりのための施設整備要綱」と改正し、民間施設の整備、誘導にも積極的に取り組んできました。

国においては、平成6年9月「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律（以下「ハートビル法」という。）」が施行され、特定建築物に対するバリアフリー対応の努力義務が法律で規定されました。

これを受けて区においてこれまでの成果を踏まえつつ、世田谷の地域性を生かしたよりきめ細かな福祉的な環境整備を推進するため、「世田谷区福祉のいえ・まち推進条例（以下「いえ・まち推進条例」という。）」を平成7年11月に制定（平成7年12月施行）し、平成9年3月には世田谷区福祉的環境整備審議会の答申を受け、平成9年3月に公共的施設及び集合住宅の整備基準や届出手続きなどについて「条例施行規則」を制定しました。

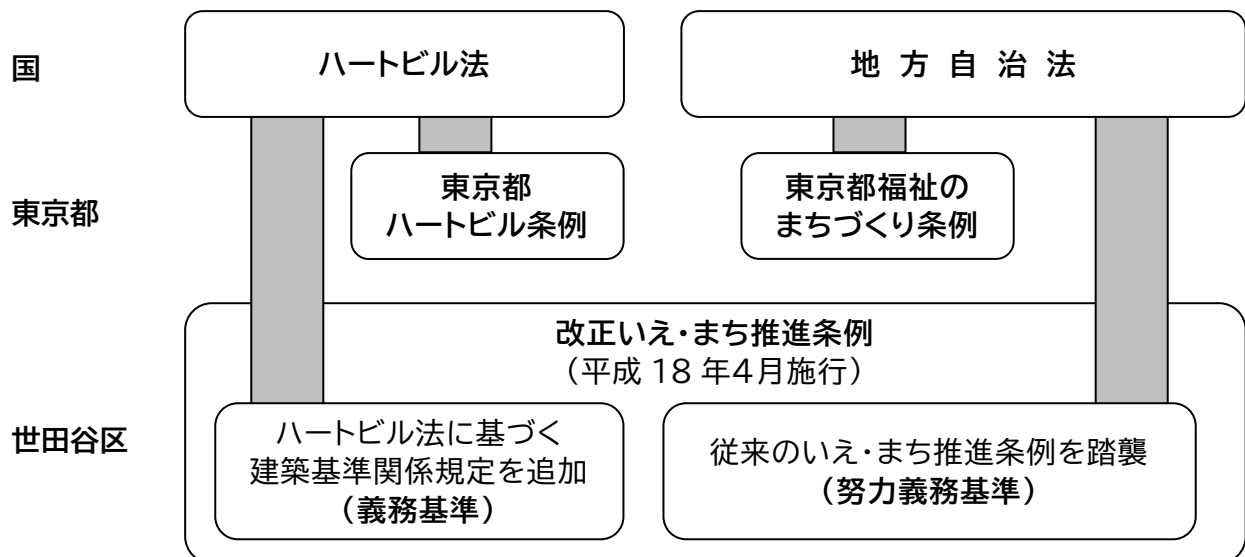
その後、平成12年5月「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「交通バリアフリー法」という。）」が公布され、福祉的環境整備のための法律の整備が進みました。更に平成15年4月には、改正ハートビル法が施行され、建築基準関係規定として利用円滑化基準の適合義務の創設と、地方公共団体が条例による付加事項を規定できる等の内容が盛り込まれました。この改正に基づき、東京都は「高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（以下「東京都ハートビル条例」という。）」を平成16年7月に施行しました。



2 いえ・まち推進条例の改正

ハートビル法及び東京都ハートビル条例の改正を踏まえて、区でも更に福祉的環境の整備を確実に推進するために、いえ・まち推進条例にハートビル法に基づく建築基準関係規定を盛り込み、平成17年6月に改正（平成18年4月施行）しました。

この改正では、住宅都市としての世田谷区の特性に鑑み、実状に即して義務対象となる建築物の用途及び規模の適用範囲の拡大及び整備基準（利用円滑化基準）の充実を図りました。

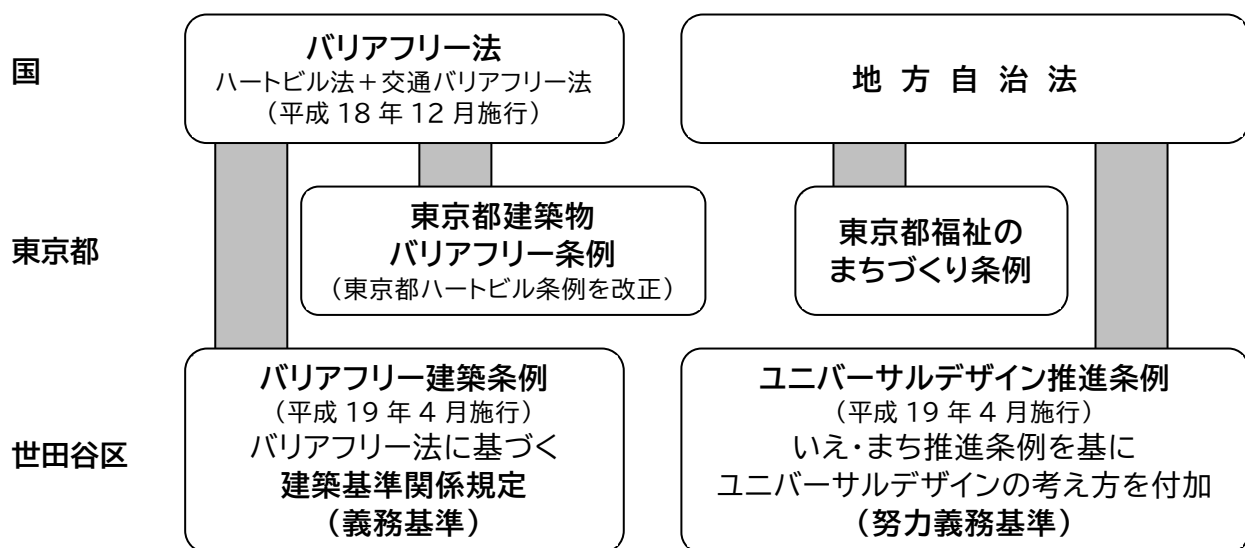


3 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例の制定

社会の急速な高齢化と少子化の進展、高齢者や障害者を含めたすべての人々の社会参加要請の高まりの中で、ユニバーサルデザインの考え方が重要視されるようになり、平成18年6月、国は、ハートビル法と交通バリアフリー法を一体化し、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）」を制定、平成18年12月に施行しました。

区においても、ユニバーサルデザインに係る施策の推進を図るため、「世田谷区ユニバーサルデザイン推進大綱」を策定し、庁内の横断的かつ継続的な連携を示すとともに、バリアフリーを継続・発展させるために、平成19年3月に「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」（以下、「ユニバーサルデザイン推進条例」という。）を制定（平成19年4月施行）しました。この条例の制定に伴い、いえ・まち推進条例は廃止しました。

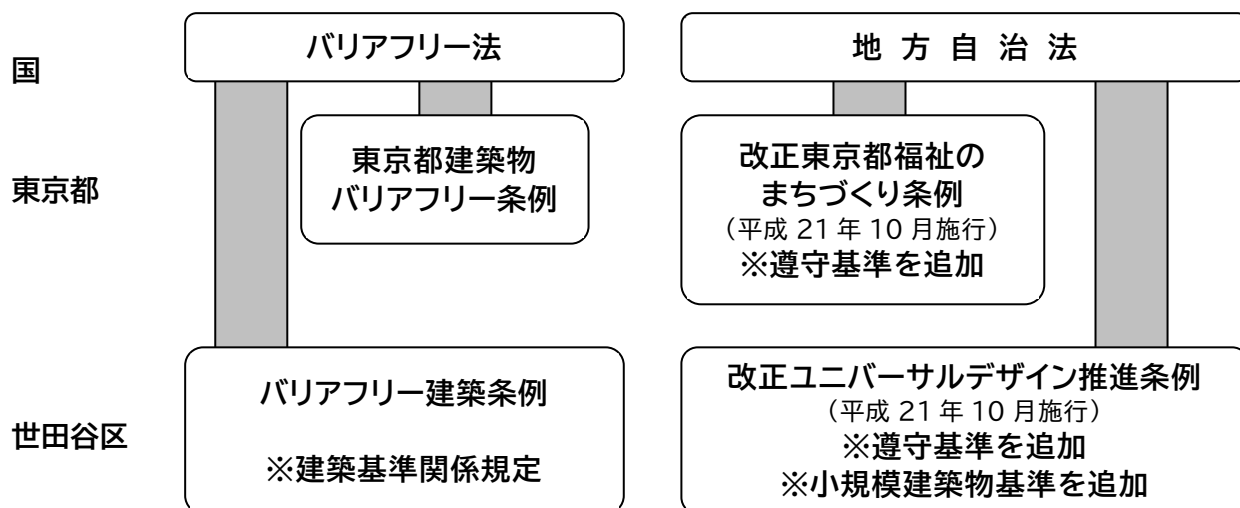
また、建築基準関係規定部分については、バリアフリー法との整合性を図り「世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例（以下「バリアフリー建築条例」という。）」の単独条例として新たに制定し、平成19年4月1日に施行しました。



4 ユニバーサルデザイン推進条例の改正

東京都は平成 21 年 3 月に、ユニバーサルデザインを基本理念として、高齢者や障害者を含めたすべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めるよう、「東京都福祉のまちづくり条例」を改正しました。改正条例では、施設整備をより一歩進めるため、規則で定める一定規模以上の施設について、整備基準への適合努力義務から遵守義務としました。

区においても、引き続き東京都福祉のまちづくり条例と整合を図るとともに、都の条例と同等以上のユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、平成 21 年 10 月にユニバーサルデザイン推進条例を改正・施行しました。



5 福祉のまちづくりの進展を踏まえたより望ましい整備

国は、平成 26 年 1 月に「障害者の権利に関する条約」を批准しました。条約締結に先立ち、障害者差別解消法等の国内法令の整備が進められてきました。

また、平成 29 年 2 月に、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）を契機とした共生社会の実現に向けて、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」をとりまとめました。平成 29 年 3 月には、アクセシビリティに関する指針として、「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン」が策定されました。それらと並行して、建築設計標準の改正、バリアフリー法、旅客施設、車両整備ガイドライン等の改正が行われました。

これらの動向を踏まえ、東京都は東京 2020 大会とその先を見据えて、だれもがまちの中を円滑に移動できるとともに、すべての人々が同じ水準のサービスを受けられることなどを目指し、共に楽しむことができる福祉のまちづくりをより一層推進するため、車椅子利用者対応観覧席・客席等からのサイトラインの配慮を整備基準に追加する東京都福祉のまちづくり条例規則改正を行いました。（平成 31 年 4 月施行）

これを受け、区は東京都福祉のまちづくり条例と整合を図るとともに、平成 28 年に総務省消防庁が策定した「光警報装置の設置に係るガイドライン」の規定を踏まえ、更なる整備を進めるため、平成 31 年 4 月にユニバーサルデザイン推進条例規則の改正を行いました。

さらに、東京都建築物バリアフリー条例と東京都福祉のまちづくり条例施行規則において宿泊施設の一般客室の整備基準を制定したことに伴い（令和元年 9 月施行）、区も令和元年 12 月にユニバーサルデザイン推進条例を改正・施行しました。

また、令和3年3月には、車椅子利用者用便房に様々な機能（オストメイト用設備、ベビーベッド等）が付加されることで利用が集中し、車椅子利用者の利用が困難となるケース等が発生したことから、国土交通省の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」が改正され、トイレの表示は、利用対象及び個別機能を表示するピクトグラム等のみで表示する、又は、機能分散がなされている個別機能を備えた便房であれば、主な利用対象者を明確にする名称やピクトグラム等で表示する工夫を行うよう見直されました。

さらに、小規模な店舗等においても車椅子利用者の利用が推進されるよう、バリアフリー法施行令に500㎡以下の小規模な建築物に関する基準を追加制定したことに伴い、区のバリアフリー建築条例及びユニバーサルデザイン推進条例施行規則の改正・施行を行いました。（令和3年10月施行）

また、国の「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」等の策定（令和6年1月）や、東京2020大会を契機としたバリアフリー化の進展等を踏まえ、宿泊施設における基準について、浴室等における前面通路幅の基準の設置や出入口幅の強化により、電動車椅子を含む車椅子利用者がより使いやすい一般客室の整備を促進するため東京都建築物バリアフリー条例および東京都福祉のまちづくり条例施行規則改正（令和5年10月施行）とマニュアルの改訂を行ったことに伴い、世田谷区でもバリアフリー条例やユニバーサルデザイン推進条例施行規則の改正（令和5年10月1日施行）とマニュアルの改訂を行いました。

6 ユニバーサルデザイン推進条例と関係のある法令や条例

(1)バリアフリー法

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」
 - ・政令（建築物）省令（道路・公園・公共交通・路外駐車場）で移動等円滑化基準を規定
- ≪省令基準等に関するガイドライン等≫
- ・高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
 - ・道路の移動等円滑化に関するガイドライン
 - ・公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン
 - ・都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン

(2)世田谷区バリアフリー建築条例（都市デザイン課）

- ・「世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例」
- ・政令で定める用途・規模・基準等に条例で必要な事項を付加
- ・区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則と遵守基準は整合

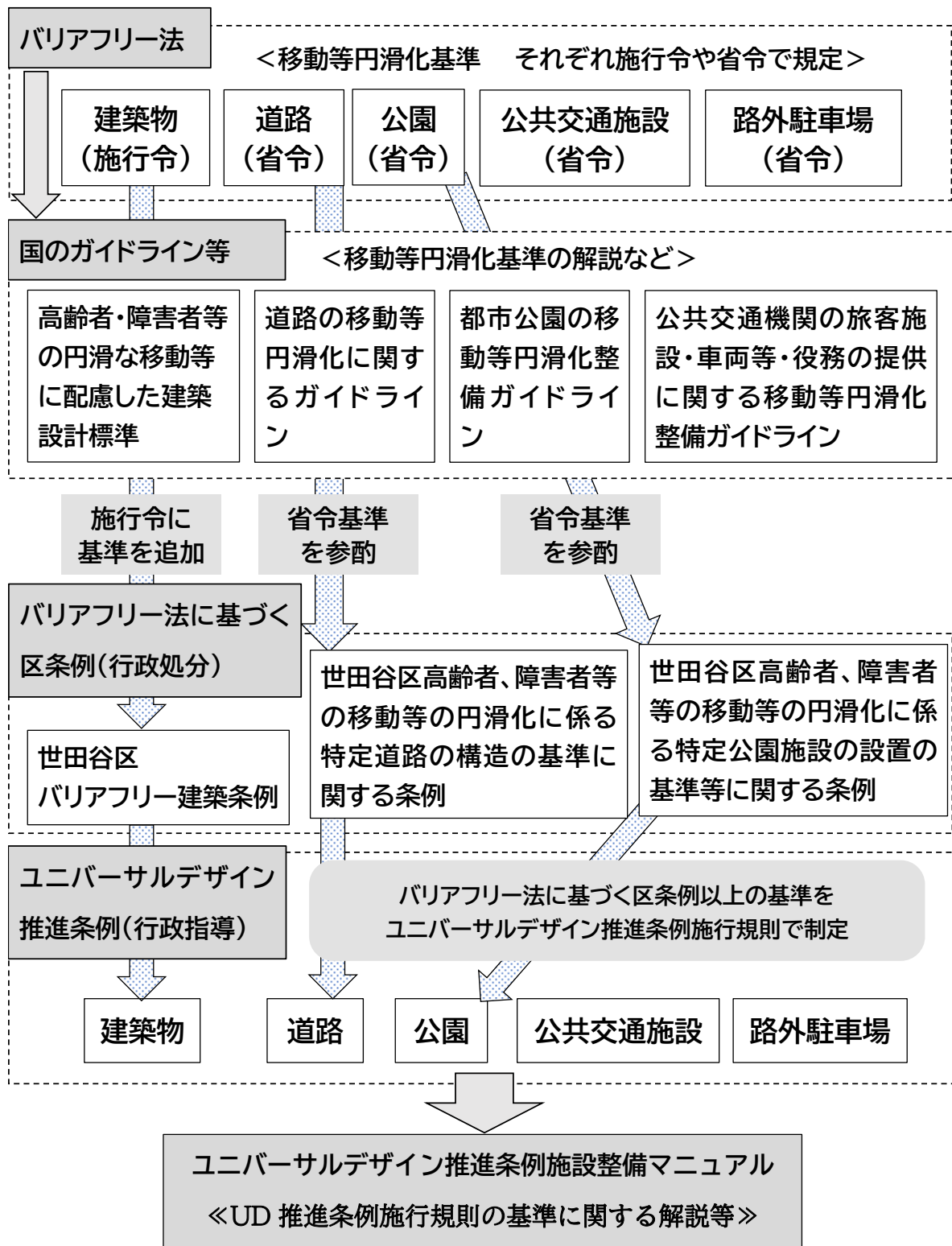
(3)世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化に係る特定道路の構造の基準に関する条例（土木計画調整課）

- ・平成25年3月に制定、省令の基準を条例化
- ・ユニバーサルデザイン推進条例と基準を整合

(4)世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化に係る特定公園施設の設置の基準等に関する条例（公園緑地課）

- ・平成25年3月に制定、省令の基準を条例化
- ・ユニバーサルデザイン推進条例と基準を整合

7 ユニバーサルデザイン推進条例と法令や他条例との関係性



2 ユニバーサルデザインの考え方に基づく環境整備について

1 ユニバーサルデザインとは

年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用しやすいように生活環境を構築する考え方のことです。

2 ユニバーサルデザインとバリアフリーの違い

ユニバーサルデザインもバリアフリーも、ともにすべての人が平等に社会参加できるという同じゴールを目指すものです。

ユニバーサルデザインは「できるだけ多くの人にとって快適な環境とするため、はじめからあらゆる方法でバリア（障壁）を生み出さないようにするもの」という考えであり、一方、バリアフリーは、「バリア（障壁）の存在を前提として、その除去を行うこと」です。

そのため、ユニバーサルデザインは、バリアフリーを包含し、発展させた考えと言えます。

3 ユニバーサルデザインを図るための視点

世田谷区では、平成 18 年のバリアフリー法制定を受けて、平成 19 年 4 月、いえ・まち推進条例をユニバーサルデザインを基本理念とした条例に改正しました。このため、条例で定める施設を整備基準に沿って整備する場合においても、高齢者や障害者を含めた全ての人々が安心して円滑に施設を利用できるよう、設計していく必要があります。その中でユニバーサルデザインを生かした施設整備を図るために必要となる 5 つの視点を紹介します。

公平 だれもが同じように施設や整備を利用できる
・高齢者や障害者、子ども、外国人など多様なニーズを視野に入れている。
・基本的にだれもが同じ動線で利用できる経路となっている。（特別な経路を設定していない。）
・だれもが差別感や疎外感を感じることなく、利用できるようになっている。
・いくつかの利用手段、使用手段があり、利用者が選択できるようになっている。
簡単（容易に） 利用者の知識や能力、状況に関係なく、容易に施設や設備を利用できる
・人の自然な動きに配慮し、わかりやすい配置や経路となっている。
・施設や設備の利用方法が、簡単でわかりやすいようになっている。
・情報が必要な場所で適切な方法により入手できる。
・情報が、重要な順にわかりやすく提供されている。
安全（危険なく） 特別な注意を払わなくても、危険なく施設や設備を利用できる
・だれにとっても、危険なものや場所が無いように配慮されている。
・設備・器具等が安全に操作、利用できるようなつくりされている。
・うっかりミス等があっても、危険が無いように配慮されている。
機能（使い勝手よく） 使い勝手よく施設や設備を利用できる
・どのような体格や身体機能の人にも、利用しやすいスペースや大きさとなっている。
・押しボタン等の操作系設備の配置は、自然な姿勢や動作で利用できるように配慮されている。
・設備・器具等が、少ない力や自然な動作で利用できるように配慮されている。

快適（気持ちよく）
気持ちよく施設や設備を利用できる
・だれにでも快適さや心地よさが感じられるよう、素材や色使い等が配慮されている。
・施設全体や周囲との調和に配慮した魅力あるデザインとなっている。
・生活の豊かさが感じられるような質感の高いデザインとなっている。
・だれもが疎外感を感じることなく、気持ちよく利用できるようになっている。

4 当事者参画の考え方

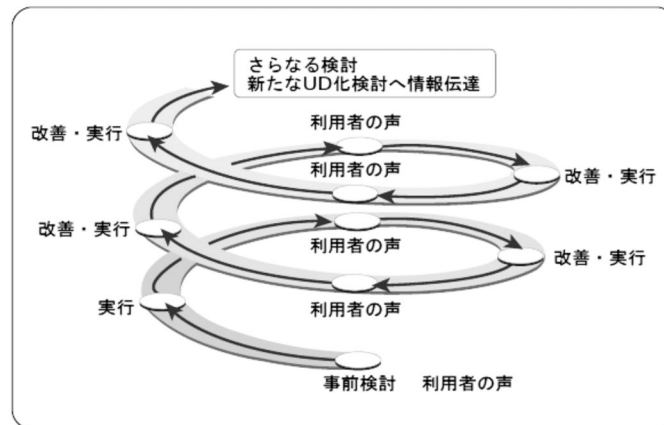
ユニバーサルデザインの考え方によって施設の環境整備を進めていくためには、利用者の様々な行動特性や利用実態を理解し、把握しておく必要があります。

施設の新設や大規模な改修等を行う場合には、運営事業者や設計者は、計画・設計・施工・完成後の各段階において、障害等の当事者を含めた多様な利用者等による検証や意見交換で得た情報や課題等の収集と蓄積を行い、活用（フィードバック）していくことが重要です。

次の計画にも反映し、さらに使いやすく、より良い整備に努めることができるだけでなく、維持管理面での工夫や適切な人的サポートにもつなげることができます。

このように、利用者の多様なニーズにきめ細やかに対応した建築物・道路・公園・公共交通施設等に改善していくために、整備の計画・設計・施工及び施設や設備の運用・管理において、こうした作業の繰り返し（スパイラルアップ）を着実に行うことが重要です。

そして、好事例が他の地域や事業者、設計者等へ波及してノウハウ等の蓄積が図られることにより、新たな取組みが生まれ、当事者参画の機会が更に増えることが求められています。



《イメージ図》

5 一体的、連続的整備の推進

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例では、全ての人が施設を円滑に利用できるよう、建築物、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場について対象施設と整備基準を定め、整備を進めています。そして、個々の施設の整備を進めると同時に、公共交通施設と道路や建築物に近接する道路、情報提供など、施設間の円滑な利用や移動の連続性を確保するよう計画的・一体的に整備を進めることも重要となります。

このため、本条例では異なる施設所有者等が連携して一体的に整備をするよう定めています。

3 世田谷区バリアフリー建築条例

〔世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例〕

1 条例の趣旨

世田谷区は、高齢者、障害者等のすべての人が、円滑に利用できる建築物の建築を促進するため、バリアフリー法第14条第3項の規定に基づき、法施行令で定める特定建築物※1から特別特定建築物※2に用途を追加し、法施行令で対象となる規模（2,000㎡）より引き下げ、さらに法施行令で定める建築物移動等円滑化基準に付加した基準を定めました。

この条例は、バリアフリー法第14条第4項の規定により、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定とみなされているため、建築基準法に基づく建築確認・検査の際の審査対象となります。

※1 特定建築物 バリアフリー法施行令第4条に規定する、多数の者が利用する建築物。

※2 特別特定建築物 特定建築物のうち、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもので、特に整備が必要なものとして、バリアフリー法施行令第5条に規定があり、バリアフリー建築条例第3条、第4条及び別表第1では法に追加して定める用途・規模の建築物を定義している。

2 建築物移動等円滑化基準

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにバリアフリー法施行令第11条から第24条に規定する、建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定めたもので、バリアフリー法第14条第3項に基づいて付加したバリアフリー建築条例第7条から第16条を含みます。

(1) 建築物特定施設

高齢者、障害者等が円滑に利用するための整備対象でバリアフリー法施行令第6条に規定している施設（出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機、便所、ホテル又は旅館の客室、敷地内の通路、駐車場、浴室等、標識、案内設備、案内設備までの経路）です。建築物特定施設には、移動等円滑化基準による整備が求められます。

(2) 移動等円滑化経路等

高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路を移動等円滑化経路等といい、移動等円滑化経路等上にある建築物特定施設には、一般基準より高いレベルの整備が求められます。

- ① 道等から利用居室までの経路
- ② 利用居室から車椅子使用者用便房までの経路
- ③ 利用居室から車椅子使用者用駐車施設までの経路
- ④ 建築物である公共用歩廊の一方の道等から他方の側の道等までの経路

(3) 特定経路

共同住宅における道等から各住戸（住戸の玄関扉）までの経路を特定経路といい、特定経路上にある建築物特定施設には、より高いレベルの整備が求められます。

(4) 宿泊者特定経路

宿泊施設では、不特定多数の者が利用する一般客室までの経路を宿泊者特定経路といいます。

3 中規模建築物と中規模共同住宅

区は、住宅都市という特性に鑑みて、東京都建築物バリアフリー条例よりも規模を引き下げて、整備を義務化しています。

(①バリアフリー建築条例第5条第2項、第3項、②第8条第2項)

- ① 中規模建築物：下記の用途で床面積の合計が 200 ㎡以上 500 ㎡未満の建築物
 - ・診療所（患者の収容施設を有しないものに限る）
 - ・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - ・飲食店
 - ・理髪店、クリーニング取次店等のサービス業を営む店舗
- ② 中規模共同住宅：床面積の合計が 1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満の共同住宅

4 増築・改築・用途変更

増築・改築・用途変更した部分の面積がバリアフリー建築条例で定める規模以上である場合、移動等円滑化基準に適合させる義務が生じます。また、下記の②から⑥の部分は増築などに係る部分でなくても移動等円滑化基準に適合させる義務が生じます。なお、建築基準法で規定する大規模な修繕、大規模な模様替えについては、対象ではありません（バリアフリー建築条例第15条）。

- ① 当該増築等にかかる部分
 - ② 道等から①にある利用居室、共同住宅の各住戸又はホテル等の一般客室までの経路
 - ③ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
 - ④ ①にある利用居室から③までの経路※
 - ⑤ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
 - ⑥ ①にある利用居室から⑤までの経路※
- ※利用居室が無い場合は、道等からの経路

5 複合建築物

(1) 床面積の合計が 2,000 ㎡未満の場合

各用途がバリアフリー建築条例で定める規模以上のものが対象となります。

(2) 床面積の合計が 2,000 ㎡以上の場合

バリアフリー法施行令やバリアフリー建築条例第3条で定める特別特定建築物の用途の面積を合計すると 2,000 ㎡以上となる場合は、それぞれの規模が条例等で定める規模未満であったとしても、複合建築物を構成するすべての特別特定建築物の用途部分が対象となります。この場合は、中規模建築物及び中規模共同住宅の対象規模であったとしても建築物や共同住宅の規定が適用になります。

4 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例

1 条例の趣旨

世田谷区が将来にわたって、活力のある地域社会を形成し続けるために、すべての人がその個性及び能力を発揮することができ、自由に様々な活動に参画し、自己実現をすることができるよう、すべての人にとって利用しやすい生活環境を整備していくことが重要です。そのためユニバーサルデザインを総合的に推進するために、条例を制定しました。

2 条例のあらまし

(1) 目的

区、区民及び事業者の相互の理解と協働のもと、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、すべての人が便利で心地よく利用できる生活環境の整備を推進することで、安全で安心して快適に住み続けられる地域社会の実現を目的としています。

(2) 区、区民等の役割

生活環境の整備に関して区、区民、事業者の役割を定めています。

① 区の役割

区は、条例の目的を達成するため、区民及び事業者との協働により、生活環境の整備に関する施策を推進します。

② 区民の役割

区民は、ユニバーサルデザインについての理解を深めるとともに、区の施策の推進に協力するよう努めることとします。

③ 事業者の役割

事業者は、ユニバーサルデザインについての理解を深め、積極的に生活環境の整備に努めるとともに、区の施策の推進に協力することとします。

(3) 区の基本方針

区は、条例の目的を達成するため、総合的かつ計画的に施策を推進します。

① 推進計画

生活環境の整備を総合的かつ計画的に推進するため、基本となる推進計画を策定します。

② 世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会

区長の附属機関として学識経験者、区民、事業者からなる「世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会」を設置し、整備基準や推進計画、施策の評価点検、推進地区の指定等に関する調査・審議を行います。

(4) ユニバーサルデザインの意識啓発

ユニバーサルデザインに係る意識を啓発し、すべての人が互いに理解を深め、交流の機会を設けるよう努め、区民及び事業者が生活環境の整備について理解を深めるとともに、生活環境の整備に関する啓発活動、相互の情報の共有、その他必要な措置を講じます。

(5) 対象施設

- ① 公共的施設：不特定又は多数の者が利用する建築物・道路・公園・公共交通施設等で、規則で定めるもの
- ② 特定公共的施設：公共的施設のうち、特に生活環境の整備を推進する必要があるもので、規則で定めるもの
- ③ 集合住宅：共同住宅、長屋、寮、宿舍

(6) 公共的施設、集合住宅の整備

区は、公共的施設等の生活環境の整備について、事業者・施主の判断の基準となる事項を定めます。

- ① 公共的施設、集合住宅の整備基準への適合努力義務
公共的施設及び集合住宅を所有・管理する者又は新設・改修をしようとする者は、当該公共的施設を整備基準に適合させるよう努めなければなりません。
また、他の公共的施設又は集合住宅を所有・管理する者又は新設・改修をしようとする者と連携し、安全で安心な移動を確保することができるよう、適切かつ一体的な措置を講ずるよう努めなければなりません。
- ② 特定公共的施設、集合住宅の遵守基準への適合義務
規則で定める規模の特定公共的施設及び集合住宅を所有・管理する者又は新設・改修をしようとする者は、当該特定公共的施設を遵守基準に適合させるために必要な措置を講じなければなりません。

(7) 情報及びサービスに係る取り組み

事業者は、公共的施設を利用する者の安全で快適な利用及び移動を確保するため、必要な情報及びサービスの提供に努めるものとします。また、事業者は、情報の提供に当たっては、公共的施設を利用する者が容易に理解することができるように配慮し、情報の適切な管理に努めるものとします。

(8) 移動のユニバーサルデザイン

区は区民や事業者等と連携して区民の安全で安心な移動を確保するために適切な移動手段の確保と整備に努め、必要な場合は公共交通事業者に対し車両等の構造・運行上の配慮について必要な措置を講ずるよう要請をするものとします。

事業者等は安全安心な移動環境の整備管理のための協定を締結することができます。

また、公共的施設において物品の放置等により移動の妨げにならないよう努めるものとします。

(9) 東京都の同様の条例との関係

東京都では「東京都福祉のまちづくり条例」を制定しています。

世田谷区の条例は、都条例と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めているため、東京都福祉のまちづくり条例第29条に基づき適用除外を受けており、東京都への届出は不要となります。

5 整備における基本的な考え方・概要編

1 条例の対象施設

(1) 公共的施設と特定公共的施設

公共的施設は、不特定又は多数の者が利用する施設のうち規則で定めた施設です。公共的施設のうち、特に生活環境の整備を推進する必要があるものを特定公共的施設といい、確認申請の前（確認申請が伴わない場合は、工事に着手する 30 日前）に届出提出が必要です。区が道路等の新設等を行う際には、道路・公園・公共交通施設・路外駐車場新設等整備計画報告書を区長に提出します。

公共的施設の所有者等は、整備基準に適合させるよう努め、特定公共的施設の所有者等は、整備基準に適合させるよう努めるとともに、遵守基準に適合させなければなりません。

－公共的施設と特定公共的施設－

	公共的施設		特定公共的施設	
		1 医療等施設	病院、診療所、助産所、施術所、薬局	全て
	2 公益施設	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	全て	
	3 福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設、保育所など	全て	
	4 学校等施設	幼稚園、小・中・高等学校、大学、専修学校など	全て	
建築物 (小規模建築物を含む。)	5	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	全て
	6 自動車関連施設	自動車の駐車のための施設		250㎡以上 かつ 20 台以上
		自動車の停留のための施設		500㎡以上
		自動車修理工場、自動車洗車場		200㎡以上
		自動車教習所		1,000㎡以上
		ガソリンスタンド		全て
	7 公衆便所	公衆便所		全て
	8 集会施設	区民会館、地区会館、公会堂、集会場、冠婚葬祭施設など		全て
	9 物品販売業を営む店舗等	百貨店、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなど		全て
		卸売市場		2,000㎡以上
	10 飲食店	食堂、レストラン、喫茶店、ファーストフード店など		全て
	11 サービス店舗等	郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、銀行、貸衣装屋等、ガス・電気・電気通信などの営業所 学習塾、華道教室、囲碁教室など		全て
	12 宿泊施設	ホテル、旅館など		500㎡以上
	13 興行施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場など		500㎡以上
	14 文化施設	博物館、美術館、図書館など		全て
	15 展示施設	展示場、自動車展示場、モデルルームなど		500㎡以上
	16 運動施設	体育館、水泳場、ボーリング場など		500㎡以上
	17 遊興施設	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールなど		500㎡以上
	18 公衆浴場	公衆浴場、クアハウスなど		200㎡以上
	19 業務施設	事務所		500㎡以上
20 工業施設	工場など		2,000㎡以上	

	21 公共用歩廊	公共用歩廊	1,000 ㎡以上
	22 地下街	地下街など	1,000 ㎡以上
	23 複合施設	1 から 22、集合住宅の施設の複合建築物	1,000 ㎡以上
道 路	道路法・建築基準法による道路、公共通路など		全て
特 定 道 路	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 2 条第 9 号の特定道路		全て
公 園	公園、緑地等（都市公園、児童遊園、身近な広場、広場状空地）、動植物園、庭園		全て
公共交通施設	鉄道駅、軌道の停車場、バスターミナル、自転車等駐車場など		全て
路外駐車場	路外駐車場で建築物及び小規模建築物に該当しないもの		250 ㎡以上 かつ 20 台以上
集 合 住 宅	集合住宅（共同住宅、長屋、寮、宿舎）は、床面積の合計が 1,000 平方メートル以上又は住戸数 20 戸以上の規模のものが届出対象です。		

2 完了届の提出と適合証の交付

完了時には完了届を提出いただき、条例の基準に適合していることが確認できる場合には、整備基準又は遵守基準の適合証をお渡ししています。適合証は施設への掲示をお願いします。



《整備基準適合証》



《遵守基準適合証》

3 整備基準の種類と整備の対象範囲

(1) 整備基準と遵守基準

整備基準は、公共的施設の所有者等が適合に努めなければならない基準です。

遵守基準は、整備基準のうち特に守るべき基準で、特定公共的施設の新設・改修をしようとする者は遵守基準に適合させなければなりません。

公共的施設：整備基準への適合努力義務

特定公共的施設：遵守基準への適合・届出義務

	整備基準（努力）	遵守基準（義務）
建築物	建築物の整備基準（別表 2）	建築物の遵守基準（別表 3）
小規模建築物		小規模建築物の遵守基準（別表 4）
集合住宅	集合住宅の整備基準（別表 12）	集合住宅の遵守基準（別表 13）
道路	道路の整備基準（別表 5）	道路の遵守基準（別表 6）
特定道路	特定道路の整備基準（別表 6 の 2）	特定道路の遵守基準（別表 6 の 3）
公園	公園の整備基準（別表 7）	公園の遵守基準（別表 8）
公共交通施設	公共交通施設の整備基準（別表 9）	公共交通施設の遵守基準（別表 10）
路外駐車場	路外駐車場の整備基準・遵守基準（別表 11）	

(2) 整備基準と遵守基準の適用範囲の違い

建築物の場合は、整備基準と遵守基準で整備の対象範囲がそれぞれ異なります。遵守基準は、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分（※）」に適用されます。一方、整備基準は、「不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分」に適用されます。これは、遵守基準の適用範囲に、不特定少数の者が利用する部分と特定多数の者が利用する部分を追加したものです。

※読み替え規定

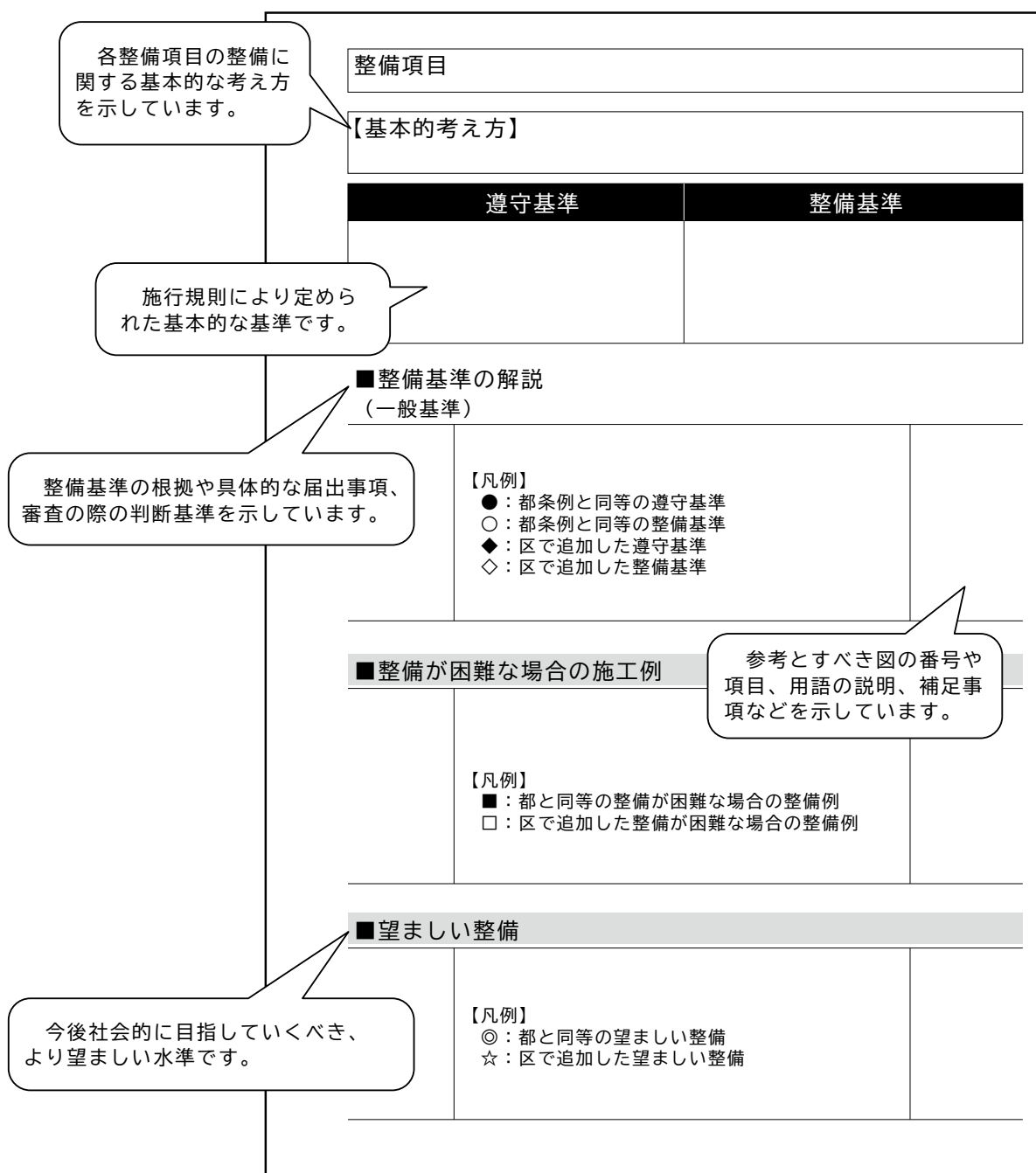
バリアフリー法第 2 条第 19 号に定める特別特定建築物その他これらに類する施設以外の特定公共的施設（別表第 1 の 1 の部及び 2 の部に定めるもの）は、建築物の整備基準の個々の整備項目の中で、「不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」と読み替えて適用します。（規則第 11 条第 7 項、集合住宅第 11 条第 8 項）

また、道路等の場合には遵守基準及び整備基準についてはどちらも「不特定かつ多数の者が利用する部分」に適用されます。

6 このマニュアルの見方

◆道路編・公園編・公共交通施設編・路外駐車場編

道路編・公園編・公共交通施設編・路外駐車場編では整備項目ごとに「①基本的考え方」「②整備基準」「③整備基準の解説」「④望ましい整備」「⑤参考図」の5つにより構成されています。ただし、公園編の整備項目 19 は「②整備基準」が、整備項目 6、14、16、17、20 は「⑤参考図」がありません。



《 参考図 》

【凡例】

- ：遵守基準
- ：整備基準
- ◎：望ましい整備

マニュアルの図解は
整備基準の内容の理解を
容易にするためのもので、一例と
して表示してあります。各施設の設計
目的や構造などに応じて、より利用
しやすいよう、設計における
配慮をお願いします。

解説編

道路編

基本的考え方	2
1 歩道等（歩車道の分離）	5
2 歩道等（歩道等の有効幅員及び勾配）	11
3 歩道等（舗装等）	16
4 路肩の確保及び区別化	18
5 歩道等と車道等との段差（一般的事項）	20
6 歩道等と車道等との段差（交差点における切下げ）	24
7 歩道等と車道等との段差（枝道等と交差する場合）	26
8 沿道敷地との段差	28
9 橋の取付け部	30
10 車両乗り入れ部	32
11 横断歩道	36
12 視覚障害者誘導用設備	39
13 立体横断施設	43
14 休憩施設（ベンチ等）	47
15 道路附属物及び占用物の整理	50
16 歩行者広場	52
17 案内板等	54
18 照明施設	56
19 階段	57
20 滑止め等の交通安全施設	59
21 駐車場（道路附属物としての自動車駐車場）	61

基本的考え方

1 基本的考え方

道路は都市の基盤施設として、多くの機能を受け持っている。なかでも、全ての人に「安全で使いやすい歩行空間としての道路の機能」を提供することが、道路に課せられた重要な課題であり、これを実践することがユニバーサルデザインのまちづくりとしての道路整備であるとする。

すなわち、道路空間において、歩行者の通行動線が連続的に確保され、その上で、通行動線の各所において安全性が考慮され、さらに、通行上の快適性についても配慮されることが、これからの道路の望ましい姿である。

そのためには、道路の整備に当たり、高齢者や障害者を含む全ての人から寄せられる、道路に対しての多様な要望や意見を踏まえながら、次のような課題を解決していくことが大切なことである。

- 道路を利用する人と、道路を整備する側との役割のルール化
- それぞれの施設と、それに接続する道路との協力関係の確立
- 交通機関と道路との連続性の確立
- 高齢者や障害者を含む全ての人利用という視点から見た道路整備手法の検討・研究など

これからの道路整備は、だれもが安全かつ快適に社会活動に参加できるよう、その整備に関する計画を立てる必要があり、個々の整備に当たっては、次に述べる視点に立って整備を進めていくことが必要である。

<安全性・快適性の確保>

高齢者や障害者を含む全ての人安全かつ快適に歩行・移動ができるよう、ユニバーサルデザインの考え方に立って道路整備を行う必要があり、その整備に当たっては、次の点に留意する。

- ① 高齢者や障害者を含む全ての人歩行、車椅子による移動を基本的な交通手段として位置づけ、安全性、快適性を確保できるよう道路の整備に努める。
- ② 道路の整備方針については、だれもが安全で安心して利用できる道路空間を目指し、歩車道の分離、路面の平坦性、有効幅員の確保などのバリアフリー化について利用上の配慮を行う。

<連続性の確保>

だれもが自由に移動できる歩行者空間を確保することは、福祉のまちづくりの重要な要素である。したがって、歩行者空間を連続的に確保するため、ネットワークとなるように道路整備を行うことに重点を置く。

ネットワークは、高齢者や障害者を含む全ての人を考慮し、既存の整備状況などを考えた上で、地区内の国道、都道、区市町村道管理者などと協議の上策定する必要がある。

2 公共的施設及び特定公共的施設の範囲

- ・道路法の道路：道路法第2条第1項に基づく道路（高速自動車国道・一般国道・都道・（区）市町村道その他）
- ・建築基準法の道路：建築基準法第42条第1項第2号から第5号までに規定する道路又は同条第2項に規定する道路で、不特定かつ多数の者が利用するもの。
- ・区管理道路：世田谷区公共物管理条例第2条第2号又は第3号に規定する水路等を使用した通路で、不特定かつ多数の者が利用するもの。
- ・世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例第3条の規定による助成の対象となる私道

3 整備基準を準用するもの

- ① 将来、対象となる道路となる予定のもの
事前協議の中で指導する。
- ② 対象となる法令及び条例以外の道路
不特定かつ多数の人が通行する道路にあつては、施工者等に本基準の準用を要請する。

4 整備基準の適用を除外できるもの

- ① 本基準に適合しない狭い歩道が設置されている既設道路において、今後、拡幅整備することが困難な箇所
- ② 道路の勾配や沿道宅地との高低差等の事情により、本基準に適合した整備が困難な箇所
ただし、上記①②に該当する場合にあつても、本基準に適合した整備が可能な項目については適用し、基準を満足できない項目についても可能な限り本基準の趣旨を踏まえた措置を講ずるよう努めるものとする。

5 工事中箇所における対応

道路上において工事を実施する場合、又は沿道の工事において道路を使用する場合にも、本基準に基づき、高齢者や障害者を含む全ての人に対し配慮すること。

6 道路編における「整備が困難な場合の施工例」の位置づけ

<整備が困難な場合の施工例>

現段階では技術面、管理面、その他周辺の状況等により全面的に対応することは困難であるが、施工することによって、現状より改善効果が期待できる姿を示したものの。

7 「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施設整備マニュアル」と「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」との関係性

本マニュアルは、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例に基づく道路の整備に関する部分（特定道路を除く）を対象とし、道路の新設・改築時に適合義務や努力が課せられる遵守基準や整備基準について、図解を含めて解説するとともに、より高い水準である「望ましい整備」についても説明しているものである。

一方、国土交通省が定める「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」（以下「国ガイドライン」という。）は、バリアフリー法に基づき、特定道路などの新設、改築時に適合遵守義務が課せられる道路移動等円滑化基準に加えて、全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインによる道路空間のあり方を示した目安である。

このため、本マニュアルは、国ガイドラインと適合遵守義務が課せられる対象が異なり、世田谷区内の全ての道路が対象となることから、ガイドラインに比べて対象範囲が広いものである。

このことから、本マニュアルは、高齢者や障害者を含めた全ての人安心して円滑に施設を利用できるよう、国ガイドラインを参酌しつつ、区として、道路を設計する上で必要な共通事項を取りまとめるものである。なお、マニュアルに解説の無い部分に係る内容については、本マニュアルに加え、国ガイドラインを参照し、整備するものとする。

歩行者の滞留の用に供する空間や歩行者利便増進施設などの利便増進に関する構造基準、視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法、歩行者が通行する空間の境界の明示などの道路構造等に係る内容については、道路構造令や国ガイドラインを参照し、整備するものとする。

1 歩道等（歩車道の分離）

【基本的考え方】

歩車道は分離することを原則とする。歩道の形式については、高齢者や視覚障害者、車椅子利用者等を含む全ての歩行者にとって安全で円滑な移動が可能となる構造とすることが原則であり、視覚障害者の歩車道境界の識別、車椅子使用者の円滑な交通等に十分配慮したものでなければならない。ただし、道路幅員が狭く分離することが困難な場合、又は安全対策が施されている場合はこの限りではない。

遵守基準	整備基準
ア 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）と車道又は車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）とは、原則として分離し、歩行者又は自転車利用者（以下「歩行者等」という。）の安全を確保すること。	
イ 歩道等と車道等を分離する方法としては、セミフラット形式を原則とすること。	
ウ 歩道に設ける縁石の車道に対する高さは、15cm以上とすること。	

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

道路の諸条件	<p>●歩車道を分離する方法は、道路の諸条件を総合的に考慮し、選択する。</p> <p>(1) 道路の総幅員 (2) 自動車交通の面から幹線道路であるかどうか。 (3) 歩行者・自動車及び自動車の交通量・法定速度 (4) 自動車から歩道利用者の安全をどのように確保するか。 (5) 住宅地、商業地等沿道利用状況及び公共施設の有無 (6) 沿道の高さ、道路の縦横断勾配及び排水計画</p>	
歩車道を分離する方法及び形態	<p>●歩道の形式については、高齢者や視覚障害者、車椅子利用者等を含む全ての歩行者にとって安全で円滑な移動が可能となる構造とすることが原則であり、視覚障害者の歩車道境界の識別、車椅子使用者の円滑な交通等に十分配慮したものでなければならない。このため、歩車道を縁石によって分離する場合の歩道の形式は、歩道面を車道面より高く、かつ縁石天端高さより低くする構造（セミフラット形式）とすることを原則とする。</p> <p>ただし、沿道の土地利用の状況によりセミフラット形式による整備が困難な場合にはマウントアップ形式又はフラット形式を選択する。</p> <p>《セミフラット形式》</p> <p>(1) マウントアップ形式とフラット形式の中間的構造 (2) すりつけ勾配や段差がマウントアップ形式に比べ、安全性を保ちながらなめらかに施工できる。 (3) 路面排水への配慮が必要である。</p> <p>《マウントアップ形式》</p> <p>(1) 安全性は高いが、歩道面と車道面との段差が大きい。 (2) 自動車交通量の多い幹線道路に適している。</p> <p>《フラット形式》</p> <p>(1) 平坦性が保てるが、路面排水に配慮が必要である。 (2) 自動車交通量の少ない道路に適している。</p>	<p>→【図1-1】</p> <p>→【図1-2】 歩道面が車道面より高く、縁石天端の高さより低い。</p> <p>→【図1-3】 歩道面が車道面より高く、縁石天端の高さと同一。</p> <p>→【図1-4】 歩道面と車道面の高さが同一。</p>

歩車道を分離するもの	●a 縁石 b 防護柵 c 植樹帯 d 縁石+防護柵 e 縁石+植樹帯 d,e のように防護柵、植樹帯を併用することにより、さらに通行の安全性が高まる。	
バス停留所区間の構造	●バス停留所に接続する歩道については、高齢者や視覚障害者、車椅子使用者等の円滑な利用を考慮し、当該部分の歩道面を高くするなど、必要な措置を講ずる。 ※相互通行の道路を歩車道分離するときは、緊急車両の通行の確保を考慮し、交通量が多い道路においては、7.0m以上の車道幅員の確保に努めなければならない。	
縁石の高さ	●歩車道境界（車乗入れ部や横断歩道及び細街路との交差点部に接続する部分を除く）の縁石天端の高さは、歩行者の安全な通行を確保するため車道面から 15cm 以上とする。ただし、歩行者等の安全な通行が確保される場合であって、雨水等の適切な排水が確保できる場合には、必要に応じ 5cm まで低くすることができる。	→【図 1-5】
歩行者と自転車の分離	●自転車は、車道通行が原則であるため、歩行者と自転車の分離を標準とする。整備にあたっては、車道の活用を基本としつつ、地域の道路事情に応じた整備形態を選定することとし、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省道路局・警察庁交通局）」等を参考とする。	

■整備が困難な場合の施工例		凡例：■都と同等整備例 □区で追加した整備例
	<p>■歩車道が分離できない細街路において、以下の条件を満たす場合は歩車共存道路として整備する手法がある。この場合、道路構造を工夫する他、交通規制等を適切に組み合わせて整備していく。</p> <p>(1) ハンプ、狭窄部や屈曲部の設置等により走行車両を減速させて歩行者及び自転車の安全な通行を確保することが可能であること。</p> <p>(2) 自動車交通量が少ない道路であること。</p> <p>□地元等との合意形成を図ることができる箇所についても歩車共存道路として整備する場合は、道路構造を工夫する他、交通規制等を適切に組み合わせて整備していく。</p>	



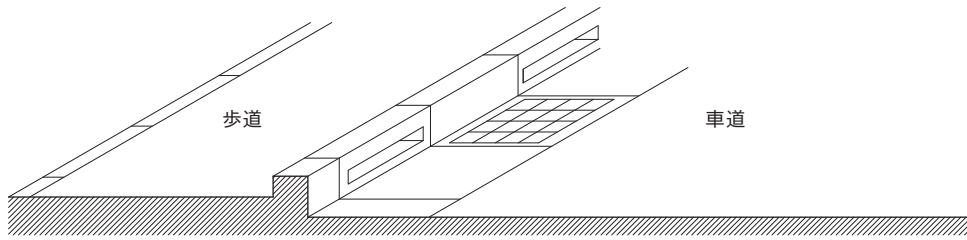
タクシー乗降場

車椅子使用者が UD タクシーやリフト付きタクシーに乗り込む時間がかかることが車椅子使用者の心の負担となることも考えられる。そのため、安全・安心に乗車できるよう、乗り場を一般利用者と別の場所に確保する。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合はこの限りでない。

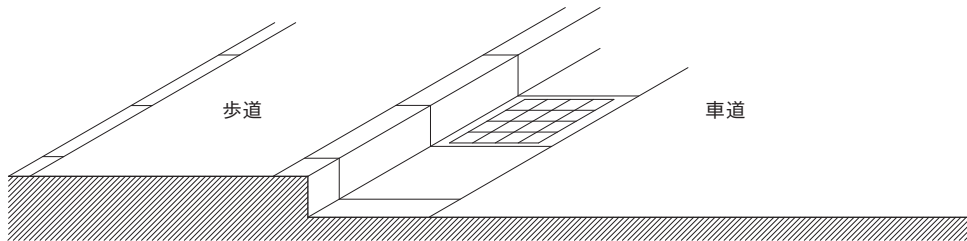
後部乗降の車両と側方乗降の車両への対応を考慮した幅、長さ、高さ、縁端部の構造とすることが望ましい。

【図1-1】歩車道を分離する方法

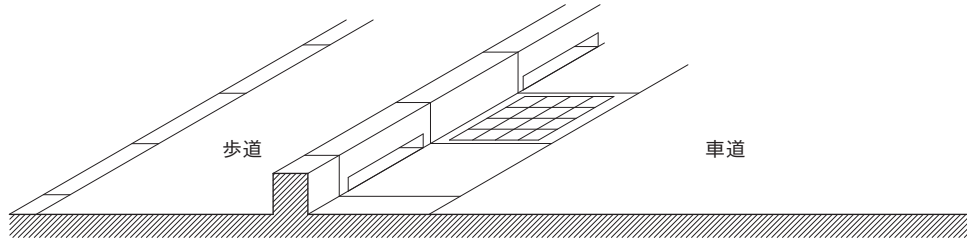
(1) セミフラット方式



(2) マウントアップ方式

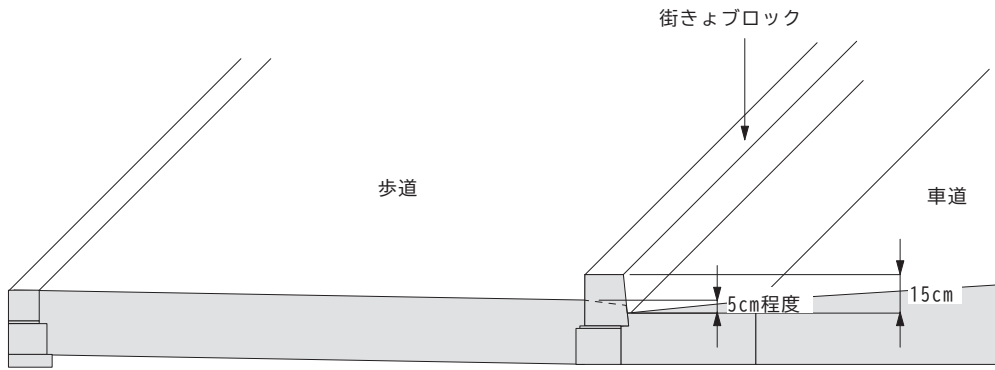


(3) フラット方式

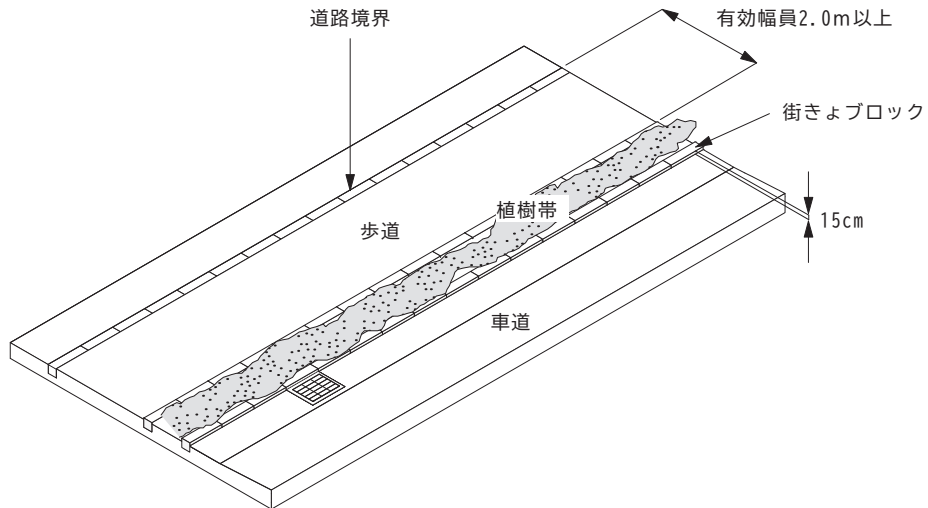


【図1-2】 セミフラット方式

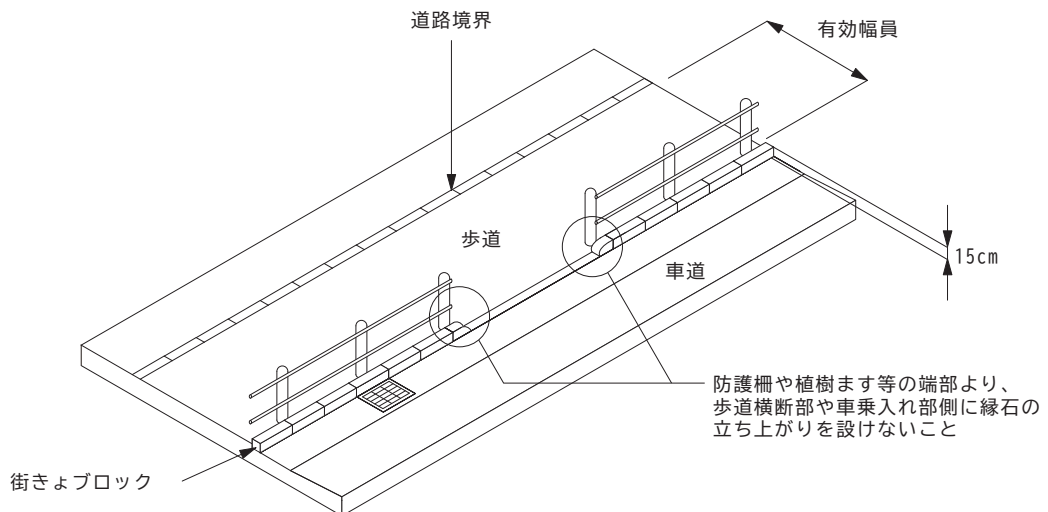
(ア) 縁石タイプ



(イ) 縁石+植樹帯タイプ

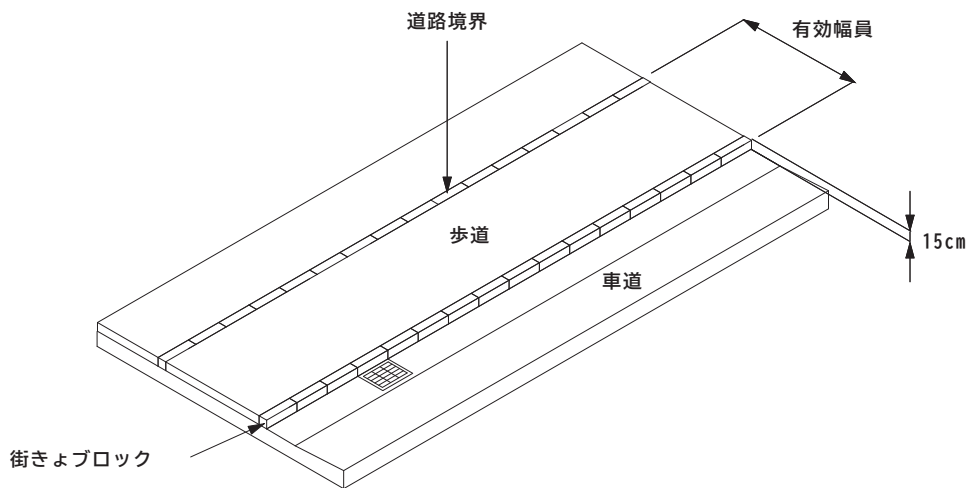


(ウ) 縁石+横断抑止柵又は車止め柵タイプ

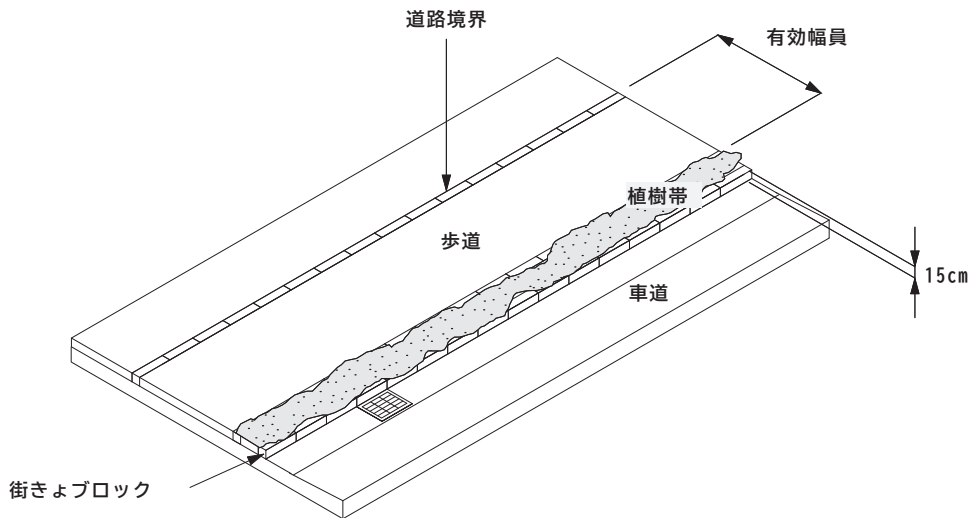


【図1-3】マウントアップ方式

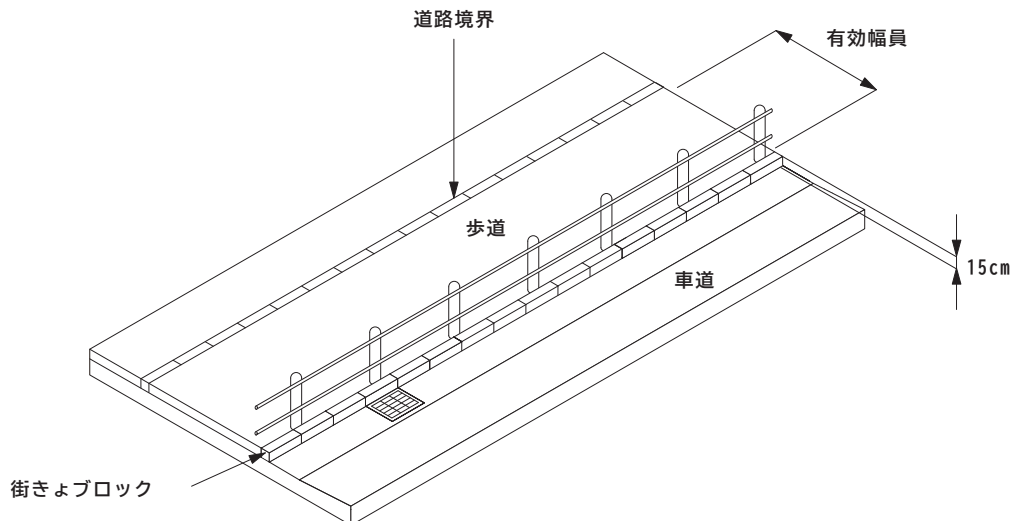
(ア) 縁石タイプ



(イ) 縁石+植樹帯タイプ

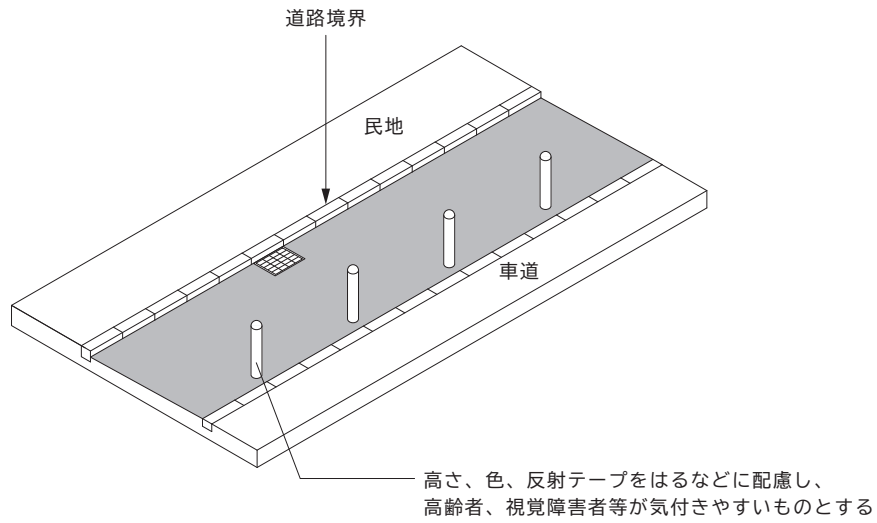


(ウ) 縁石+横断抑止柵又は車止め柵タイプ

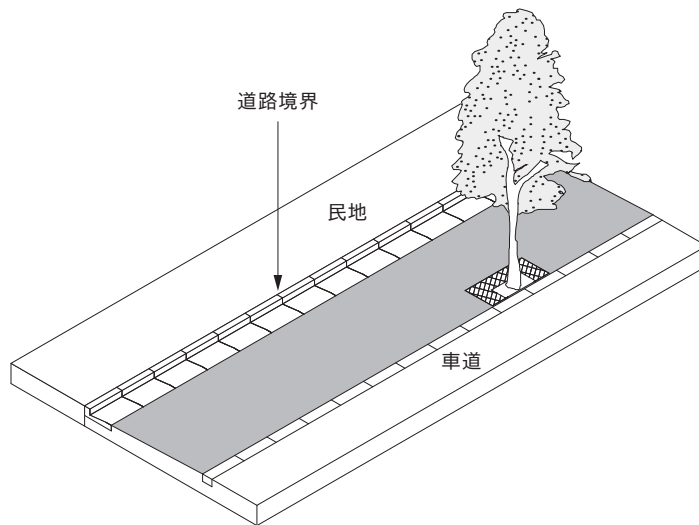


【図1-4】フラット方式（ソフト分離タイプ）

■車止めで分けた例

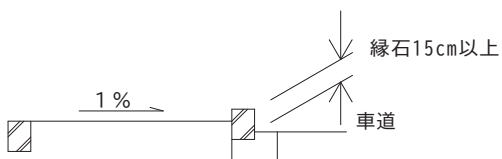


■街路樹で分けた例

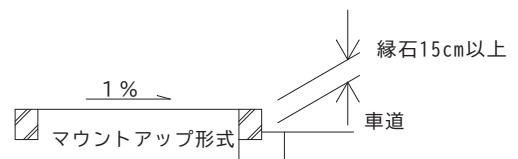


【図1-5】縁石の高さ

■一般部（セミフラット形式）



■一般部（マウントアップ形式）



2 歩道等（歩道等の有効幅員及び勾配）

【基本的考え方】

高齢者、障害者等歩行者のだれもが自由に移動できる歩行空間を連続的に確保する。

遵守基準	整備基準
ア 歩道の有効幅員は、原則として2.0m以上とし、当該歩道の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めること。	ア 同左
イ 歩道等は、歩行者等が安心して通行することができる歩行空間を立体的かつ連続的に確保すること。	イ 同左
ウ 歩道等の縦断勾配は、5/100以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、8/100以下とすることができる。	ウ 同左
エ 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、路面排水を考慮し、かつ、1/100以下とする。ただし、道路の構造、気象の状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合又は地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、2/100以下とすることができる。	エ 同左
—	オ 単断面道路の路肩部分の横断勾配は、路面排水を考慮し、かつ、最小限とすること。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

有効幅員の確保	●有効幅員は、当該道路の地域特性や道路の種類などを勘案して、当該道路での多様な利用形態を踏まえて設定することとし、原則として2.0m以上とする。 なお、車椅子使用者同士が安心してすれ違えるように、車乗り入れ部において歩道を切下げる場合であっても、原則として2.0m以上の平坦部を連続して確保する。	→【図2-1】 【図2-2】
縦断勾配	●縦断勾配は5%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合には、8%以下とすることができる。	
横断勾配	●歩道の構造は原則として透水性舗装とし、横断勾配は1%とすること。ただし、透水性舗装としない場合又は地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合には、2%とすることができる。	
坂道における縦断勾配	◆坂道における歩道においては、垂直に75cm上昇するごとに、1.5m以上の平坦部を設ける。 ◆やむを得ず規定の縦断勾配を超過する坂道には、近隣で基準に適合した回路や交通機関を案内板等の公共サインにより誘導する。	
立体交差	◆歩車道が分離されている道路が、他の道路や鉄道等と立体交差する場合は、車道の縦断勾配、縦断曲線とは別に、歩道の縦断を設定することにより、歩道の縦断勾配を緩和する。	→【図2-5】

<p>単断面道路</p>	<p>◆歩行者が通行する単断面道路の縦断勾配についても、可能な限り歩道の基準を準用する。</p> <p>◆単断面道路についても、透水性舗装や排水性舗装による雨水排水処理を行い、路肩部分の勾配が緩くなるように工夫する。</p>	<p>→【図 2-6】 【図 2-7】</p>
<p>建築限界の確保</p>	<p>●安心して通行できる歩行空間を確保するために、歩道上には、高さ 2.5m 以上の空間を連続して確保する。</p>	<p>→【図 2-1】 歩道又は自転車道においては高さ 2.5m となっている。(道路構造令)</p>
<p>施工上の配慮</p>	<p>●歩道の整備に当たっては、以下のことに配慮する。</p> <p>(1) 既存の植樹帯、街路樹については、極力残しながら、有効幅員の確保に努める。</p> <p>(2) 標識柱、街路灯などは、機能上、可能な範囲において電柱への添架など整理統合を図るとともに、設置位置に十分配慮する。</p> <p>(3) 植樹帯については、有効幅員の確保と緑化推進の見地から樹種を選定するなど配慮する。</p> <p>(4) 防護柵や横断抑止柵等については、ボルトの突起、巻き込み部のエッジ及び支柱等が歩行者に危険を与えないよう配慮する。</p> <p>(5) 歩道への乗り上げによる違法駐車や不法占用を防止するため、ポラード等の設置などを検討する。ポラードの高さは、歩行者等がポラードを認知しやすい高さで、かつ歩行者等が行う安全確認を阻害しない高さである必要がある。ポラードの高さは 85cm 以下、色は周辺と区別のつく分かりやすいものかつ反射テープ等による視認性の確保が望ましい。</p> <p>(6) 歩行者の通行動線上に排水溝や集水ます等を設置する場合は、歩行に支障にならないように細目(すき間 10mm 以下)の網の製品を使用する。</p> <p>(7) PR シートを敷設し、視覚障害者誘導用ブロック上への商品のせり出しや置き看板、放置自転車等を防ぐ。</p> <p>(8) 歩道に自転車等の駐車施設を設置する場合、歩行者の通行を阻害しない位置とする。</p>	<p>→高木等について、あまり枝が広がらない樹種を選定する等 →【図 2-3】</p> <p>→【図 2-4】</p>

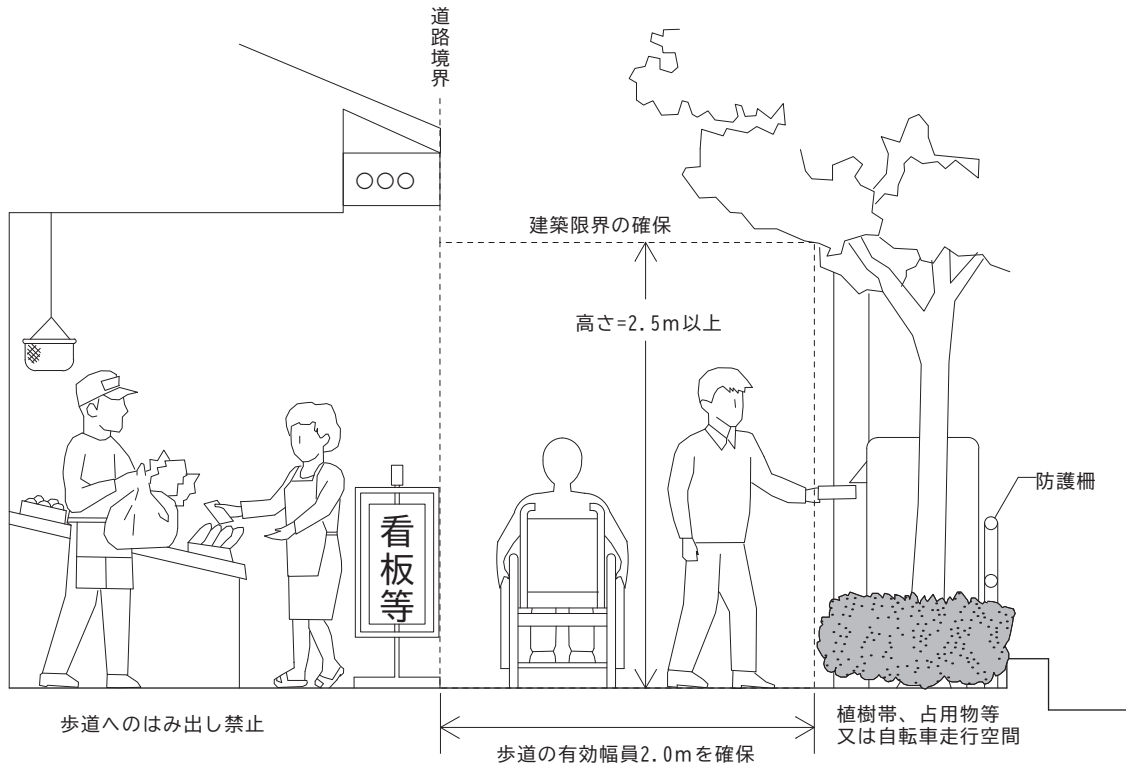
<p>■整備が困難な場合の施工例 凡例：■都と同等整備例 □区で追加した整備例</p>		
	<p>有効幅員の確保</p> <p>■沿道の利用状況や道路の交通量等により、歩道の有効幅員 2.0m 以上を確保することが困難な場合には、少なくとも歩道の有効幅員として 1.5m を確保する。</p> <p>この場合、要所に 2.0m 以上の有効幅員を部分的に確保し、車椅子使用者同士のすれ違いを実現できるようにする。</p>	

建築限界

建築限界とは、道路上で車両や歩行者の交通の安全を確保するために、ある一定の幅、ある一定の範囲内には障害となるような構造物を配置してはならないという空間確保の限界である。

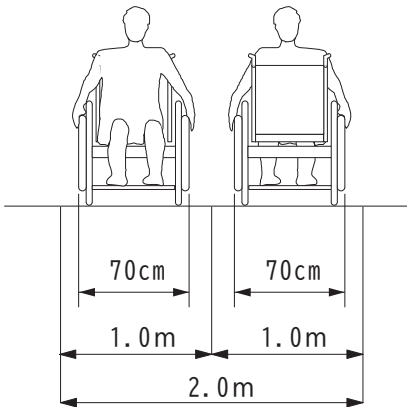
<p>有効幅員の確保</p>	<p>◎将来、障害物などにより有効幅員が狭められないよう配慮する。</p> <p>(1) 沿道敷地内の公開空地や公共施設の外構部分との境界の段差をなくし、平面的に一体化した歩行者空間として利用できるよう工夫する。</p> <p>(2) 歩道の有効幅員が、将来、道路附属物、占用物若しくは不法占用物等により幅員や建築限界が狭められないように配慮する。</p> <p>(3) 有効幅員を狭める路上への商品のせりだし、置き看板、放置自転車等をなくすため、道路の適正な使用について、沿道へのPRを実施するなど、住民の意識を高めるとともに、道路形態により、それらの誘発を防止するよう工夫する。</p> <p>(4) 歩道への乗り上げ駐車を防ぐため、車止めや植樹帯など道路構造上の工夫をする。また、歩車道が分離されていない道路についても違法駐車の防止を工夫する。</p> <p>(5) 歩行者にとって障害となる道路内の電柱については、安全で快適な歩行空間を確保するため、無電柱化等の手法も検討する。</p> <p>歩道幅員や沿道の状況等により撤去が困難な場合は、建柱位置の見直しや細径柱への変更などの工夫とともに支線が必要な際の位置にも配慮する。</p>	
----------------	---	--

【図2-1】有効幅員の考え方



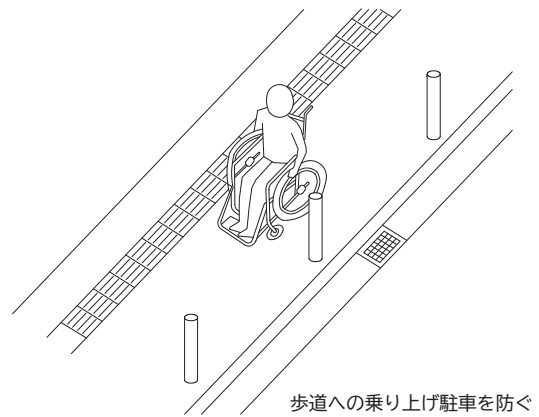
【図2-2】歩道幅員決定の根拠

■車椅子使用者同士のすれ違い



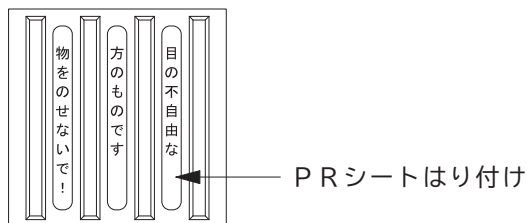
【図2-3】施工上の配慮

■ボラードの敷設

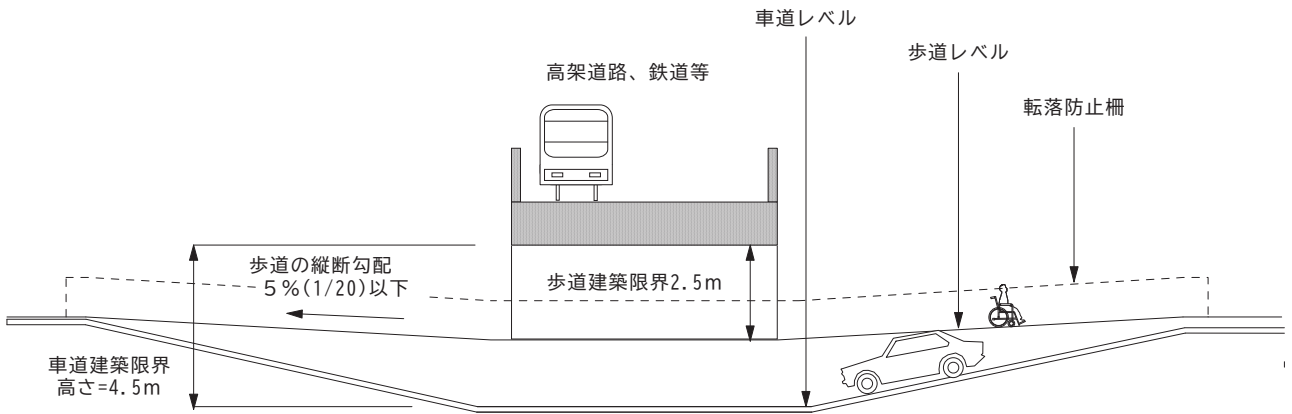


【図2-4】路面表示物（駐輪禁止など）

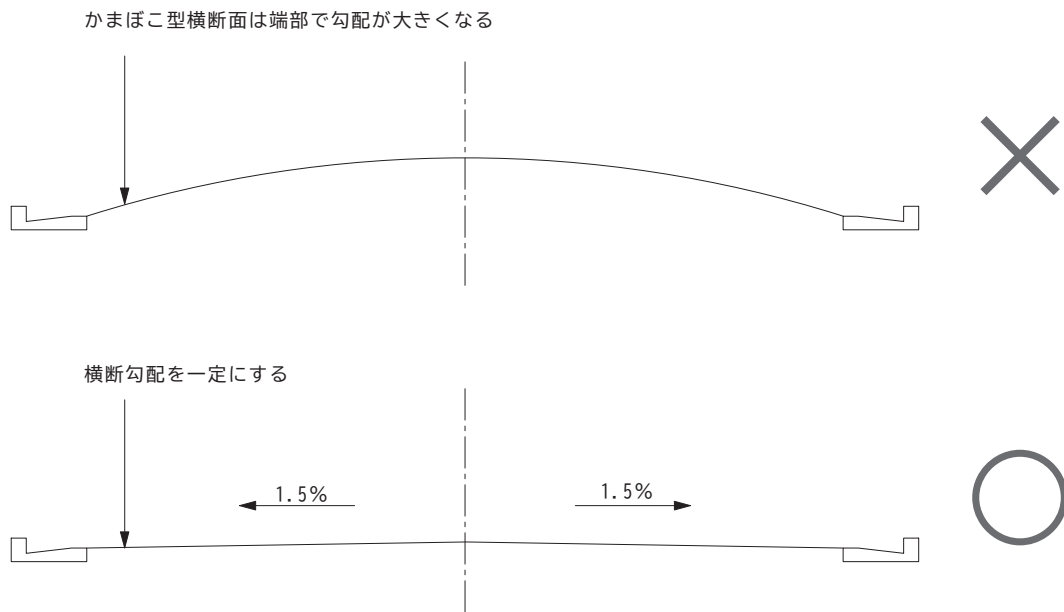
■PRシートの敷設



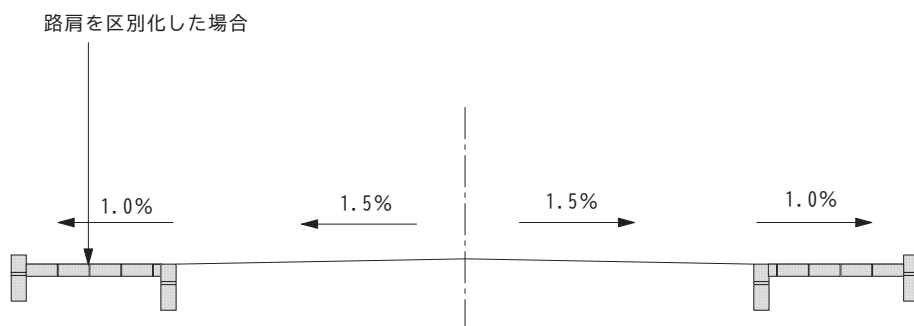
【図2-5】立体交差の例



【図2-6】横断勾配の一定化



【図2-7】横断勾配の縮小化



3 歩道等（舗装等）

【基本的考え方】

高齢者、障害者等歩行者のだれもが、安全で、かつ快適に歩行・移動ができるよう、歩道面は平坦性、滑りにくさ、水はけのよさ等を考慮する。

遵守基準	整備基準
ア 歩道等の舗装は、歩行者等の通行の安全性及び快適性を確保するため、平坦性、滑りにくさ、水はけの良さ等を考慮し、舗装材料を選択すること。	ア 同左
－	イ 歩道等の舗装は、透水性舗装とすること。ただし、道路の構造、気象の状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。
－	ウ 車道等の舗装は、可能な限り透水性舗装又は排水性舗装とすること。
イ 排水溝、集水ます等には、杖、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ちず、かつ、滑りにくい構造の蓋を設けること。	エ 同左

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

舗装材料	<p>◇舗装構造を問わず、平坦性、滑りにくさ、水はけのよさ等、全ての人が安全で快適に歩行できる材料とする。</p> <p>●インターロッキングブロック等の材料は、面取りや目地幅のできるだけ小さいものを使用し、車椅子等の車輪による振動の発生しにくい路面とする。</p> <p>●路面が滑ると、歩きにくいだけでなく、転倒のおそれがある。特に、雨などにより、濡れた路面は滑りやすくなるので、舗装材料の選択には十分注意する。</p>	<p>→路面が滑りにくすぎるのも、つまずきの原因となる場合があるので、舗装材料の選択には十分注意する。</p> <p>→滑りにくさの目安として、湿潤状態の滑り抵抗値BPNが40以上であることが望ましい。</p>
舗装構造	<p>◇インターロッキングブロック舗装等による透水性舗装は、目地透水としてもよい。</p> <p>◇歩道は透水性舗装とする。ただし、構造上やむを得ない場合（車乗入れ部等）はこの限りではない。</p> <p>◇幅員 6.0m以下の単断面道路については、原則として透水性舗装若しくは排水性舗装とする。</p> <p>◇幅員 6.0mを超える単断面道路については、現在及び将来の自動車交通量を勘案し、可能な限り、透水性舗装若しくは排水性舗装とする。</p> <p>◇歩車道が分離されている車道についても、可能な限り、排水性舗装の検討を行う。</p> <p>◇カラー舗装は、弱視の人に有効であり、安全面で滑り止め効果がある（コラム参照）。</p>	
維持管理	<p>◇アスファルトコンクリート等の合材による透水性舗装については、透水性能の低下を招かないように、定期的な清掃を行う。</p>	

平坦性	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者、障害者等にとっては、わずかな凹凸や段差が、つまずいたり、転倒したりする原因となる。 また、連続する凹凸は、車椅子使用者やベビーカーの通行に不快な振動を与える原因となるので、歩道の平坦性確保には十分注意する。 ●沿道建築物のアプローチが整備されている場合、平坦性の確保には特に配慮する。 	<p>→歩道の修景等を実施する場合には、舗装材料の選択に十分注意する。</p> <p>→民地との境界付近の段差は、極力無くすよう配慮する。</p>
滑り	<ul style="list-style-type: none"> ●歩道に占有しているマンホール等の蓋についても、平坦性を確保するとともに、歩行性の良い材料を使用する。 	
水はけ	<ul style="list-style-type: none"> ●水たまりができると、歩きにくいだけでなく、歩行の障害ともなるので、施工に当たっては、舗装は原則として透水性舗装とし、平坦性を確保する。 	

湿潤状態の滑り抵抗値 BPN (British Pendulum Number) とは…
 舗装路面の滑り抵抗を示す値。現場若しくは試験室において、主として次の方法により測定を行う。

(1) 振り子式スキッドレジスタンステスターによる方法
 振り子の先端に取り付けたゴム製のスライダーが測定面(路面又は供試体)を滑動するときの抵抗値をテスターの目盛から読み取る。

(2) 滑り抵抗測定車による方法
 一定速度で牽引する試験車両に制動をかけ、そのときの試験車両にかかる力を測定し、輪荷重との比を係数とする。

カラー舗装
 着色することにより、歩行者や自転車使用者に自動車の走行について注意喚起し、安全に歩行できるように配慮する。また、弱視の人にも分かりやすい色とする。

環境配慮型道路 (エコ道路)
 路面温度の低下を図り、環境負荷の低減を目的として整備を進める。

(1) 遮熱性舗装
 路面温度の上昇を抑制するために、太陽光に含まれる赤外線を反射する特殊な材料を舗装表面に塗布した舗装のこと。
 一般の舗装に比べて、蓄熱しにくいいため、路面温度の上昇が抑えられ、歩行者空間や沿道の熱環境の改善、ヒートアイランド現象の緩和が期待されている。

(2) 保水性舗装
 舗装体内に保水された水分が蒸発する時の気化熱により、路面温度の上昇を抑制する性能を持つ舗装のこと。
 一般の舗装に比べて、舗装体内の蓄熱量を低減するため、路面温度の上昇が抑えられ、歩行者空間や沿道の熱環境の改善、ヒートアイランド現象の緩和が期待されている。

4 路肩等の確保及び区別化

【基本的考え方】

高齢者、障害者等歩行者のだれもが自由に移動できる歩行空間を連続的に確保するとともに、歩行者の通行動線上にある段差についても歩行のしやすさや安全性を考慮する。

整備基準

自動車等の交通量が多く、かつ、歩道等と車道等を分離することができない道路については、必要に応じ、路肩の幅員を十分に確保するとともに、色調の変化、仕上げの材質の変化等により、外側線を境として車道と路肩とを視覚又は触覚により区別することができるようにすること。

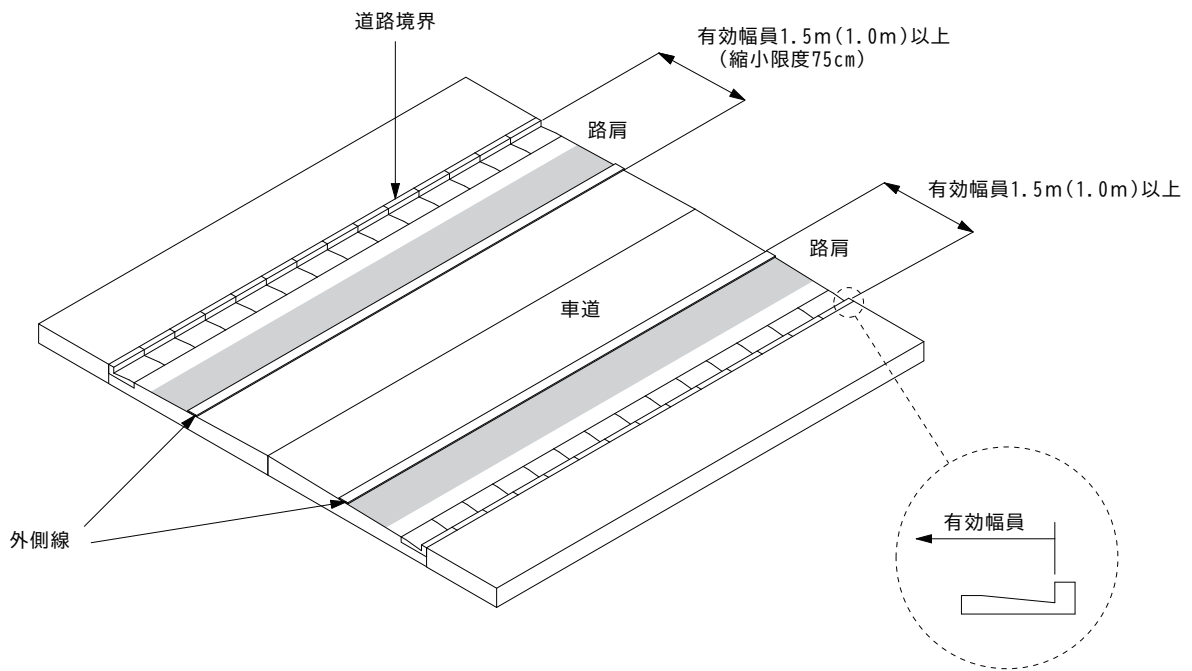
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

路肩の確保	◇歩行者が安全に通行できる幅員として、路肩を確保する。 ◇路肩内に設置されている電柱については、「15 道路附属物及び占用物の整理」の項目に従い、沿道敷地側若しくは外側線寄りに移設を行うとともに、細径化を図りながら路肩空間を確保する。	
色彩や材質による区別化	◇外側線の路肩に薄層舗装（滑り止め、カラー）等で、色調及び材質に変化をつけて路肩を明示する。 ◇交通量が多く、歩行者に危険が多い道路については、外側線に凹凸を設け、外側線の位置を車両及び視覚障害者が把握しやすいようにする。	→【図 4-1】

■整備が困難な場合の施工例 凡例：■都と同等整備例 □区で追加した整備例

路肩の確保	□交通管理者と協議の上、可能な限り幅員の確保に努める。	
-------	-----------------------------	--

【図4-1】色彩や材質による区別化（両側の場合）



※一方の路肩を、幅員75cmを限度に縮小することで、片側に幅員1.5mの路肩を確保する。

5 歩道等と車道等との段差（一般的事項）

【基本的考え方】

高齢者、障害者等歩行者のだれもが自由に移動できる歩行空間を連続的に確保するとともに、歩行者の通行動線上にある段差についても歩行のしやすさや安全性を考慮する。

遵守基準	整備基準
ア 車道等に接続する歩道等の部分（以下「接続部分」という。）は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は、2cmを標準とすること。	
イ 接続部分においては、車道等との段差を縮小するため、必要に応じて傾斜を設けること。	
ウ 接続部分の勾配は、5/100以下（沿道の状況等からやむを得ない場合は、8/100以下）とし、勾配の方向は、歩行者等の通行動線の方向と一致させること。	
エ 接続部分には、可能な限り横断待ちのための平坦部を設けること。	

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

横断歩道部等の段差（車乗り入れ部を除く）	<p>◆車椅子使用者、ベビーカー等の利便と視覚障害者の安全な通行との双方を考慮し、段差は2cmを標準とする。 なお、段差の形状は「スムーズ段差世田谷型ブロック」の仕様を基本とする。</p> <p>●横断歩道の途中にある分離帯は、車道と同一の高さとする。なお、歩行者及び自転車の安全な横断を確保するために分離帯で滞留させる必要がある場合には、歩車道境界部の段差は2cmを標準とする。</p> <p>◆視覚障害者誘導用ブロック等の設置により、視覚障害者が車道へ出てしまうなどの危険が回避できる場合は、縁石ブロックの形状を工夫し、車椅子使用者等が横断しやすいようにする。</p> <p>◆段差は、歩行者動線に対して直角になるようにする。</p>	→【図5-4】 →【図5-5】
すりつけ勾配	<p>●横断歩道部におけるすりつけ勾配は5%（1/20）以下（ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合8%（約1/12）以下）とし、勾配の方向は歩行者の通行動線の方向と一致させる。 また、縦断勾配を設ける箇所には横断勾配を設けないものとする。</p> <p>◆全面すり付けで、平坦部の設置が不可能な場合は、民地側の境石を可能な限り切下げる等の工夫を行いながら、すり付け勾配は、5%（1/20）以下を確保する。</p>	→【図5-4】 →【図5-2】
平坦部の確保	<p>●横断歩道部においては車椅子使用者等の歩道の安全な通行を考慮し、原則として1.0m以上の平坦部を連続して設けることとする。</p> <p>◆横断歩行者等の信号待ちのため、1.5m程度の平坦部を設ける。歩車道境界における雨水処理は、以下のとおりとする。</p> <p>ア 切下げ部分に街きよます等を設置することにより、車道の雨水が歩道に入らないようにする。</p> <p>イ 街きよます等の設置位置は、横断歩道等の歩行者の通行動線をさける。</p> <p>ウ ますの蓋は、滑りにくい物とし、車椅子使用者、杖等の支障とならない「さぎそう蓋（蓋）」を使用する。</p>	→【図5-4】 →【図5-3】 【図5-4】

<p>■歩道幅員が狭い横断歩道部（平坦部 1.0m以上+すりつけ部+平坦部 1.5mが確保できないとき）においては、可能な限り、以下の形態とするよう努める。</p> <p>① 歩道の全幅員を切下げる構造とするか、車道面を上げる構造とする。</p> <p>② すりつけをする区間の前後において、歩道面の高さを全幅員にわたりに下げ、当該すりつけ区間において 1.0m以上の平坦部を確保し、5%（1/20）以下の勾配ですりつける。</p>	<p>→【図 5-1】</p> <p>→【図 5-2】</p>
--	---------------------------------

「スムーズ段差世田谷型ブロック」

1 歩道と車道の段差

横断歩道等における歩道と車道の 2cm の段差は、視覚障害者が歩道と車道の境を認識するために必要な最小限の段差として、確保するものである。しかし、車椅子利用者からは、2cm の段差でも上りにくいとの指摘があった。

2 世田谷型ブロックの開発

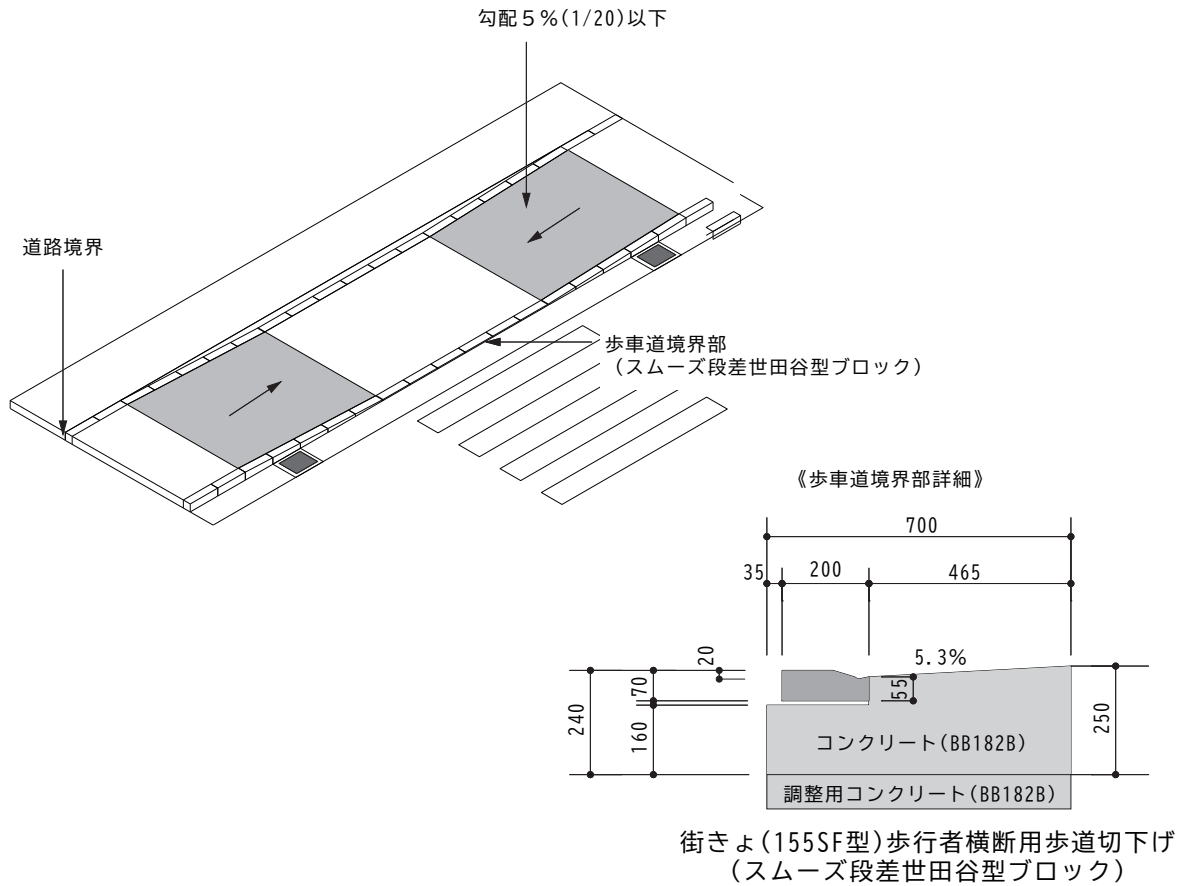
世田谷区では、平成 16 年 5 月に、庁内検討組織「交差点におけるバリアフリー対策提案プロジェクトチーム」で検討を進め、平成 18 年 3 月に、全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインの形状である「スムーズ段差世田谷型」のブロックを開発した。

3 スムーズ段差世田谷型ブロックは、平成 18 年度から区内の道路に順次設置している。

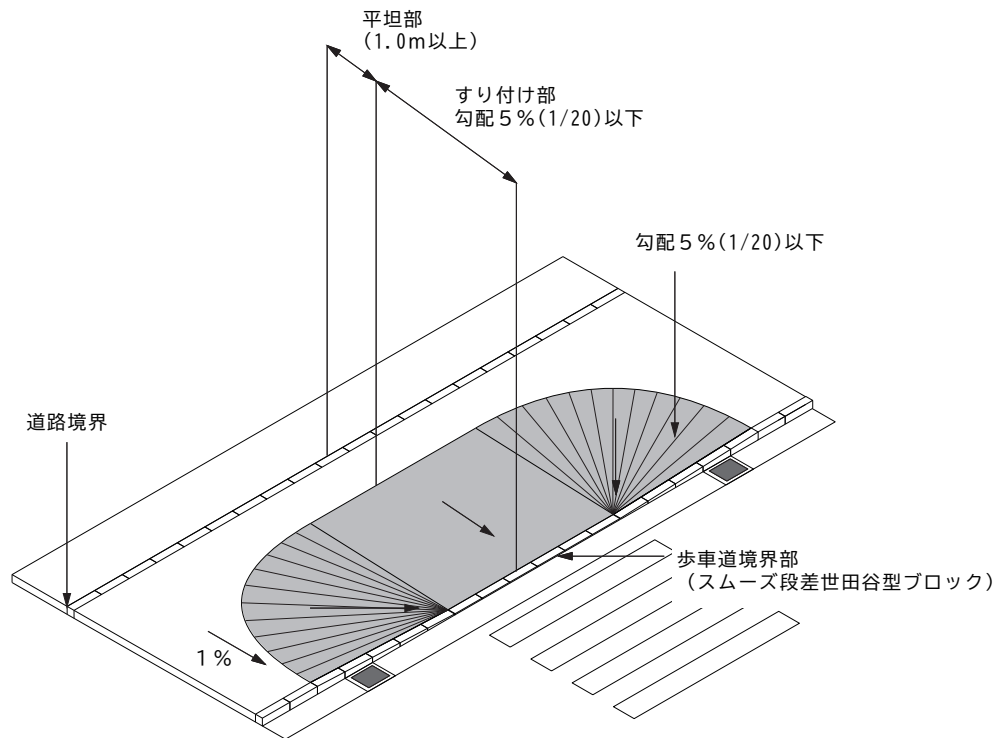
「スムーズ段差世田谷型ブロック」の整備例



【図5-1】全断面切下げ（マウントアップ・セミフラット方式の場合）

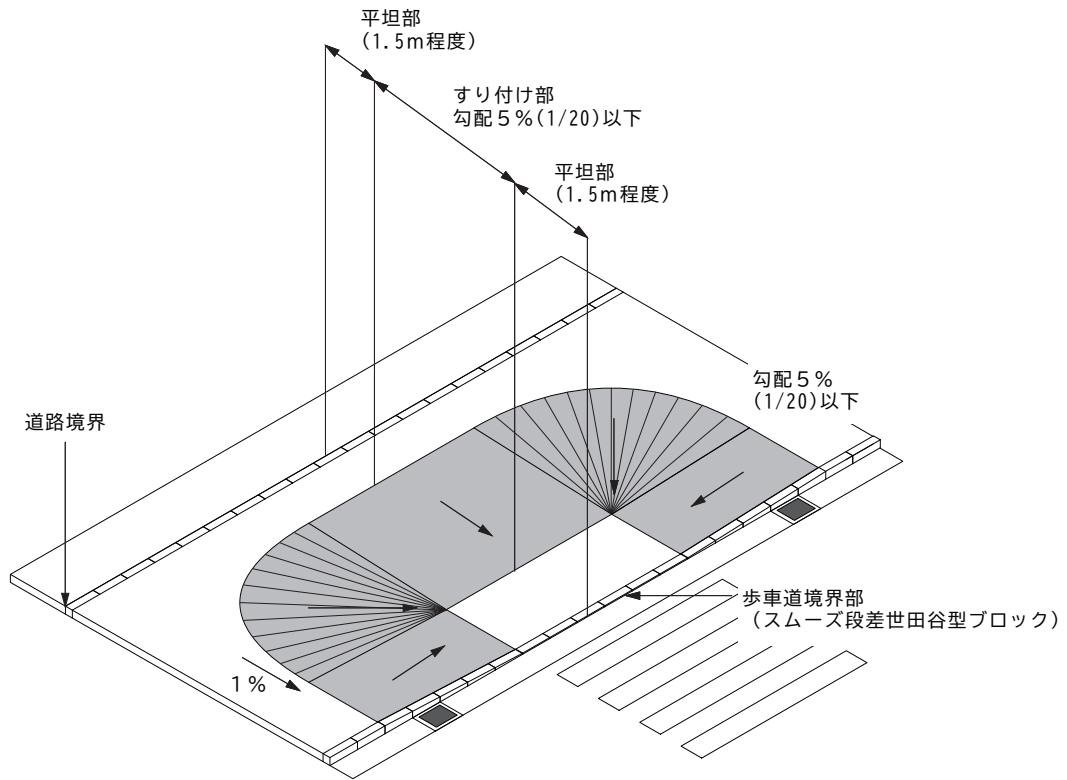


【図5-2】部分すり付け（マウントアップ・セミフラット方式の場合）



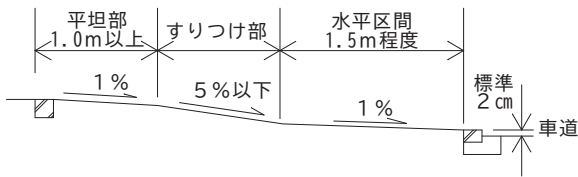
[図面中、視覚障害者誘導用ブロックは省略してある]

【図5-3】平坦部を設けた部分すり付け（マウントアップ・セミフラット方式の場合）



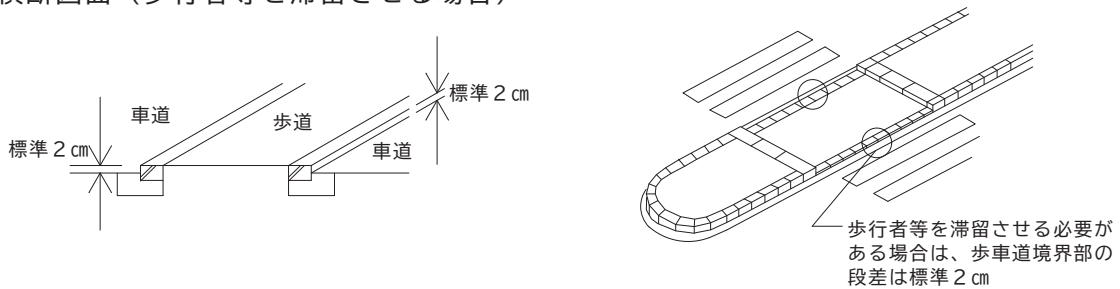
[図面中、視覚障害者誘導用ブロックは省略してある]

【図5-4】横断歩道部における構造



【図5-5】分離帯の切下げ

■横断図面（歩行者等を滞留させる場合）



6 歩道等と車道等との段差（交差点における切下げ）

【基本的考え方】

高齢者、障害者等歩行者のだれもが自由に移動できる歩行空間を連続的に確保するとともに歩行者の通行動線上にある段差についても歩行のしやすさや安全性を考慮する。

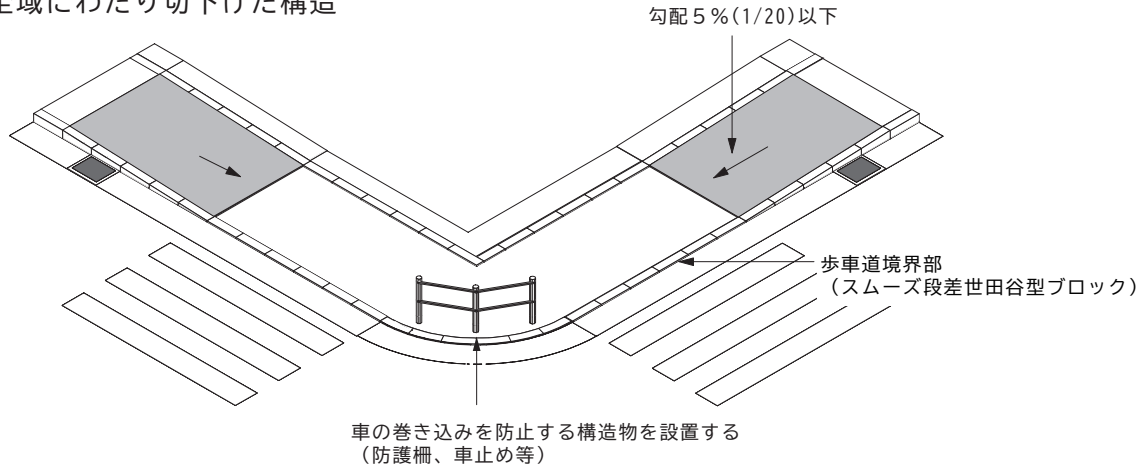
遵守基準	整備基準
交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者等の安全、路面の排水等を考慮し、全ての者が円滑に通行することができるような構造とすること。	

■基準の解説		凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備	
段差、すりつけ勾配	●段差、すりつけ勾配についての考え方は、「5 歩道と車道との段差(単路部)」と同様とする。		→【図 5-4】
切下げ構造	<p>●交差点部で双方向に横断歩道がある場合の切下げ構造は、歩道の幅員により以下のような構造とする。</p> <p>(1) 歩道幅員の広い狭いに係わらず、沿道家屋への出入りに支障とならない箇所においては、交差点部全域にわたり切下げる構造とする。</p> <p>この場合、大型車両の左折時における歩行者の安全を確保するため、横断歩道と横断歩道の間には防護柵や植樹帯又は縁石等を設置するものとする。</p> <p>(2) 互いに広い歩道幅員を有する道路が交差する場合(平坦部 1.0m 以上+すりつけ部+平坦部 1.5m が確保できる幅員) で、全域にわたり切下げた場合、沿道敷地へ影響が出るような箇所においては、図に示す構造とすることができる。</p>		<p>→【図 6-2】</p> <p>→植樹帯内の樹木については低木とし、自動車運転者の視認を妨げないこと</p> <p>→【図 6-1】</p>

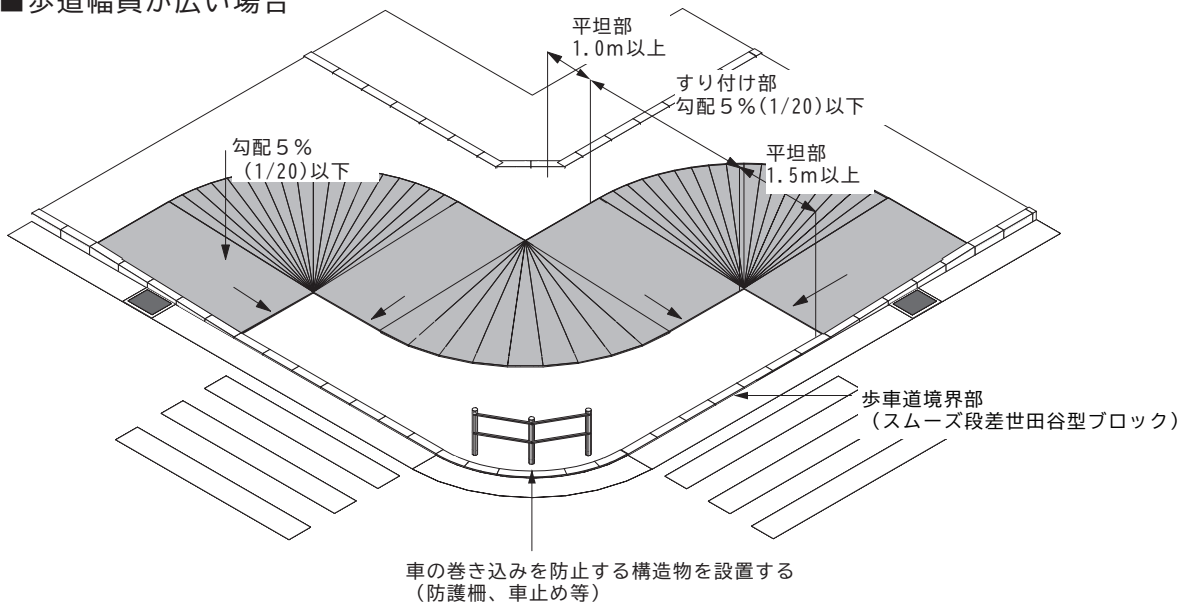
■整備が困難な場合の施工例		凡例：■都と同等整備例 □区で追加した整備例	
切下げ構造 (歩道幅員が狭い場合)	<p>■歩道幅員が狭い箇所(平坦部 1.0m 以上+すりつけ部+平坦部 1.5m が確保できないとき) で全幅員にわたり切下げた場合、沿道敷地に影響が出るような箇所においては、歩道全幅員において 5% (1/20) 以下の緩やかな勾配となるようにすりつけるものとする。</p> <p>この場合、歩車道境界ブロックの段差を少ない構造にするなど、少しでも滑らかにすりつくような形状を工夫する。</p>		

【図6-1】交差点部の切下げ構造（マウントアップ・セミフラット方式の場合）

■全域にわたり切下げた構造

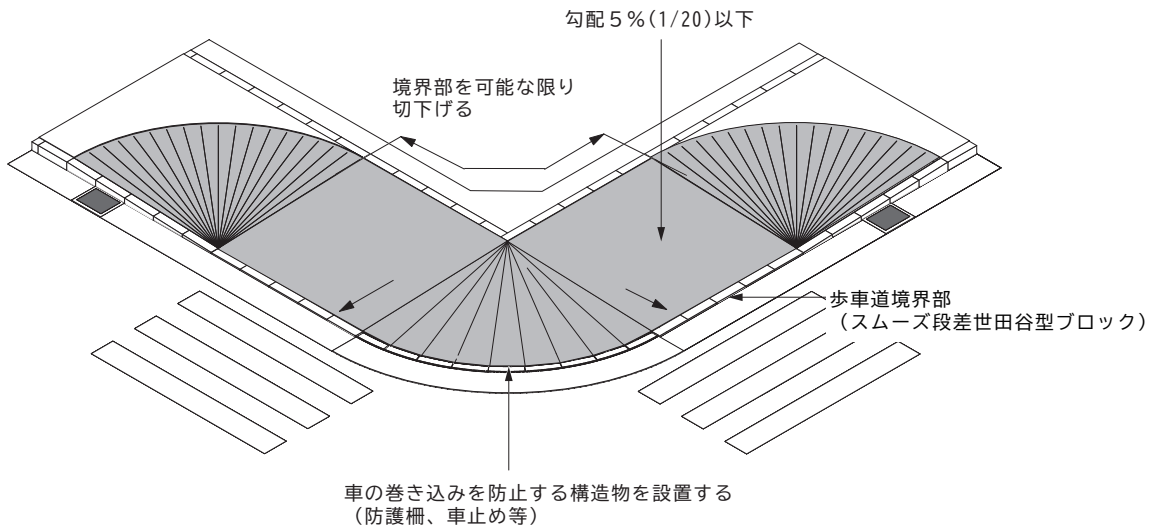


■歩道幅員が広い場合



【図6-2】交差点部の切下げ構造

(歩道幅員が狭く、全域にわたり切下げができない場合)



[図面中、視覚障害者誘導用ブロックは省略してある]

7 歩道等と車道等との段差（枝道等と交差する場合）

【基本的考え方】

高齢者、障害者等歩行者のだれもが自由に移動できる歩行空間を連続的に確保するとともに、通行動線上にある段差についても歩行のしやすさや安全性を考慮する。

遵守基準	整備基準
ア 自動車等の交通量の少ない枝道等と交差する場合は、本線の歩行者等の通行の安全性、利便性及び連続性を考慮し、歩道面が連続して平坦となるような構造とすること。	
イ 切開き形式とする場合は、視覚障害者に配慮するため、枝道等の路面と歩道等の路面とに段差を設けること。	

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

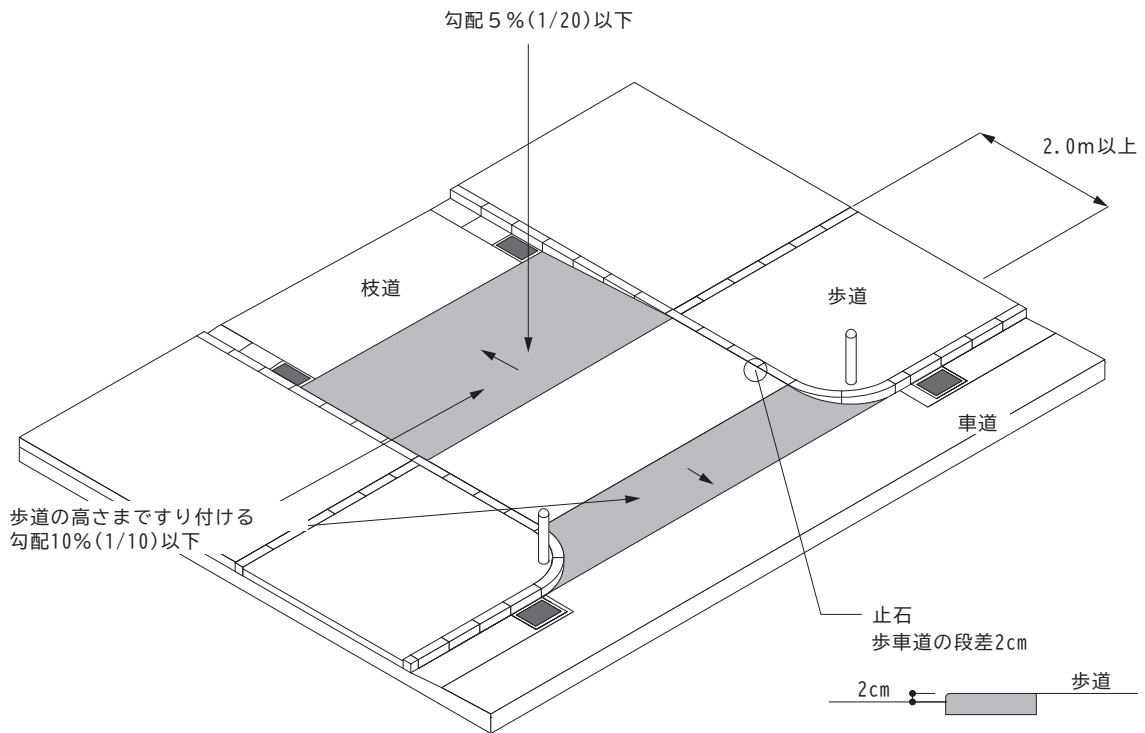
細街路と交差する場合の構造	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車交通量の少ない細街路と交差する場合は、切下げ構造を基本とし、本線の歩道を連続させ、縁石の段差は5cmを標準とする。なお、視覚障害者の利用等に考慮し、切り開き形式とする場合は歩道面と細街路の段差は2cmを標準とする。 ●交差する細街路の自動車交通量が多い場合には、切り開き形式を基本とし、歩道面と細街路の段差は2cmを標準とする。 ●マウントアップ形式で切り開き形式とする場合は、細街路の路面を歩道の高さまで持ち上げることを原則とする。現場の状況等によって、細街路の路面を持ち上げることが困難な場合は、歩道面をすりつける構造としてもよい。なお、細街路の路面と歩道面の段差は2cmを標準とする。 ●詳細な構造の決定にあたっては、細街路の利用状況や幅員等から関係者と協議すること。 	<p>→【図7-2】</p> <p>→【図7-1】</p>
---------------	--	-------------------------------

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

細街路と交差する場合の構造	<ul style="list-style-type: none"> ☆歩道と枝道との交差部には、必要に応じて横断歩道を設置する。 ☆視覚障害者の安全性を考慮し、歩道と枝道の交差部の手前には、視覚障害者誘導用ブロックを設置する。 ☆歩道と枝道の交差部の手前には、自動車運転者への注意を喚起するため、可能な限りイメージランプを設置する。 	
---------------	--	--

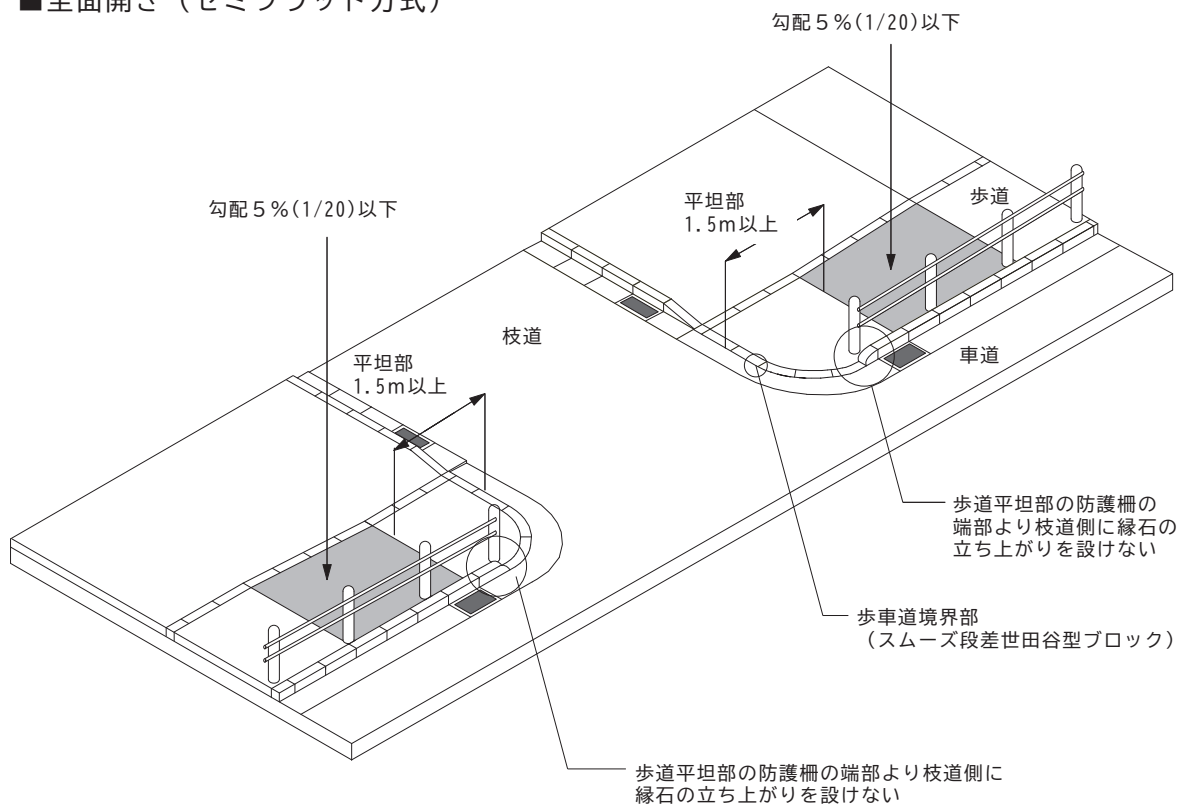
【図7-1】 枝道と交差する場合

- 切り開きでハンプを設置（マウントアップ方式）
（枝道の路面高を歩道の高さまで持ち上げる場合の例）



【図7-2】 全断面切下げをする場合

- 全面開き（セミフラット方式）



[図面中、視覚障害者誘導用ブロックは省略してある]

8 沿道敷地との段差

【基本的考え方】

全ての歩行者が、道路から沿道の敷地や家屋等に安全かつ快適に移動できるように、道路境界に生じる段差を可能な限り縮小する。

整備基準

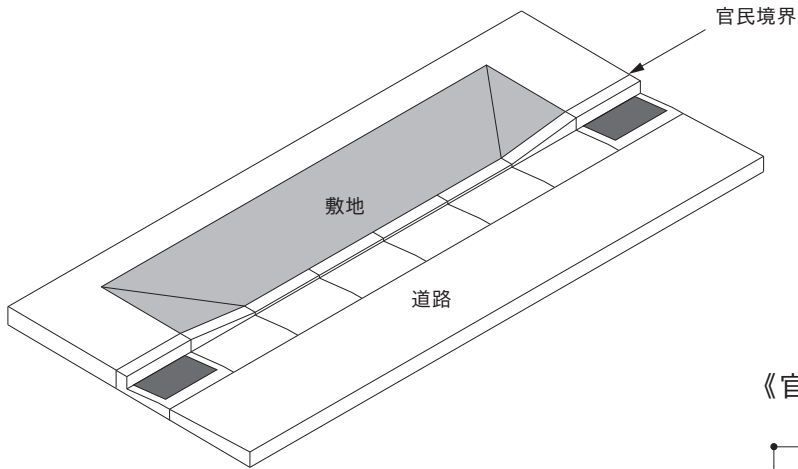
特定公共的施設等の出入口と接続する部分は、段差を可能な限り縮小すること。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

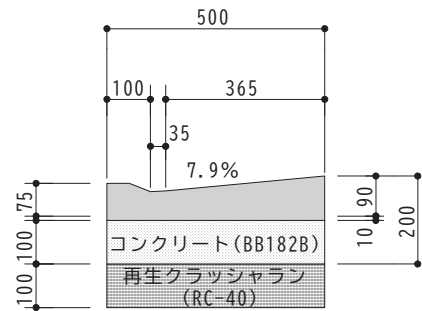
歩道と接している沿道敷地	<ul style="list-style-type: none"> ◇原則として、歩道と沿道敷地の出入口には、段差を設けないようにする。 ◇やむを得ず歩道と沿道敷地の出入口に段差が生じる場合は、沿道敷地内にスロープ等を設置する。 	→【図 8-1】
単断面道路と接している沿道敷地	<ul style="list-style-type: none"> ◇L形溝及び特殊L形溝により、沿道敷地の出入口を処理する場合は、可能な限り2cmの高さのもの（スムーズ段差世田谷型L形300用）を使用する。 ◇透水性舗装等により、別途路面の雨水排水処理がなされている場合は、特殊L形溝に代わるものとして、段差の生じないグレーチング等を使用する。グレーチングは細目の網（10mm以下）を使用する。また、表面の仕上げはノンスリップ加工をしたものとする。 ◇道路から沿道敷地内に雨水が侵入しないように、出入口付近で通行動線上支障とならない位置に、雨水ます等の排水施設を設置する。 ◇やむを得ず道路と沿道敷地の出入口に段差が生じる場合は、沿道敷地内にスロープ等を設置する。 	

【図8-1】沿道敷地との段差縮小（単断面の道路の場合）

■ 2 cm段差の L 形溝

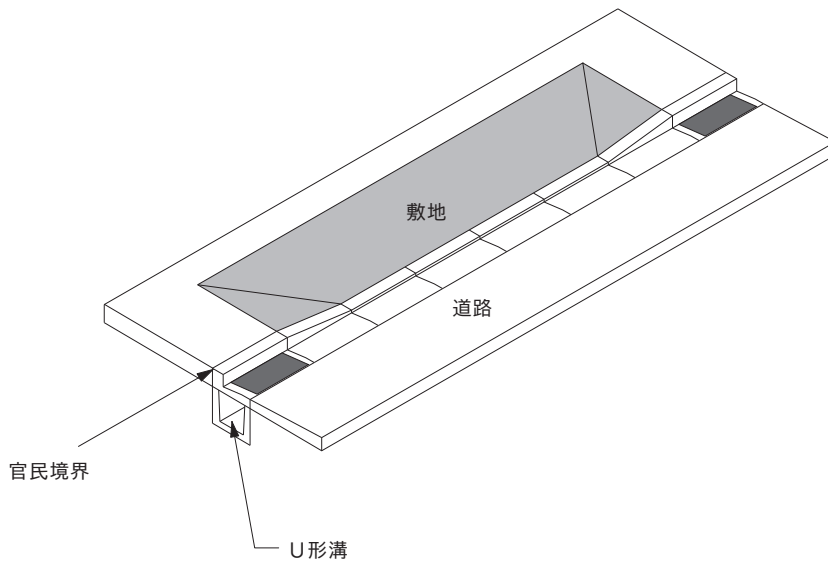


《官民境界部詳細》



（スムーズ段差世田谷型 L 形300用）

■ 特殊 L 形溝



9 橋の取付け部

【基本的考え方】

橋梁を新設若しくは改修する場合、河川管理の必要から、橋梁上面が接続道路より高くなる場合が多いため、橋と道路の高低差を極力なくし、全ての歩行者が安全で快適に通行できるように工夫する。

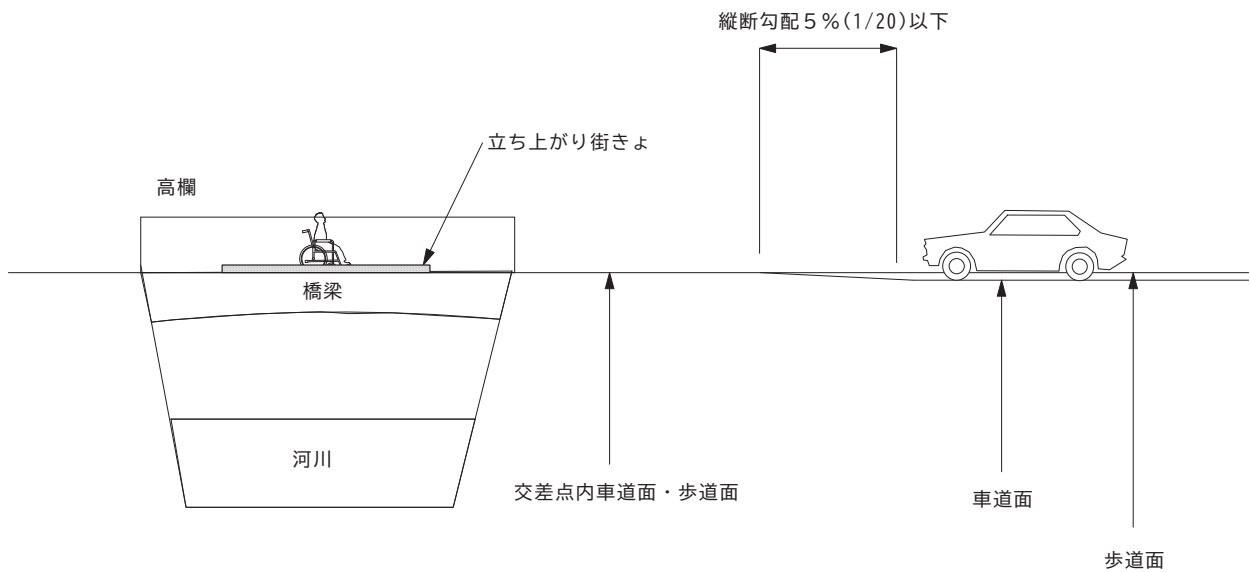
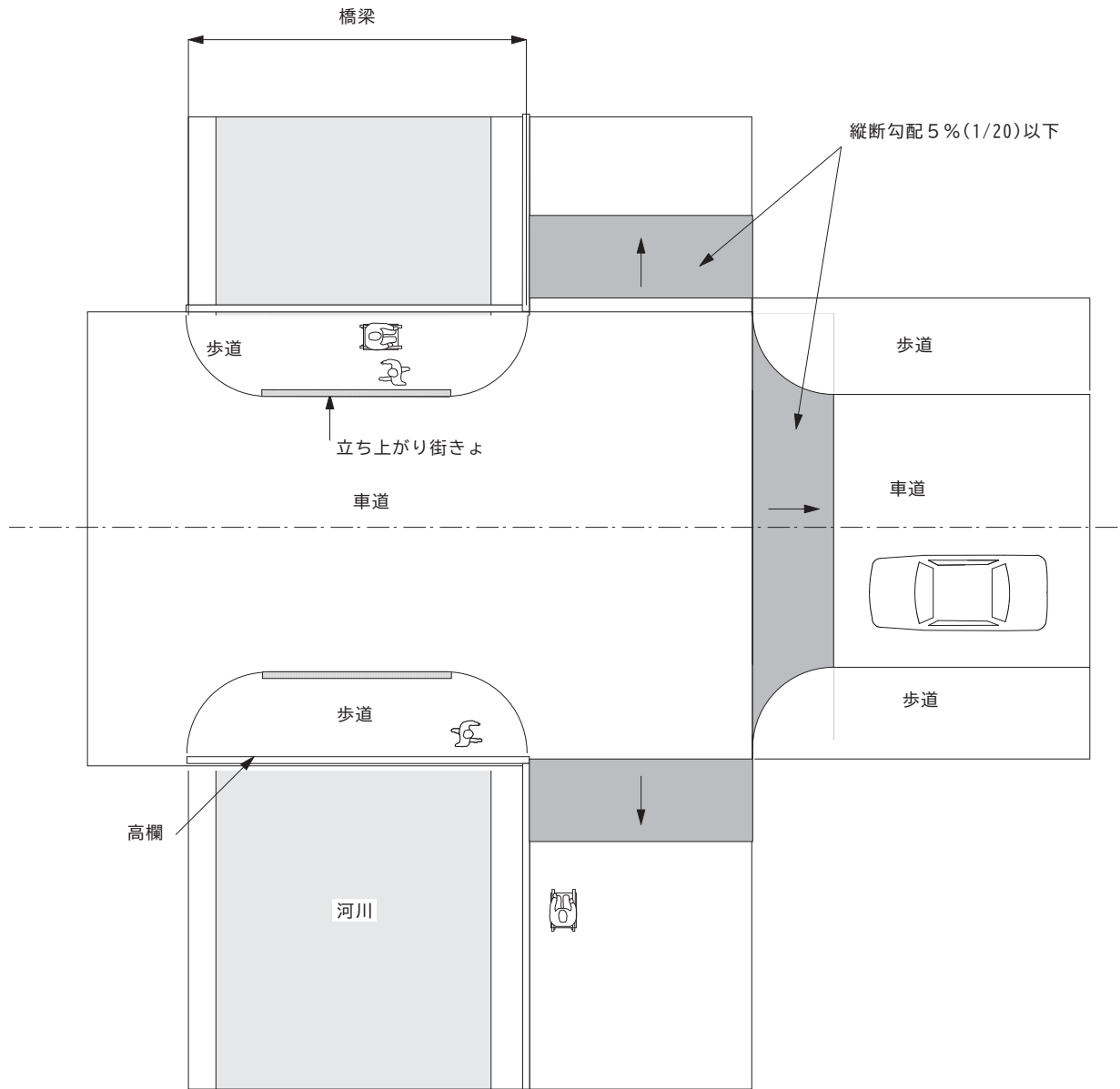
整備基準

- | |
|---|
| (1) 橋の取付け部においては、可能な限り道路の高低差を縮小すること。 |
| (2) 橋の取付け部においては、全ての歩行者等が安全で快適に移動することができるよう勾配を緩やかにする工夫をすること。 |
| (3) 橋の取付け部における勾配の方向は、歩行者等の通行動線の方向と一致させること。 |

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

- | | |
|---|----------|
| ◇橋梁と道路に段差が生じる場合は、道路を手前からすり付けて段差の解消を図る。すり付け勾配は、5% (1/20) 以下となるようにし、勾配の方向は、歩行者の通行動線の方向と一致させる。 | →【図 9-1】 |
| ◇主桁の構造及び懸架物（水道管、ガス管等）の懸架方法を検討して、可能な限り桁高を低くする。 | |

【図9-1】 橋梁取り付け部の縦断勾配



10 車両乗り入れ部

【基本的考え方】

高齢者、障害者等歩行者のだれもが自由に移動できる歩行空間を連続的に確保するとともに、歩行者の通行動線上にある勾配についても歩行のしやすさや安全性を考慮する。

遵守基準	整備基準
(1) 歩道等における車両乗入れ部は、歩行者等の通行の安全性及び快適性を考慮し、歩道等の路面が連続して平坦となるような構造とすること。	
(2) 車両乗入れ部の縁石の段差は、5cmを標準とすること。	
(3) 車両乗入れ部のすり付け勾配は、15/100以下（特殊縁石を用いる場合は、10/100以下）とすること。	

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

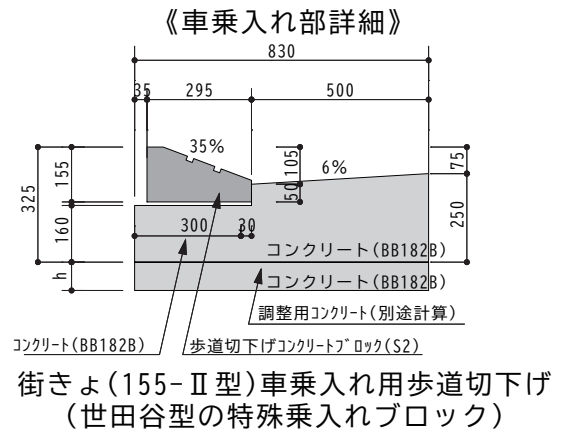
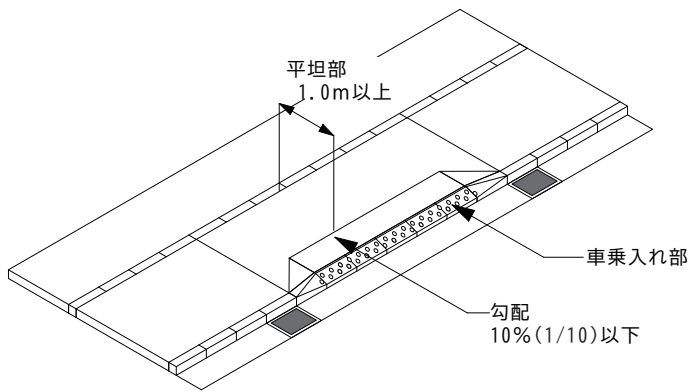
車乗り入れ部の構造	<ul style="list-style-type: none"> ◆原則として、「世田谷型の特殊乗入れブロック」を使用し、可能な限り連続する歩道の平坦部を確保する。平坦部の幅員は2.0m以上が望ましい。 ◆植栽帯が連続してある場合は、植栽帯の幅の中ですり付ける構造とする。 ●2.0m以上の幅員の確保が困難な場合は、必要に応じて特殊縁石を使用するなど、1m以上の平坦部分を連続して設けるものとする。 ●歩道幅員が狭い箇所（平坦部2.0m+すりつけ部が確保できないとき）において、大型車両の乗り入れがある場合、又は車両の乗り入れが多い場合は、1.0m以上の平坦部を確保できる場合に限り、通常の切下げで施工できるものとする。 ●上記の場合において、1.0mの平坦部が確保できないときは、沿道の状況を考慮した上で歩道の全幅員を切下げる構造を検討する。この場合、歩行者の通行動線方向の勾配は5%以下とする。 	<p>→【図10-6】</p> <p>→【図10-2】 【図10-5】</p> <p>→【図10-1】</p> <p>→【図10-3】 「車両の乗り入れが多い場合」とは、ガソリンスタンドや病院等において頻繁に車両の出入りがある場合をいう。</p> <p>→【図10-4】</p>
すりつけ勾配	<ul style="list-style-type: none"> ●車乗り入れ部のすりつけ勾配、15%（約1/7）以下（世田谷型特殊乗入れブロックを用いる場合は、10%（1/10）以下とする。）。) 	
段差	<ul style="list-style-type: none"> ●車乗り入れ部の車道と縁石の段差は、5cm以下とする。 	<p>→歩車道境界部の段差は、視覚障害者の安全な歩行を確保する上で省略することはできない。横断歩道部における段差（標準2cm）との区別ができるよう配慮する。</p>

■整備が困難な場合の施工例
凡例：■都と同等整備例
□区で追加した整備例

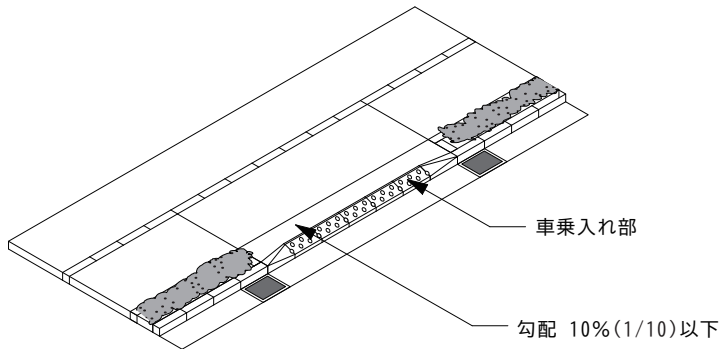
沿道の協力が得られる場合（歩道幅員が狭い場合）	<ul style="list-style-type: none"> ■車道とのすりつけによって歩道等と民地との高低差が生じ、歩行者又は自転車の通行に支障をきたす場合には、当該歩道等における民地側のすりつけ等の処置を行うよう配慮する。 ■車乗り入れ部の設置間隔が短く、歩道面に設ける段差すりつけが連続する場合には、排水施設の設置、交通安全対策、民地側とのすりつけ等を勘案し、一定区間において歩道面を切り下げる等、車椅子使用者等の通行を考慮した必要な措置を講ずるよう努める。 	→【図 10-7】
-------------------------	--	-----------

《マウントアップ形式の場合》

【図10-1】原則として特殊街きょブロックを使用

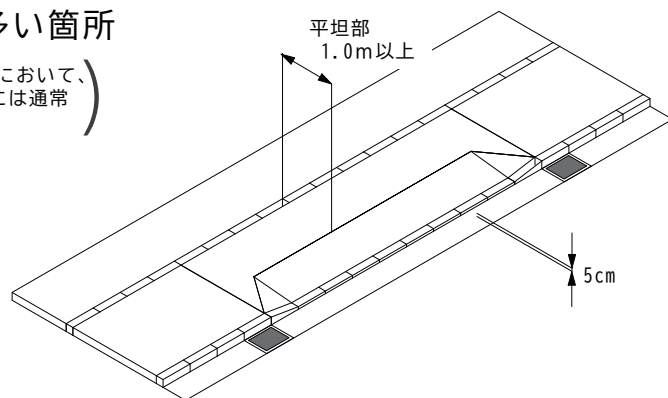


【図10-2】植樹帯のある歩道の場合は植樹帯の幅の中ですり付ける

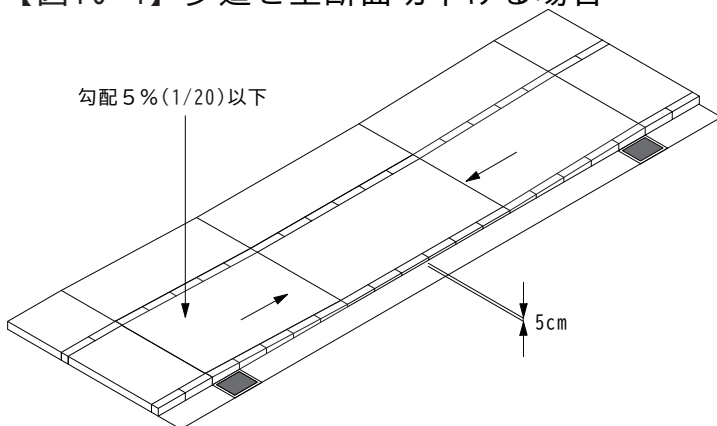


【図10-3】大型車両の乗入れが多い箇所

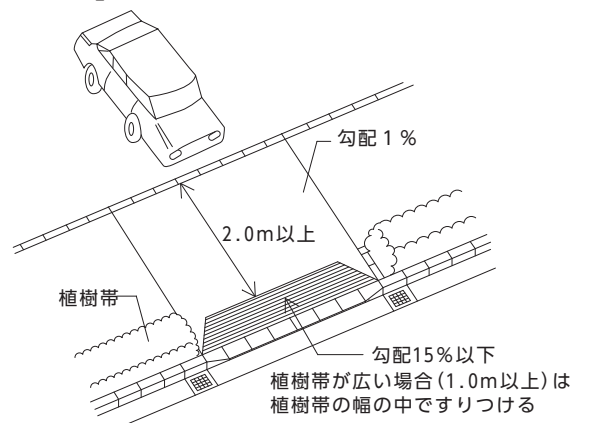
(バス停車場・ガソリンスタンドなどにおいて、平坦部が1.0m以上確保できる場合には通常の切下げ構造としてもよい)



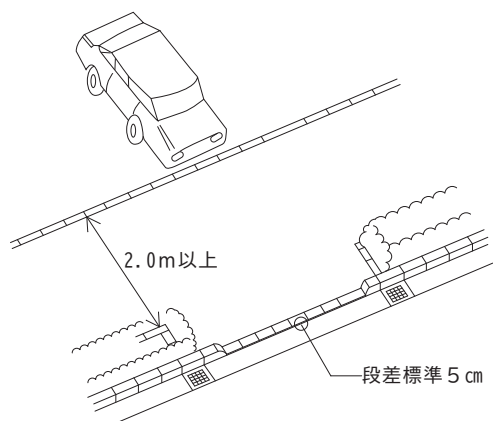
【図10-4】歩道を全断面切下げる場合



【図10-5】平坦部が2.0m以上ある場合

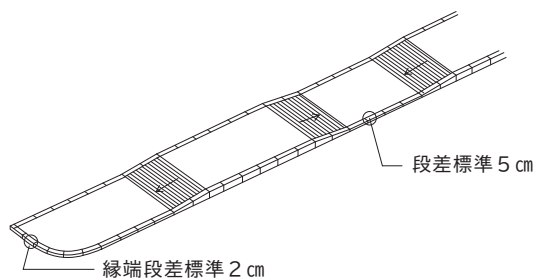


《マウントアップ形式の場合》
 【図10-6】セミフラット形式の場合

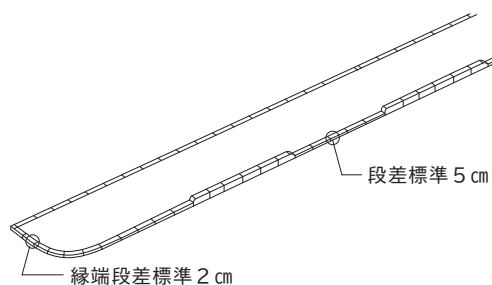


【図10-7】セミフラット形式で波打ちを解消したイメージ

■マウントアップ形式
 (車両乗り入れ部の間隔が狭い場合)



■セミフラット形式



出典：道路の移動等円滑化整備ガイドライン

〔図面中、信号機、視覚障害者誘導用ブロックは省略している〕

11 横断歩道

【基本的考え方】

高齢者、障害者等歩行者のだれもが自由に移動できる歩行空間を連続的に確保する。

遵守基準	整備基準
(1) 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設けること。	(1) 同左
(2) 横断歩道には、可能な限り道路標識又は信号機及び道路標示を設けること。	(2) 横断歩道には、道路標識又は信号機及び道路標示を設けること。

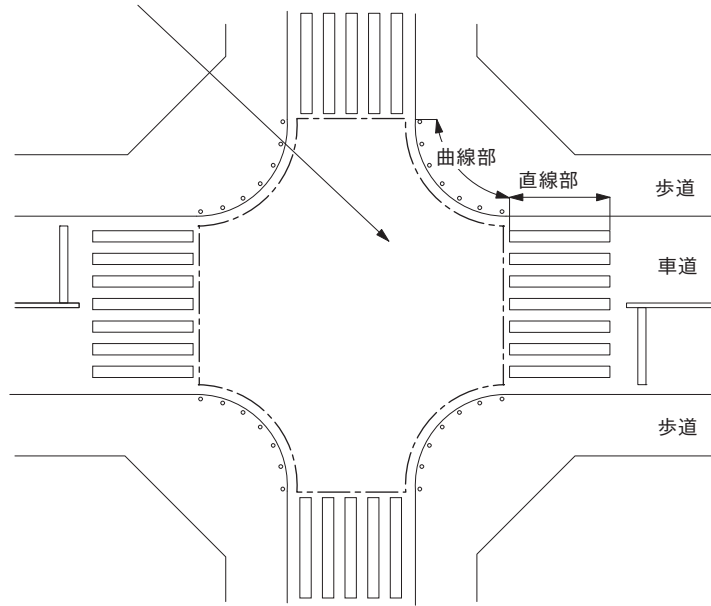
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

設置場所	<p>●横断歩道は、歩行者の安全性・利便性等を考慮し、視界の良好な場所を選定して設置する。</p> <p>また、幹線以外で自動車交通量が多い通りで、横断する歩行者の多い場所では、歩行者や自転車の安全性を考慮し設置する。</p> <p>◆視覚障害者が確実に横断できるように、可能な限り、横断歩道は歩道と直角に設置する。</p> <p>●信号機が設置されている交差点は、原則として交差点及び交差点付近に設置し、信号機が設置されていない交差点については、原則として車道幅員が概ね 3.5m 以上で、次のいずれかに該当する場所に設置する。</p> <p>① 交通量及び横断歩行者が多く、歩行者の安全を確保する必要がある場所</p> <p>② 沿道に多数の人が利用する商店、公共施設等がある場所</p> <p>③ 駅、学校等に通じる場所、バス停留所付近等特に必要な場所</p> <p>●単路部については、原則として車道幅員が概ね 5.5m 以上で、横断歩行者が多く歩行者の安全を確保する必要がある場所及び信号機が設置されている場所に設置する。</p>	
信号機	<p>●信号機は、警察庁が定める「信号機設置の指針」に基づき、交通量、道路幅員、隣接信号機との距離、事故発生状況、近隣の学校や病院などの諸施設の有無等を総合的に考慮して設置する。</p> <p>◆信号機の設置に当たっては、以下のことに配慮する。</p> <p>① 歩行者用の青信号の時間（点滅時間も含む）については、高齢者、障害者等の歩行速度を考慮する。</p> <p>② 押しボタン式信号機の押しボタンの高さは、地上から 1.0m を標準とし、設置場所については、車椅子使用者等が車道に飛び出さないように、平坦部に設置する。</p>	→「信号機設置の指針（警察庁交通局交通規制課）」参照
分離帯における段差	<p>●横断歩道の途中にある分離帯は、車道と同一の高さとする。ただし、歩行者の横断の安全を確保するために分離帯で滞留させる必要がある場合には、縁石の高さは 2cm を標準とする。</p>	→【図 11-1】

設置場所	◎高齢者、障害者等の利用が多い場所においては、横断距離（車道幅員）、歩行者用信号機の有無及び自動車の交通量等を総合的に検討し、高齢者や障害者等の利便を図る。	
信号機	<p>◎道路を横断する視覚障害者の利便性、安全性等の向上を図るため、歩行者用信号が青の間に音響を出力し誘導するための信号機（音響式信号機）を以下の場所に優先的に設置する。</p> <p>① バリアフリー法における重点整備地区内の主要な生活関連経路に係る横断歩道</p> <p>② 視覚障害者の利用頻度が高い施設の周辺で、視覚障害者の需要が見込まれる横断歩道</p> <p>◎横断歩行者の安全性の向上を図るため、待ち時間及び残り時間を表示する経過時間表示付き歩行者用交通信号灯器（ゆとりシグナル）を設置する。</p> <p>☆経過時間表示付き歩行者用交通信号灯器（ゆとりシグナル）は、横断歩行者の利用状況を考慮して設定する。</p> <p>◎歩行者等の安全を確保するため、歩車分離式信号（自動車等との交錯が生じない信号表示又は自動車等との交錯が少ない信号表示）を導入する。</p> <p>◎歩行者の横断に必要な時間は高齢者、障害者等の歩行速度を考慮し、信号表示秒数を設定する。</p>	<p>→「視覚障害者用付加装置に関する設置・運用指針（警察庁交通局交通規制課）」参照</p> <p>→「経過時間表示付き歩行者用交通信号灯器に関する設置・運用指針（警察庁交通局交通規制課）」参照</p> <p>→「歩車分離式信号に関する指針（警察庁交通局交通規制課）」参照</p>
視覚障害者用道路横断帯（エスコートゾーン）	<p>◎道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるため、横断歩道上に、視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとすることができる突起体の列（以下「エスコートゾーン」という。）を設置する。</p> <p>◎エスコートゾーンは、以下の場所に優先的に設置する。</p> <p>① 視覚障害者の利用頻度が高い施設の周辺で、視覚障害者の需要が見込まれる横断歩道</p> <p>② バリアフリー法における重点整備地区内の主要な生活関連経路に係る横断歩道</p>	<p>→【図 11-2】</p> <p>→「エスコートゾーンの設置に関する指針（警察庁交通局交通規制課）」参照</p>

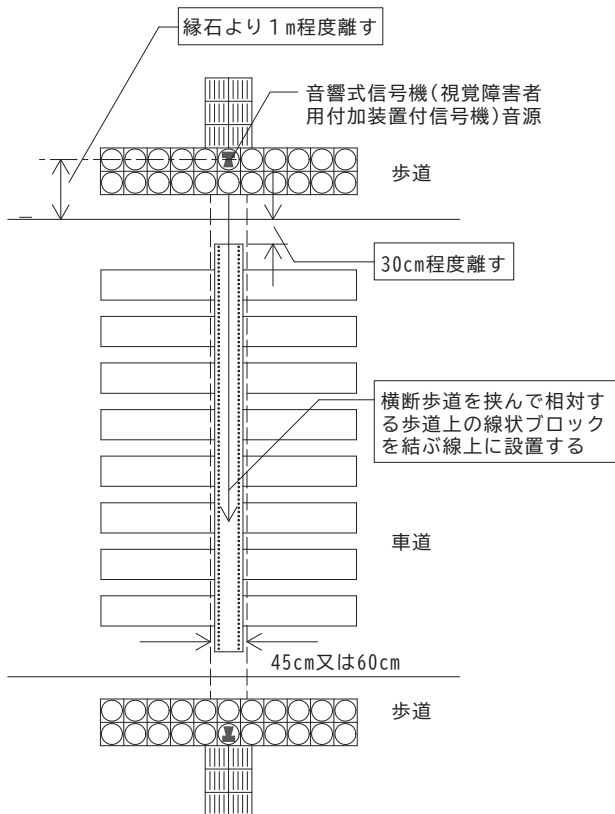
【図11-1】横断歩道の設置の範囲

この範囲内には可能な限り
横断歩道を設置しないようにする



【図11-2】エスコートゾーンの設置図

エスコートゾーンの設置に関する指針の制定について(通達)より(警察庁交通局交通規制課)



設置方法

- (1) 横断歩道の中央付近で直線状に連続して設置すること。
- (2) 末端を歩道の縁石端から30cm程度離すこと。
- (3) 幅は、45cm又は60cmとすること。

12 視覚障害者誘導用設備

【基本的考え方】
視覚障害者が安全に歩行移動することができるように、道路の舗装及び構造に配慮する。

遵守基準	整備基準
(1) 視覚障害者が多く利用する道路の歩行者の通行部分には、視覚障害者誘導用ブロックを設けること。	
(2) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を原則とすること。ただし、周辺の舗装の色彩との輝度比において対比効果を発揮することができない場合には、他の色を使用することができる。	
(3) (2)のただし書の場合において、輝度比が確保される措置を講ずること。	

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

誘導用設備	◆視覚障害者誘導用設備とは、視覚障害者を誘導するために必要な視覚障害者誘導用ブロック、リーディングライン、音声誘導装置、点字案内表示等、その他の全てを含むものとする。その中から必要に応じて整備をする。	
種類	<ul style="list-style-type: none"> ●視覚障害者誘導用ブロックの種類は、線状ブロック（誘導用）と点状ブロック（警告用）の2種類とする。 ●線状ブロックは、主として誘導対象施設の方向を案内するために用いる。その設置は、通行動線の方向と線状突起の方向とを平行にする。 ●点状ブロックは、主として危険箇所及び曲がり角などの注意喚起並びに誘導対象施設の所在を示すために用いる。 	→【図 12-1】
設置場所及び設置方法について	<ul style="list-style-type: none"> ●設置場所及び設置方法については以下のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 設置場所及び設置方法については「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説」（(公社)日本道路協会）を準用する。 ② 視覚障害者が多く利用する道路、視覚障害者がよく利用する施設と駅又はバス停留所などの交通結節点を結ぶ道路の歩道上には重点的に整備する。 ③ 危険物を回避させる場合、複雑な誘導経路の場合、視覚障害者が頻繁に利用する場合などにおいては、連続的に敷設する。なお、敷設に当たっては、視覚障害者の歩行者動線を考慮して、最短距離で目的地に辿り着けるよう誘導するために連続的かつ極力直線的な敷設を標準とする。 ④ 電柱などの道路占用物等の施設を避けるために急激に屈曲させることのないよう、官民境界にある塀や建物との離隔 60cm 程度にとられず、占用物件を避けた位置に直線的な敷設を標準とする。 ⑤ 通行動線の結節点、歩道状況の変化地点、立体横断施設の昇降口、地下道の出入口、その他公共交通施設の出入口などに敷設する。 ⑥ 平面的に車両等と混合交通になる箇所（横断歩道部、細街路の切り開き部等）の直前及び階段や急激に縦断勾配が変化する箇所の直前等に設置する。 ⑦ 踏切道手前の歩道への敷設を標準とする。 ⑧ その他、歩道上で特に視覚障害者の誘導を図る必要がある箇所、誘導用ブロックによってその効果があると認められる箇所に敷設する。 ⑨ 敷設に当たっては、その他の歩道利用者の安全を阻害しないよう配慮する。 	<p>→【図 12-4】</p> <p>→【図 12-3】</p> <p>→【図 12-2】 横断歩道の途中にある複断面の中央分離帯を含む。</p>

形状	<p>●視覚障害者誘導用ブロックの形状、寸法及びその配列については、JIS T 9251 によることを原則とする。(JIS 規格については巻末資料編を参照)</p> <p>① 点状ブロックの突起を配列するブロック等の大きさは 300mm (目地込み) 四方以上とする。</p> <p>② 点状ブロックの突起の数は 25 (5×5) を下限とし、ブロック等の大きさに応じて増やす。</p> <p>③ 線状ブロックの突起の本数は 4 本を下限とし、ブロック等の大きさに応じて増やす。</p> <p>④ ビス式のものを使用しない。</p>	→【図 12-1】
材質等	<p>●視覚障害者誘導用ブロックの材質については、以下のとおりとする。</p> <p>① 十分な強度を有し、滑りにくく、歩行性、耐久性、耐摩耗性に優れたものとするとともに、退色、輝度の低下が少ない素材とする。</p> <p>② ブロックの色は原則として黄色とする。ただし、周辺の舗装の色彩との輝度比において対比効果が発揮できなくなるなど、やむを得ず他の色を使用する場合は、舗装面との輝度比が確保できるようにブロックを縁取るよう舗装の色を変えるなどの対応を標準とする。</p>	
踏切道内の視覚障害者の誘導	<p>○踏切道内には、視覚障害者が車道や線路に誤って進入することを防ぐとともに踏切の外にいと誤認することを回避するため、視覚障害者誘導用ブロックとは違う表面に凹凸のついた誘導表示等を設けることと公共交通施設の整備基準で規定されている。そのため、踏切外の道路上の誘導ブロックを適切に設置し、また踏切内に適切な設置がされるよう配慮すること。</p>	→道路の移動等円滑化に関するガイドライン(国土交通省)

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備		
音声誘導	◎視覚障害者が多く利用する施設等の周辺地域においては、音声誘導等との併設を積極的に推進する。	
誘導用ブロック	◎誘導性を確保するため、極力一つの経路(出入口が複数ある場合は、各出口からの一経路とする)とすることが望ましい。	

輝度比

舗装路面上における視覚障害者誘導用ブロックの視認性を表す指標として、輝度比を用いる。舗装路面、視覚障害者誘導用ブロック、それぞれの輝度を輝度計により測定し、以下の式によって算出する。なお、輝度比 1.0 以下の場合は、逆数で表す。

$$\text{輝度比} = \frac{\text{視覚障害者誘導用ブロックの輝度 (cd/m}^2\text{)}}{\text{舗装路面の輝度 (cd/m}^2\text{)}}$$

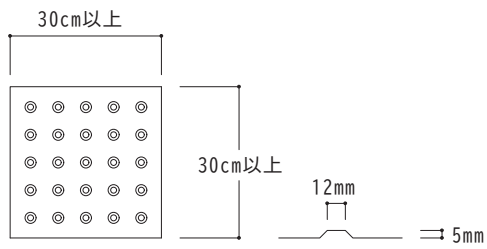
cd : カンデラ (光度)

リーディングライン 【図 12-5】 参照

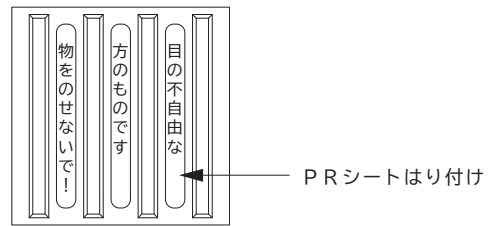
- ・色は、原則として黄色とする。
- ただし、周辺の舗装の色彩との輝度比や明度比において、視覚障害者が容易に判別できる場合は、他の色を用いることができる。

【図12-1】視覚障害者誘導用ブロックの種類(JIS T 9251)

■点状ブロック

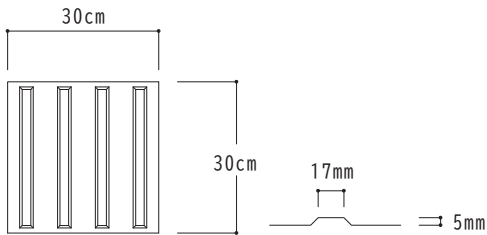


■線状ブロックにPRシートを敷設した例



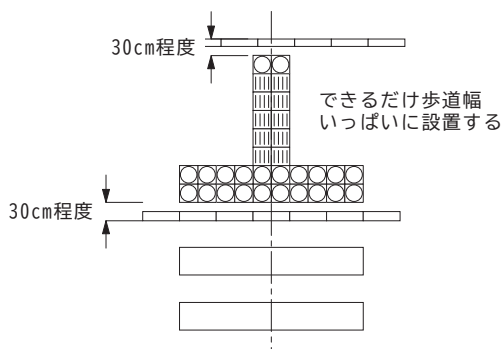
視覚障害者誘導用ブロック上への商品や看板のせり出しを防ぐ

■線状ブロック

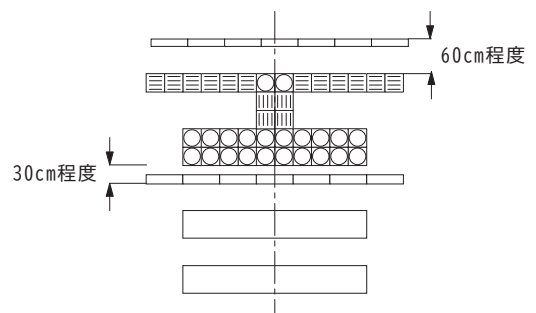


【図12-2】横断歩道部への設置例

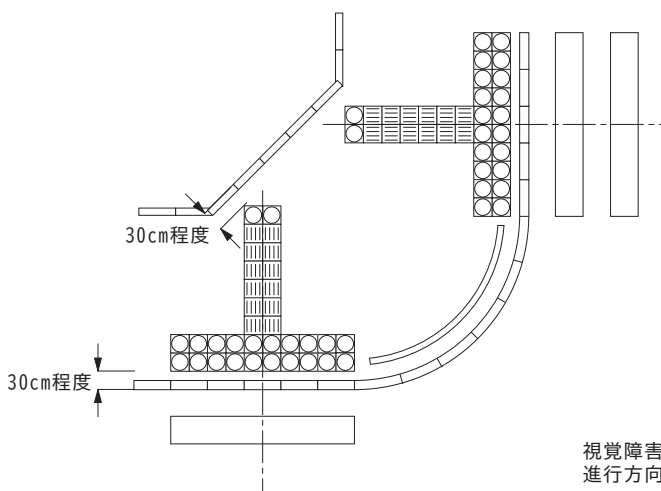
■連続的に案内していない場合（一般例）



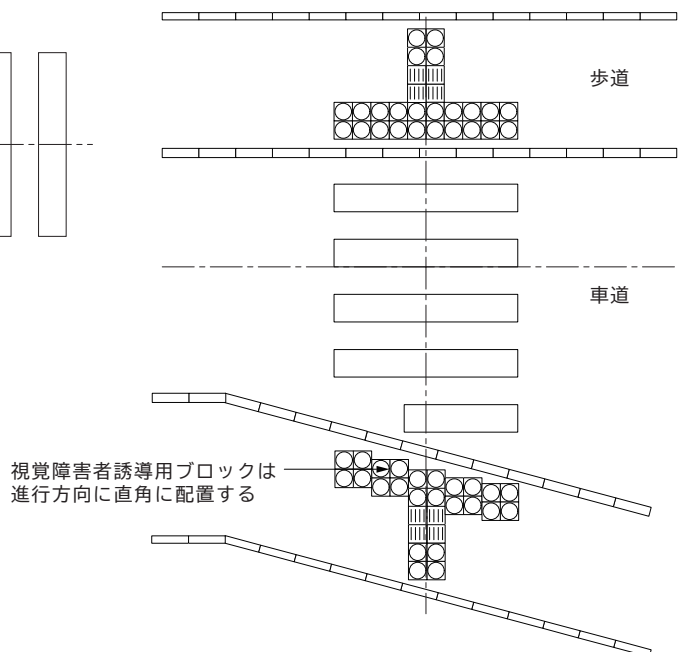
■連続的に直線方向を案内している場合



■2方向に横断が生じる場合

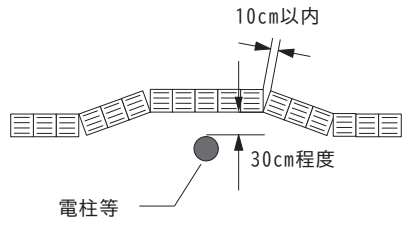


■歩道に対して垂直に設置できない場合



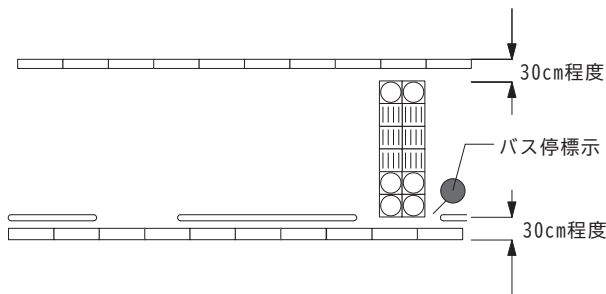
【図12-3】危険物回避の設置例

■電柱等を回避する場合

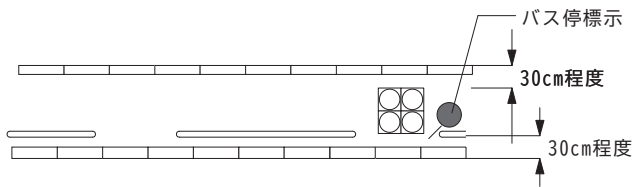


【図12-4】バス停留所への設置例

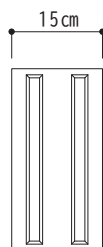
■歩道幅員が広い場合



■歩道幅員が狭い場合



【図12-5】リーディングラインの例



13 立体横断施設

【基本的考え方】

歩行者の安全を確保するため、地下道や歩道橋（ペDESTリアンデッキ）を設置する場合、全ての歩行者が安全で快適に移動できる機能及び空間を確保する。

遵守基準	整備基準
立体横断施設は、高齢者、障害者等に対する安全性及び移動性に配慮した構造とすること。	立体横断施設は、全ての者に対する安全性及び移動性に配慮した構造とすること。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

立体横断施設整備に当たっての配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ●立体横断施設には、横断歩道橋、地下横断施設その他、ペDESTリアンデッキを含むものとする。 ●立体横断施設の整備に当たっては、「立体横断施設技術基準・同解説（（公社）日本道路協会）」に基づき実施するものとするが、以下のことについては特に配慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 立体横断施設を利用する歩行者の安全を確保するとともに、高齢者、障害者等が利用しやすい構造とする。 ② 全ての歩行者が、安全で快適な垂直移動を行えるように、スロープ等の施設整備を行う。 ③ 階段部の直前には、視覚障害者誘導用ブロックを設置する。踊場において、長さが 2.5m を超える場合、又は折り返しの場合には、視覚障害者誘導用ブロックを設置する。 ④ 階段部においては、滑り止めの色を踏面と対比させることなどにより、可能な限り段鼻を明確にする。 ⑤ 誘導用の手すりを連続して設ける。 ⑥ 手すりは原則として二段式を階段・通路の両側に設ける。 ⑦ 手すりの端部及び要所には、現在位置、施設案内等を点字表示する。 ⑧ 手すりの形状その他については、公園編「18 手すり」を準用する。 ⑨ 施設の舗装材料は、平坦で濡れても滑りにくいものとする。 ⑩ 階段の構造は、「21 階段」の整備基準を適用する。 ⑪ 階段下に視覚障害者等が入らないように、柵などの構造物の設置により注意喚起する。 	<p>→【図 13-1】</p> <p>→特に、階段を降りる者の安全に配慮する。</p> <p>→【図 13-1】</p> <p>【図 13-2】</p> <p>→【図 13-2】</p> <p>【図 13-3】</p> <p>→【図 13-1】</p> <p>【図 13-2】</p> <p>【図 13-4】</p>
--------------------	---	---

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

昇降施設	<ul style="list-style-type: none"> ◎移動等の円滑化が必要と認められる立体横断施設については、地域の実情に応じ、エレベーターの設置により改良に努める。ただし、高低差が小さいなど昇降機の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。 ◎エレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、立体横断施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定める。 ◎設置後の維持・管理等について十分検討する。 	<p>→【図 13-1】</p> <p>→【図 13-5】</p>
------	---	-----------------------------------

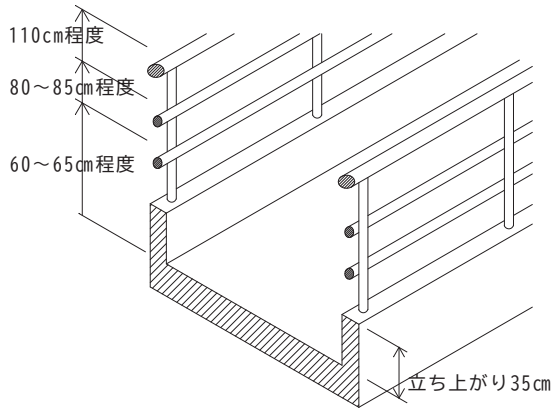
ペDESTリアンデッキ

駅前広場などに設置される歩行者のための高架の通路である。駅と商業施設を直結する場合や複数の建物を連続的につなぐ場合などに設けられる。

歩行者と自動車の動線を分離することにより、歩行者の安全と自動車交通の効率化を図るもので、歩車分離の方法のひとつである。

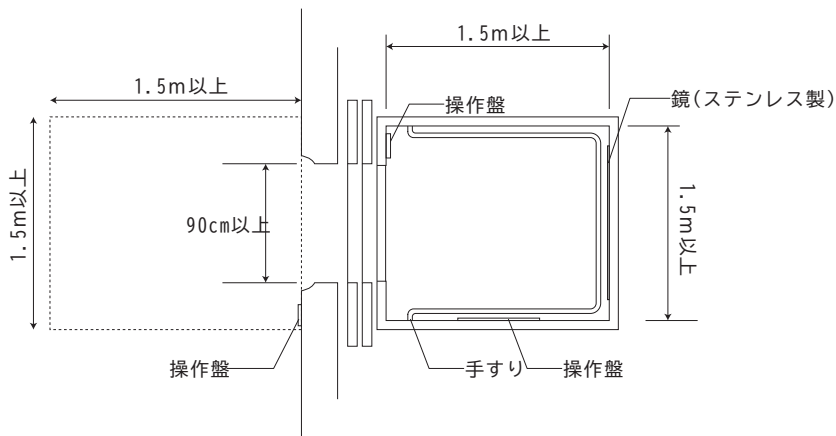
東京都内では、上野駅前や多摩センター駅前などの例がある。

【図13-4】手すりの断面図

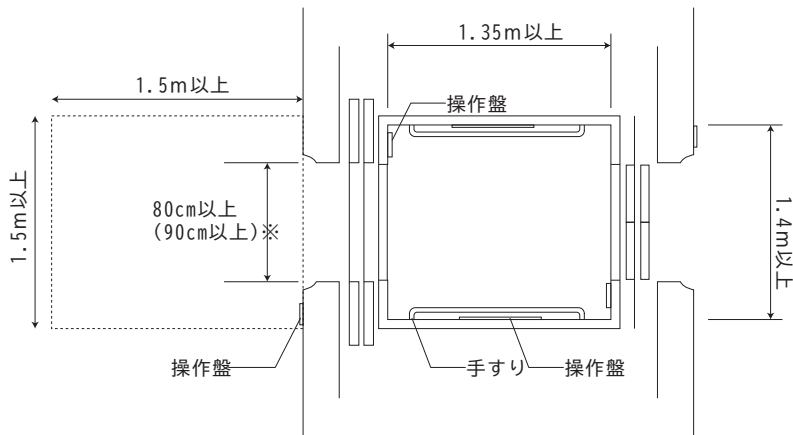


【図13-5】エレベーターの籠及び出入口の寸法

■出入口が1の場合



■出入口が2の場合



※出入口が複数あるスルー型エレベーターであっても
車椅子使用者の動作の余裕を見込み、有効幅90cm以上とすることが望ましい

14 休憩施設（ベンチ等）

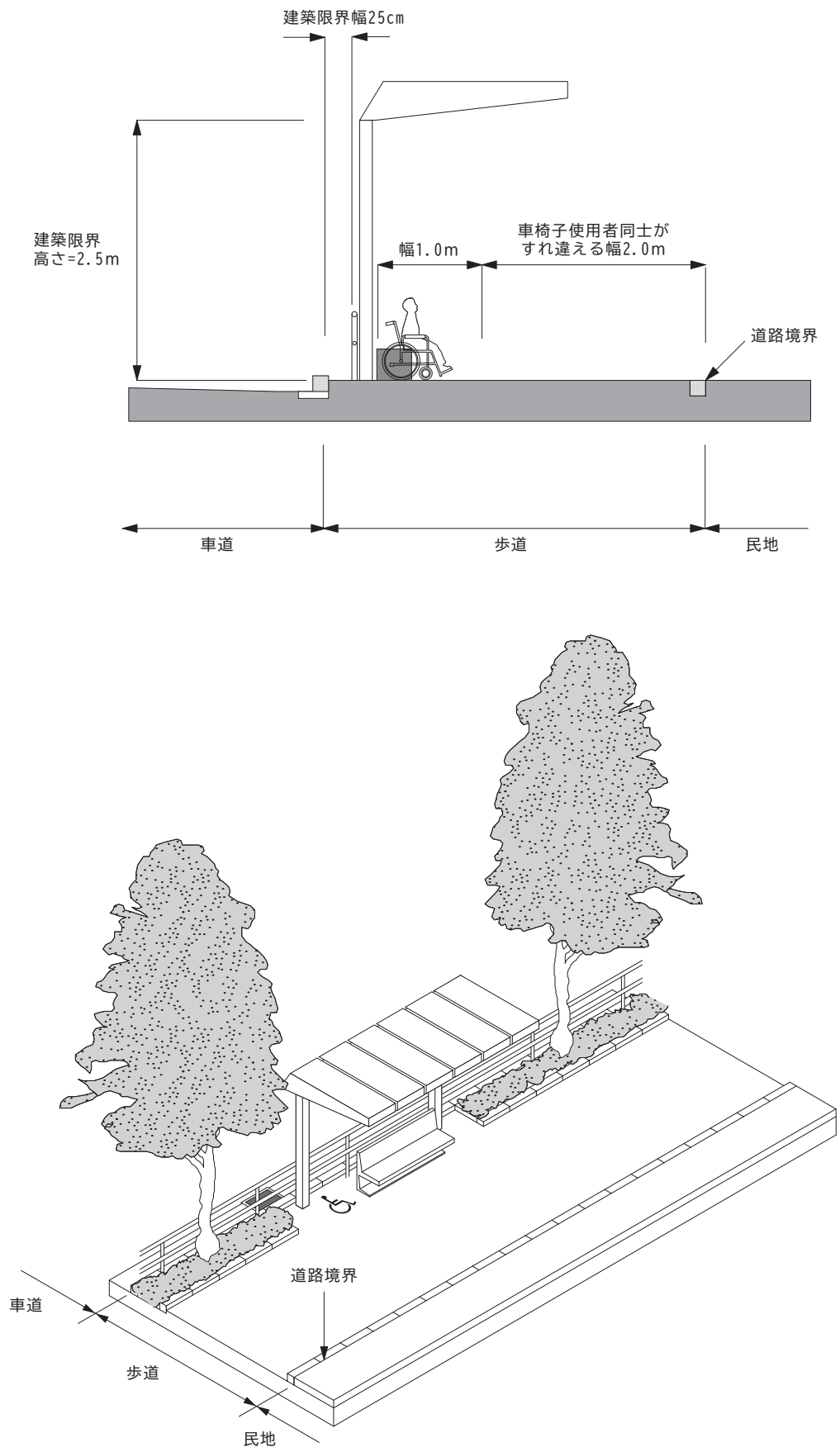
【基本的考え方】
 全ての歩行者が安全で快適な移動ができるとともに、休憩、交流ができるような、親しみやすい道路空間を創出する。

遵守基準	整備基準
高齢者、障害者等が歩行中に休憩又は交流をすることができるように、必要に応じベンチ等を設けること。	全ての歩行者が歩行中に休憩又は交流をすることができるように、必要に応じベンチ等を設けること。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

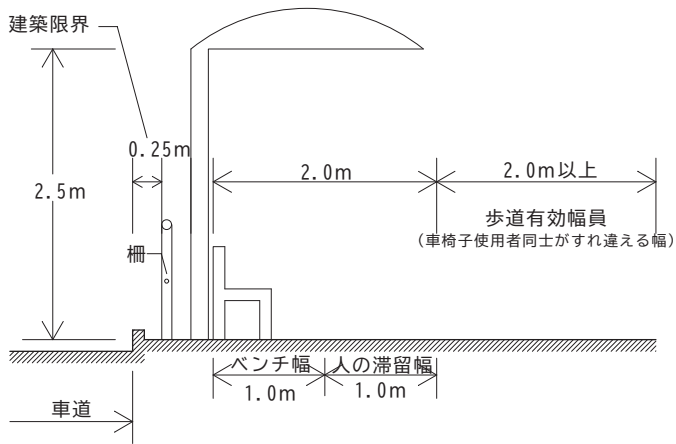
設置箇所	<p>●ベンチ、上屋等の休憩施設を設置する箇所は、以下のとおりとする。</p> <p>① 全ての歩行者の通行と、一般交通及び近隣住民に支障とならない箇所</p> <p>② 道路管理上必要と判断する箇所 道路管理上必要と判断する箇所とは、以下のいずれかに該当する箇所</p> <p>(ア) 病院や福祉施設等の周辺において、特に高齢者、障害者等の休憩、又は溜まり機能を確保する必要がある箇所</p> <p>(イ) 散歩等、単なる移動を目的としない歩行者等のために、休憩施設の設置を必要とする箇所</p> <p>(ウ) 道路管理者が利便増進誘導区域に指定した箇所</p> <p>③ 地元等との合意形成を図ることができる箇所</p> <p>●設置に当たっての歩道幅員の考え方は次のとおりとする。</p> <p>① ベンチを設置する場合は、原則として、ベンチに人が座った状態の幅 1.0mと、車椅子使用者同士がすれ違える幅 2.0m以上を確保すること。</p> <p>② 上屋を併設する場合は、原則として、ベンチに人が座った状態の幅 1.0mと、人の滞留幅 1.0m及び車椅子使用者同士がすれ違える幅 2.0m以上を確保すること。なお、特例として、人の滞留幅を省略することが可能な場合には、必要幅を 1.0mまで縮小することができる。</p> <p>※参考文献 「座れる場づくりガイドライン（平成 30 年 3 月）」 「世田谷区路上ベンチ等設置指針（令和 3 年 8 月）」</p>	<p>→【図 14-1】</p> <p>→【図 14-2】</p>
------	--	-----------------------------------

【図14-1】上屋とベンチの設置例

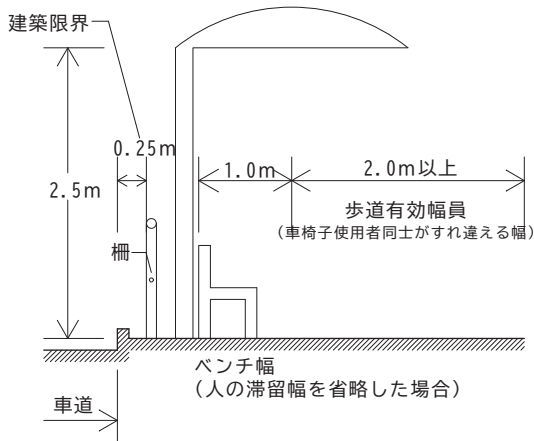


[図面中、視覚障害者誘導用ブロックは省略してある]

【図14-2】上屋を併設する場合



■上屋下部分の人の滞留幅1.0mを省略する場合



15 道路附属物及び占用物の整理

【基本的考え方】
歩行空間の通行動線上の空間をできるだけ広く確保するため、道路附属物や道路占用物等を整理する。

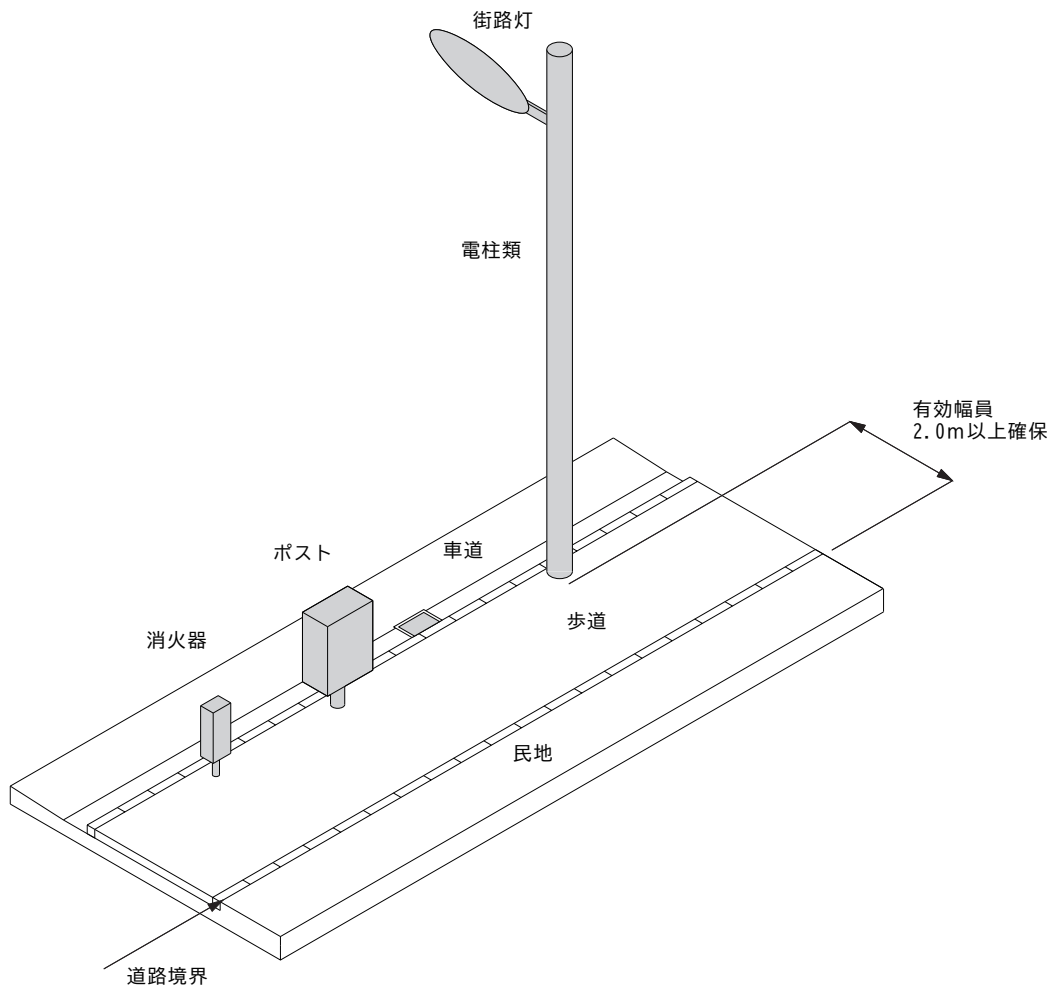
整備基準

道路の附属物及び占用物は、可能な限り整理し、通行することができる空間を最大限に確保することができるように配置すること。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

道路附属物	<ul style="list-style-type: none"> ◇街路灯、道路反射鏡、道路標識等は、可能な限り既設柱に共架する。 ◇歩行者の通行動線上に設置されている道路附属物等は、可能な限り撤去又は整理する。 	→【図 15-1】
道路占用物	<ul style="list-style-type: none"> ◇電力線、通信線、信号機等は、共架化を推進することにより、できる限り整理する。 ◇幅員が 10.0m以下の道路においては、通信線と電力線のいずれかを共架することにより、一方の電柱を撤去する。 ◇電柱を移設する場合は、歩行者の通行の支障とならない位置への移設又は、可能な限り柱を細径化する。 	
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> ◇歩道が整備されている場合は、基本的に歩道上の車道側に設置する。 ◇単断面の道路においては、路面排水を考慮しながら、できる限り沿道敷地側に設置する。場合によっては、外側線側へ設置する。 ◇公共施設等がある場合は、可能な限り公共施設の敷地内に設置する。 ◇交差点や曲がり角においては、占用物や道路附属物によって、歩行者や自動車運転者から、視覚的に妨げとならないように注意する。 	

【図15-1】歩道がある場合の例
(電柱、ポスト、消火器、街路灯等)



16 歩行者広場

【基本的考え方】

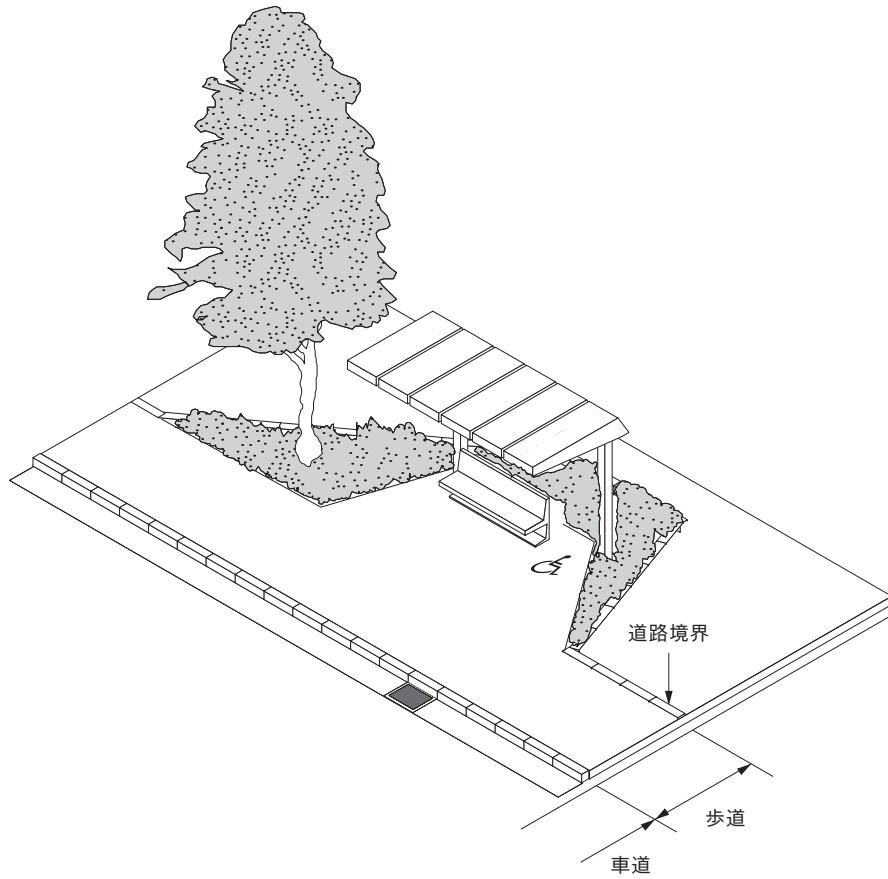
道路上において、交差点、バス停留所、タクシー乗り場、踏切等の歩行者が滞留する場所には、全ての歩行者が安全に滞留でき、また、他の歩行者の通行の妨げにならないように、可能な限り歩行者広場を設ける。

整備基準	
横断歩道の手前その他の道路上の歩行者の滞留が必要な部分には、可能な限り歩行者広場を設けること。	

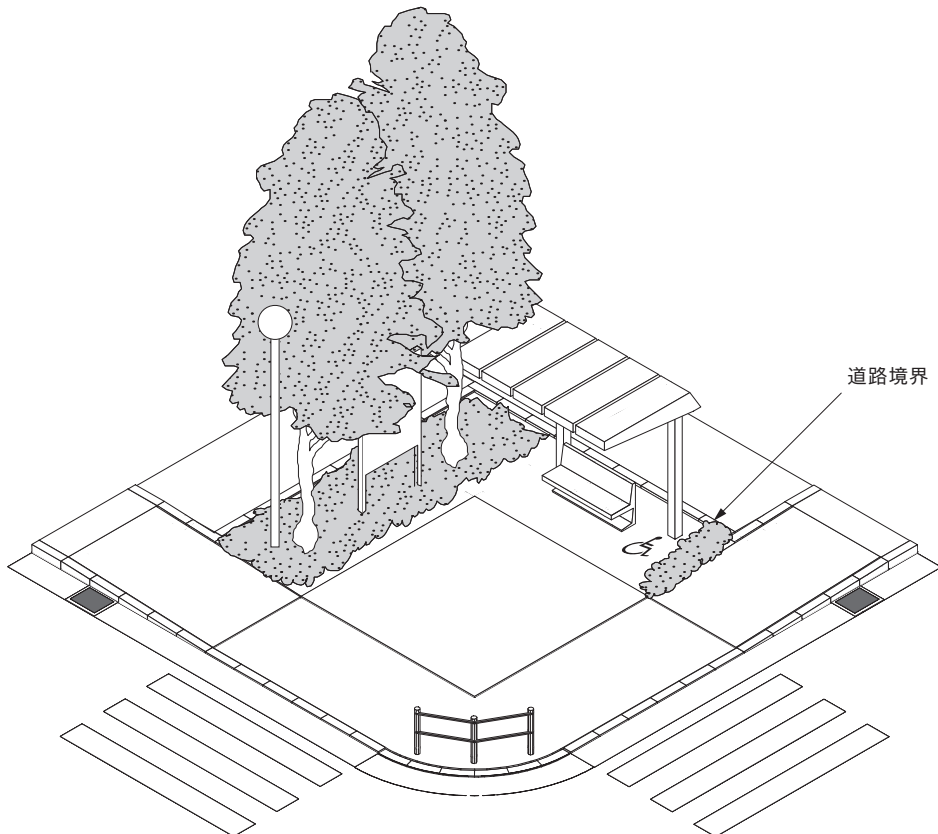
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

設置の要件	◇横断歩道、踏切等の歩行者の待機場所として設置する。 ◇バス停留所又はタクシー乗り場として設置する。 ◇特定の目的を持たない歩行者の休憩施設として設置する。	
設置方法	◇歩行者の通行動線の支障とならないように、道路の沿道側に設置する。 ◇交差点部においては、隅切りの外側に設置する。 ◇ベンチ、上屋等の休憩施設を設置する場合には、「14 休憩施設（ベンチ等）」を参照する。 ◇広場内には、切下げ、段差等は設けず、平坦なものとする。 ◇視覚障害者が利用しやすいように、視覚障害者誘導用ブロックを設置する。 ◇周辺状況に応じて公共サインを設置する。	→【図 16-1】 →【図 16-2】

【図16-1】歩行者広場を沿道側に設置した例



【図16-2】歩行者広場を交差点に設置した例



[図面中、視覚障害者誘導用ブロックは省略してある]

17 案内板等

【基本的考え方】

目的地まで安全で快適にたどりつくために必要な情報や、まちでの暮らしに役立つ情報などを、高齢者、障害者等歩行者のだれもが便利で安全に見ることができる案内及び標示を設ける。

遵守基準	整備基準
(1) 道路の要所には、必要に応じ公共施設、病院等の案内板等を設けること。	(1) 道路の要所には、必要に応じ公共施設、病院等の案内板、説明板及び標識（以下この表、次表、別表第6の2及び別表第6の3において「案内板等」という。）を設けること。
(2) 案内板等の標示は、内容を容易に読み取ることができるような文字等の大きさ、色調及び明度とすること。	(2) 同左
(3) 案内板等は分かりやすい場所に配置し、その高さは車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。	(3) 同左

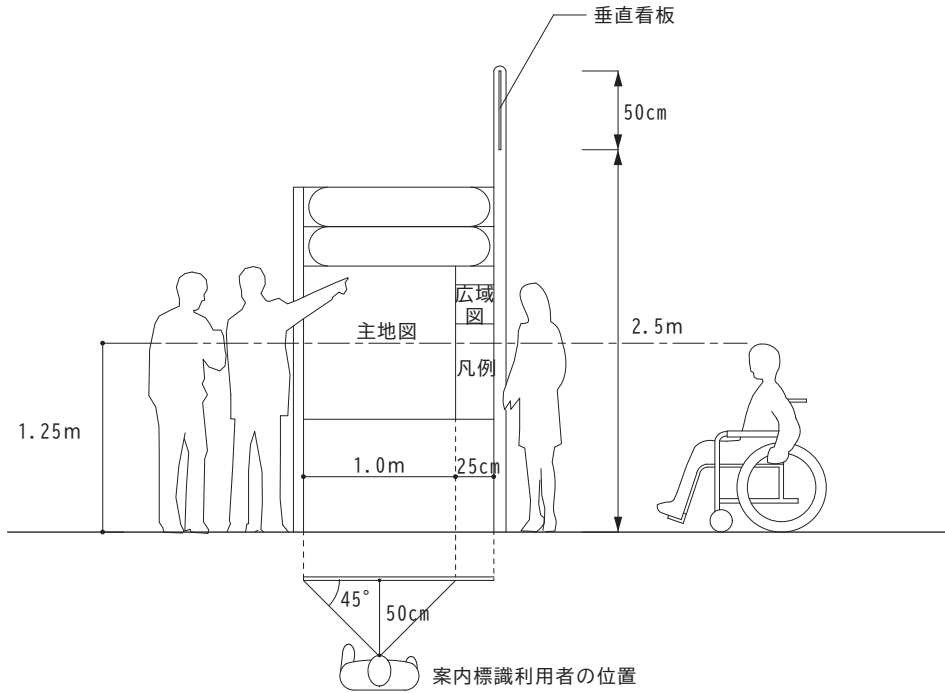
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

表示	<ul style="list-style-type: none"> ●案内標識の設置に当たっては、「世田谷区情報のユニバーサルデザインガイドライン」、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（国土交通省）」、「地図を用いた道路案内標識ガイドブック（（財）道路保全技術センター）」等を参照する。 ●表示方法については、以下の点を考慮する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 大きめで分かりやすい文字や記号で表記する。また、図記号（ピクトグラム）を効果的に採用する。 ② 文字については、平仮名や英語等を必要に応じ併記する。 ③ 記号による案内標識には、必要に応じて文字を併記する。 	
位置	<ul style="list-style-type: none"> ●歩道上に設置する場合、標示板の高さは、車椅子使用者や小児等の見やすさに配慮し、125cmを標準とする。 ●設置位置については、歩行者の通行を妨げることがなく（通行動線を外した位置）、かつ自動車運転者等から交差点付近に滞留する歩行者等が視認できる位置とする。 ◆配置については、「15 道路附属物及び占用物の整理」を参照する。 	<p>→【図 17-1】</p> <p>→【図 17-2】 歩道の車道側で通行の妨げにならない位置</p>

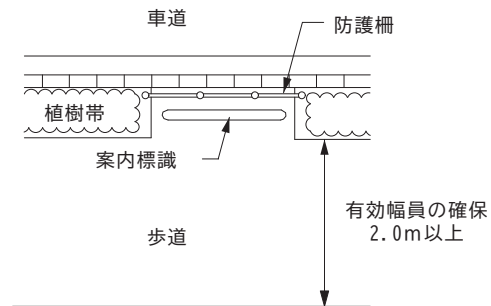
■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

視覚障害者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ◎視覚障害者の利用が多く、音声による案内が可能な箇所には、沿道状況を十分に考慮し、音声案内の設置を検討する。 ◎必要に応じ、点字による表示や手すりによる案内も検討する。 	
-----------	---	--

【図17-1】案内標識の掲示高さ



【図17-2】案内標識の設置位置



18 照明施設

【基本的考え方】
夜間においても、全ての人が安全かつ快適に移動ができるように、歩行者の足元に適正な照度を確保する。

整備基準

沿道の住民への影響を考慮しながら可能な限り照明施設を設けるものとし、歩行者等の通行部分の照度を確保すること。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

設置場所	<ul style="list-style-type: none">◇横断歩道部や交差点部には、照度を確保するため、可能な限り照明施設を設置する。◇スロープや階段などの勾配・段差がきつい部分では、足元の照度を確保するため、可能な限り照明施設を設置する。◇街路灯の照度不足等により、部分的に暗い歩行空間には、適当な照明施設を設置し、照度を確保する。◇照明施設は、街路樹等により照度が妨げられないよう、適切な維持管理をする。◇街路樹の植栽を行い、近い将来に歩道の照度が不足することが予想される歩道には、歩行者が安全で快適に通行できるよう、歩道照明を設置し、照度を確保する。	
施工にあたって	◇整備に当たっては、世田谷区「街路灯整備基準」及び「防犯灯に関する調査報告書」((社)日本防犯設備協会)、国土交通省「道路の移動等円滑化に関するガイドライン(令和6年1月)」を参照する。	

19 階段

【基本的考え方】

地形の関係からやむを得ず道路上に階段を設ける場合は、転落等の危険を回避し、安全を確保するとともに、歩行者の負担を軽減するように配慮する。

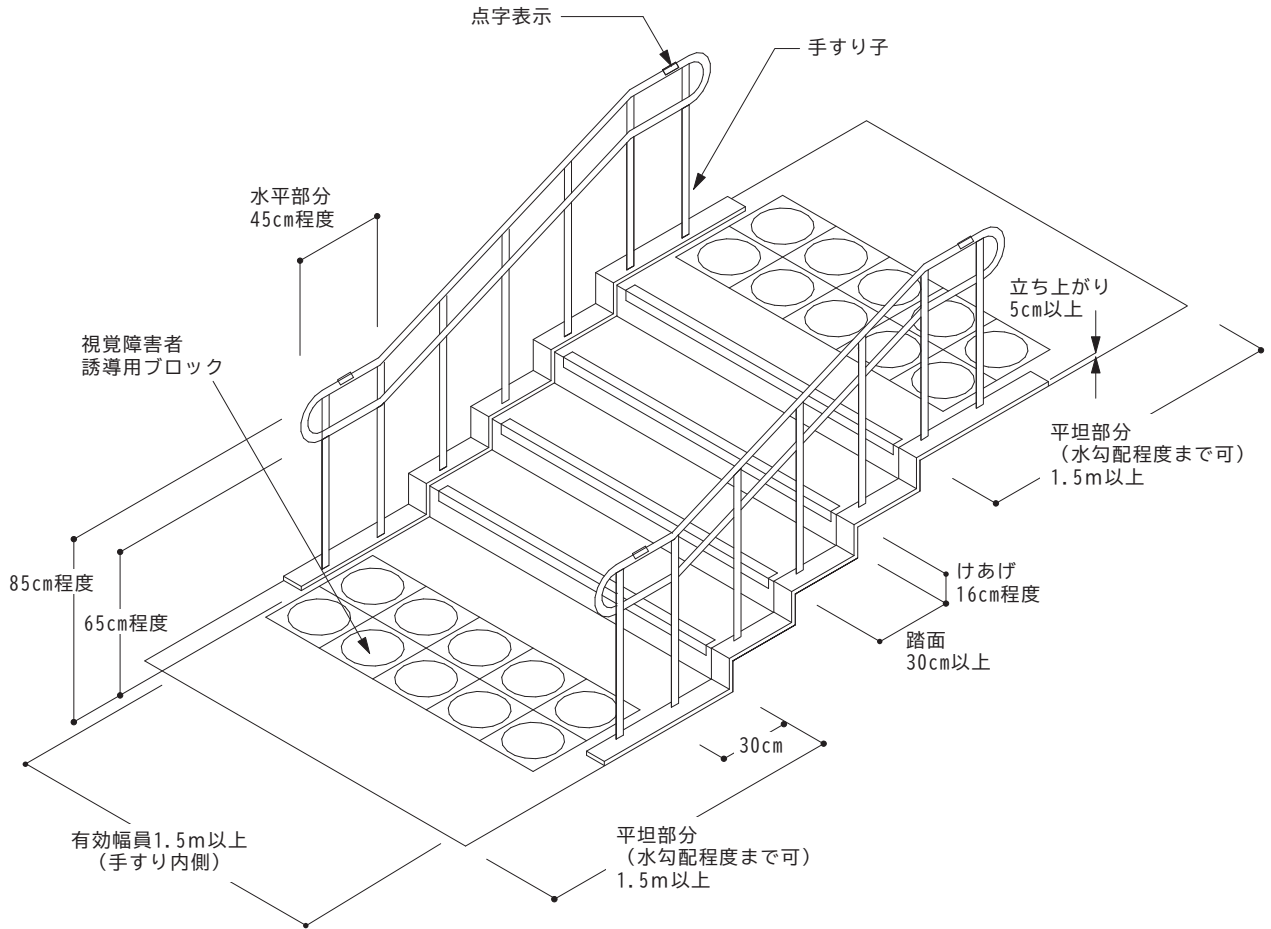
整備基準

(1) 地形の形態上やむを得ず道路上に階段を設ける場合には、転落等の危険を回避し、安全を確保するとともに、歩行者の負担を軽減するように配慮すること。
(2) 階段は、次に掲げる構造とすること。
ア 踏面及びけあげの寸法は一定とし、踏面はつまずきにくい構造とすること。
イ 直階段又は折れ曲がり階段とし、回り階段としないこと。
ウ 幅は、1.5m以上とすること。
エ 高低差 3.0m以内ごとに長さ 1.5m以上の踊り場を設けること。
オ 階段の始終点に、長さ 1.5m以上の平坦な部分を設けること。
カ 踊り場を含めて、両側に連続して手すりを設けること。
キ 階段の始末端部には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
(3) 傾斜路を併設すること。

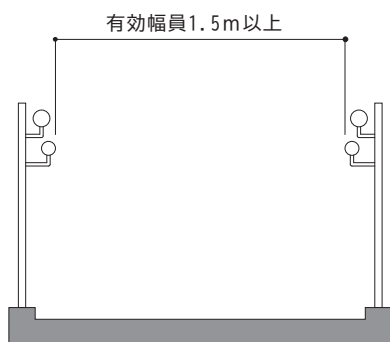
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

形状	◇けあげは、16cm 程度、踏面は、30cm 以上とする。同一階段では、けあげ、踏面の寸法は、一定とする。 ◇人（横向き）と松葉杖（まつばづえ）利用者とがすれ違えるように、幅員は 1.5m以上とする。 ◇けこみは、2cm 以下とし、けこみ板を必ず設け、段鼻は突き出ない構造とする。 ◇段鼻は、踏面の色と明度の差が大きく、識別しやすいノンスリップを設ける。	→【図 19-1】 →【図 19-2】 →【図 19-3】
手すり	◇手すりの設置については、公園編「18 手すり」を参照する。 ◇階段の幅員が 3.0m以上の場合は、中央にも手すりを設ける。	
視覚障害者誘導用ブロック	◇踊り場、折り返し部分には、原則として敷設しない。ただし、直線の踊り場において 2.5mを超える場合、又は折り返しのある傾斜路の踊り場には、視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック）を敷設する。	
照明	◇階段に可能な限り照明施設を配置する。	
傾斜路	◇階段に併設する傾斜路は、主として自転車を引いて歩くためのもので、勾配を 25%（1/4）以下（立体横断施設技術基準・同解説）とし、物理的に不可能な場合は、できる限り緩やかにする。	
その他	◇やむを得ず道路に階段を設置する場合は、う回路を設定し、案内板等の公共サインにより誘導する。	

【図19-1】 階段の寸法

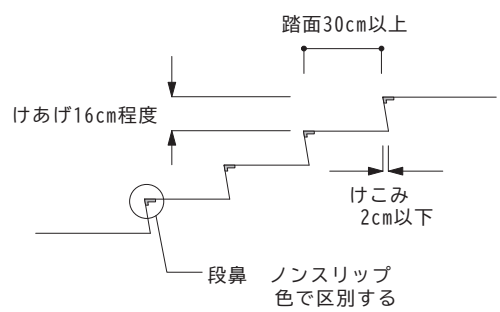


【図19-2】 有効幅員

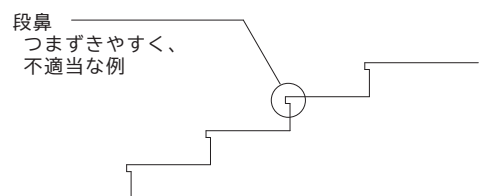


【図19-3】 階段の形状

■つまずきにくい例



■つまずきやすい例



20 滑止め等の交通安全施設

【基本的考え方】

細街路や地先道路における歩行者の安全を確保するため、歩行者や自動車運転者に注意を促す効果が高い交通安全施設等を設ける。なお、整備に当たっては、交通管理者との協議・調整が必要となる。

整備基準

- (1) 歩道等のない道路の交差点には、必要に応じ、滑止め等の交通安全施設を設けること。
 (2) 交差点には、必要に応じ、歩行者等の注意を喚起するための表示を設けること。

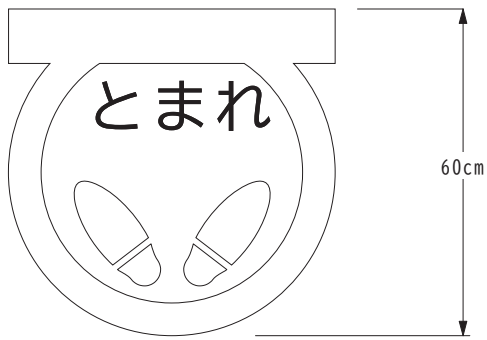
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

交通安全施設	<p>◇反射鏡については、見通しの悪い交差点部に限り、自動車運転者への事前の情報提供と、歩行者に対して注意を促すため、必要に応じて設置する。</p> <p>◇滑止め舗装やカラー舗装、イメージハンプについては、交差点部における自動車運転者の注意を促し、速度低下を図るため、必要に応じて設置する。</p>	→【図 20-1】 【図 20-2】
注意喚起「一旦停止ステッカー」の表示	<p>◇歩行者用の一旦停止ステッカーは、歩道上においては、交差する道路の直前に、また、単断面道路においては、道路の交差点直前の路肩内に設置する。</p> <p>◇自転車用の一旦停止ステッカーは、自転車通行可の歩道においては、交差する道路の直前の車道寄りに、単断面道路においては、交差点直前の車道内左側に設置する。</p> <p>◇一方通行道路の交差点に自転車用の一旦停止ステッカーを設置する場合は、必ず交差点の前後に設置する。</p>	

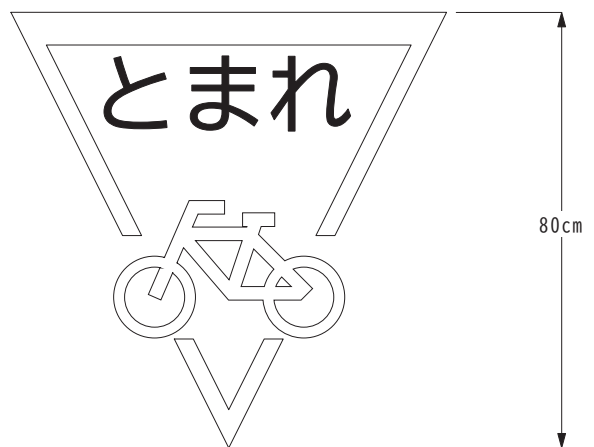
※「輝度比」については、「12 視覚障害者誘導用設備」を参照。

【図20-1】一旦停止ステッカー

■歩行者用

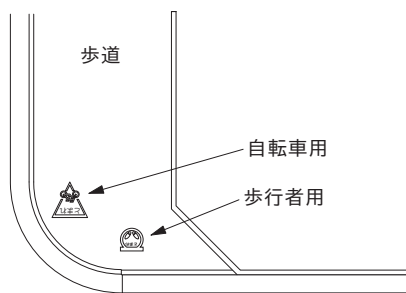


■自転車用

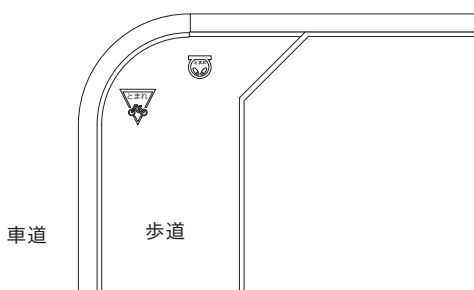


【図20-2】一旦停止ステッカーの設置位置

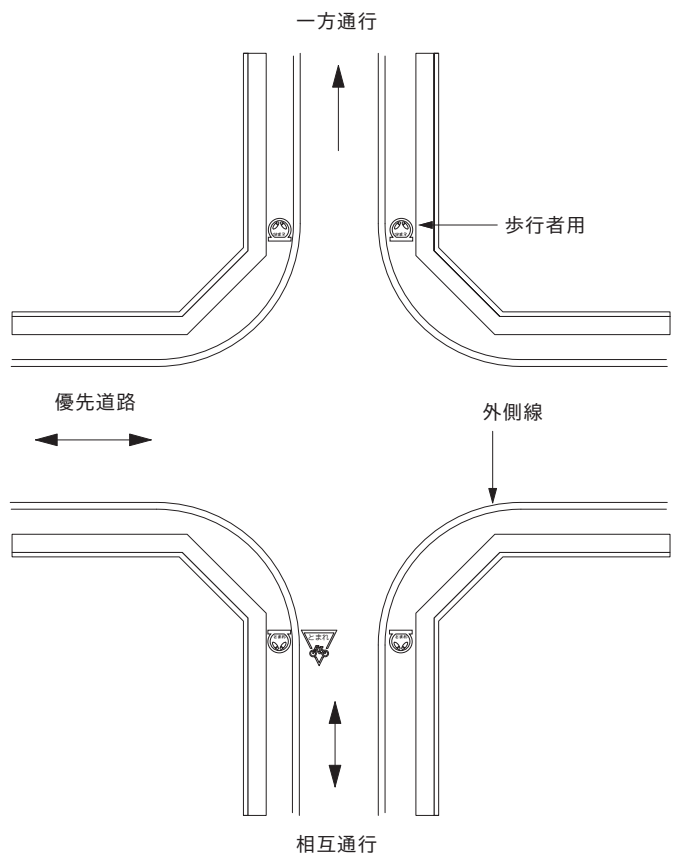
■歩道又は自転車通行可の歩道



交差道路



■単断面道路



21 駐車場（道路附属物としての自動車駐車場）

【基本的考え方】

道路交通の円滑な流れを支えるため、だれもが安心して自由に立ち寄り、利用できる施設（トイレ、休憩施設等）を整備する場合は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる駐車場を設置する。

遵守基準	整備基準
駐車場を設ける場合には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう十分な配慮をするとともに、車椅子利用者用駐車施設を1以上設けること。	(1) 駐車場を設ける場合には、次に掲げる構造等の車椅子利用者用駐車施設を1以上設けること。
—	ア 幅は、3.5m以上とすること。
—	イ 車椅子利用者用駐車施設から駐車場の歩行者の出入口までの経路の長さができるだけ短くなるような位置に設けること。
—	ウ 車椅子利用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。
—	エ 傾斜部に設けないこと。
—	オ 原則として透水性舗装とすること。
—	(2) 駐車場の歩行者の出入口から車椅子利用者用駐車施設の位置までの経路について、案内のための表示をすること。
—	(3) 車椅子利用者用駐車施設から駐車場の歩行者の出入口までの通路の1以上は、次に掲げる構造とすること。
—	ア 有効幅員は、1.4m以上とすること。
—	イ 車椅子利用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
—	ウ 路面には、排水溝、集水ます等を設けないこと。やむを得ず設ける場合は、杖、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ちず、かつ、滑りにくい構造の蓋を設けること。
—	エ 原則として透水性舗装とすること。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

自動車駐車場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車駐車場の整備に当たっては、駐車場関係法令に基づき整備する。 ●障害者が専用又は優先的に利用できる駐車スペースの位置については、利用施設（便所、休憩施設）の出入口に近い場所とし、施設までの通路は、段差の解消、すりつけ勾配の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置等、障害者が利用しやすい構造とする。 ●駐車スペース、通路、床面仕上げ、誘導等については、建築物（集合住宅以外）「9 敷地内の通路」「10 駐車場」を準用する。 ◆舗装は、遮熱性舗装、保水性舗装などの導入も検討する。 	
施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●トイレの整備に当たっては、建築物（集合住宅以外）「8 便所」を参照する。休憩施設等については、「14 休憩施設（ベンチ等）」を参照する。 	

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

	◎車椅子利用者用駐車施設の数、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合、当該駐車台数に1/50を乗じて得た数以上とする。自動車駐車場の全駐車台数が200を超える場合は、当該駐車台数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上とする。	
--	---	--

公園編

基本的考え方	2
1 出入口	3
2 駐車場	7
3 園路	12
4 階段	16
5 傾斜路	20
6 舗装材料	23
7 排水溝等	24
8 転落防止設備	26
9 休憩所	28
10 ベンチ・野外卓	30
11 水飲み・手洗場	33
12 案内板等	35
13 便所	39
14 屋根付広場	50
15 野外劇場・野外音楽堂	51
16 公園内建築物・屋内設備	53
17 公園内運動施設	54
18 券売機・電話ボックス	55
19 その他の配慮	57
20 手すり	59

基本的考え方

1 基本的考え方

公園は、区民に安らぎやレクリエーションの場などを提供する重要な公共的施設である。また、震災時には避難場所としても大きな役割を果たすなど、安全で快適な生活に欠かせないものである。

そのため、だれもが安心して快適に公園が利用できるよう、ユニバーサルデザインを基本とした公園づくりを目指す。

なお、公園の諸条件（位置、地形、利用形態など）により、この基準に沿った施設整備が困難な場合においても、人的介助や情報提供などの工夫を行い、公園の持つ役割が果たせるよう最大限の対応を進める。

2 公共的施設及び特定公共的施設の範囲

下記の公園等を公共的施設及び特定公共的施設とする

- (1) 都市計画法、土地地区画整理法、旧住宅地造成事業に関する法律、都市再開発法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の規定による公園
- (2) 児童福祉法第40条に掲げる児童遊園
- (3) 世田谷区立公園、世田谷区立身近な広場、世田谷区立区民農園又は世田谷区立土と農の交流園
- (4) 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則別表第4に規定する広場状空地又はアーケード、ピロティ等であって広場状のもの（著しく狭小なものを除く。）
- (5) 庭園（寺社等に附属するもの、美術館、博物館等に附属するもの又は冠婚葬祭施設等に附属するものを除く。）
- (6) 動物園及び植物園（大学、研究所等が学術研究を目的として設置しているものを除く。）
- (7) 遊園地

3 整備の対象範囲

公園等の新たな造成・整備及び既設の施設等を改修等する場合に、遵守基準への適合義務と整備基準への適合努力が求められる。

4 整備基準の適用除外

下記に該当する公共的施設のうち、整備基準の適合が困難であると区長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関する文化財保護法、都市計画法その他の法令又は条例の規定の適用があるもの
- (2) 山地丘陵地、がけその他の著しく傾斜している土地に設けるもの
- (3) 自然環境を保全することが必要な場所又は動植物の生息地若しくは生育地として適正に保全する必要がある場所に設けるもの
- (4) 著しく狭小な敷地に設けるもの

1 出入口

【基本的考え方】

全ての人に使いやすく安全な出入口を設け、これと連続した園路との通行動線を確保する。

遵守基準	整備基準
外部の道路等と接する出入口は、次に掲げる構造とすること。地形上又は構造上、「3 園路」に接続することが困難である出入口については、遵守基準に適合した出入口の位置を明示する案内板を設けること。	(1) 同左（「遵守基準」は「整備基準」と読み替え）
ア 幅は、1.2m以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90cm以上とすることができる。	ア 幅は、1.2m以上とすること。
イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90cm以上とすること。	イ 車止めを設ける場合は、車椅子使用者等が円滑に通行することができる構造とすること。
ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。	ウ 路面には、段差を設けないこと。
エ 出入口から公園内外への距離が1.5m以上の平坦な部分を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	エ 同左
オ 点状ブロック等、舗装材の変化等により道路との境界を明示すること。また、直接車道と接する場合には、2cmを標準として段差を設けること。	オ 同左
—	(2) 道路等から出入口までの通路に設ける歩行者用通路は、車路と分離すること。この場合において、当該歩行者用通路の構造については、「3 園路」の整備基準を準用する。
—	(3) 券売所及び入場口は、利用しやすい位置に設け、次に掲げる構造とすること。
—	ア 入場口のうち1以上は、幅90cm以上とすること。
—	イ 券売所から入場口までに至る経路及び入場口の通路のうち1以上について、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。

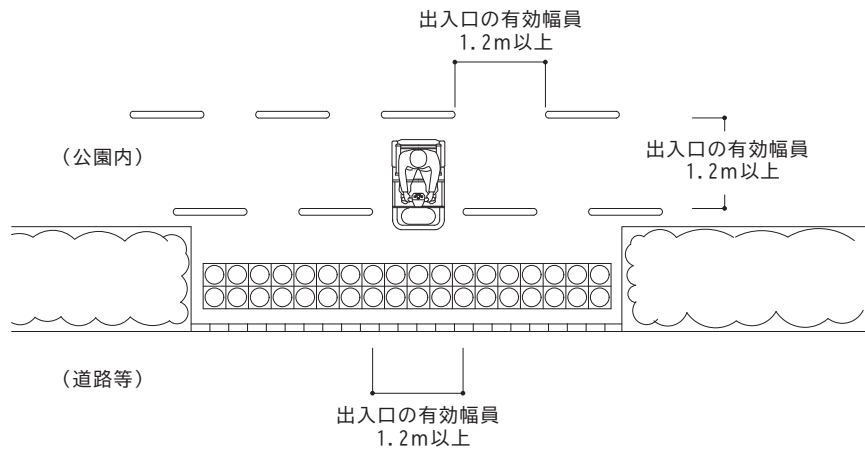
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

外部と接する部分の構造	<p>●車止めを設置する場合は、有効幅90cm以上の車椅子使用者が通行可能な部分（車止めの最上部まで有効幅90cm以上を確保したもの）を1以上確保する。</p> <p>→二輪車等の園内乗り入れを規制する場合においても、車止めの形状や配置等を工夫し、電動車椅子等の使用者の通行を確保する。この場合、視覚障害者の利用の支障とならないよう十分配慮する。</p> <p>→二輪車等の進入を防ぐための車止めを設置する場合は、車椅子使用者等の通行に支障のない構造とする。</p> <p>◆オートバイ等の園内乗り入れを車止めで規制する場合は、車椅子使用者、ベビーカー等の通行に支障がないよう、車止めの形式、配置などに十分配慮する。</p> <p>●二重に車止めを設置する場合は、有効幅1.2m以上の車椅子使用者が通行できるルートを1以上設ける。</p>	<p>→【図1-1】</p> <p>→【図1-2】</p>
-------------	---	-------------------------------

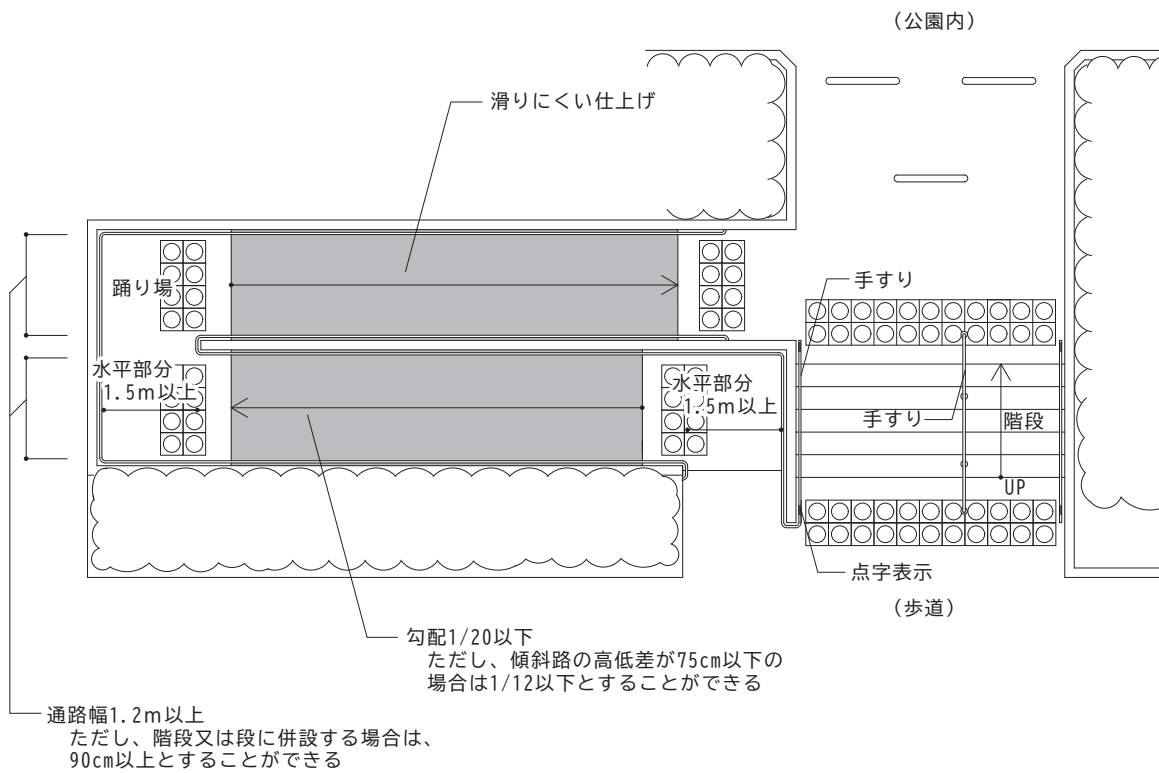
<p>オ 直接車道に接する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆段差がある場合は、「5 傾斜路」に定める構造の傾斜路を設ける。 ◆出入口は平坦（水勾配程度まで可）とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 ●車止めを設置する場合、その前後に 1.5m の水平部分を設ける。ただし、道路の歩道等でこの水平部分が設けられる場合には、これに代えることができる。 ◆出入口が直接車道に接する場合の段差は、道路編「8 沿道敷地との段差」を参照する。 ●点状ブロック（警告用）を敷設し、また、境界部に 2 cm の段差を設ける。 ●点状ブロック（警告用）はぬれても滑りにくい仕上げとする。 ●道路から 30cm 程度離して敷設する。 ◆その他、視覚障害者誘導用ブロックの仕様は、道路編「12 視覚障害者誘導用設備」を参照する。 	<p>→【図 1-3】</p>
---------------------	---	-----------------

<p>■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備</p>		
<p>有効幅</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎全ての出入口を整備基準に適合したものとする。ただし、整備基準に適合する園路に接続することができない場合はこの限りでない。 ◎車椅子使用者同士のすれ違いができるよう、有効幅を 1.8m 以上とする。 ◎車止めを設置する場合は、全ての車止めの間隔の有効幅を 90cm 以上とし、かつ 1.2m 以上の箇所を 1 以上設ける。 ◎車止めは、弱視者が認識できる色調（周辺との対比を考慮）とし、高さ 40cm 程度以上、太さ 10cm 程度以上とする。 ◎白杖でも車止めの存在が分かるよう、例えば、逆 U 字タイプでは高さ 20cm 程度の位置に板状の帯の部分の部分を設けた構造とする。 	
<p>段差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎公園外部の急勾配の公道や傾斜地に出入口が接続する場合、公道等の境界に接して 8%（1/12）以下のすりつけとし、公園内に 1.5m×1.5m 以上の水平面を設ける。 	
<p>車止めの形状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎避難場所等になっている公園で、あらかじめ車両の侵入が想定されている箇所に車止めを設置する場合は、可動式のものを設置することが望ましい。 	
<p>その他の注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☆子どもや車椅子使用者等の視野をできる限り確保し、安全に配慮する。 ☆出入口の数については、災害時の避難場所となることを考慮し、できるだけ 2 方向以上に整備基準に適合した出入口を設ける。 	

【図1-2】 車止めを二重に設置する例



【図1-3】 傾斜路併設の例



2 駐車場

【基本的考え方】

車椅子使用者など車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な人のために、車椅子使用者用駐車施設を設けるとともに、車椅子使用者等が円滑に通行できる園路に接続させる。

遵守基準	整備基準
(1) 駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車可能台数が200以下の場合には当該駐車可能台数に1/50を乗じて得た数※1以上、全駐車可能台数が200を超える場合は当該駐車可能台数に1/100を乗じて得た数※1に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。※緩和1	(1) 同左
(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。	(2) 同左
ア 幅は、3.5m以上とすること。	ア 同左
イ 「3 園路」に定める要件を満たす園路に接続しやすい位置に設けること。	イ 同左
ウ 車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。	ウ 同左
—	エ 傾斜部に設けないこと。
—	(3) 駐車場の出入口から車椅子使用者用駐車施設的位置までの経路について、案内のための誘導表示をすること。
—	(4) 車椅子使用者用駐車施設から公園の出入口までの通路の1以上は、次に掲げる構造とすること。
—	ア 幅は、1.2m以上とすること。
—	イ 路面には、段差を設けないこと。

※1 1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数

※緩和1 専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）のための駐車場については、この限りでない。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

車椅子使用者用駐車施設	◆車椅子使用者用駐車施設は、自動車のドアを全開した状態で車椅子から自動車へ容易に乗降できる幅を確保する。基準で定めている幅は、普通車用駐車スペースに車椅子使用者が転回（180度方向転換）でき、介護者が横に付き添えるスペース（1.4m以上）を見込んだものである。	→【図2-2】
位置	●車椅子使用者が利用できる園路に近く、接続しやすい位置に設けるものとし、また、乗降の際の安全性の確保にも配慮する。 ●段差を設けない。また、歩行通路との境に段差がある場合は、「3 園路」の整備基準に準じて段差を解消する。 → 歩行通路自体も園路の整備基準に準ずる。	

<p>標示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 駐車スペース路面に「国際シンボルマーク」を、乗降用スペースの路面に斜線を表示し、車椅子使用者等の駐車スペースであることを示す。 ● 誘導標示は、駐車中の車両により視認を妨げられないよう、車椅子使用者にも見やすい位置及び高さに設ける。 ● 駐車場の進入口から、車椅子使用者用駐車スペースまでの誘導標示を随所に設ける。 ◆ 駐車スペースの位置を示す標識は、運転席から見やすい位置とする。 ◆ 駐車場の進入口には、車椅子使用者用駐車施設が設置されていることが分かるように標識を設ける。 	<p>→【図 2-3】</p> <p>→【図 2-1】 【図 2-4】</p>
<p>その他の注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 駐車施設の路面は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとする。 ◆ 乗降の際の危険防止のため、駐車スペースは傾斜部に設けない。 ◆ 駐車スペース後方からの車椅子等の乗降に配慮し、後方空間と駐車スペースの境界に段差や障害となる案内板を設置しない。 	

■望ましい整備 (駐車場) 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

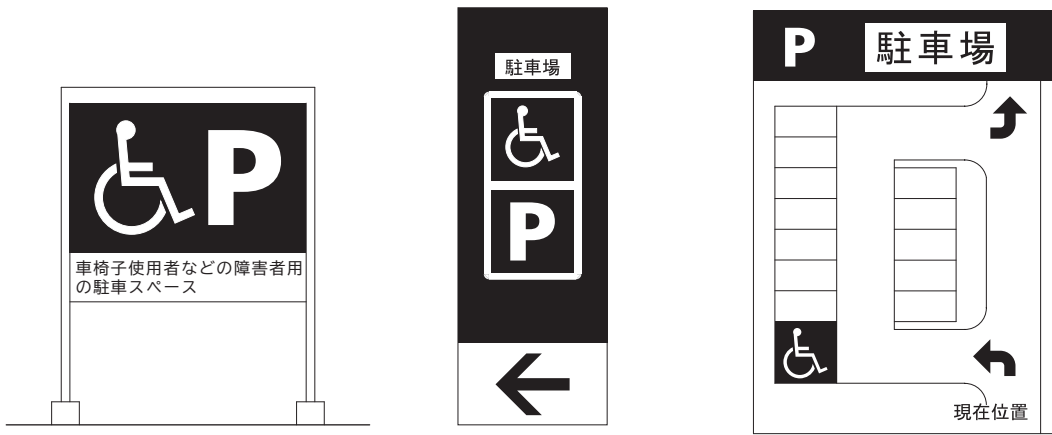
<p>幅</p>	<p>◎公園の規模や利用現状を踏まえ、車椅子使用者等の駐車スペースを、適切な規模で設ける。</p>	
<p>スペース</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎車体幅のスペースの両側に、幅 1.4m 以上の乗降用スペースを確保し、長さは 5.1m 以上とする。 ◎車椅子使用者用駐車施設のうち、1 箇所以上について、奥行き 8.0m 以上として、福祉車両など大型車両の利用に対応する。 ◎車椅子使用者用駐車施設の後部には、有効幅 1.8m 以上で段差がなく、勾配 5% 以下の通路（園路）を設ける。 	
<p>標示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎車椅子使用者用駐車施設は 2 台以上連続して設置する。この場合乗降用スペースは、隣接する駐車スペースと共用できる。 ◎路面標示と同時に、標識による位置表示を行う。 ◎車椅子使用者用駐車施設付近に設置する標識は、車椅子使用者の通行や後部側ドアからの乗降に考慮して、利用者の支障とならない位置に設置する。 ◎「国際シンボルマーク」の塗装表示だけでは、駐車した際に隠れてしまうことから、車椅子使用者等に分かりやすくし、また不適正利用がなされないよう、床面全体を青色などの目立つ色で塗装をする。 ◎車椅子使用者の他、外見から分からない人も含めて車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な人を対象とすることを明示するため、車椅子使用者用駐車施設付近の分かりやすい場所に、「国際シンボルマーク」とあわせて、「ヘルプマーク」などを記載した標識を設置する。 	
<p>設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎雨天時の乗降に困難が生じないよう、車椅子使用者の乗降に必要なスペース及び通路は屋根を設けることが望ましい。 ◎屋根を設ける場合には、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両高さ（2.3m 以上）に対応した必要な有効高さ（梁下高さ等）を確保する。（改修等で対応が困難な場合を除く。） 	

その他の 注意事項	<p>◎車椅子利用者駐車施設とは別に、通常の区画を活用し、車椅子利用者ほど広いスペースを必要としない歩行に配慮が必要な人が利用できる区画を増やすため、「優先駐車区画」を整備し、利用対象者を明示した標識を設置する。</p> <p>◎精算が必要な場合、車椅子利用者や杖歩行の運転者が容易に料金を支払える設備とする。</p> <p>◎車に乗り込む前に精算を済ませることができる事前精算機を設置する。</p> <p>◎リフト付き大型バスに対応したスペースを設ける。</p> <p>☆車椅子利用者用駐車施設から公園の出入口までの通路は、車椅子利用者がすれ違うことができるよう、有効幅員を1.8m以上とする。</p> <p>☆駐車場のない庭園等においては、車で来園した車椅子利用者等用の駐車スペースを設け、場所については出入口付近のできるだけ平坦な部分とする。</p> <p>☆自動車の入出庫の容易な構造とする。</p> <p>☆照明施設を設け、かつ、見通しがきくようにする。</p> <p>☆場内の分かりやすい位置に案内板等を設ける。</p>	→【図 2-4】
--------------	--	----------

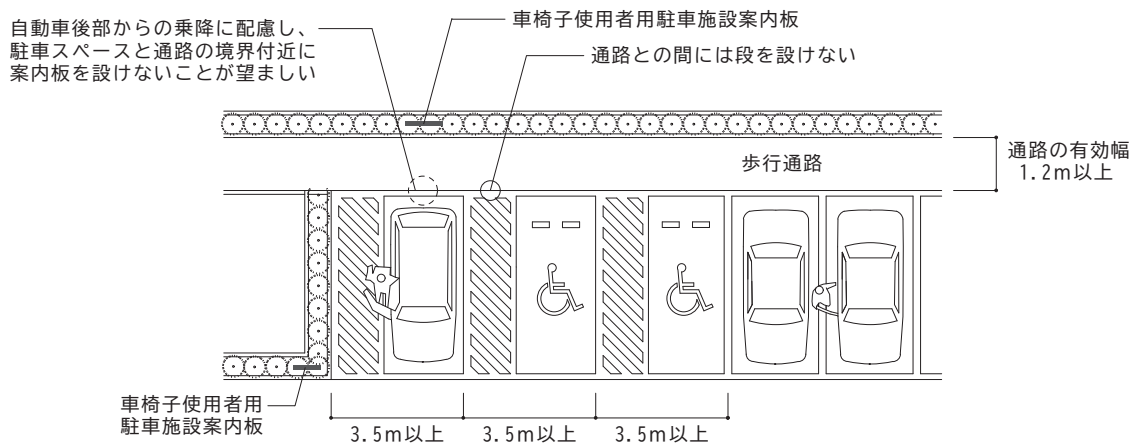
(自転車等駐輪場)

	<p>☆出入口は、車の通行帯等を考慮して安全な位置に設ける。</p> <p>☆自転車の入出庫は、入出が容易な構造とする。</p> <p>☆自転車の駐車方法は、平置きとすること。ただし、誘導員を置き、入出について介助をすることができる場合は、この限りでない。</p> <p>☆照明施設を設け、かつ、見通しがきくようにする。</p> <p>☆場内の分かりやすい位置に案内板等を設ける。</p>	
--	--	--

【図2-1】立札による表示例





【図2-2】駐車場の整備例



【図2-3】国際シンボルマーク



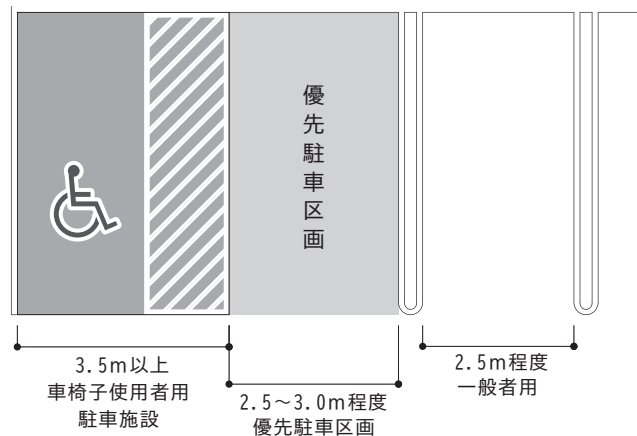
【図2-4】 駐車施設に設置する看板の記載例

	車椅子使用者用駐車施設	優先駐車区画
マーク		 <必要に応じて>
説明文	この場所は、車椅子使用者など <u>身体の不自由な方が利用する車両専用</u> です。一般の方は駐車をご遠慮ください。	この場所は、 <u>身体の不自由な方、身体内部に障害のある方</u> など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方が利用する車両が優先です。

優先駐車区画

- 定義
車椅子使用者用駐車施設とは別に、施設設置管理者等の取組として施設等の出入口近く等において提供されている、必ずしも広い幅員を必要としないものの移動に配慮が必要な者向けの駐車区画。
- 利用対象者
地域の実状や施設の利用状況により、障害者、高齢者、妊産婦等移動に配慮が必要な者を想定。
- 設置場所
可能な限り出入口に近い場所。
- 設置台数
各事業者の実情に応じて定める。
- 広さ
通常の駐車区画と同等（2.5m程度）。可能であれば3.0m程度とやや広めにする。
- 案内表示の設置
利用対象者の説明や、対象者を示すマークを看板に表示する。
- 区画の塗装
 - ① 車椅子使用者ほど広いスペースを必要としない歩行等に配慮が必要な人が利用できる旨を表示をする。
 - ② 車椅子使用者用駐車施設とは別の色（緑色など）で床面全体を塗装し目立たせる。
 - ③ 対象者を表すシンボルマークを塗装する（障害者のための国際シンボルマークは表示しない。）

【区画の整備例】



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、都が作成したマーク。



3 園路

【基本的考え方】

高齢者、障害者等が円滑に園内の主要な施設を利用できる園路を1以上確保すること。なお、利用者の利便を考慮し、トイレ・水飲み・ベンチ等の便益・休憩施設に接するものとする。

遵守基準	整備基準
高齢者、障害者等が円滑に主要な施設を利用することができる園路を、次に掲げる構造により1以上設けること。この園路は、「1 出入口」に定める要件を満たす出入口及び「2 駐車場」に定める要件を満たす駐車場に接続すること。また、敷地境界から当該出入口に至る経路も同様とする。	同左
ア 幅は、1.8m以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近及び50m以内ごとに、車椅子が転回することができる場所を確保した上で、幅1.2m以上とすることができる。	ア 幅は、1.8m以上とすること。
イ 縦断勾配は、4/100以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、8/100以下とすることができる。	イ 縦断勾配は、4/100以下とすること。ただし、「5 傾斜路」に定める要件を満たす傾斜路を設ける場合は、この限りでない。
ウ 3/100以上4/100以下の縦断勾配が50m以上続く場合は、途中で1.5m以上の平坦な部分を設けること。	ウ 同左
エ 路面には、段差を設けないこと。ただし、「5 傾斜路」に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。	エ 路面には、段差を設けないこと。
オ 縁石、街きよ等により段差を生じる場合は、5/100以下(構造上等やむを得ない場合は、8/100以下)の勾配ですり付けること。やむを得ず段差を残す場合は、その段差は2cm以下とすること。	オ 同左
カ 横断勾配は、1/100以下とすること。ただし、排水等に影響を与える等特別な理由がある場合は、2/100以下とすることができる。	カ 同左
キ 園路に附帯する観覧場所、休憩場所等には、車椅子が安定して停止することができる平坦な部分を適宜設けること。	キ 同左
ク 視覚障害者誘導用設備を園路の要所に設けること。	ク 出入口、便所等に接続する園路の部分には、視覚障害者誘導用設備を設けること。

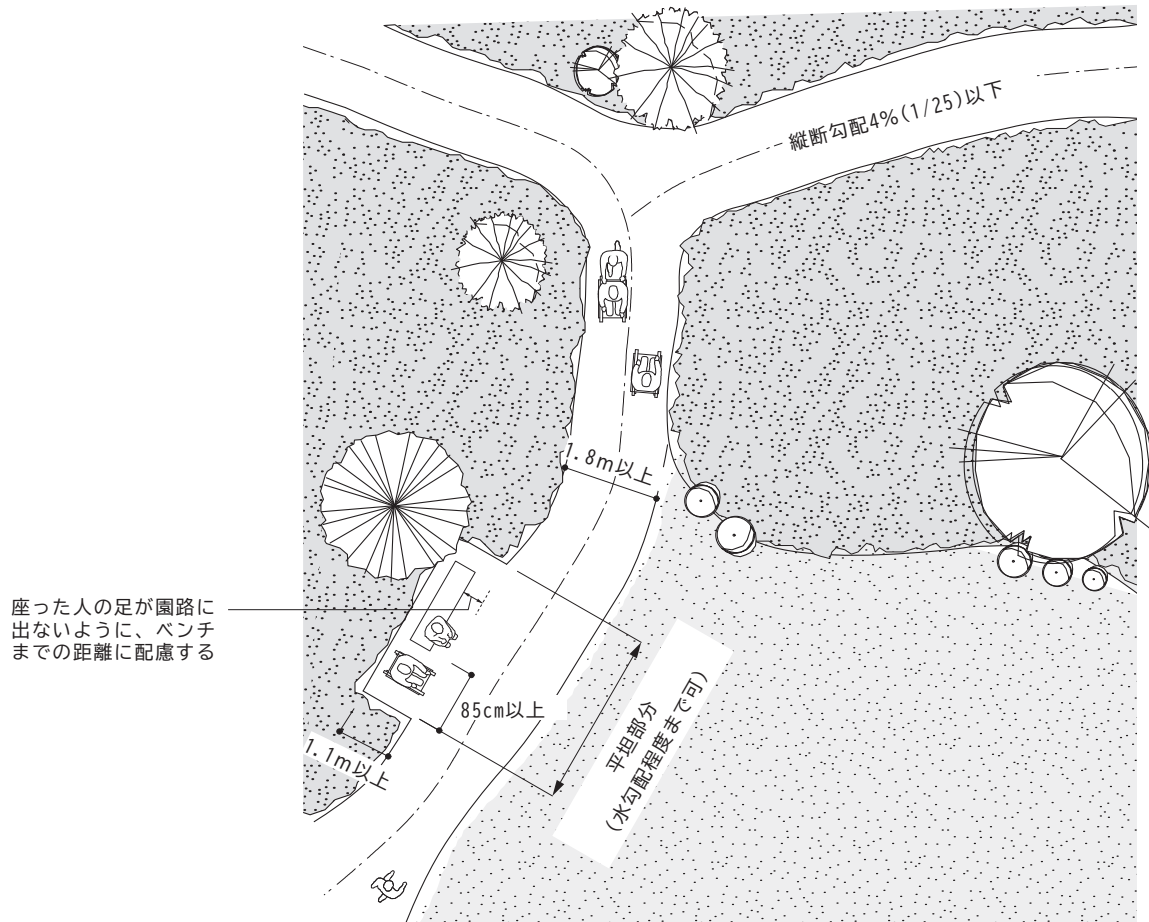
■基準の解説

凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

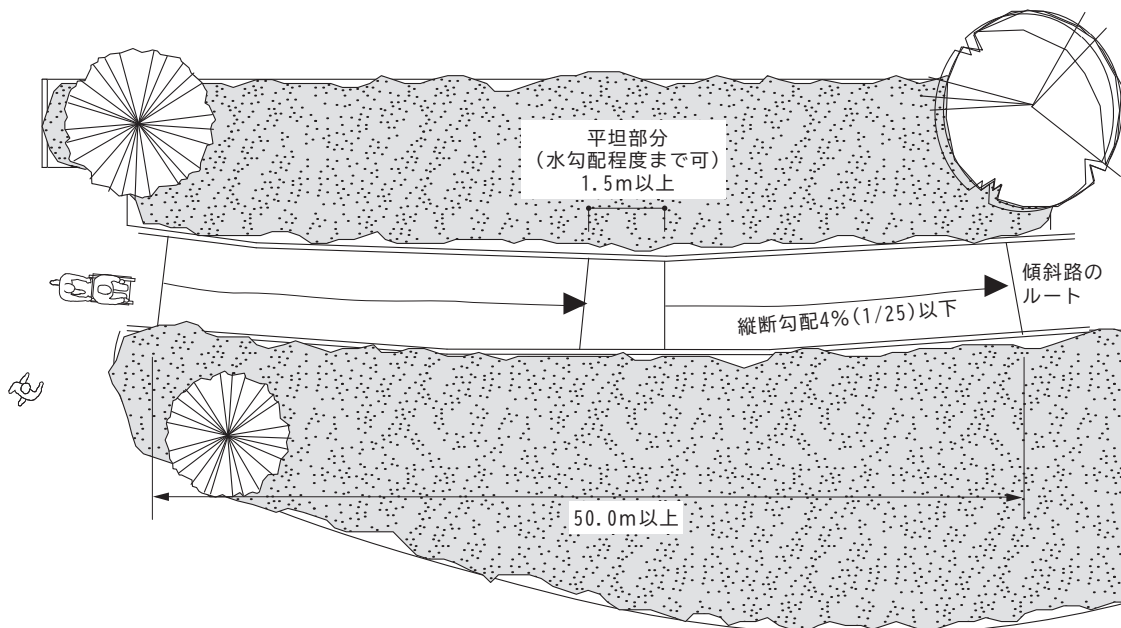
ア 有効幅	<p>●車椅子使用者同士が円滑にすれ違うためには、1.8m以上の有効幅が必要である。 →車椅子使用者と人がすれ違うためには、最低 1.2mの有効幅が必要である。</p> <p>●車椅子使用者同士が円滑にすれ違うよう、車椅子使用者が回転できる場所までの見通しを確保するよう配慮する。</p> <p>●砂利敷き等の園路を部分的に改修して車椅子使用者等が円滑に通行できる部分を設ける場合には、通行帯の有効幅も 1.8m以上とする。</p>	→【図 3-1】
イ 勾配	<p>●縦断勾配が、やむを得ず 4%を超える場合には、高低差 75cm ごとに、長さ 1.5m以上の水平部分を設ける。</p> <p>◆平坦部分は水勾配程度まで可とする。</p> <p>◆縁石、街きよ等により段差を生じる場所では、5% (1/20) 以下の勾配ですり付ける。</p>	<p>→【図 3-2】</p> <p>→【図 3-1】</p> <p>【図 3-2】</p>
段差の切り下げ	<p>●切り下げ部分の有効幅は 1.2m以上とする。</p>	
エ 段差	<p>●車椅子使用者等の通行の支障となる段差は設けない。ただし、水処理や地形の状況、その他の特別の理由によりやむを得ず段差が生じる場合は、車椅子使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を併設する。</p>	
キ 観覧場所及び休憩場所	<p>●観覧場所とは、園路に隣接する施設などを観賞や観覧するためのスペース（植物等（花壇等）の観賞や運動施設等（野球場等）の観覧）をいう。</p> <p>◆観覧場所は、建築物（集合住宅以外）「18 観覧席・客席」を参照する。</p>	
路面	<p>●玉砂利敷きなど、車椅子やベビーカー等で通行しにくい舗装の場合には、これらが円滑に通行できるよう、他の材料で舗装した部分を設ける。</p>	
ク 視覚障害者誘導用ブロック	<p>●視覚障害者誘導用ブロック等は、周囲の路面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとする。</p> <p>◆視覚障害者誘導用ブロックを設ける園路の要所とは、出入口、便所等が複数ある場合のそれぞれ主なものという。</p>	
その他の注意事項	<p>●水たまりやぬかるみが生じないよう排水について十分配慮する。</p> <p>●路面から高さ 2.5mまでの空間には障害物がない状態とする。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障害者が白杖で感知できずに衝突してしまうことがないように、衝突防止用の柵等の設置などの措置を講じる。</p> <p>◆曲がり角、園路と園路の接続部などは、車椅子使用者等が走行、回転がしやすいような形状とする。</p>	

路面	<p>◎全ての園路を整備基準に適合させる。</p> <p>◎表面が平滑でない石舗装や玉砂利敷き等の場合で、かつ、通路幅が広い場合は、園路の一部に、幅員 1.8m以上の平坦で固くしまっていて滑りにくい部分を設ける。</p> <p>◎曲がり角は隅切り又は曲線とする。</p> <p>◎コンクリート舗装と土系舗装の境目等では、経年により段差が生じる場合があるので、段差の発生や段差の解消に努める。</p>
明るさ	<p>◎照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮する。</p> <p>◎夜間は必要に応じ通路の要所に十分な照明を確保する。 (例えば、出入口への誘導のため、20～50m 間隔で照明灯を設置することなど)</p> <p>◎主要な園路の路面照度は 1Lux 以上、通行の多い場所は 5Lux 以上とする。</p>
表示	<p>◎園路の途中で園路の縦断勾配が変わる場合には、その手前（園路の分岐点等）に最大勾配等を示す標識を設置する。</p> <p>◎園路の分岐点等では、その先にある施設名称、階段や傾斜路等がある旨の表示を行う。</p> <p>◎工事などにより園路が一時的に通行できなくなる場合には、円滑に通行できる迂回路を設けて適切に誘導する。</p>
その他の 注意事項	<p>◎主要な園路以外の園路においても、高齢者、障害者等が多く利用する園路には手すりを設置する。</p> <p>◎動物園、植物園等では、移動・観覧の順路が分かりやすいよう、路面を色分けして表示する。</p> <p>◎安全柵を設置する場合には、車椅子使用者や子どもの視線を遮らないよう、高さや形状に配慮する。</p> <p>◎車椅子使用者でも樹木等に近づけ、植栽地、花壇の中に入ることのできる通路を設ける。</p> <p>☆自転車と歩行者の共存が想定される園路等は 2.0m以上の幅が望ましい。</p>

【図3-1】園路



【図3-2】園路に高低差のある場合の例
(3% (約1/33)以上の縦断勾配が50.0m以上続く場合)



4 階段

【基本的考え方】

主要な動線は園路で結ぶことが基本であるが、地形等により困難な場合には階段を設置する。階段は全ての人の安全を確保するとともに負担を軽減するように配慮する。

遵守基準	整備基準
階段は、次に掲げる構造とすること。	同左
ア 回り階段としないこと。※緩和1	ア 直階段又は折れ曲がり階段とし、回り階段としないこと。
イ 幅は、1.2m以上とすること。	イ 幅は、1.5m以上とすること。
ウ 高さ3.0m以内ごとに長さ1.5m以上の踊り場を設けること。	ウ 同左
エ 階段の始終点に長さ1.5m以上の平坦な部分を設けること。	エ 同左
オ 踊り場を含めて、両側に連続して手すりを設けること。※緩和1	オ 踊り場を含めて、両側に連続して手すりを設けること。
カ 手すりの端部付近に、階段の通ずる場所を示す点字を貼りつけること。	カ 同左
キ 両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。	キ 同左
ク 踏面は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。	ク 踏面及びけあげの寸法は、一定とし、踏面は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。
ケ 「3 園路」に定める園路に階段を設ける場合には、「5 傾斜路」に定める要件を満たす傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設すること。	ケ 同左
コ 階段の始末端部に近接する路面には、点状ブロック等を敷設すること。	コ 同左

※緩和1 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

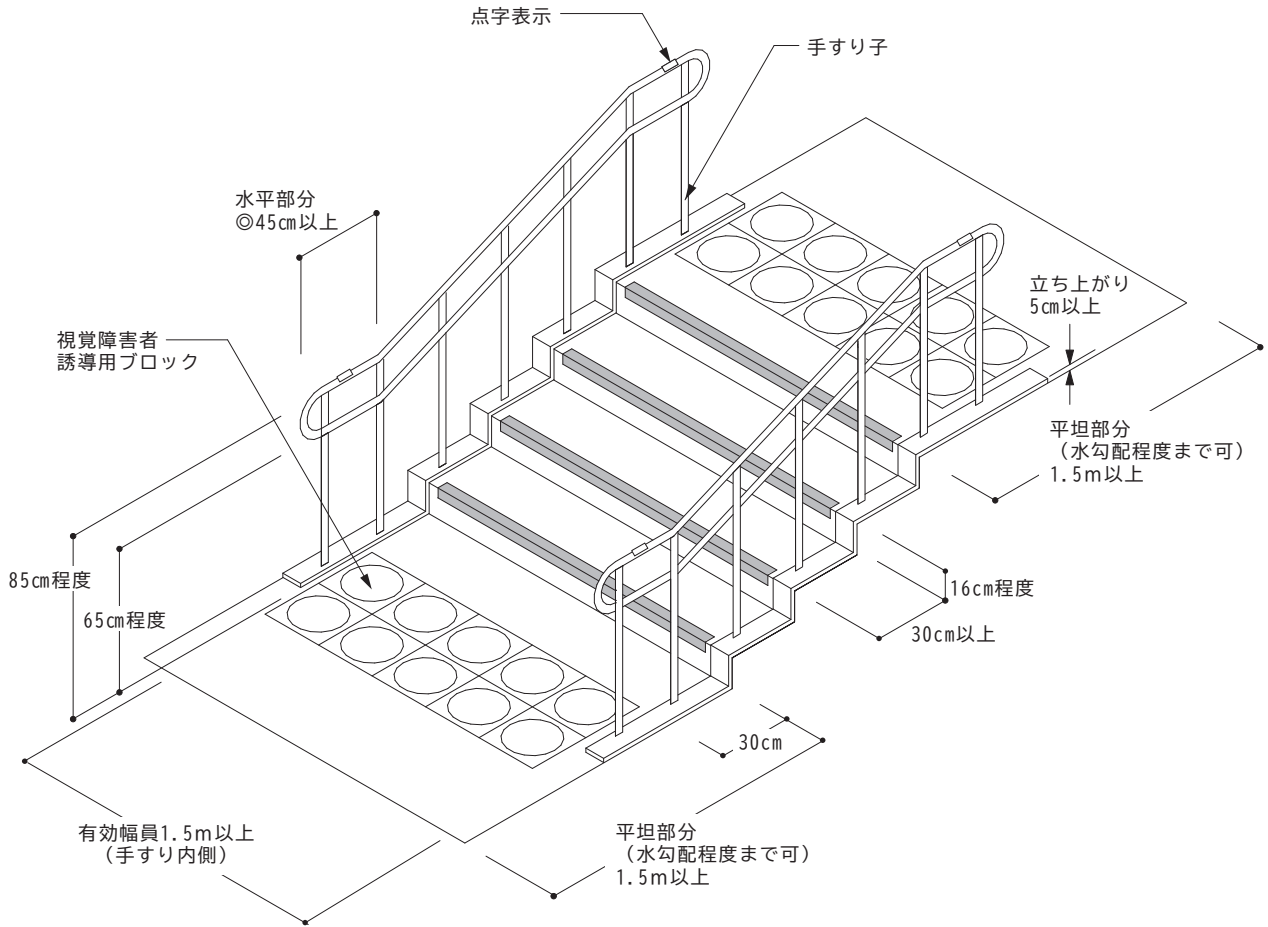
有効幅	◇人(横向き)と松葉杖(まつばづえ)利用者とはがすれ違えるように、幅員は1.5mとする。	→【図4-1】 【図4-2】
オ 手すり	●手すりの設置については、「20 手すり」を参照する。	
カ 点字	●点字による表示方法は JIS T 0921 にあわせたものとし、点字内容を文字で併記する。 ●点字は、はがれにくいものとする。	→資料編 P2-2、 2-3 参照
ク 路面	●けこみ板を必ず設け、段鼻は突き出さない。 ●けあげは16cm程度、踏面は30cm程度、けこみは2cm以下とし、同一階段ではけあげ、踏面の寸法は一定にする。 ●段の位置が分かりやすいよう、段鼻と踏面の明度・色相又は彩度の差を大きくする。	→【図4-3】
キ 立ち上がり	●立ち上がりの高さは、白杖で確認しやすいよう、高さ5cm以上とする。	

ケ 傾斜路	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者の利便性を考慮し、できる限り階段の近接地に設置する。 ●傾斜路を設ける場合は、「5 傾斜路」の整備基準を準用する。 ●エレベーター等の基準は、公共交通施設「9 駅舎等のエレベーター」等を準用する。 	
コ 点状ブロック等	<ul style="list-style-type: none"> ●長さが 2.5mを超える踊り場又は折り返しのある階段の踊り場には敷設する。 ●点状ブロック（警告用）は、階段の終始端から 30cm 程度離して敷設する。 	→【図 4-4】
照明	◆視覚障害者等が識別しやすいよう、階段付近に照明施設を配置する。	

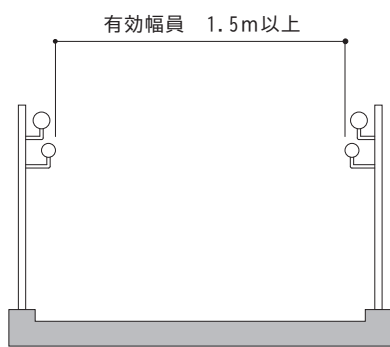
■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

	◎全ての階段を整備基準に適合させる。	
踊り場	◎高さ 2.5m以内ごとに長さ 1.5m以上の水平部分（踊り場）を設ける。	
手すり	◎階段の幅が 3.0m以上の場合には、中央にも手すりを設ける。 ◎主要な動線以外の園路にある階段についても、必要に応じて手すりを設ける。	
点字	◎行き先情報として、主要な公園施設等の目的施設や出入口の名称を点字と文字（墨字）と矢印（→）の上下 2 段で併記する。 ◎上段の手すりの端部から 10cm 程度の上面向きに設置する。	
路面	◎段鼻には、踏面等と異なる色の識別しやすいノンスリップを設ける。 ◎注意を喚起するため、階段の全幅員にわたって段鼻の先端から 5cm 以上の部分を黄色や白色など認識しやすい色調にする。ただし、階段の幅が広い場合や景観に配慮を要する場所では、手すりのある側の踏面端から長さ 90cm 以上の部分について行う。	
表示	◎階段に傾斜路、エレベーター等の昇降機を設置する場合は、階段の近傍にその位置を表示した標識を設置することが望ましい。	
その他の注意事項	◎照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさ（20Lux 以上の照度）を確保するよう配慮する。	

【図4-1】階段の寸法

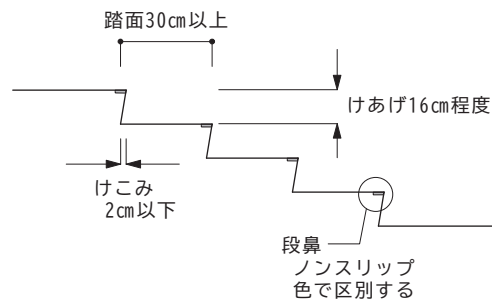


【図4-2】有効幅員

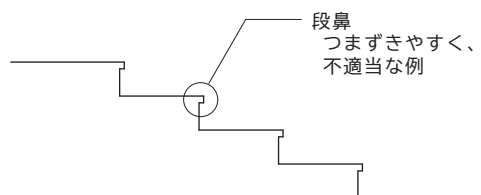


【図4-3】階段の形状

■つまずきにくい例

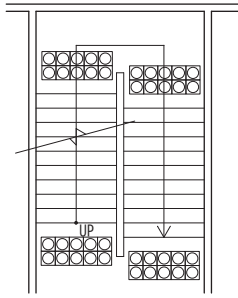


■つまずきやすい例

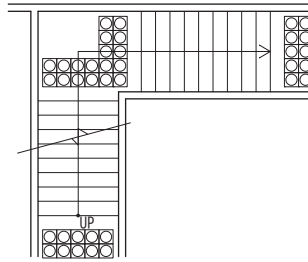


【図4-4】 階段の形状

■折返し階段 ○

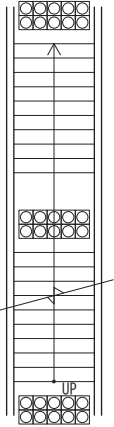


■折返し階段 ○



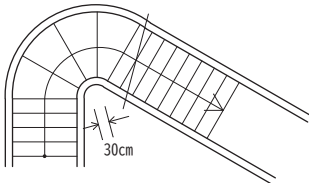
■直線階段 ○

踊り場の幅
●踊り場の長さが2.5m
を越える場合は、点状
ブロック(警告用)を
敷設する



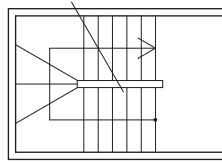
■回り階段 △

(構造上困難な場合に限る。
また踏面の最少寸法は30cm必要)



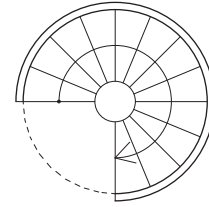
■回り階段 △

(構造上困難な場合等に限る)



■らせん階段 ×

(らせん階段は主階段としない)



5 傾斜路

【基本的考え方】

園路に高低差が生じる場合には傾斜路を設け、車椅子使用者等の通行を確保する。

遵守基準	整備基準
傾斜路は、次に掲げる構造とすること。	同左
ア 幅は、1.2m以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90cm以上とすることができる。	ア 幅は、1.8m以上とすること。
イ 縦断勾配は、原則として5/100以下とすること。ただし、傾斜路の高さが75cm以下の場合は、8/100以下とすることができる。	イ 縦断勾配は、5/100以下とすること。ただし、傾斜路の高さが75cm以下の場合は、8/100以下とすることができる。
ウ 傾斜路の高さ75cm以内ごとに長さ1.5m以上の踊り場を設けること。	ウ 同左
エ 傾斜路の始終点に長さ1.5m以上の平坦な部分を設けること。	エ 傾斜路の始終点及び折返し部分に長さ1.5m以上の平坦な部分を設けること。
オ 横断勾配を設けないこと。	オ 同左
カ 両側に連続して手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	カ 同左
キ 両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合には、この限りでない。	キ 傾斜路の両側に縁石又は側壁を設けること。ただし、側面が壁面である場合には、この限りでない。
—	ク 傾斜路の始末端部に近接する路面には、点状ブロック等を敷設すること。

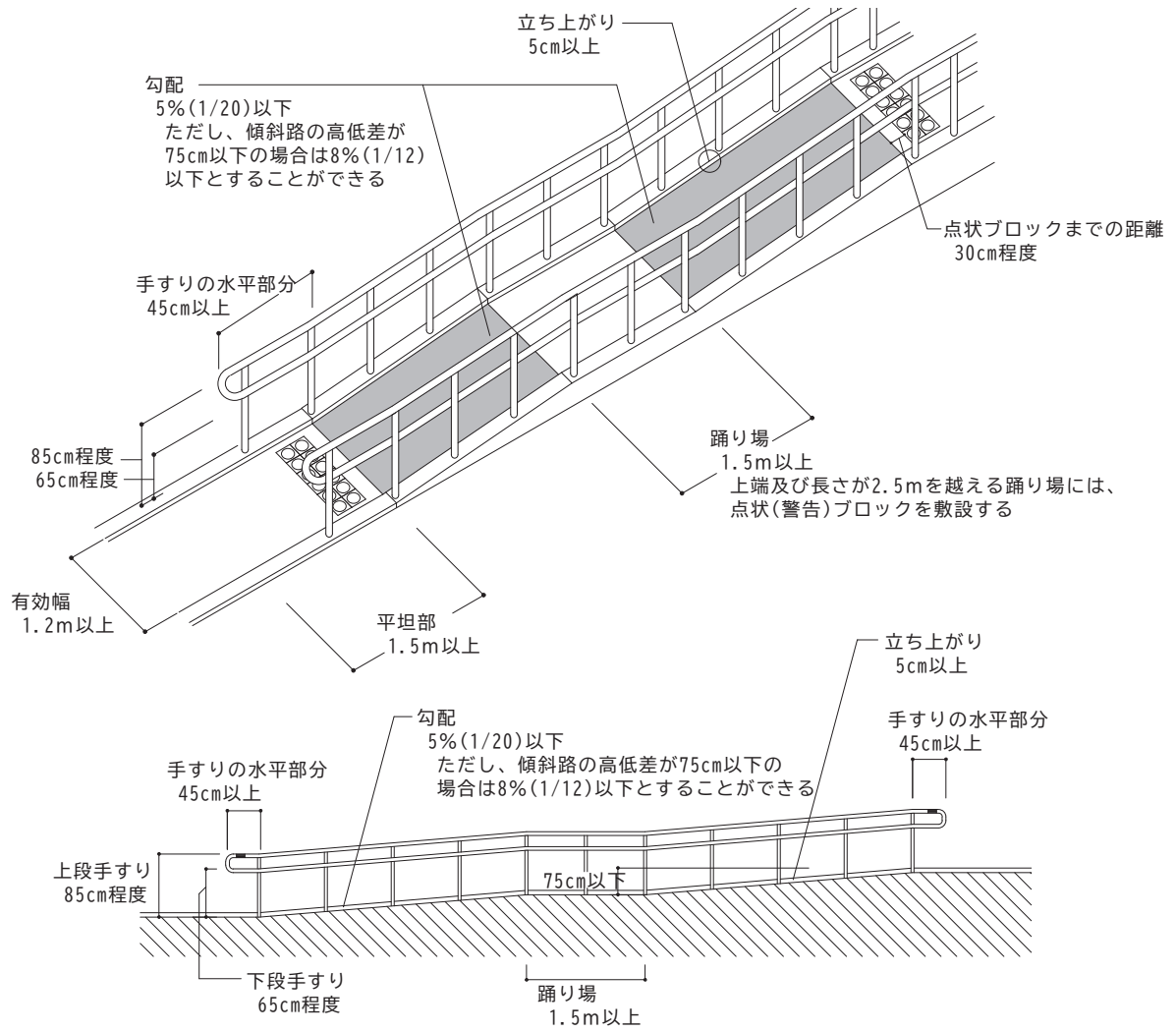
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

イ 勾配	<ul style="list-style-type: none"> ●傾斜路における車椅子の昇降についての考え方は、建築物（集合住宅以外）「5 傾斜路（屋内に設けるもの）」の解説を参照のこと。 ●ただし書の高さとは、踊り場相互間ではなく、傾斜路全体の総高低差のことである。 	→【図 5-1】 【図 5-2】
ウ 踊り場	<ul style="list-style-type: none"> ●傾斜路の昇り口、降り口及び高さ75cmごとに、1.5m以上の水平面を設ける。 ◆傾斜路の折返し部分を設ける場合、長さ1.5m以上の平坦な部分を設ける。 	
カ 手すり	<ul style="list-style-type: none"> ●手すりの設置については、「20 手すり」を参照する。 	
キ 立ち上がり	<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子が脱輪したり、視覚障害者等が足を踏み外すことのないよう、傾斜路の両側に高さ5cm以上の立ち上がりを設ける。 	
横断勾配	<ul style="list-style-type: none"> ●表面排水等の必要など、特別な理由がある場合のみ2%（1/50）以下とすることができる。 	
排水溝等	<ul style="list-style-type: none"> ◆排水溝等の傾斜路の斜面上への設置は、可能な限り避け、やむを得ない場合は支障とならないよう考慮（「7 排水溝等」を参照）する。 	

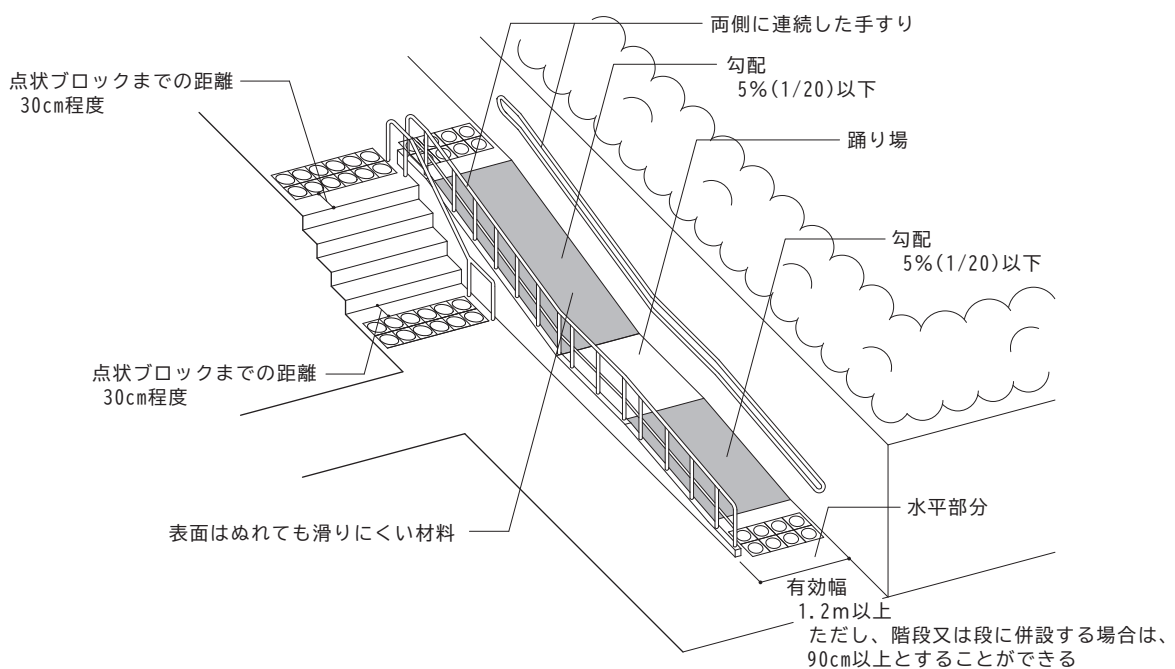
視覚障害者 誘導用ブ ロック	◆踊り場には原則として敷設しない。ただし、直線の踊り場において長さ 2.5mを超える場合、又は折返しのある傾斜路の踊り場には、視覚障害 者誘導用ブロック（点状ブロック）を敷設する。	
----------------------	--	--

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備		
路面	◎全ての傾斜路を整備基準に適合させる。 ◎傾斜路の面は、舗装材や色を変えるなど、視覚障害者等が識別しやすい ものとする。 ◎傾斜路の路面は、土では雨水等で不陸を生じやすく、滑りやすくなるた め、コンクリート舗装等で捌け引きやノンスリップ処理を施す。	

【図5-1】 傾斜路の例



【図5-2】 階段と併設する場合の例



6 舗装材料

【基本的考え方】

全ての人が安全で快適に利用できる舗装材料とする。

遵守基準	整備基準
(1) 公園・緑地等及び動物園・植物園・遊園地にあつては、「1 出入口」、「3 園路」、「4 階段」及び「5 傾斜路」の舗装材料は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとなるものを使用すること。	(1) 公園・緑地等及び動物園・植物園・遊園地にあつては、次に掲げるものとする。
—	ア 「1 出入口」、「3 園路」、「4 階段」及び「5 傾斜路」の舗装材料は、平坦でぬれても滑りにくく、水はけの良い仕上げとなるものを使用すること。
—	イ 「2 駐車場」の舗装材料は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとなるものを使用すること。
(2) 庭園にあつては、「1 出入口」の舗装材料は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとなるものを使用すること。	(2) 庭園にあつては、次に掲げるものとする。
—	ア 「1 出入口」の舗装材料は、平坦でぬれても滑りにくく、水はけの良い仕上げとなるものを使用すること。
—	イ 「2 駐車場」の舗装材料は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとなるものを使用すること。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

材料、形状	<ul style="list-style-type: none"> ◆できる限り透水性の舗装材料を使用する。 ◆目地、ブロックの面取りは、車椅子使用者、ベビーカー等の円滑な通行を可能にする程度に小さくする。 ◆老朽化や摩擦に対して変化が小さいものとする。 ◆補修が直ちに可能なものとする。 ◆駐車場の舗装は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとなるものを使用する。 ◆駐車場を緑化する場合は、車椅子使用者等用駐車スペースの乗降スペース及び通路については、車椅子使用者、ベビーカー等の円滑な通行に配慮する。 	
その他の注意事項	◆目地、仕上げの模様等により階段、傾斜路が平面に見えるなど、弱視の視覚障害者にとって、進路を誤解するものにならないよう配慮する。	

7 排水溝等

【基本的考え方】

園路等に排水溝又は集水ますを設ける場合には、全ての人が歩きやすいように構造、配置に考慮して設置する。

遵守基準	整備基準
園路の動線上及び広場に設ける開きよの排水溝、集水ます等には、杖、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ち込まない構造のふたを、当該園路等と段差が生じないように設けること。	同左

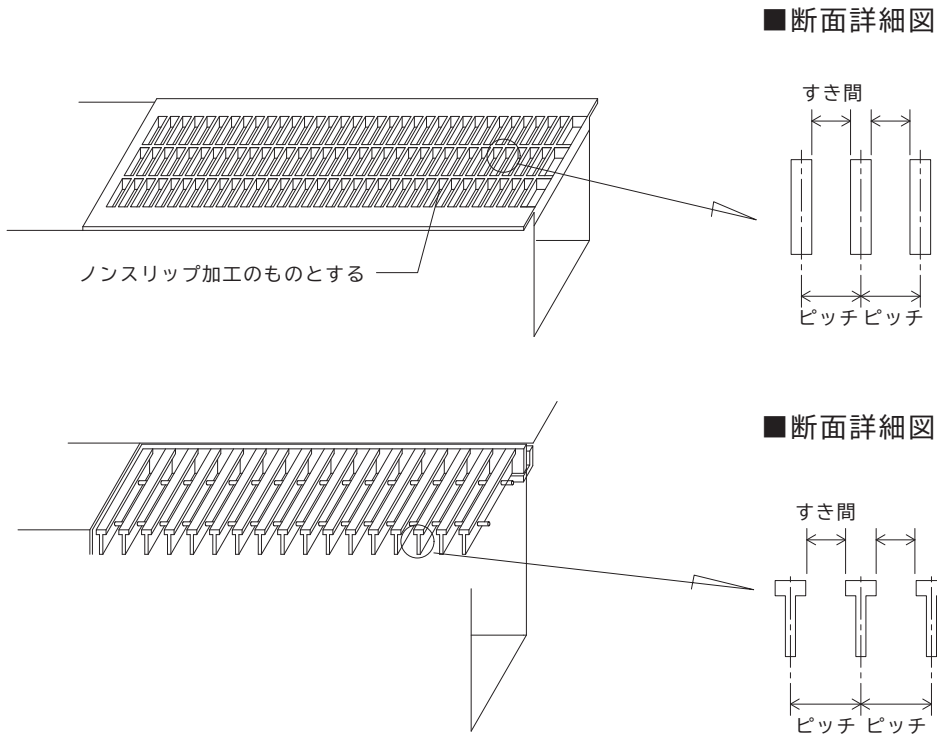
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

蓋の構造	<ul style="list-style-type: none"> ●排水溝の上蓋等は、車椅子やベビーカー等の車輪、杖や靴のかかと等が挟まらない構造で、滑りにくい表面とするなど、高齢者、障害者等の通行の支障にならない構造とする。 ●杖、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の蓋の例 <ul style="list-style-type: none"> ①格子型（細目） <ul style="list-style-type: none"> ア ピッチ 12.5mm 又は 15mm×100mm イ ます蓋は原則としてすき間の長辺方向は、動線方向と一致させないよう配慮する。 ②格子型（一般） <ul style="list-style-type: none"> ア すき間の最大寸法が短辺方向 10mm 程度 イ ピッチが短辺方向 20mm 以下で長辺方向が 50mm 以下 ウ ます蓋は原則としてすき間の長辺方向は、動線方向と一致させないよう配慮する。 ③丸穴あき型で直径の最大寸法が 20mm 以下 ●表面仕上げは、ノンスリップ加工をしたものとする。 ●皿型側溝のような上面が平坦でない排水溝は歩行動線から離して設置する。 	<p>→【図 7-1】 【図 7-2】</p>
配置	◇園路を横断するなど、歩行上の障害となるような配置をできる限り避ける。	→【図 7-3】

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

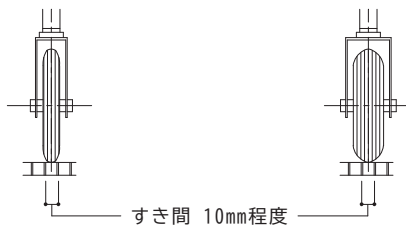
構造	◎排水溝（ます）は歩行動線から離して設置する。	
----	-------------------------	--

【図7-1】ふたの構造－ピッチとすき間

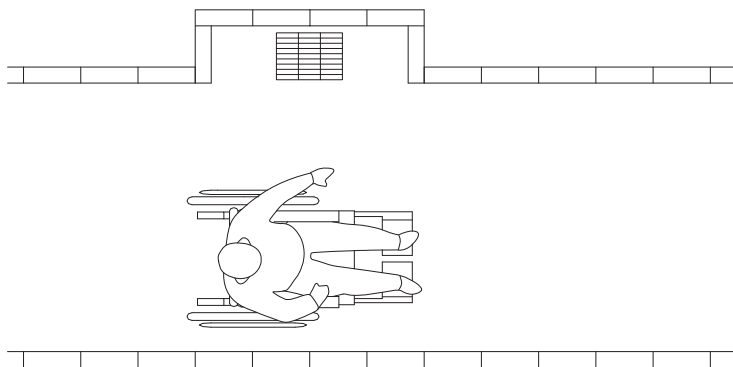


【図7-2】車椅子の前輪が落下しない配慮

■手動車椅子 ■電動車椅子



【図7-3】園路通行者の動線から外して設置する例



8 転落防止設備

【基本的考え方】

転落の危険がある場所での安全確保を図る。

遵守基準	整備基準
高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。	同左

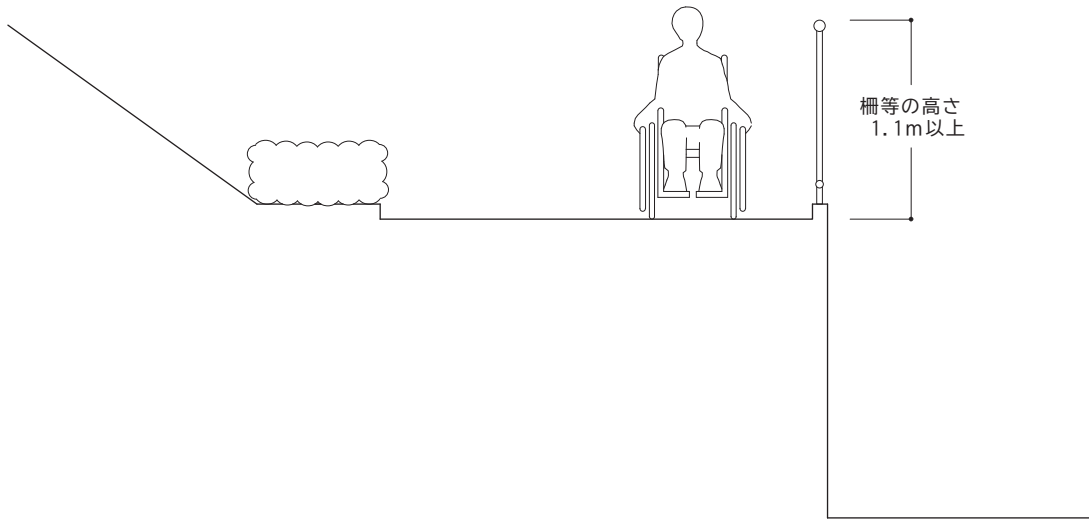
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

柵	●転落防止を目的とする柵の場合は、高さ 1.1m以上で堅固な構造とする。 ●子どもが登って柵を越えないよう、柵の形状に配慮するほか、不要物等の放置がないよう留意する。	→【図 8-1】
視覚障害者誘導用ブロック	●危険箇所の手前 30cm 程度の位置に、危険箇所の全幅にわたって設ける。 ●点状・線状のブロックを JIS T 9251 に準拠し適切に設置する。	→資料編 P2-8 ～2-11 参照

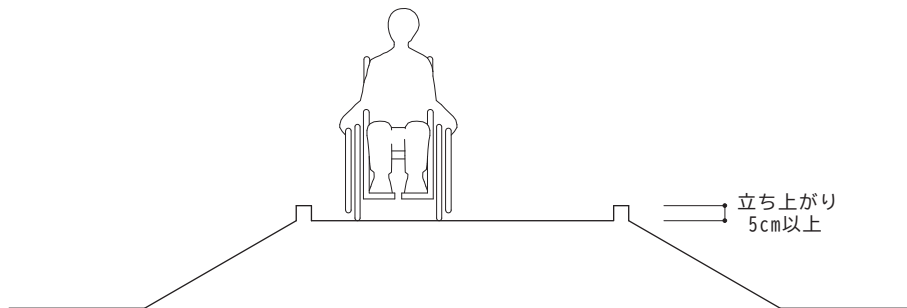
■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

柵・立ち上がり等	◎全ての転落防止柵を整備基準に適合させる。 ◎園路及び広場に近接して、崖、水面、車両の通行などがある場合には、人止め柵や立ち上がり、視覚障害者誘導用ブロック等を設置する。 ◎立ち上がりは車椅子の脱輪防止や、白杖での確認ができるよう、高さ 5cm 以上とする。 ◎車椅子利用者等の視界を妨げない構造・形状とする。横格子など、子どもが登る可能性のある形状は避ける。 ◎柵が縦格子型の場合、縦格子の内法間隔は 11cm 以下とする。	→【図 8-2】
その他の注意事項	◎段差のある場所では、段差があることが分かりやすいよう、標識の設置や、舗装の明度、色相又は彩度、材質などを変える。 ◎利用者の安全な通行のため、必要に応じ十分な照明を確保する。 ◎その他、危険のある場所では、標識や柵の設置、舗装の色調の変更、音声案内装置の設置、誘導員の配置などにより安全を確保する。	

【図8-1】 柵等の設置例



【図8-2】 立ち上がりの例



9 休憩所

【基本的考え方】

高齢者、障害者等を含む全ての人が快適に使える休憩の拠点を設ける。

遵守基準	整備基準
休憩所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造とすること。	同左
ア 出入口の幅は、1.2m以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。	ア 同左
イ 高齢者、障害者等が利用する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、「5 傾斜路」に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。	イ 同左
ウ 車椅子使用者等の円滑な利用に適した広さを確保すること。	ウ 同左
エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる構造とすること。	エ 同左
(ア) 幅は、80cm以上とすること。	(ア) 同左
(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができること。	(イ) 同左
オ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応することができる構造である場合は、この限りでない。	オ 同左
カ 便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所の構造については、「13 便所」の整備基準を準用する。	カ 同左

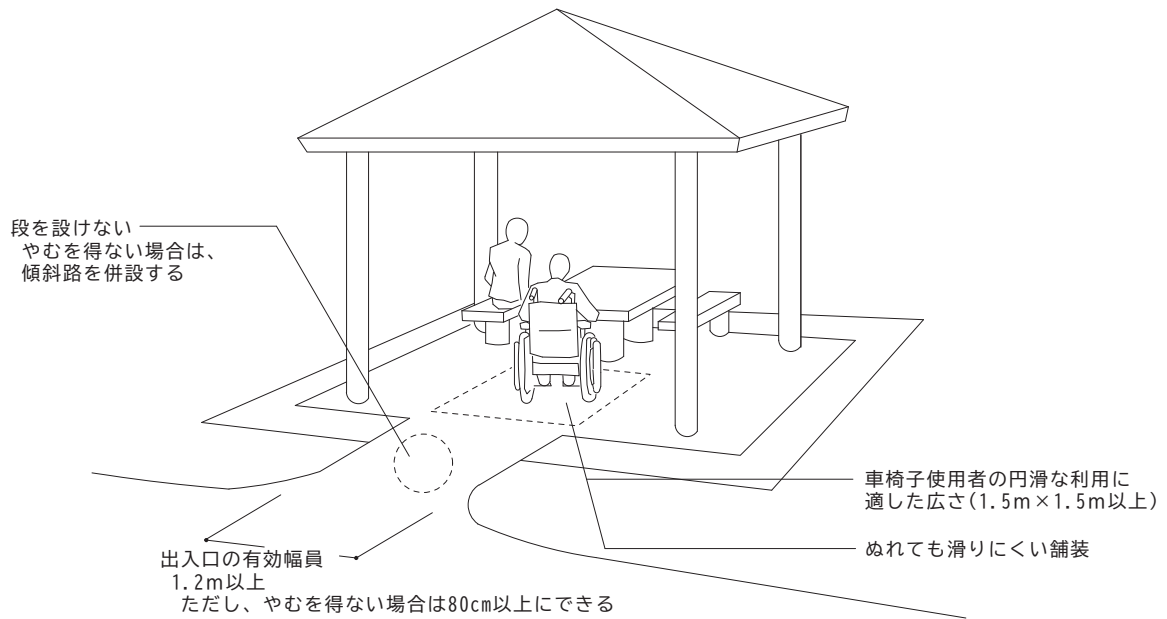
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

イ 傾斜路	●傾斜路を設ける場合は、「5 傾斜路」の整備基準を準用する。	
ウ スペース	●平坦で固くしまっていて、ぬれても滑りにくい舗装とする。 ●車椅子使用者の回転等を考慮し、1.5m×1.5m以上の広さとする。	→【図9-1】

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

出入口	◎入口の手前には、車椅子使用者の回転等を考慮して1.5m×1.5m以上の水平部分を設ける。 ◎直射日光等を遮るための屋根を設ける。	
-----	--	--

【図9-1】休憩所の設置例



10 ベンチ・野外卓等

【基本的考え方】

全ての人が公園を快適に利用するための休憩場所、交流の場としてベンチ・野外卓を設ける。また、売店等の施設に付随する野外卓は、車椅子使用者等も使用できる場所に適宜配置する。

遵守基準	整備基準
(1) ベンチは、高齢者、障害者等の休憩及び観賞等にふさわしい場所に利用しやすい構造のものを設置すること。	(1) 同左
(2) 野外卓は、次に掲げる構造とすること。	(2) 同左
ア 車椅子使用者が使用することができるように1.5m以上の平坦な部分を設けること。	ア 同左
イ 車椅子使用者のひざが入るように、卓の下部に高さ 65cm 以上、奥行き 45cm 以上の空間を設けること。	イ 同左
—	(3) 売店又は飲食施設と一体として設ける野外卓は、(2)に掲げるもののほか、いす又はベンチを可動式とする等車椅子使用者が利用しやすい構造とすること。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備 (ベンチ)

構造	<ul style="list-style-type: none"> ●腰掛け板の標準の高さは 40～45cm とする。 ●ベンチの下及び前面は、舗装（ダスト舗装も可）等をし、ぬかるみ等に配慮する。 ●車椅子使用者と一緒に集えるよう、ベンチの隣に 1.5m×1.5m以上の水平部分を設ける。 	
----	--	--

(野外卓)

構造	<ul style="list-style-type: none"> ◆野外卓の周囲には、車椅子使用者が接近できるよう 1.5m角以上の平坦部分（水勾配程度まで可）を設ける。 ●卓の下部に、高さ 65cm 以上、奥行き 45cm 以上のスペースを設ける。この部分には、足つなぎの水平棒は設けない。 ●各部材の角は面取りをする。特に卓の下部においては、ひざや股が当たったときに怪我のないように配慮する。 ◆売店又は飲食施設と一体として設ける場合などは、車椅子使用者、ベビーカー使用者等のために椅子を置かない場所を設ける。 <p>※具体の設計に当たっては「座れる場づくりガイドライン（平成 30 年 3 月）」及び「世田谷区路上ベンチ等設置指針（令和 3 年 8 月）」を参照のこと。</p>	→【図 10-1】
----	--	-----------

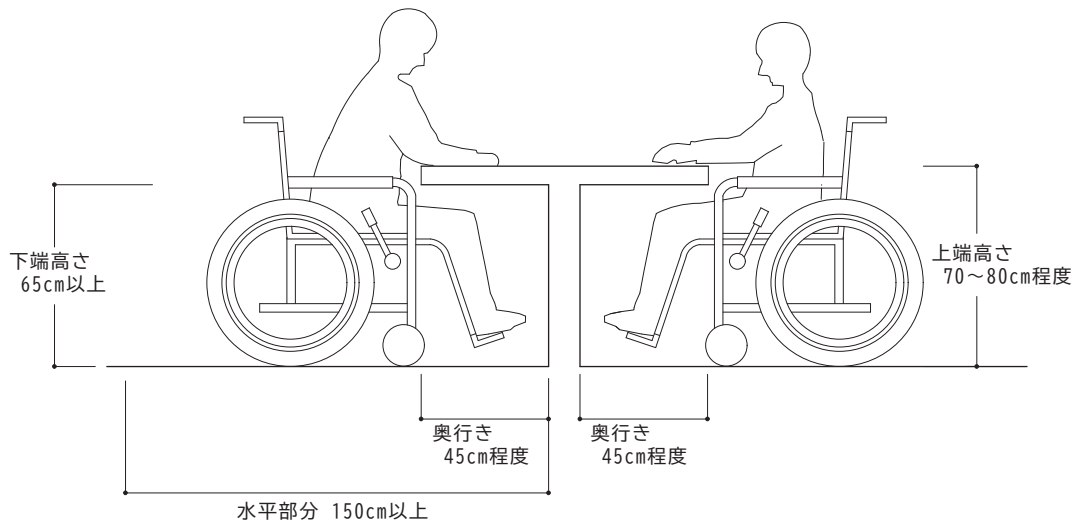
■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備
 (ベンチ)

構造	◎両端には、手すり兼用となるような大きめの肘掛けを設ける。 ◎背もたれや手すり等を設ける。 ◎利用者が選択できるように、高さや形状等、複数の種類のものを設置する。	
設置位置	◎平坦な場所に、通行の障害とならないように動線から 60cm 以上離して設置する。 ◎様々な景観を楽しんだり、随時休めるよう、50～100m 程度以下の間隔で設置する。	

(野外卓)

構造	☆複数の車椅子使用者が同時に利用する場合にも、車椅子使用者が卓間を移動できるように考慮する。 ☆雨天時の利用を考慮し、屋根付の野外卓を設置する。 ◎車椅子使用者が利用できる野外卓を設置する場合、隣接する野外卓との間隔は 2.2m 以上とする。 ◎車椅子使用者が利用できる野外卓には、その旨の表示をする。 ◎高さは 70～80cm にする。 ◎様々な景観等が楽しめる場所に 50～100m 程度以下の間隔で設置する。 ◎利用者が選択できるように、複数の種類のものを設置する。	
----	--	--

【図10-1】 野外卓の例



11 水飲み・手洗場

【基本的考え方】

主要な園路、広場等に設ける水飲みは、全ての人の利用に配慮する。

遵守基準	整備基準
水飲み・手洗場は、次に掲げる構造とすること。	同左
ア 飲み口は、上向きとすること。	ア 同左
イ 飲み口までの高さは、70cm以上80cm以下とし、車椅子使用者のひざが入るように、下部に高さ65cm以上、奥行き45cm以上の空間を確保すること。	イ 同左
ウ 車椅子が接近し方向転換することができるように、使用方向に長さが1.5m以上で、かつ、幅が1.5m以上の平坦な部分を設けること。	ウ 同左

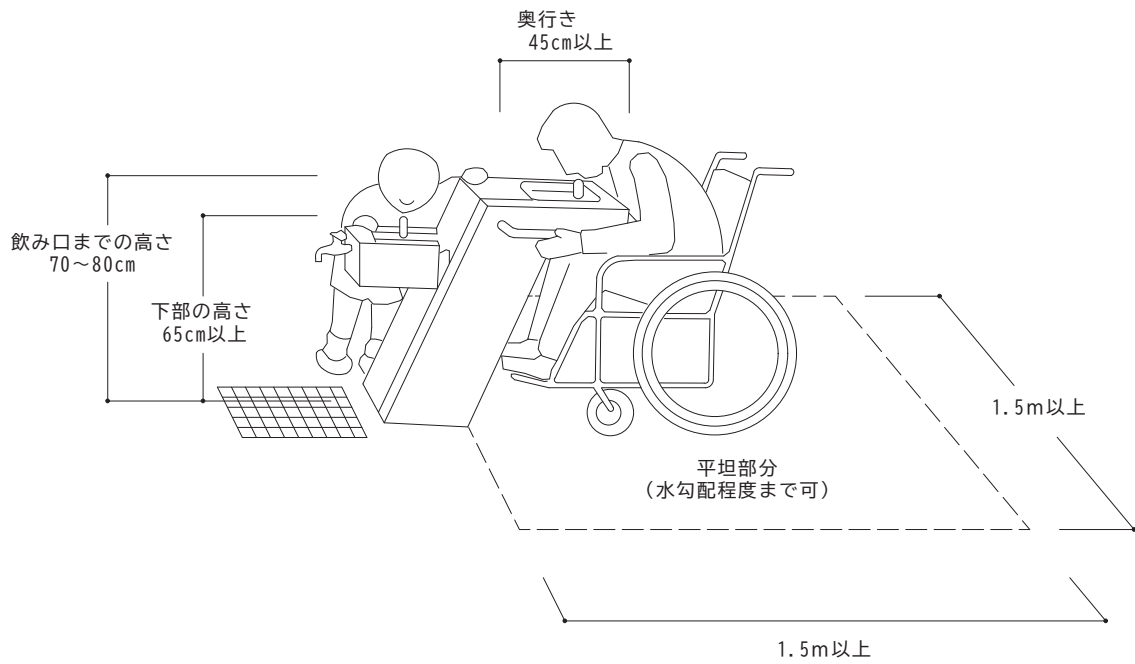
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

ア 飲み口	●給水栓はレバー式、押しボタン式等の使用しやすいものを、手前で操作できるように取り付ける。 →車椅子使用者用スペースに台等の障害物を置かない。	→【図 11-1】
ウ 水平部分	●幼児用水飲み器の併設又は、踏み台を設ける。幼児用の踏み台等を設ける場合には、車椅子使用者の動線を考慮し通行の支障とならない位置に設置する。 ●段差がなく、平坦で固くしまっていて、ぬれても滑りにくい仕上げとする。 ●水はね防止の細目のグレーチングます蓋にするなど、滞水しないよう配慮する。	

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

その他の注意事項	☆体を安定させるために手すり等を設置する。 ◎水の出方を調節できる水栓器具、自動的に閉栓する水栓器具などを利用状況により選択する。
----------	--

【図11-1】水飲み器の寸法



12 案内板等

【基本的考え方】

公園を利用するための情報提供は、全ての人に分かりやすいように配慮する。

遵守基準	整備基準
(1) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる施設の配置や経路を表示した案内板等※1を設置する場合は、次に掲げるものとする。	(1) 同左
ア 園内の要所に必要に応じて案内板等を設けること。	ア 同左
イ 案内板には、車椅子での利用が可能な園路及び施設を表示すること。	イ 同左
ウ 内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及び明度とすること。	ウ 同左
エ 平仮名、ピクトグラム（絵文字）、ローマ字等による標示を併用し、当該標示が JIS Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。	エ 同左
オ 分かりやすい場所に配置し、高さは、車椅子利用者等にも見やすい位置とすること。	オ 同左
カ 通行の支障とならないよう通路に突出しない位置に設置すること。やむを得ず突出する場合は、案内板等の下端の位置が地上 2.5m 以上になるよう設置すること。	カ 同左
(2) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる掲示板を設置する場合は、次に掲げるものとする。	(2) 同左
ア 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。	ア 同左
イ 当該掲示板に表示された内容を容易に識別することができること。	イ 同左
ウ 分かりやすい場所に配置し、高さは、車椅子利用者等にも見やすい位置とすること。	ウ 同左
—	(3) 園内の要所（園路、傾斜路及び階段を除く。）に必要なに応じて視覚障害者誘導用設備を設けること。

※1 案内板、説明板及び標識

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

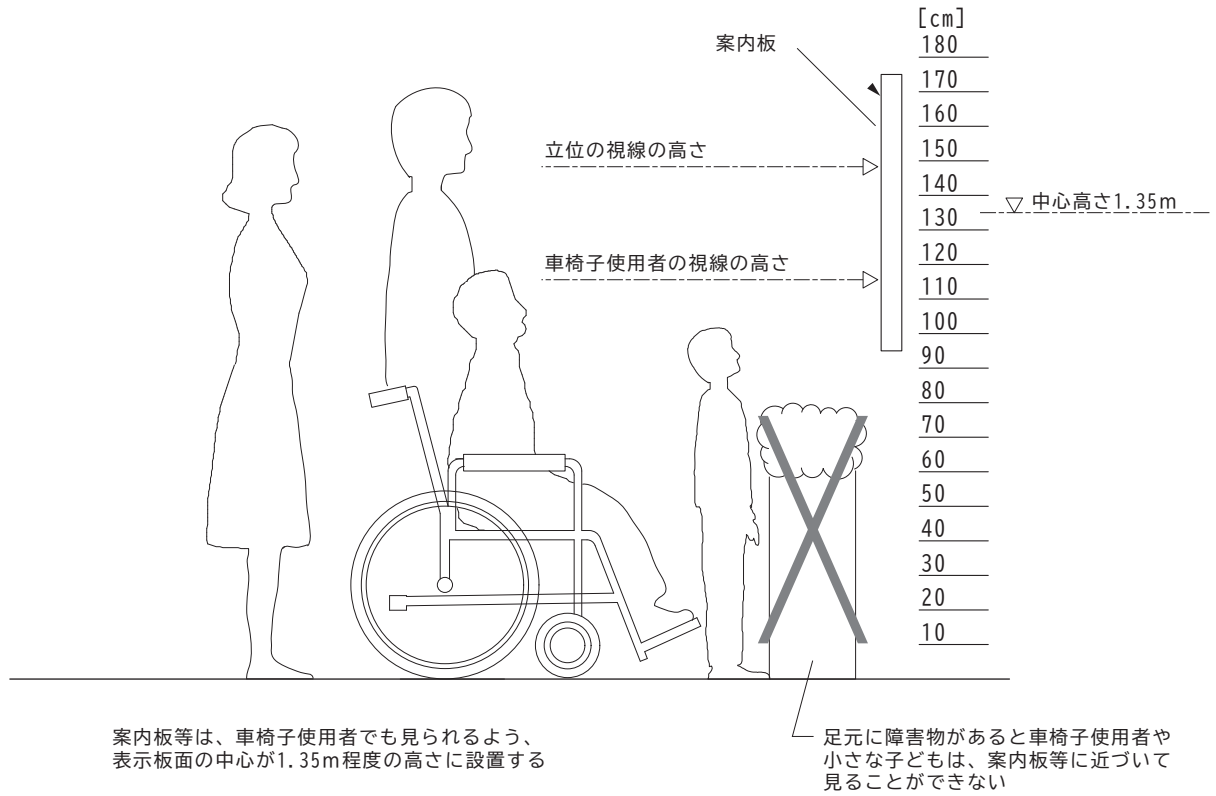
ア 位置	<p>◆園内の要所とは、出入口をはじめ、利用者の目によく触れるところである。</p> <p>●出入口、駐車場、主要施設周辺等には案内板を、主要園路の分岐点等には標識等を設置する。 →現在の位置関係(方向)と案内図の向きが一致するよう設置位置及び案内図の向きに注意する。</p> <p>●高齢者、障害者等が近づきやすいよう、園路や広場から60cm以上離さないようにする。</p> <p>●床面は平坦で固くしまっていて、ぬれても滑りにくい舗装とする。</p>	
オ 高さ	<p>◆表示板面の中央が1.35m程度の高さになるようにする。</p> <p>◆やむを得ず突出する場合は、案内板等の下端の位置が地上から2.5m以上の高さとなるように設置する。</p>	<p>→【図12-1】</p> <p>→【図12-2】</p>
案内板等の表示の方法	<p>◆車椅子使用者が利用可能なトイレ及び階段の位置、傾斜路の勾配などを表示する。</p> <p>●車椅子使用者が利用可能な施設に、国際シンボルマークにより、その旨を表示する。</p> <p>●必要に応じて、外国語表記を併用する。</p> <p>●図記号(ピクトグラム)は、JIS Z 8210に適合させる。また、JIS規格にない場合は、高齢者、障害者等が分かりやすい絵記号を用いる。</p>	
視覚障害者誘導用設備	<p>◆視覚障害者誘導用ブロックについては、道路編「12 視覚障害者誘導用設備」、設置については、公園編「3 園路」、「4 階段」及び「5 傾斜路」を参照する。</p>	

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

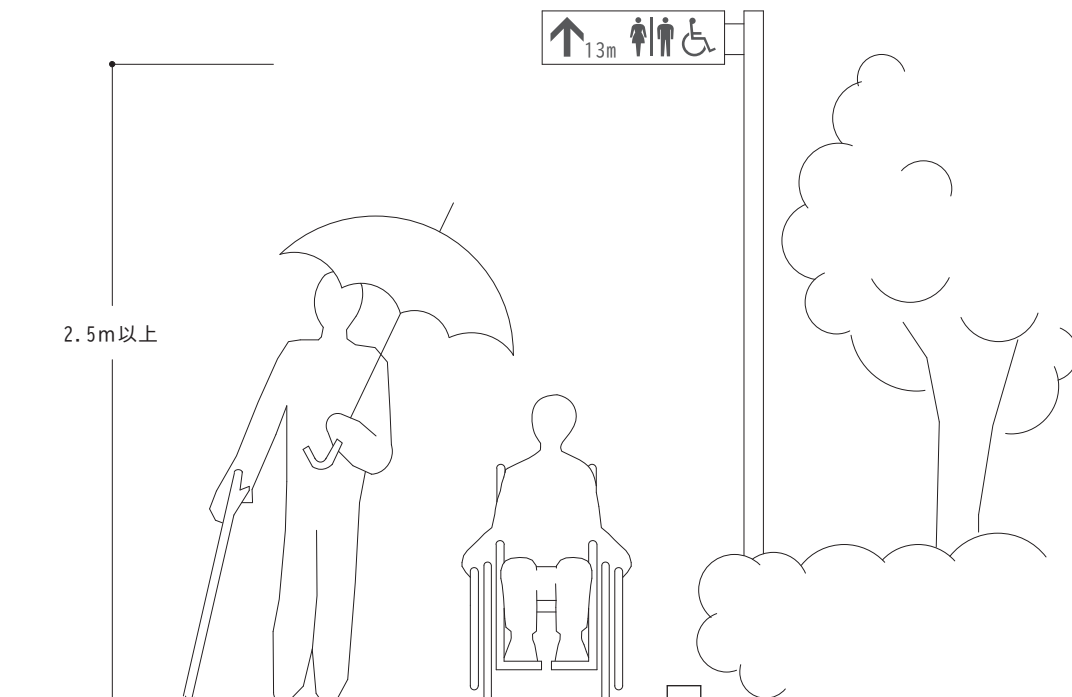
表示位置	<p>◎全ての案内・標示を基準に適合させる。</p> <p>◎主要な出入口や利用者が集まる場所、園路の分岐点、駐車場付近等に、通行の支障とならないよう、高齢者、障害者等の利用に配慮して設置する。</p> <p>◎車椅子使用者が利用後に容易に方向転換できるよう1.5m×1.5mの広さの水平面を歩行者の動線から外して設ける。</p> <p>☆必要に応じ、案内表示等に点字表示をする。垂直に取り付ける場合、案内表示等の高さは中心を1.4m程度とし、触察範囲が1.1m～1.6mを超えないことを原則とする。また、案内板を床と水平又はそれに近い角度に設置する場合は、板面中央までの高さは0.9～1.2m程度とする。 →案内板まで視覚障害者誘導用ブロックで誘導する。</p> <p>◎立て置き型の標識は視覚障害者にとって通行の支障となるおそれがあり、危険防止のため原則として使用しない。</p> <p>◎案内板の下部にスペースがある場合、視覚障害者の利用にも配慮し、白杖が当たる地面から20cm程度の位置に板状の帯等を設ける。</p>	
------	--	--

表示内容	<p>◎移動距離が長い場合、目的地までの距離を併記する。</p> <p>◎色は、識別が困難な方へ配慮し、文字・絵文字（ピクトグラム）とあわせ、色だけに頼らないサインとする。</p> <p>◎高齢者、障害者等が利用しやすい経路や施設を分かりやすく表示する。</p> <p>◎公園全体が表示されている案内板には園路・傾斜路の勾配等を表示し、利用者が選択できるように配慮する。</p> <p>◎傾斜路、エレベーターの位置が分かりにくい場合には、階段近くに誘導サインを設ける。</p> <p>◎表示板の情報は、全体的なものとの部分的なものを併せて表示する。</p> <p>◎公共交通機関による来園者が多い公園では、案内板に最寄り駅やバス停までの経路等を表示する。</p> <p>◎駅の周辺案内で公園への円滑な移動経路、公園内の円滑な移動経路を情報提供する。</p> <p>◎年齢や能力等に応じて施設を選択することができる場合には、施設の情報を正確に伝えることができるよう説明板等を設置する。</p>	→資料編 P2-17 ～2-20 参照
構造	<p>◎照明器具を内蔵したものが望ましい。</p> <p>◎夜間利用施設がある場合には、表示が読みやすいよう、50Lux 以上の照度を確保する。</p> <p>◎緊急避難場所に指定されている公園では、放送設備と共に放送内容を視覚的に表示する掲示板などの設備を設ける。</p>	
点字・音声	<p>◎施設の利用方法や催しもの等の情報提供にあたっては、音声案内、パンフレットなどに配慮する。</p> <p>◎説明サインは必要に応じて、点字表示、触知案内図、音声案内等を設ける。</p> <p>◎点字表示は、JIS T 0921 による。</p> <p>◎公園案内板に点字を設ける場合には、近くの階段の手すりや誘導ブロックで公園案内板へ誘導する。</p> <p>◎施設名や出入口の名称を点字と文字（墨字）上下 2 段で併記する。</p> <p>◎点字は、表示面に触れたときに分かりやすい位置に設置する。</p> <p>◎有料施設等の出札窓口付近に、入場のための音声案内設備を設ける。</p>	→資料編 P2-2、 2-3 参照
その他の 注意事項	<p>☆視覚障害者誘導用ブロックのほか、舗装材の明暗の対比や調和、材質の組み合わせによる誘導を考慮する。</p> <p>☆園路、傾斜路、階段等の路面は、色調の変化、仕上げの変化等により、視覚障害者、高齢者等が識別しやすいものとする。</p>	

【図12-1】案内板の高さ



【図12-2】案内板等が通路に突出する場合の例



13 便所（トイレ）

【基本的考え方】

便所を設ける場合には、高齢者、障害者等を含む全ての人が使いやすいものとする。
 <便所における機能分散の考え方>
 建築物（集合住宅以外）に準ずる。

遵守基準	整備基準
(1) 便所※1を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。	(1) 同左
ア 出入口の幅は、85cm以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。	ア 出入口の幅は、85cm以上とすること。
イ 主たる出入口に至る通路、出入口及び床面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。	イ 同左
—	(ア) 便所の出入口の前には、幅1.5m以上、かつ、長さ1.5m以上の平坦な部分を設けること。
(ア) 幅は、90cm以上とすること。	(イ) 同左
(イ) 勾配は、5/100以下とすること。ただし、高さが16cm以下の場合は12/100以下、75cm以下の場合は8/100以下とすることができる。	(ウ) 同左
ウ 床面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。	ウ 床面は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとすること。
エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。	エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。
オ 男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上を光感知式等の自動洗浄装置を備えた受け口の高さが35cm以下の小便器とし、当該小便器の1以上の付近に手すりを設けること。	オ 同左
(2) (1)の便所の内部又は近接した位置に次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口に、その旨の表示を行うこと。	(2) 同左
ア 出入口の戸は、車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	ア 同左
イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。	イ 同左
ウ 腰掛式の大便秘器、洗浄装置、汚物入れ、手すり等を適切に配置すること。	ウ 同左
(3) 車椅子使用者用便房を内部に設置する(1)の便所の車椅子使用者用便房以外の部分は、次に掲げる構造とすること。	(3) 同左
ア 主たる出入口の戸は、車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	ア 同左
イ 車椅子使用者が円滑に通行することができるよう十分な空間を確保すること。	イ 同左

ウ 大便器を設ける場合には、そのうち1以上を腰掛式の大便器とし、当該大便器のある便房の1以上に手すりを設けること。	ウ 同左
エ ウの規定により設けられた便房の戸には、腰掛式の大便器である旨の表示を行うこと。	エ 同左
オ 主たる出入口に車椅子使用者を含む全ての者が利用することができる旨の表示を行うこと。	オ 同左
(4) 車椅子使用者用便房を内部に設置しない(1)の便所に大便器を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。	(4) 同左
ア 1以上を腰掛式の大便器とし、当該大便器のある便房の1以上に手すりを設けること。	ア 同左
イ アの規定により設けられた便房の戸には、腰掛式の大便器である旨の表示を行うこと。	イ 同左
—	(5) 便所を設ける場合には、そのうち1以上にベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を適切な位置に設け、当該便所の出入口にはその旨の表示を行うこと。
—	(6) (1)～(5)の表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする※2。

※1 男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所

※2 当該内容が JIS Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備 (全体)

(1)イ 便所の 出入口	<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子使用者用便房又はオストメイト用汚物流し、ベビーチェア、ベビーベッドは、その設備を必要とする人が、それぞれ同時に便所を利用できるように、便所内に分散して配置するよう配慮する。 ●案内設備及び便房の付近に設置する標識には、設備や機能を図記号（ピクトグラム）等で分かりやすく表示する。 ◆出入口は 85cm 以上を確保する。ただし、自然地形を生かした造りの公園、保存樹木の配置等やむを得ない場合、遵守基準では、80cm 以上とすることができる。 ◆便所の出入口には戸を設けない方が望ましいが、戸を設ける場合には車椅子使用者やベビーカー等の通行を考慮し、常時開放できる形式とする。 ◆車椅子使用者等の通行を考慮し、便所の出入口の前には、1.5m×1.5m以上の平坦な部分を設ける。
(1)ウ 床面	<ul style="list-style-type: none"> ◆便所は床面を水洗いするために、入口に高低差が生じることが多いが、車椅子使用者等の通行に支障とならないよう、すり付けるか傾斜路を設ける。 ◆排水溝を設ける場合には、利用者に支障のない位置に設け、車椅子使用者等の通行に支障のないよう、蓋を設ける。 ◆床の平坦性は水勾配程度とする。 ●排水目皿やグレーチングは細目のものを用い、水はけのよい構造とする。

(1)エ オストメイ ト対応	<ul style="list-style-type: none"> ◆「オストメイト対応汚物流し等の水洗器具」とは、オストメイト（人工肛門、人口膀胱保有者）の利用に配慮してパウチ（排泄物をためておく袋）や腹部、汚れた物、しびん等を洗浄するための設備等をいう。 ◆オストメイト対応汚物流し等を設置した場合、便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 	
----------------------	--	--

(車椅子使用者用便房)

(2)ア 戸	<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子使用者用便房は、異性介助を考慮して、男女共用のものを設置する。また、男女別に設置する場合は、異性介助の際に入りやすい位置（出入口近く）に設置する。 ●車椅子使用者用便房が、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず設置できない場合は、簡易型の便房（簡易型車椅子使用者用便房）にすることができる。 ●トイレの表示は、だれでも使用できるような「多機能」「多目的」等の名称ではなく、当該トイレの設備や機能が明確にわかるよう、JIS規格のピクトグラム等や車椅子使用者用便房などと表示する。 <ul style="list-style-type: none"> ●戸を設ける場合、自動式引き戸又は軽い力で操作のできる手動式引き戸として、握り手の形状や重さ、レールの滑りなどに配慮したものとする。 ●手動式引き戸の場合は、自動的に戻らないタイプとする。 ●引き手の高さは85～90cmとし、棒状のもの又はレバー式等の使いやすいものとする。 ◆ドアは容易に施錠できるものとし、非常の場合を考慮して外から解錠できるものとする。 ●出入口の手前には1.5m×1.5m以上の広さの水平面を設ける。 	<p>→【図13-2】 必要に応じて、建築物(集合住宅以外)「8 便所(トイレ)」参照</p> <p>→【図13-7】</p>
(2)イ スペース	<ul style="list-style-type: none"> ●内法 2.0m×2.0m以上の大きさとする。(ライニング等(洗面器の配合にある配管収納等)は内法寸法に含めないことを原則とする。) <p>→車椅子使用者の回転範囲内には障害物を置かない。</p>	<p>→【図13-1】 【図13-5】</p>
(2)ウ 設備機器	<ul style="list-style-type: none"> ●ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、非常用呼出しボタンは JIS S 0026 の規格を準用する。 ●手すりは全体重をかけて使用されることが多いので、取り付けを堅固にする。可動手すりの場合は、ぐらつきにくい構造を選択する必要がある。 ●手すりは便器の両側の利用しやすい位置に、垂直、水平に設ける。また、車椅子を便器と平行に寄り付けて利用する場合等に配慮し、壁付と反対側の手すりは可動式とする。 ●横手すりは便座から20～25cm程度上方の高さ、縦手すりは便器先端から25cm程度前方の位置に設置する。 	<p>→資料編 P2-15、2-16 参照</p>

(一般便所 (小便器))

	<p>◆男性用小便器は、大きな床置きストール、又はリップの高さが 35cm 以下のものがだれでも利用でき、汚されることも少ない。</p> <p>◆小便器のうち、便所の出入口に一番近いものに手すりを設ける。ただし、出入口に一番近いものに手すりを設けることにより、通行上支障がある場合はこの限りではない。</p> <p>◆小便器の手すりは胸を支点にしてよりかかりながら用を足すためのものである。この場合は腰を後ろに引くような姿勢となるので、できるだけ小便器に近づけて取り付けることとし、高さは 1.2m 程度とする。横の手すりはつかまりながら用を足すためのものであり、間隔 60cm 程度、高さは 80~90cm 程度とする。</p>	→【図 13-11】
--	---	------------

(車椅子使用者用便房のある便所内のその他の構造等)

便所内の通路	◆車椅子使用者等が円滑に利用することができるように、通路幅は 85cm 以上を確保し、要所に車椅子使用者等が転回 (180 度方向転換) できるスペース (直径 1.5m の円が内接できる空間) を確保する。	
案内表示等	◆男女別の表示、便所の配置、便所の種別等を分かりやすく案内表示する。	→【図 13-3】 【図 13-4】
便房内の手すり	◆便房内の手すりは高齢者などの足腰の弱っている人の立ち居を補助したり、用便中の姿勢を安定させるのに有効である。手すりのつかみやすい位置は個人差があるので、できるだけ長いものをつけることで多種の障害者の要求を満たすことができる。	→【図 13-10】

(車椅子使用者用便房のない一般便所内の構造等)

	◆建築物 (集合住宅以外)「8 便所 (トイレ)」を参照する。	
--	---------------------------------	--

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備 (全体)

	☆重複障害者にとっては、様々な設備が並存する便房が必要である。一方、多様な人の使用頻度を考えると、各設備は便所内の各便房に分散していた方が効率上望ましい。	
有効幅	◎車椅子使用者が円滑に便房まで移動できるよう、出入口の有効幅を 90cm 以上とする。	
床面 (仕上げ)	☆ぬれた状態でも滑りにくく、転倒しても衝撃の少ない材料を使用する。	
水洗器具	◎汚物流しを設置する場合、ペーパー等で腹部を洗うことを考慮して、温水が出る多目的流しを設ける。 ◎面積や構造等の制約によって汚物流しを設けることができない場合は簡易型オストメイト設備を設ける。その場合、簡易型であることが分かる表示を便房の戸に設置する。	→【図 13-6】

表示	<p>☆案内板等に、便所の位置及び男女の別、各種設備の組合せを表示し、事前に選択できるようにするとともに点字等による表示を行う。</p> <p>☆便所全体の入口と各便所の入口の両方に表示する。</p> <p>◎出入口に男女別表示を分かりやすく（20cm 角以上で青・赤のピクトグラム等）表示する。</p> <p>◎便所の出入口や、車椅子使用者用便所の扉は、弱視者が視認しやすいように、コントラストをはっきりさせる、認識しやすい色を用いるなど配慮する。</p> <p>☆使用中の表示は分かりやすい位置に設ける。</p> <p>☆暖房便座、温水洗浄便座を表示する。</p> <p>◎必要に応じて、音声による案内・誘導を行うことが望ましい。</p>	→【図 13-4】
警報装置	<p>◎視覚障害者や聴覚障害者にも配慮し、緊急事態の情報を音声及び光によって提供できる設備（フラッシュライト等）を備える。</p>	

男女共用トイレ	<p>◎視覚・知的・発達障害者や高齢者等への異性による介助・同伴利用及び性的マイノリティの利用に配慮し、男女が共用利用できる便所を設ける。</p> <p>◎男女が共用利用できる便所を設ける際は、男女共用であることを、文字や図記号等により、分かりやすく示す。</p> <p>◎手洗器には、光感知式又はレバー式の給水栓を設置する。</p>	
大便器のあるブース	<p>☆ベビーチェア及び幼児用便座を設ける。</p> <p>☆暖房便座、温水洗浄便座を設置する。</p>	
その他の注意事項	<p>☆使いやすいフラッシュバルブは、センサー併用式である。</p> <p>☆手荷物置き場又はフックを設置する。</p> <p>◎ペーパーホルダーは2連式又は補充式等を手の届きやすい位置に設ける。</p> <p>◎小便器や洗面器の脇には、杖や傘等を立てかけるくぼみ、又はフックを設ける。</p> <p>◎便所の位置を知らせるため、音声案内装置を設置することが望ましい。</p>	

（車椅子使用者用便所）

配置	<p>◎便所内に車椅子使用者用便所を複数設ける場合には、便器へのアプローチ方向が右からのものと左からのものの両方が設置されるようにする。</p> <p>◎公園内に複数の便所を設ける場合、全てに車椅子使用者用便所を設置する。</p> <p>◎男女共用の車椅子使用者用便所を設置した上で、簡易型車椅子使用者用便所を男女別に設置する。</p> <p>◎清掃や介助などのサービスが行き届くよう、有人施設と合築する。</p>	
設備機器	<p>◎介助用ベッドを設ける。</p> <p>◎便器に背もたれを設置する。</p> <p>◎非常用呼出しボタンは、管理所等でも確認できるようにし、ボタンを押すスタイルと、ひもを引くスタイルの両方を設置する。また、点字表示を行う。</p> <p>☆障害の度合いが重くなると介助が必要となる。異性介助者への配慮として、出入口は共用部分又は屋外に面した位置に設ける。介助者の荷物置き場にも配慮する。</p>	

(一般便所)

戸	<p>◎一般便所の戸は、開閉や施錠等について、だれもが使いやすいものとする。</p> <p>◎便所の戸は内開きとする。内開き戸にする場合は、便所の境壁の天井との間に開きを設け、使用時以外は開いているタイプが望ましい。</p> <p>◎便所使用中の表示は見やすく、分かりやすい位置に設ける。又は、使用時以外は戸が開いているようにする。</p> <p>◎弱視（ロービジョン）、色覚多様性等の利用者に配慮し、便所の戸には、使用中か否かを大きく分かりやすく、文字で表示する。</p>	
設備機器	<p>◎便器洗浄ボタンは、JIS S 0026 によるものをつけた便器と、光感知式のものをつけた便器の両方を設置する。</p> <p>◎ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便所を1以上設け、当該便所及び便所の出入口には、その旨の表示を行う。</p> <p>◎ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を1以上設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行う。</p> <p>◎視覚障害者の利用に配慮し、便所内の配置、設備の使い方などをできるだけ統一する。</p> <p>◎子どもの利用が特に多い公園では、必要に応じて、幼児用便器・幼児用便座の設置を検討する。また、子ども等の利用に配慮し、高さ55cm程度、奥行き45cm程度（吐水口に手が届きやすい）の洗面器の設置を検討する。</p>	→JIS S 0026 資料《各種規格等》参照

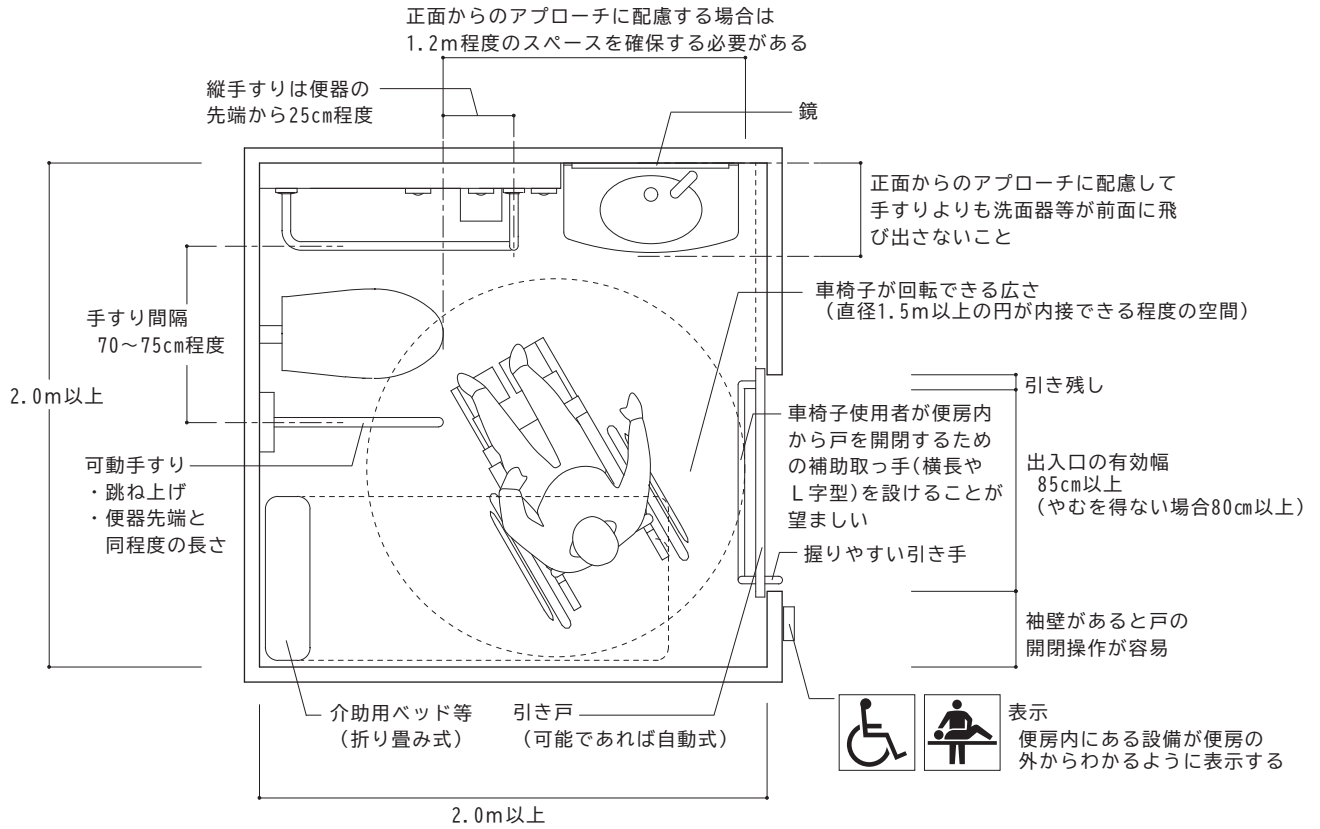
(車椅子利用者用便所のない一般便所の構造等)

	<p>☆複数の便所を設ける場合、大便器のある室の1以上にベビーチェアを設ける。</p>	
--	---	--

(その他)

	<p>☆便所内に洗面所を設ける場合には、高齢者、障害者等が使いやすいよう配慮する。</p> <p>☆ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、非常用呼び出しボタンは JIS S 0026 の規格を準用するものとする。</p> <p>☆その他、建築物（集合住宅以外）「8 便所（トイレ）」を参照する。</p>	<p>→【図 13-9】</p> <p>→【図 13-8】</p>
--	---	-----------------------------------

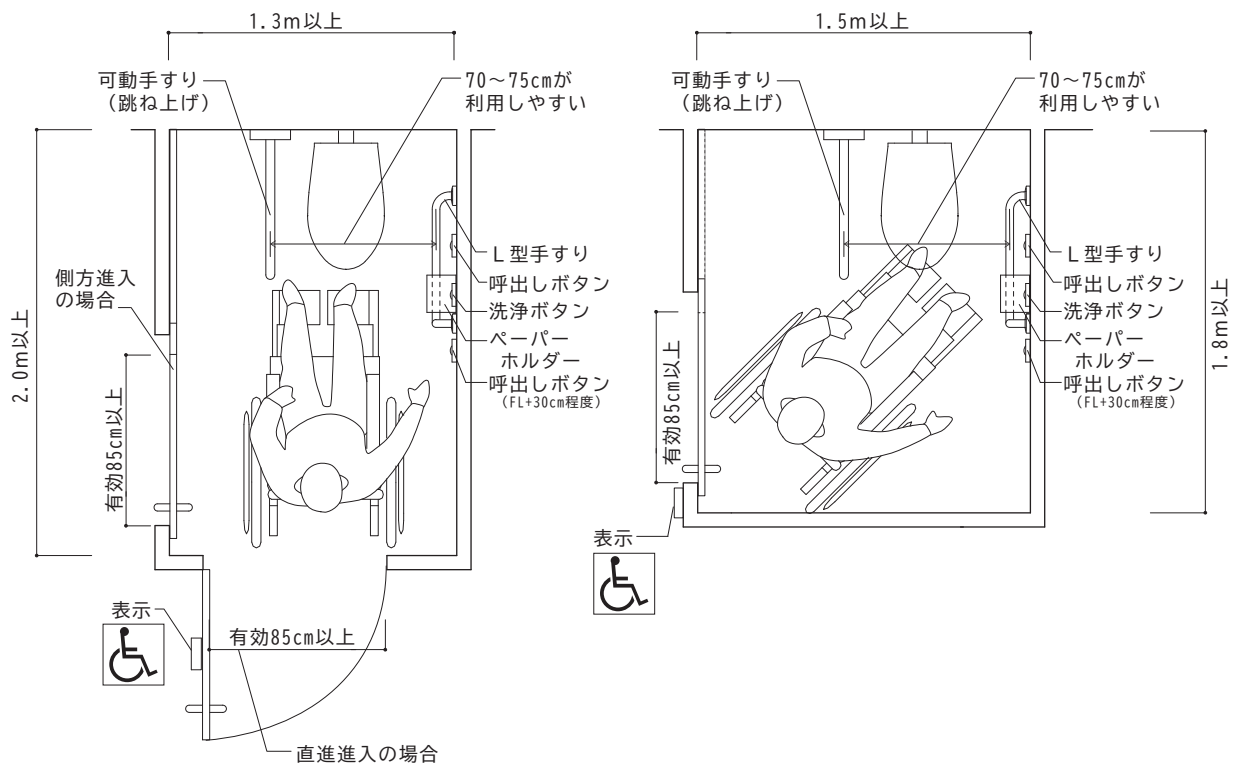
【図13-1】 車椅子使用者用便房の例（内法2.0m×2.0m以上の場合）



【図13-2】 簡易型車椅子使用者用便房の例

■直進又は側方進入の場合

■側方進入の場合



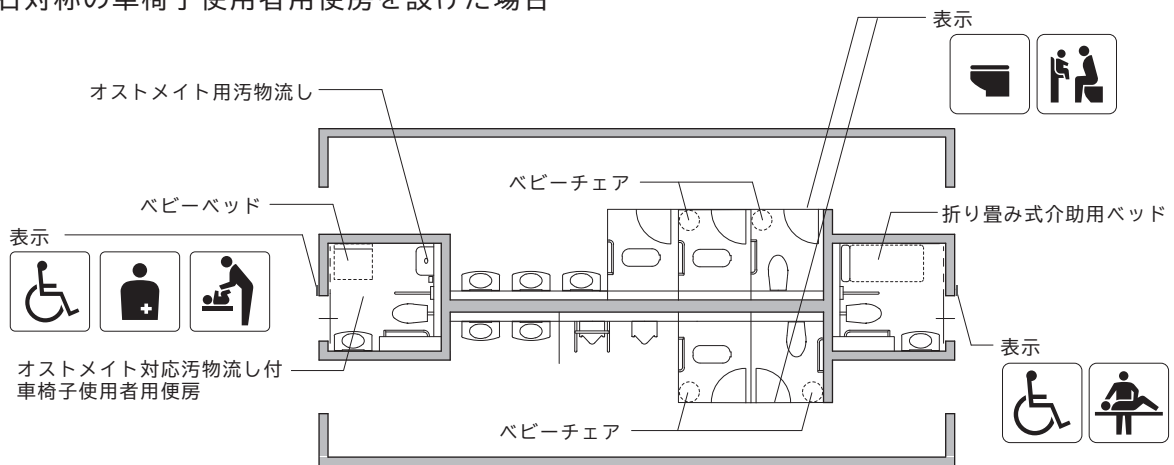
【図13-3】 便房設備の表示例



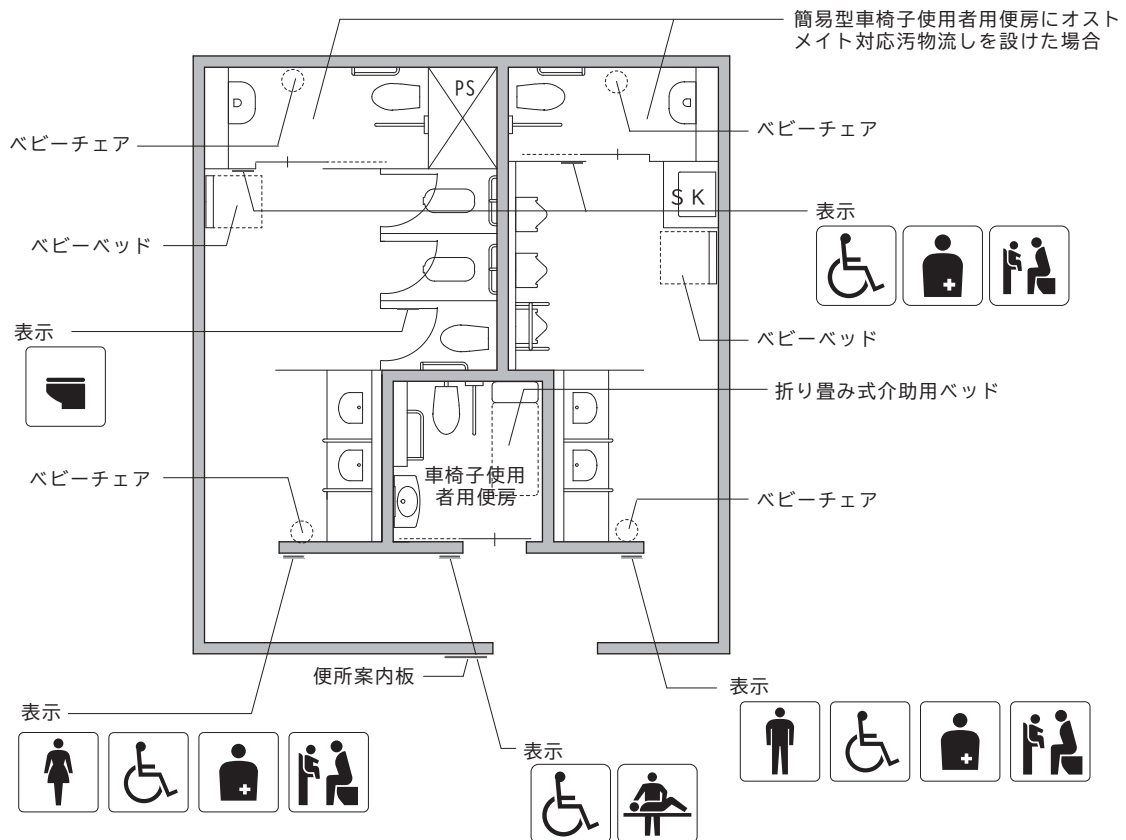
- ・トイレのピクトグラムは、施設間で異なることにより、利用者が混乱しないように、JIS規格で定められたものとする。
- ・設備や機能の名称を併記する場合でも、できる限りJIS規格等で統一を図ることが重要である。

【図13-4】 車椅子使用者用便房を設けた便所の例

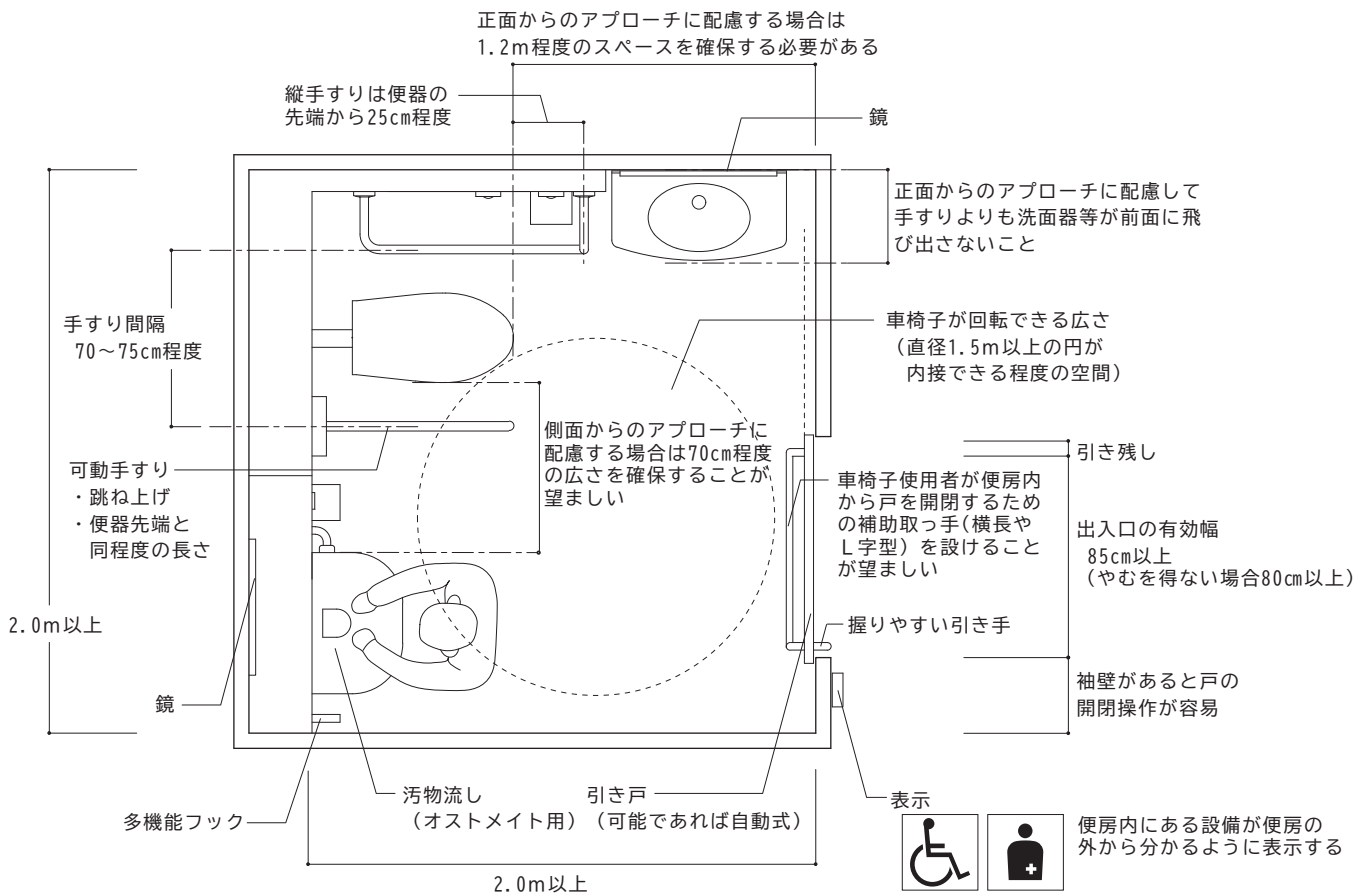
■左右対称の車椅子使用者用便房を設けた場合



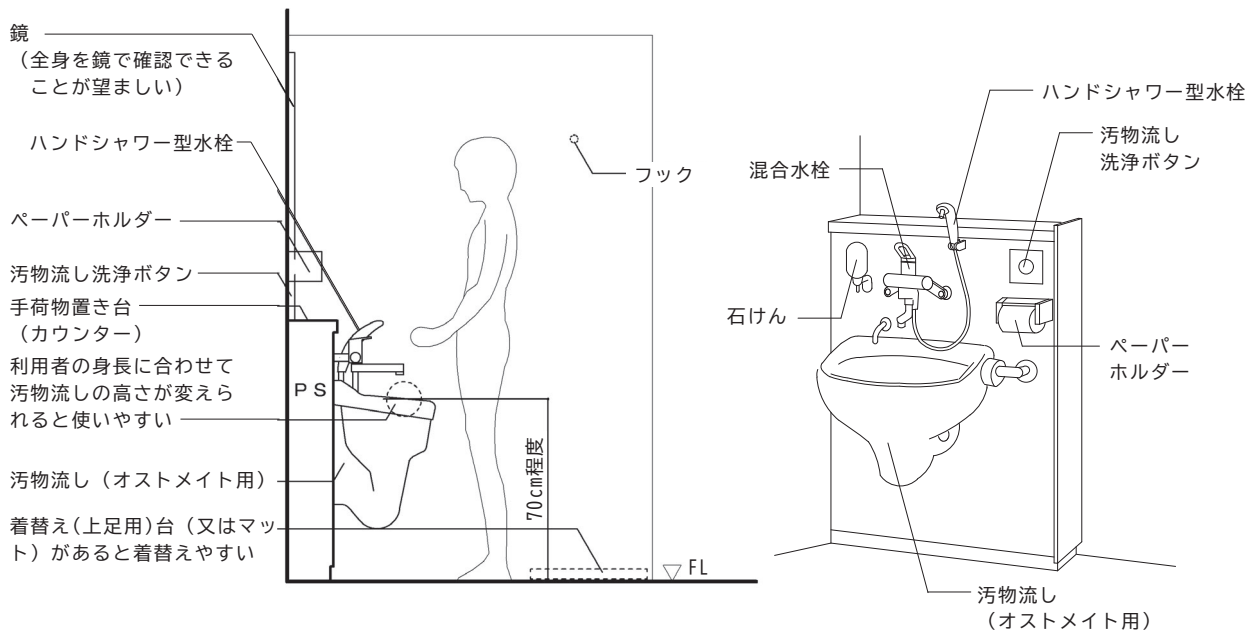
■車椅子使用者用便房を1つ設けた場合



【図13-5】車椅子使用者用便房にオストメイト用汚物流しを設けた例

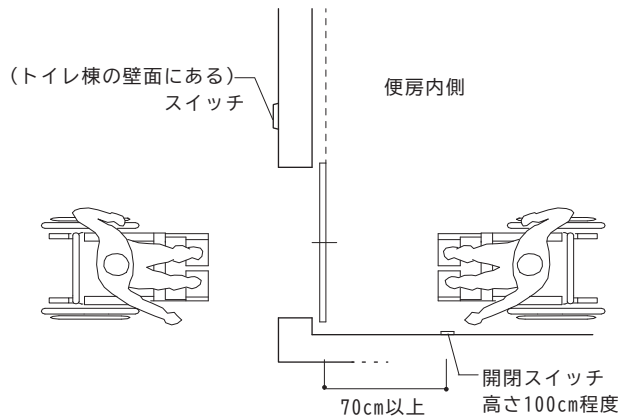


【図13-6】オストメイト用汚物流しの例

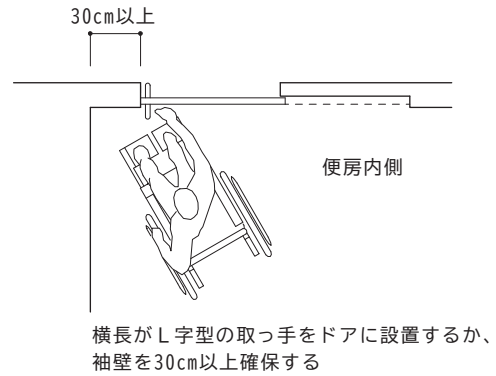


【図13-7】 開閉ボタンや扉の取っ手の設置位置

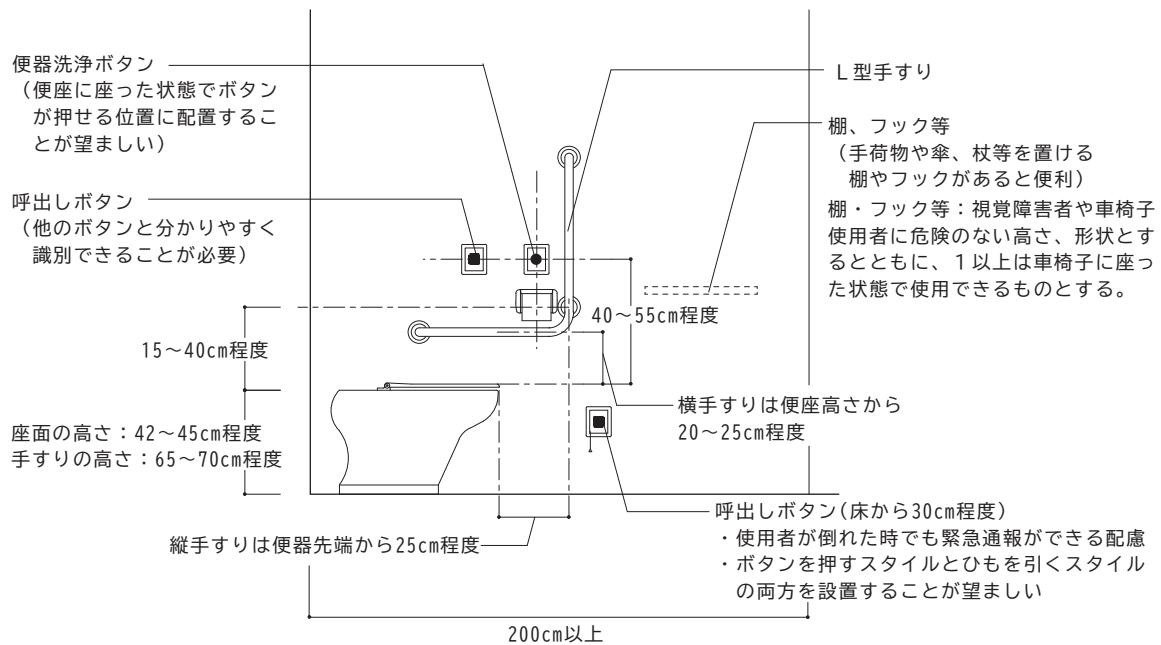
■自動ドア（引き戸）の場合



■手動ドア（引き戸）の場合

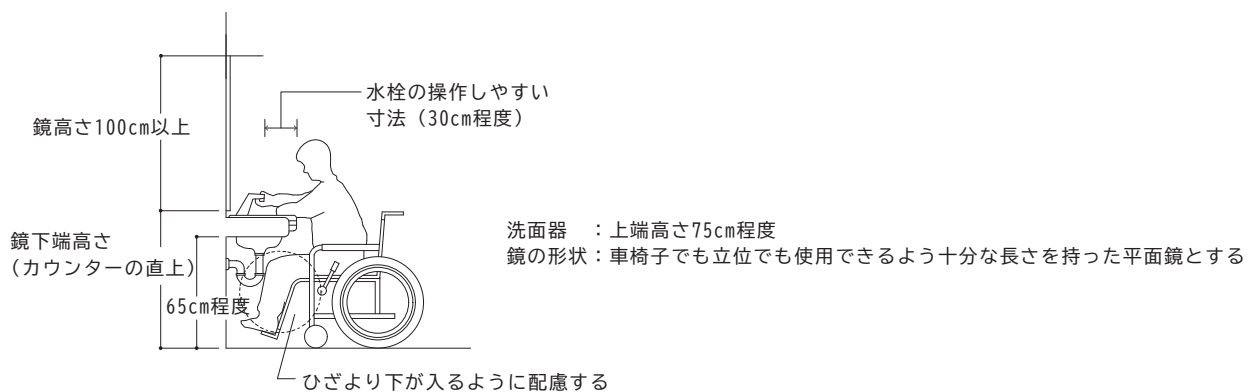


【図13-8】 ボタンの配置例

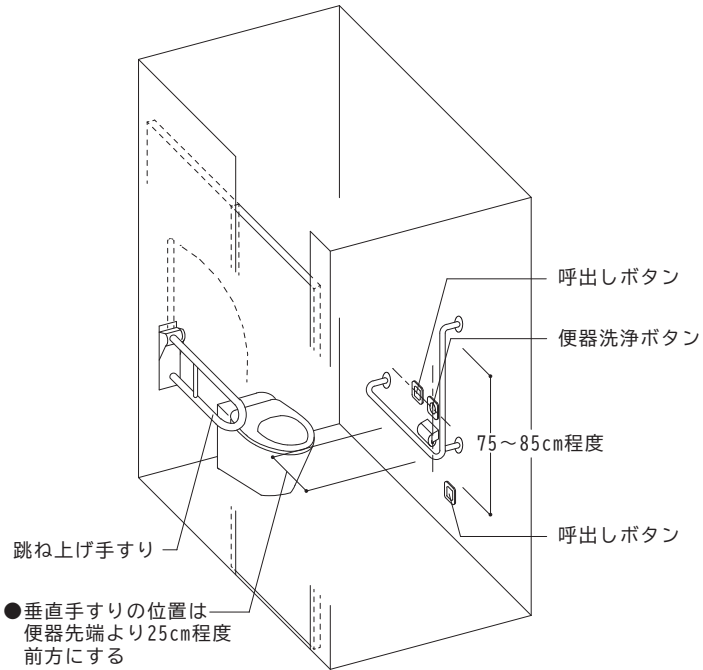


※ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼出しボタンはJIS S 0026参照

【図13-9】 車椅子使用者が利用しやすい洗面台



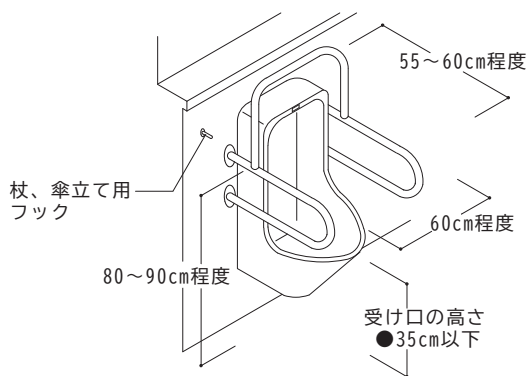
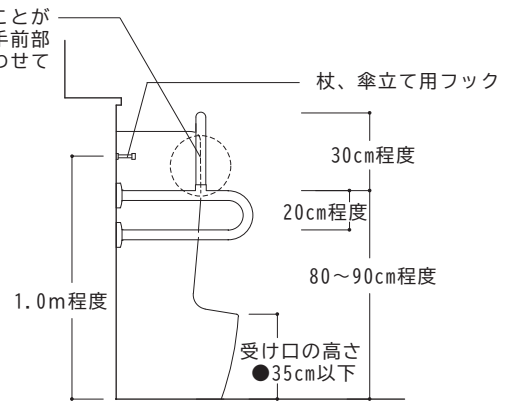
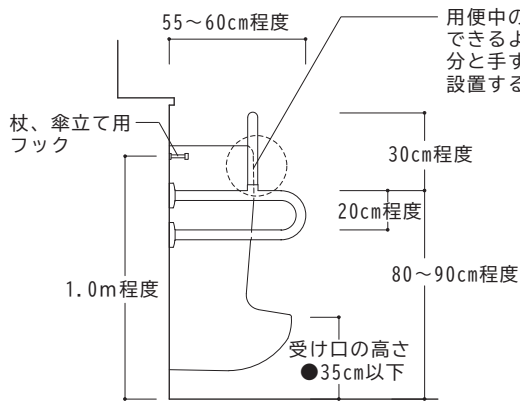
【図13-10】大便器の手すりの例



【図13-11】小便器の手すりの例

■壁掛式低受け口

■床置き式ストール



14 屋根付広場

【基本的考え方】

屋根付広場は、広場の上空を屋根で覆った建築物であり、壁がないため周辺と一体的に広場として利用される施設である。雨天時でも広場の利用が可能であり、日陰のある休憩スペースとしても利用される施設であることから、高齢者、障害者等の利用に配慮する必要がある。

遵守基準	整備基準
屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる構造とすること。	
ア	出入口の幅は、1.2m以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。
イ	出入口には、段差を設けないこと。ただし、「5 傾斜路」に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。
ウ	車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

	◆屋根付き広場を設ける場合は、そのうち1以上は、整備基準に適法したものとする。	
出入口	◆出入口の有効幅は、車椅子使用者と横向きの人がすれ違えるよう1.2m以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とする。	
段	◆車椅子使用者等の通行の支障となる段差は設けない。ただし、水処理や地形の状況、その他の特別の理由によりやむを得ず段差が生じる場合は、車椅子使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を併設する。	
広さ	◆屋根付き広場には、車椅子使用者等が利用目的に沿って円滑に活動できる広さを確保する。 ◆広場は、車椅子使用者等が円滑に利用できるよう、平坦で固くしまっていて、滑りにくい舗装とする。	

15 野外劇場・野外音楽堂

【基本的考え方】

高齢者、障害者等を含む全ての人が座席まで円滑に到達し観覧できるよう、出入口や通路の幅等を確保するとともに、車椅子使用者等のための観覧スペースを設ける。

遵守基準	整備基準
野外劇場及び野外音楽堂を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。	同左
ア 出入口の幅は、1.2m以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。	ア 同左
イ 出入口及び通路には、段差を設けないこと。ただし、「5 傾斜路」に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。	イ 同左
ウ 車椅子使用者等が利用目的に沿って円滑に活動できる広さを確保すること。	ウ 車椅子使用者等が利用目的に沿って円滑に活動することができる広さを確保すること。
エ 通路の幅は、1.2m以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近などの広さを車椅子の転回に支障がないものとした上で、幅80cm以上とすることができる。	エ 同左
オ 縦断勾配は、5/100以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8/100以下とすることができる。	オ 同左
カ 横断勾配は、1/100以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2/100以下とすることができる。	カ 同左
キ 路面は、平坦で、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。	キ 同左
ク 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、「13 便所」の遵守基準を準用する。	ク 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、「13 便所」に定める便所の整備基準を準用する。
ケ 計画収容者数が200以下の場合は計画収容者数に1/50を乗じて得た数※1以上、計画収容者数が200を超える場合は計画収容者数に1/100を乗じて得た数※1に2を加えた数以上の車椅子使用者用観覧スペース等※2を設けること。	ケ 同左
コ 車椅子使用者用観覧スペース等※2は、次に掲げる構造とすること。	コ 同左
(ア) 幅は90cm以上とし、奥行きは1.2m以上とすること。	(ア) 同左
(イ) 車椅子使用者等が利用する際に支障となる段差を設けないこと。	(イ) 段差を設けないこと。
(ウ) 車椅子使用者等が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者等の転落を防止するための設備を設けること。	(ウ) 同左
(I) 出入口から容易に到達することができ、かつ、サイトライン(可視線)に配慮した位置に設けること。	(I) 同左

※1 1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数

※2 車椅子使用者等が円滑に利用することができる観覧スペース

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

傾斜路	●段差を設ける場合は両側に手すりを設ける。 ●傾斜路を設ける場合は、「5 傾斜路」の整備基準を準用する。	
便所	●便所を設ける場合は、「13 便所」の整備基準を準用する。	
車椅子使用者用 観覧スペース	●建築物（集合住宅以外）「18 観覧席・客席」の整備基準を準用する。	

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

出入口	◎出入口の内外に 1.5m×1.5m以上の広さの水平面を設ける。	
スペース	◎通路の交差点や端部に車椅子使用者が回転できる広さとして、1.5m×1.5m以上の広さを確保する。	
有効幅	◎通路の有効幅は 1.8m以上とする。	
表示	◎勾配のある通路の終始点に勾配を示す標識を設置する。	
車椅子使用者用 観覧スペース	◎車椅子使用者が観覧場所を選択できるように、水平方向及び垂直方向に分散させて、複数の箇所を設置する。 ◎車椅子使用者用観覧スペースの隣には同伴者用座席を確保する。 ◎隣接観覧スペースとの境界には、同伴者等の行動に支障になる柵等を設けない。 ◎車椅子使用者の視野は妨げない。細かくても強固な部材や強化ガラス等の透明な部材を使用するなど工夫する。 ◎車椅子使用者用観覧スペースがほかの観覧席より高い位置にある場合には、床の端部に脱輪防止用の立ち上がりを設ける。 ◎通路と観覧席等に高低差が生じる部分には、5cm 以上の立ち上がりを設け、危険性が高い場合は高さ 110cm 以上の柵を設ける。 ◎車椅子使用者用観覧スペースの前列の観客が立ち上がった場合でも、車椅子使用者が観覧できるための配慮をする。 ◎ステージと一体的な専用の観覧席・客席を設けない場合についても、車椅子使用者用観覧スペースは、サイトラインに配慮した位置に設ける。 ◎緊急避難等も配慮して配置する。 ◎通路から車椅子使用者用観覧スペースに入る手前に 1.5m×1.5m以上の広さの水平面を設ける。 ◎車椅子使用者用観覧スペースには、障害者優先の旨を床面等に国際シンボルマークで表示する。 ◎車椅子使用者用観覧スペースは、車椅子使用者のグループ利用を考慮し、少なくとも3以上設ける。 ◎車椅子使用者用観覧スペースは、少なくとも同時に2以上の車椅子使用者が利用できる専用スペースとして、固定位置に確保する。 ◎通常の手椅子よりも大きなリクライニング式の手椅子等の使用者にも対応するため、奥行き 140cm 以上の車椅子使用者用客席・観覧席も設けることが望ましい。	
その他の 注意事項	◎野外劇場、野外音楽堂のステージには、勾配が 5%以下のスロープを設ける。スロープを設けるスペースがない場合、簡易なリフトを設置する。	

(ソフト面の工夫)

	◎既存施設等において、車椅子使用者用客席・観覧席からのサイトラインが確保できない場合には、前席を空席とする等の運営上の配慮を行う。	
--	---	--

16 公園内建築物・屋内設備

【基本的考え方】
公園内建築物・屋内設備は全ての人に利用しやすいものとする。

遵守基準	整備基準
<p>便所、休憩所、屋根付広場、野外劇場及び野外音楽堂以外の公園内の建築物（管理事務所等）並びに屋内設備は、別表第3に定める建築物の遵守基準を準用する。ただし、当該建築物内に便所を設置する場合には、「13 便所」の遵守基準を準用する。</p>	<p>便所、休憩所、屋根付広場、野外劇場及び野外音楽堂以外の公園内の建築物（管理事務所等）並びに屋内設備は、別表第2に定める建築物の遵守基準を準用する。ただし、当該建築物内に便所を設置する場合には、「13 便所」の整備基準を準用する。</p>

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

◆建築物の各項目を準用する。ただし、便所は「13 便所（トイレ）」を準用する。	
---	--

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

◎ベビーチェア、おむつ替えのためのベビーベッド、授乳室等の子育て環境の整備に努める。	
--	--

17 公園内運動施設

【基本的考え方】

高齢者、障害者等も無理なくスポーツを楽しんだり、健康増進ができるような施設整備を行う。また、競技施設だけでなく、更衣等の準備、休憩、観戦等のための施設についても配慮する。

整備基準

- (1) 園内運動施設の出入口の構造については、「1 出入口」の整備基準を準用する。
 (2) 園内運動施設には、車椅子使用者等が休憩し、又は待機することができる場所を設けること。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

出入口・通路	◇「1 出入口」、「3 園路」の整備基準に準じた整備を行う。	
戸	◇戸を設ける場合は、有効幅 90cm 以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。	
テニスコート	◇日よけ等を設ける。 ◇日よけの下には、車椅子使用者でも休憩できるスペースを設ける。 ◇車椅子使用者でも接近しやすい構造とする。 ◇全天候型の舗装とする。	
弓道場	◇車椅子使用者でも接近しやすい構造の射場を入り口近くに 1 箇所以上設置する。 ◇射場と的までの通路、待機場所から射場までの通路は、幅は 1.8m 以上で段差のない構造とする。	

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

出入口・通路	◎運動施設までのアクセス経路だけでなく、車椅子使用者等が競技や観戦ができるよう、施設内の通路、クラブハウス、便所、休憩所等への経路を主要な園路に接続する。	
グラウンド・コート	◎審判台やベンチ周りについては、車椅子使用者の通行が可能となるよう、ゆとりある広さを確保する。	
更衣室等	◎更衣室、休憩室、練習場所には車椅子使用者等に配慮した 1.5m × 1.5m 以上の広さの水平面を設ける。 ◎休憩所は、日除け、雨除けとなる屋根のあるものを設ける。	→建築物「16 更衣室・脱衣室」参照
観覧席	◎観覧席を設ける場合には「15 野外劇場・野外音楽堂」に準じた整備を行う。	
弓道場	☆通路には雨天でも利用しやすいように、屋根・ひさしを設ける。	
水泳プール	☆建築物（集合住宅以外）「23 プール」を参照する。	
野球場	☆グラウンドソフトボール等の利用がしやすいように、ポイント杭を設置する（壘間 1.8m）。詳細は、「グラウンドソフトボール競技規則」（全日本グラウンドソフトボール連盟）参照。	

18 券売機・電話ボックス

【基本的考え方】
券売機、電話ボックスを設ける場合には、全ての人が利用しやすいものとする。

整備基準	
(1) 券売機を設ける場合の構造については、「公共交通施設の18 駅舎等の券売機」の整備基準を準用する。	
(2) 電話ボックスを設ける場合には、そのうち1以上を車椅子使用者が利用することができる構造のものとし、出入口、売店付近又は主要な園路に接する平坦な位置に設けること。	

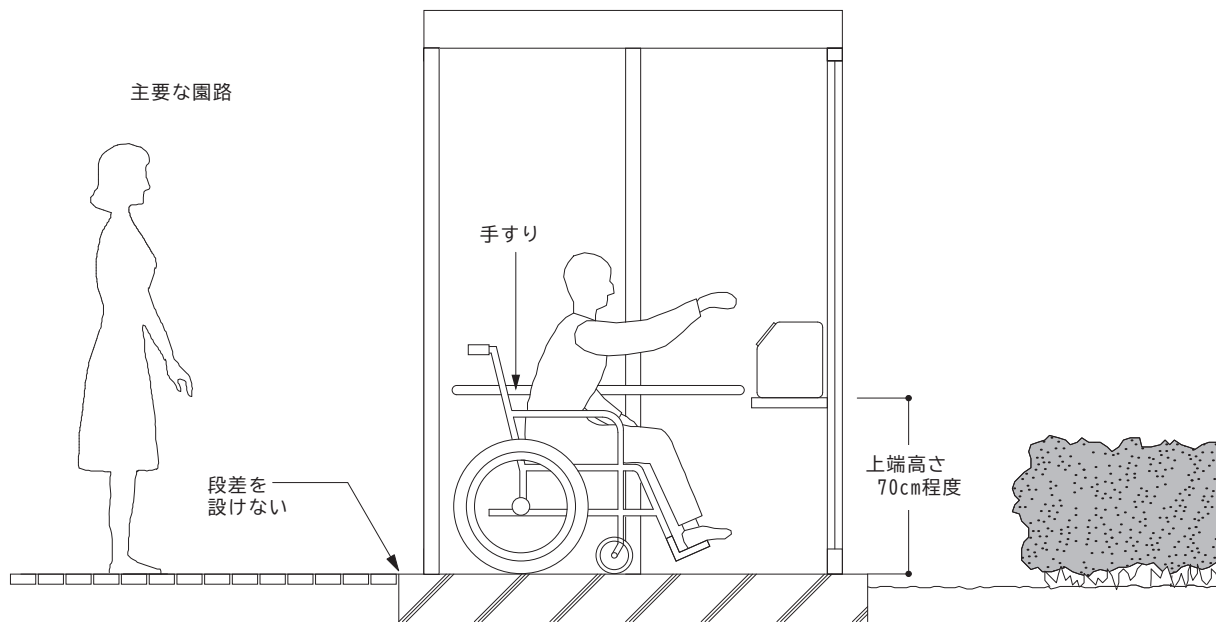
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

電話ボックス	◇出入口に段差を設けない。 ◇周りには、車椅子使用者が転回できる平坦な部分（水勾配程度まで）を設ける。 ◇ボックス型以外の公衆電話を管理事務所などに設ける場合は、建築物（集合住宅以外）「26 公衆電話」を参照する。	→【図18-1】
--------	---	----------

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

その他	☆公園内に自動販売機を設置する場合は、全ての人が容易に利用できる平坦な場所に、金銭投入や商品の取り出しが容易にできるものを設ける。	
-----	---	--

【図18-1】 電話ボックスの整備例



19 その他の配慮

【基本的考え方】
 全ての人が視覚、聴覚、触覚、嗅覚（きゅうかく）等により、自然環境等を感じ、楽しめるようにする。また、多様な年齢層の人が能力の差異に応じて楽しめるような施設整備を行う。

整備基準
利用者が視覚、聴覚、触覚、嗅覚（きゅうかく）等により、自然環境等を感じることができるような空間、施設等を配置すること。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備
 （遊具など）

その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◇利用者が楽しめるような遊びの要素（ブランコ等の遊具だけでなく、その施設の機能以外の要素も遊びの対象になることを含む）を取り入れる。 ◇遊びの要素は、配置、形態、スケール、安全に配慮する。 ◇日時計、緑陰、樹木の成長など時間の変化を感じられるようにする。 ◇自然の地形をできるだけ生かした施設配置をする。 ◇全ての人が憩い楽しめるように、施設等の組み合わせを総合的に配慮する。
----------	--

（視覚、聴覚、触覚、嗅覚により、自然環境等を感じられる整備例）

視覚	<ul style="list-style-type: none"> ◇風景の変化や展望を楽しめる構造にする。 ◇植栽や造形物などの色彩や表面の質感の対比や調和をとる。 ◇花の咲く植物、紅葉する樹木などを植え、季節を感じられるようにする。
聴覚	<ul style="list-style-type: none"> ◇鳥のさえずり、虫の音、木々のざわめき、水音などの音を感じられるようにする。 ◇音の変化は視覚障害者にとって、楽しむだけでなく案内誘導の役割にもなる。
触覚	<ul style="list-style-type: none"> ◇樹木、草花、造形物、遊具、水等はレイズドベット式（車椅子使用者等が触れるよう地面より高くする方式）にするなど、直接手や足などで触れられるような構造にする。 ◇風、木もれ日などを体全体で感じられるようにする。
嗅覚	<ul style="list-style-type: none"> ◇香りの広がりや変化に考慮した植物を植える。

出入口	◎出入口等については「1 出入口」の整備基準に準じた整備を行う。	
遊具	<p>◎遊具の周辺には、車椅子使用者が遊具に近づいたり乗り移ったりしやすいよう 150cm×150cm 以上の広さを確保する。</p> <p>◎車椅子に乗ったままでも使用できる遊具を設置する。</p> <p>◎音が出る遊具など、聴覚でも楽しめる遊具を設置する。</p> <p>◎遊具から飛び降りて着地する部分の地表は、衝撃の小さい材質で舗装する。また、万一の落下を想定し、登はん系遊具や揺動系遊具等の地面についても同様とする。</p> <p>◎砂場は、車椅子使用者も遊べるよう、テーブル状のものなどを設ける。</p> <p>◎徒渉池は、車椅子使用者も入れるよう、深さ 30cm 以下とし、岸辺等にスロープや手すりを設ける。</p>	
設備	<p>◎車椅子使用者に対応した花壇や作業台等を設ける場合は、70～80cm の高さで下部に凹みのある形態とする。</p> <p>◎主要な観賞地点には、便所、水飲み、ベンチ、日除けや雨除けとなる休憩舎を設けたり、日陰になる樹木を植栽する。</p>	
表示	<p>◎子どものスケールに合ったベンチや野外卓、パーゴラ等を設ける。</p> <p>◎遊具広場の近くでは、便所、水飲み、手洗い場、ベンチ、日除けや雨除けとなる休憩舎を設けたり、日陰になる樹木を植栽する。</p> <p>◎樹名板、説明板などは、表示内容が分かりやすいよう、文字の大きさや色調等を工夫するほか、平仮名や多言語で表記する</p>	
その他の注意事項	<p>◎遊具ごとに利用方法を説明した解説板を設置する。</p> <p>◎表示は児童等に認識できる文字や絵文字（ピクトグラム）を使用する。</p> <p>◎危険箇所については、転落防止柵や立ち上がりなどを設ける。</p> <p>◎遊具広場の近傍の便所には、ベビーベッド、子どもも使える便器や洗面器を設置する。</p>	

20 手すり

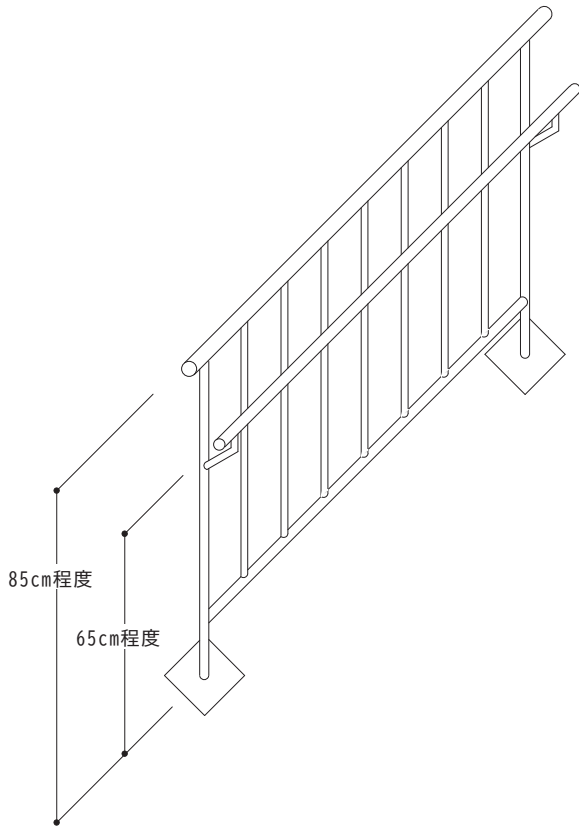
【基本的考え方】

手すりは、高齢者・障害者等の誘導、落下防止、移乗動作の補助として有効な設備である。目的に応じた形状、材料等で堅固に設置する。

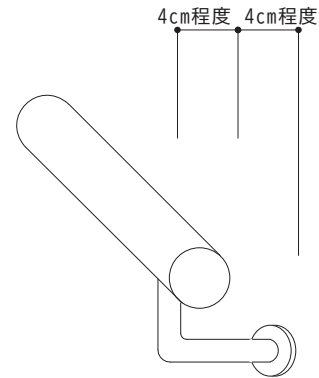
■必要な整備

寸法	・高さは85cmと65cm前後のものを2本設ける。	→【図 20-1】
形状	・円形で、外径は4cm（高さ85cm）と3cm（高さ65cm）程度とする。	
材料	・耐久性を考慮した材質とし、表面の凹凸がなく握りやすい形状のものとする。	
取付位置	・壁面等に取り付ける場合、壁面等との空きは4cm程度とし、下側で支持する。 ・階段及び傾斜路の起終点より、45cm以上平坦に延長し、端部は下方又は壁面方向に曲げる。	→【図 20-2】 →【図 4-1】 【図 5-1】 【図 20-3】 【図 20-5】
点字表示	・端部及び要所には、現在位置などを点字で表示する。 ・周辺の状態に合わせて、利用者の役に立つ情報を表示する。 ・点字は2～3行で、すぐに分かる程度の内容が望ましい。 ・矢印を用いてその方向に何があるかを示すことも良い。 ・表示方法は、JIS T 0921規格に合わせたものとする。 ・点字内容を文字（墨字）で併記する。 ・点字は、はがれにくいものとする。	→【図 20-4】
その他の 注意事項	・手すりは乗り越えや転落防止に十分配慮する。	

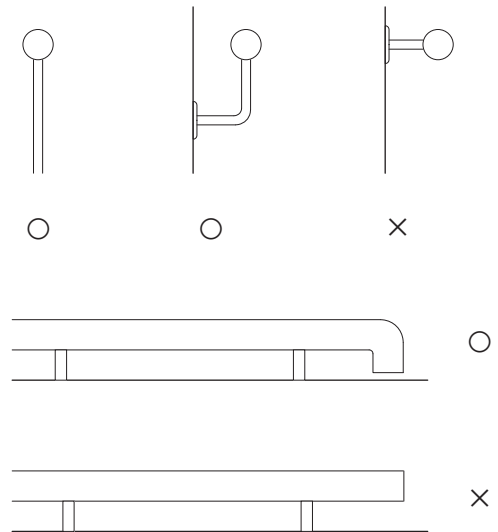
【図20-1】手すりの高さ



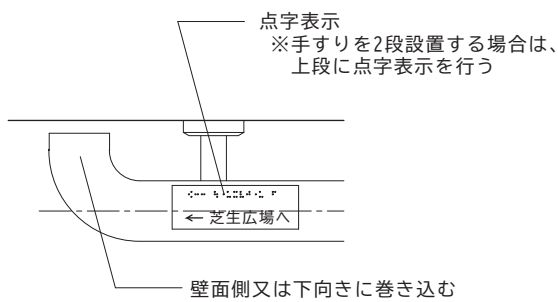
【図20-2】手すりを壁面等にとりつける場合の位置



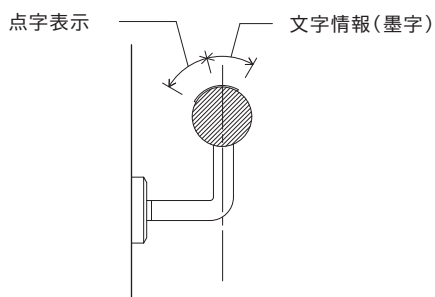
【図20-3】手すりの形状



【図20-4】手すりの端部と点字表示の例

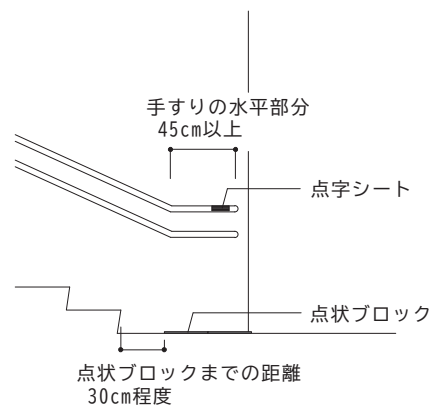


金属プレートは浮かないように配慮する
(手を切る恐れがある)



※JIS T 0921参照

【図20-5】手すりの水平部分との位置関係



公共交通施設編

基本的考え方	2
1 道路等から駅舎等の出入口までの経路	4
2 移動等円滑化経路	6
3 駅舎等の出入口	9
4 駅舎等の駐車場	12
5 駅舎等の通路等	14
6 駅舎等の出札、案内所等	17
7 駅舎等の階段	20
8 駅舎等の傾斜路	24
9 駅舎等のエレベーター	27
10 駅舎等のエスカレーター	33
11 駅舎等の便所	36
12 駅舎等の旅客待合所及び休憩設備（ベンチ等）	43
13 駅舎等の戸	49
14 駅舎等の案内板等	52
15 駅舎等の案内装置等	56
16 駅舎等の視覚障害者誘導用ブロック	59
17 駅舎等の手すり	63
18 駅舎等の券売機	67
19 駅舎等の公衆電話	71
20 駅前広場	73
21 自転車等駐車場	75
22 こ線橋	77
23 踏切	79
24 鉄軌道駅の改札口	80
25 鉄道駅の乗降場	83
26 軌道の停留所	88
27 バス停留所	89
28 タクシー乗り場	92
29 水飲み・構内売店	94

基本的考え方

1 基本的考え方

高齢者、障害者等を含めた全ての人々が、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則別表第一の五に定める公共交通施設を安全、安心、快適に利用できるように移動等の円滑化をするために必要な下記の3条件を踏まえ、本マニュアルに記載された事項を適切に反映した施設を整備し、適切に維持管理することが望まれる。

① 移動等円滑化経路の確保

高齢者、障害者等を含めた全ての人々にとって安全、安心に円滑に移動等できるよう、可能な限り最短距離で、かつ連続してわかりやすく通行できる経路を確保されていること。

② 誘導案内設備の提供

高齢者、障害者等を含めた全ての人々が駅舎等を利用するために、分かりやすく必要となる情報を適切に提供されていること。

③ 施設、設備の性能確保

駅舎等の施設、設備（券売機、便所等）は、高齢者、障害者等を含めた全ての人々にとって安全に、かつ容易に利用できる構造、性能等を備えること。また、これらの施設、設備にも移動等円滑化経路の確保をすること。

2 公共的施設及び特定公共的施設の範囲

- ① 鉄道の駅（鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設又はこれに関連する施設で利用者の用に供するもの）
- ② 軌道の停留場（軌道法第1条第1項に規定する軌道の施設又はこれに関連する施設で、利用者の用に供するもの）
- ③ 自転車駐輪場やレンタサイクルポート等（世田谷区立自転車等駐輪場、世田谷区立レンタサイクルポート又は鉄道事業者若しくはその関係団体が設置する自転車等駐輪場若しくはレンタサイクル施設）
- ④ 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設又はこれに関連する施設で、利用者の用に供するもの
- ⑤ その他これらに類する施設

3 整備の対象項目

それぞれの項目の冒頭に基本的な考え方を示し、鉄軌道の旅客施設は「駅舎等」と定義され、基準が適用される。また、駅のホームや軌道の停留場などの基準はそれぞれ項目別に基準をかけている。

整備基準の定めが無い部分については、望ましい整備を掲載している。

施設を使用しながら工事を実施する場合、本マニュアルの解説に基づき、高齢者や障害者を含む全ての人に対し配慮すること。

4 整備の対象範囲

駅舎等の新設及び大規模な改良時に、駅舎等の全体が整備基準に適合することが義務付けられ、改良については次のように定めている。

- 全ての本線の高架化、地下化への構造変更に伴う旅客施設の改良、旅客施設の移設その他の全面的な改良。
 - ※ エレベーターや便所等の部分的な改良は、大規模な改良時には該当しない。
 - ※ 駅舎等以外の改良時においては、当該改良箇所を対象とした施設や設備の整備基準のみ遵守することが義務付けられている。
 - ※ 店舗等の商業施設を駅舎等に設置する場合、商業施設及び付帯施設や設備については、建築物の整備基準も遵守することになる。
 - ※ 建築確認が必要になる範囲については、建築物編の整備基準も参照する。

5 工事中箇所における対応

工事期間中、以下の事項に配慮する。

- 工事を実施する旨や迂回経路等について案内掲示を行う。エレベーター等の経路確保が難しいときは代替的な段差解消措置を施す。
- 夜間の迂回経路の利用に配慮し、照明により十分な明るさを確保する。
- 視覚障害者誘導用ブロックが分断されるときは、安全な経路に適切に誘導するため、連続性が保たれるように視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。
- 工事仮設物等を設置する際には、白杖での感知ができるよう、隙間を設けない。

1 道路等から駅舎等の出入口までの経路

【基本的考え方】

駅舎等への経路とそれに接する道路との境界は、つまずきや滑りを誘発しやすいため、連続性を考慮し安全性を高める。

整備基準

道路等から鉄道及び軌道の旅客施設（以下「駅舎等」という。）の出入口までの経路は、次に掲げる構造とすること。

ア 路面は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとすること。

イ 路面には、段差を設けないこと。

ウ 路面には、排水口、集水ます等を設けないこと。やむを得ず設ける場合は、杖、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ち込まない構造の蓋を設けること。

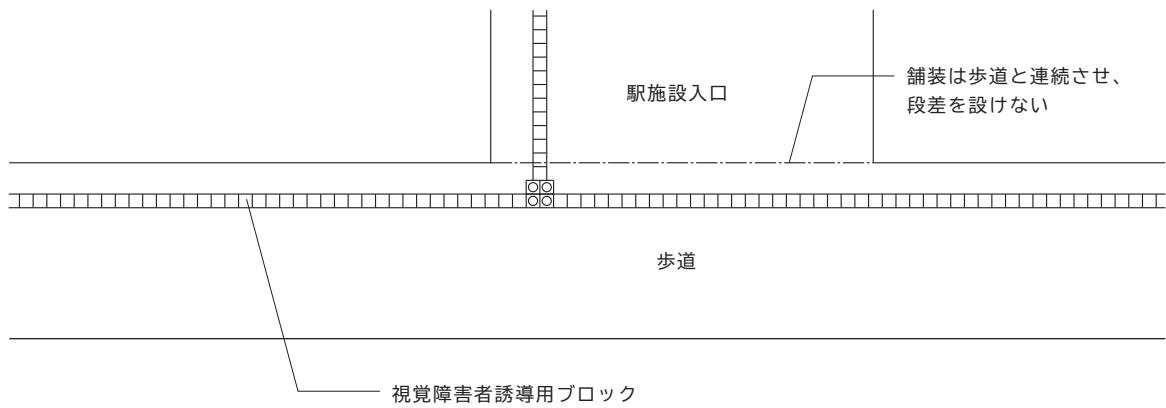
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

路面の舗装材等	◇舗装材の仕上げは、ぬれても滑りにくいものとし、道路との連続性を確保する。 ◇視覚障害者誘導用ブロックを通行動線の結節点、歩道状況の変化地点、立体横断施設の昇降口、地下道の出入口、その他公共施設の出入口などに敷設する。 ◇杖、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ち込まない構造とは、排水、集水のためのすき間などが10mm以下のものとする。	→【図1-1】 →【図1-2】
その他の注意事項	◇段差を設けない。やむを得ず段差を設ける場合は、「8 駅舎等の傾斜路」を参照する。	

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

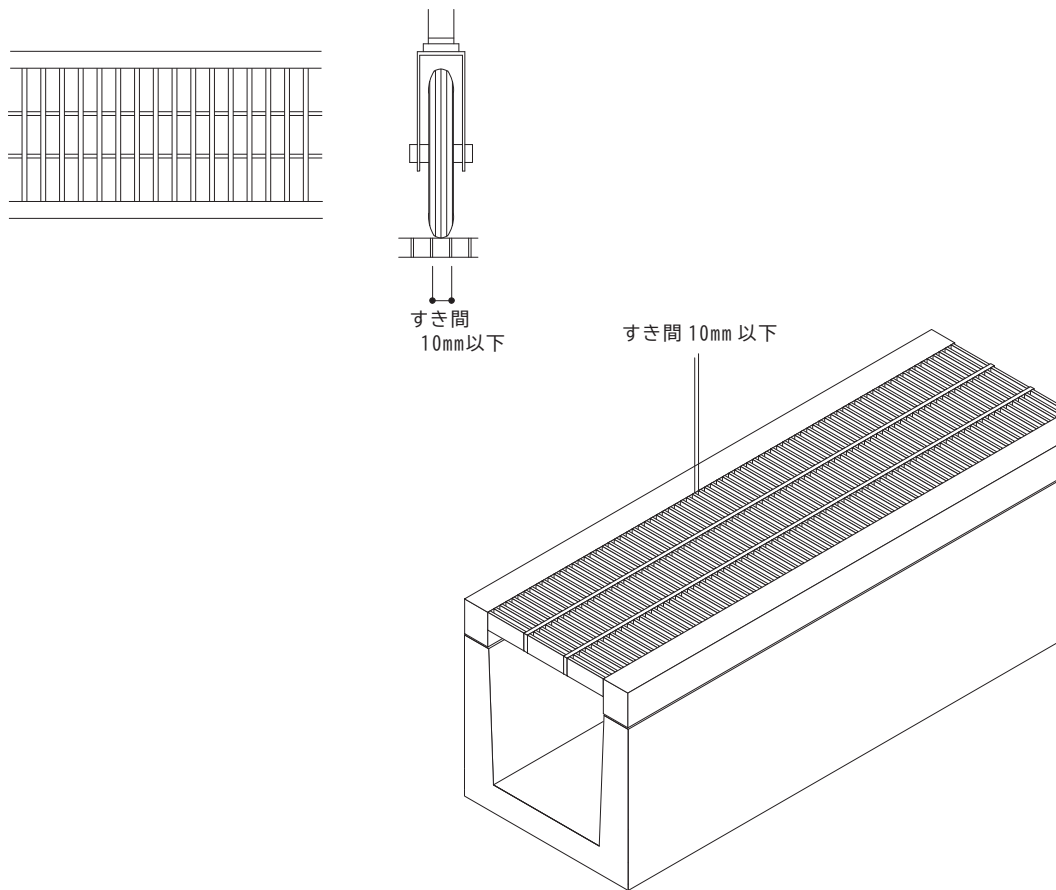
道路以外からのアプローチ	☆他の鉄道会社の路線からのコンコースなど、道路以外の場所からの経路を整備する。	
--------------	---	--

【図1-1】 駅施設入口周辺の例



【図1-2】 排水溝等のふたの仕様の例

■細目タイプの溝ふた及び集水ます



2 移動等円滑化経路

【基本的考え方】

高齢者、障害者等を含む全ての人の移動等円滑化に配慮し、外部から駅舎等内へアプローチし、車両等にスムーズに乗降できる連続性のある移動動線を確保した構造とする。

遵守基準	整備基準
(1) 駅舎等の出入口から、通路、改札口等を経て車両の旅客用乗降口に至る経路のうち1以上を、移動等円滑化経路とすること。	(1) 駅舎等の出入口から、通路、改札口等を経て車両の旅客用乗降口に至る経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に連続して利用することができる経路（以下この表及び次表において「移動等円滑化経路」という。）とすること。
(2) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。	(2) 同左
(3) 乗継ぎ経路のうち、移動等円滑化経路を、乗降場ごとに1以上確保すること。	(3) 乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路（以下この表及び次表において「乗継ぎ経路」という。）のうち、移動等円滑化経路を、乗降場ごとに1以上確保すること。
(4) 主たる乗継ぎ経路と移動等円滑化経路となる乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。	(4) 同左
(5) 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道駅には、(1)の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化経路をそれぞれ1以上確保すること。ただし、鉄道駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと地方運輸局長が認める場合は、この限りでない。	(5) 同左

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

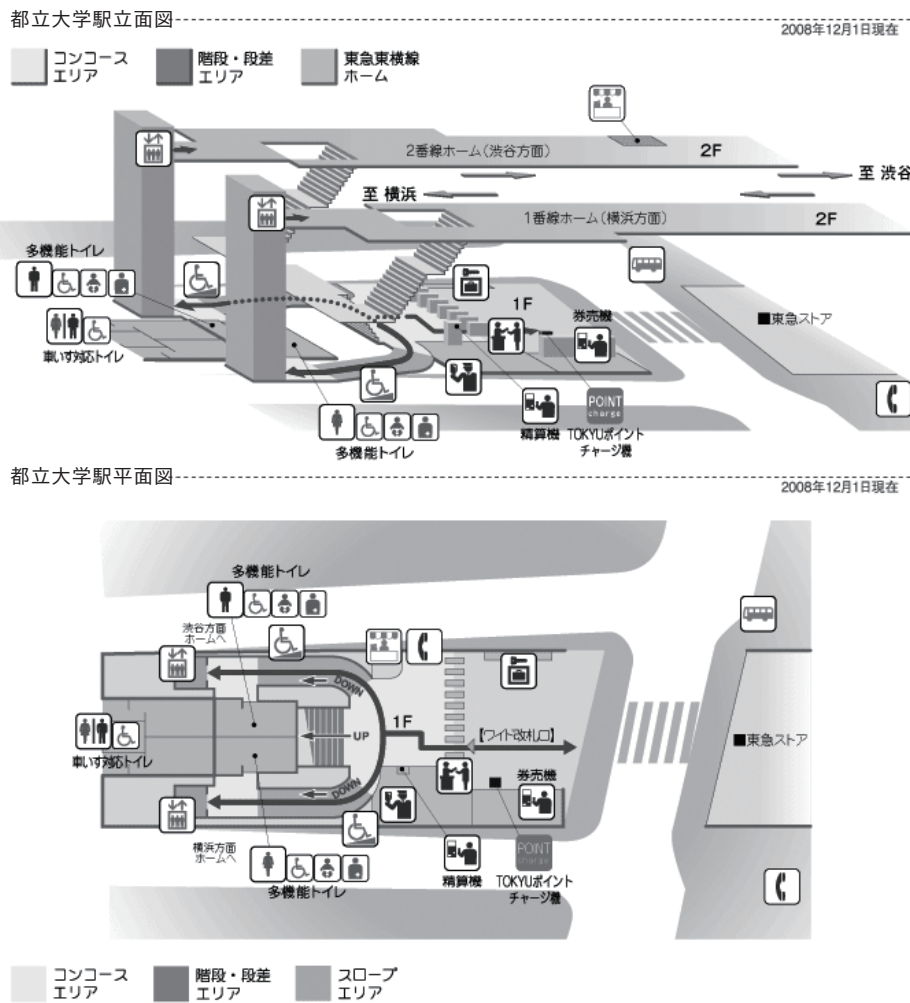
車両等	●車両等とは、鉄道車両、軌道車両、バス車両をいう。	
経路確保	<p>◆工事等で移動等円滑化経路が遮断される場合は、う回経路等について案内掲示をする。ただし、う回経路が困難な場合は、代替措置を講ずるよう配慮する。</p> <p>◆公共交通施設に隣接しており、かつ、公共交通施設と一体的に利用している他の施設の傾斜路やエレベーターを利用することにより、移動等円滑化経路が確保される場合は、当該公共交通施設の移動等円滑化経路とすることができる。ただし、エレベーターや傾斜路は整備基準を満たしており、公共交通施設の営業時間内において、常時確保できること。</p>	→【図 2-1】

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

移動等円滑化経路以外の経路	<p>◎特に離れた位置に複数の出入口がある場合等、全ての経路においても可能な限り、移動等円滑化経路を確保する。</p> <p>◎規模の大きい、又は利用者の多い旅客施設、特に鉄道駅にあっては、主要な出入口から移動等円滑化された経路を確保する。</p> <p>◎利用者数に限らず、病院、障害者施設等の周辺施設の状況や高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して移動等円滑化された経路を確保する。</p> <p>☆他の事業者や他の公共交通施設への乗換経路に関しても移動等円滑化経路と同様の整備をする。他の事業者とは、公共交通施設と隣接している建築物、駅前広場、道路等の所有者又は管理者をいう。</p>	<p>→【図 2-2】</p> <p>→他の事業者とは、公共交通施設と隣接している建築物、駅前広場、道路等をいう。</p>
---------------	--	---

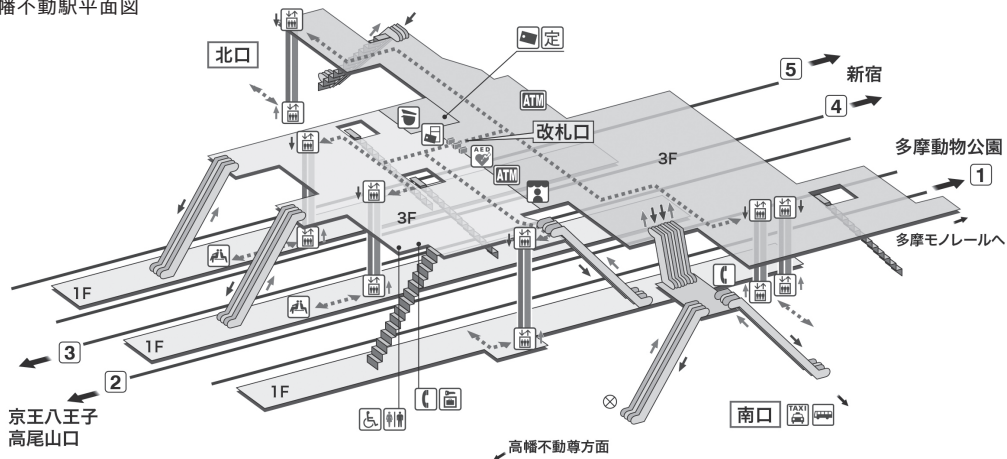
【図2-1】移動等円滑化経路の事例

■ 1 経路の例



【図2-2】移動等円滑化経路が複数の例

高幡不動駅平面図



3 駅舎等の出入口

【基本的考え方】

全ての人が、道路又は駅前広場などから駅舎等に支障なく出入りできる構造とする。

遵守基準	整備基準
駅舎等の出入口は、次に掲げる構造とすること。	同左
ア 床面には、段差を設けないこと。ただし、「8 駅舎等の傾斜路」に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。	ア 同左
イ 地形上又は構造上困難な駅舎等であっても、1 以上の出入口については、段差を解消すること。	イ 同左
ウ 床面は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとすること。	ウ 床面は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとし、出入口の内外の滑りにくさは、同等とすること。
エ 幅は、90cm 以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、85cm 以上とすることができる。	エ 同左
—	オ 駅舎等の出入口に車椅子使用者のための停車区画を設ける場合には、車椅子使用者のための停車区画である旨を見やすい方法により表示すること。
—	カ 駅舎等の出入口の上屋は、コンコース、通路等が雨等によりぬれない構造とすること。

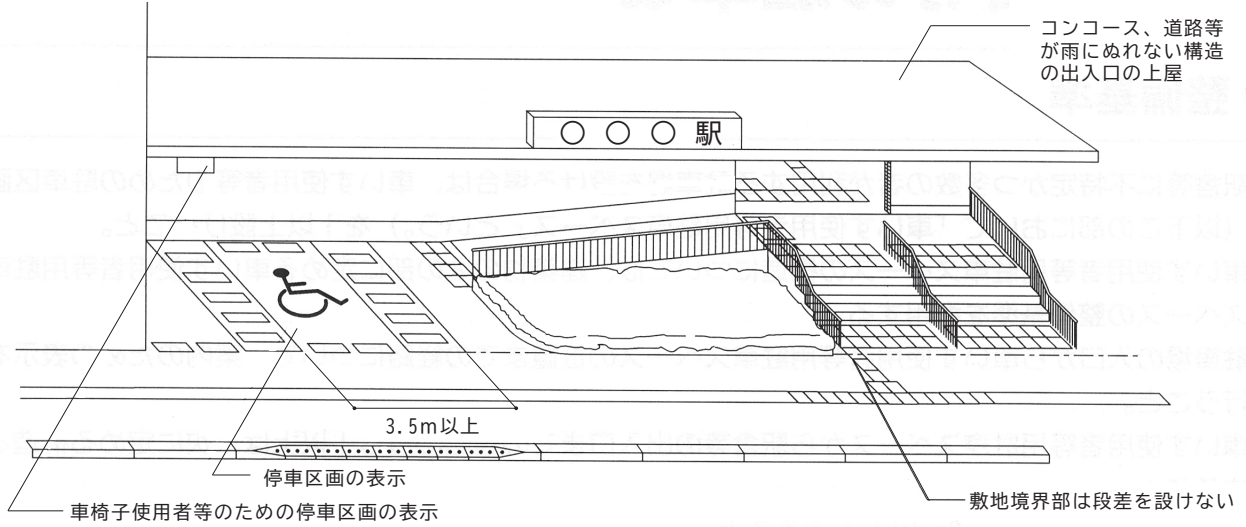
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

段差	◆地形上又は構造上困難な駅舎等の場合であっても、少なくとも1以上の出入口については段差を設けない。	→【図3-1】 【図3-2】
床面	◆床面については、建築物「30床の滑り」を参照する。	
出入口の上屋	◆ひさし等を設ける場合は、建築基準法等との関連を検討する必要がある。	
その他の注意事項	◆出入口付近には、「14 駅舎等の案内板等」に定める構造の点字案内板又は触知図案内板を設ける。ただし、駅舎等の出入口から乗降場まで単一の経路だけで構成されている場合は、この限りではない。 ◆車椅子使用者のための停車区画の表示については、だれにでも分かりやすいよう、路面に国際シンボルマークのペイントなどを設ける。	

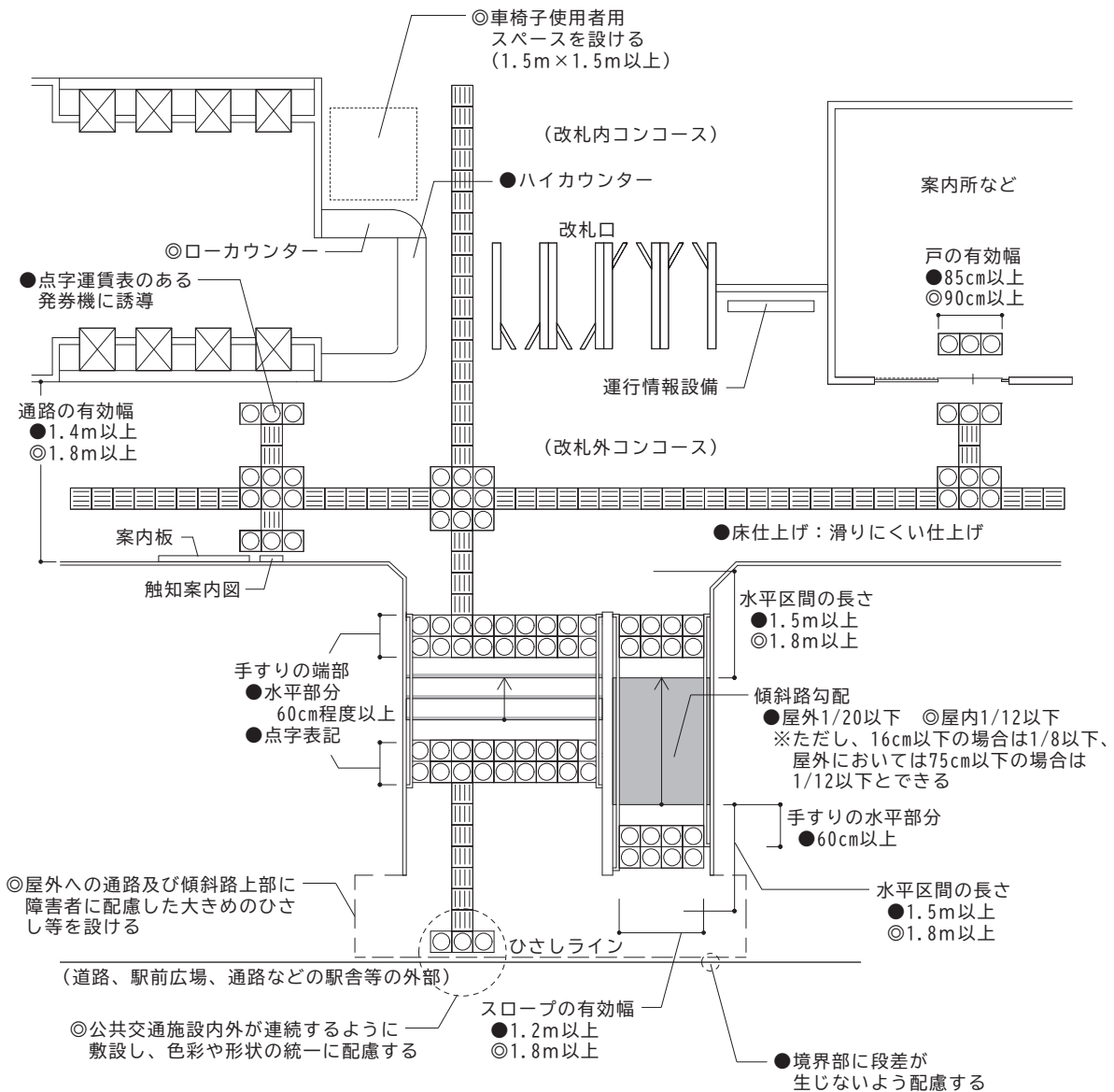
■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

有効幅	<p>◎全ての出入口を整備基準に適合させる。</p> <p>◎駅舎等の出入口は、車椅子利用者同士のすれ違いを考慮し、有効幅180cm以上とする。</p>	<p>→資料編 P2-26、2-27 参照</p>
その他の 注意事項	<p>☆車椅子利用者等のための停車区画を設ける。停車区画の位置は、利用者が駅舎等出入口まで安全かつ、雨にぬれないで通行できる位置に設け、停車区画の幅は350cm以上とする。また、バンタイプの車椅子利用者対応車両では、後部側ドアの開閉が通常であり、幅員とともに奥行きについても配慮する。</p> <p>◎出入口の上屋、ひさしは、高齢者、障害者等の自動車への乗降に配慮し、雨にぬれないような大きさとする。</p> <p>☆出入口には誘導チャイム又は音声誘導装置を設ける。</p> <p>☆歩道上に連続誘導がされている場合は、駅舎等側の出入口に整備された視覚障害者誘導用ブロックと連続させる。整備については、道路編「12 視覚障害者誘導用設備」を参照する。</p> <p>◎側溝の蓋（グレーチング）を設ける場合は、車椅子の前輪や、白杖等が落ち込まない様に格子を細かくするなど配慮した構造とする。なお、金属は水にぬれると滑りやすくなるため、表面の仕上げはノンスリップ加工とするなど滑りにくくする工夫が必要である。</p> <p>◎出入口に戸を設ける場合は、「13 駅舎等の戸」を参照する。</p>	<p>→雨天時を想定して設ける。</p> <p>→「15 駅舎等の視覚障害者誘導案内装置等」参照</p> <p>→建築物（集合住宅以外）【図 9-1】参照</p>

【図3-1】 段差を解消した出入口の例



【図3-2】 出入口の例（鉄軌道駅）



4 駅舎等の駐車場

【基本的考え方】

車椅子使用者、杖使用者等の歩行困難者が日常生活の外出手段である公共交通の利用促進のために、駅舎等にも車椅子等使用者が利用できるパークアンドライド式の駐車場の整備に努める。

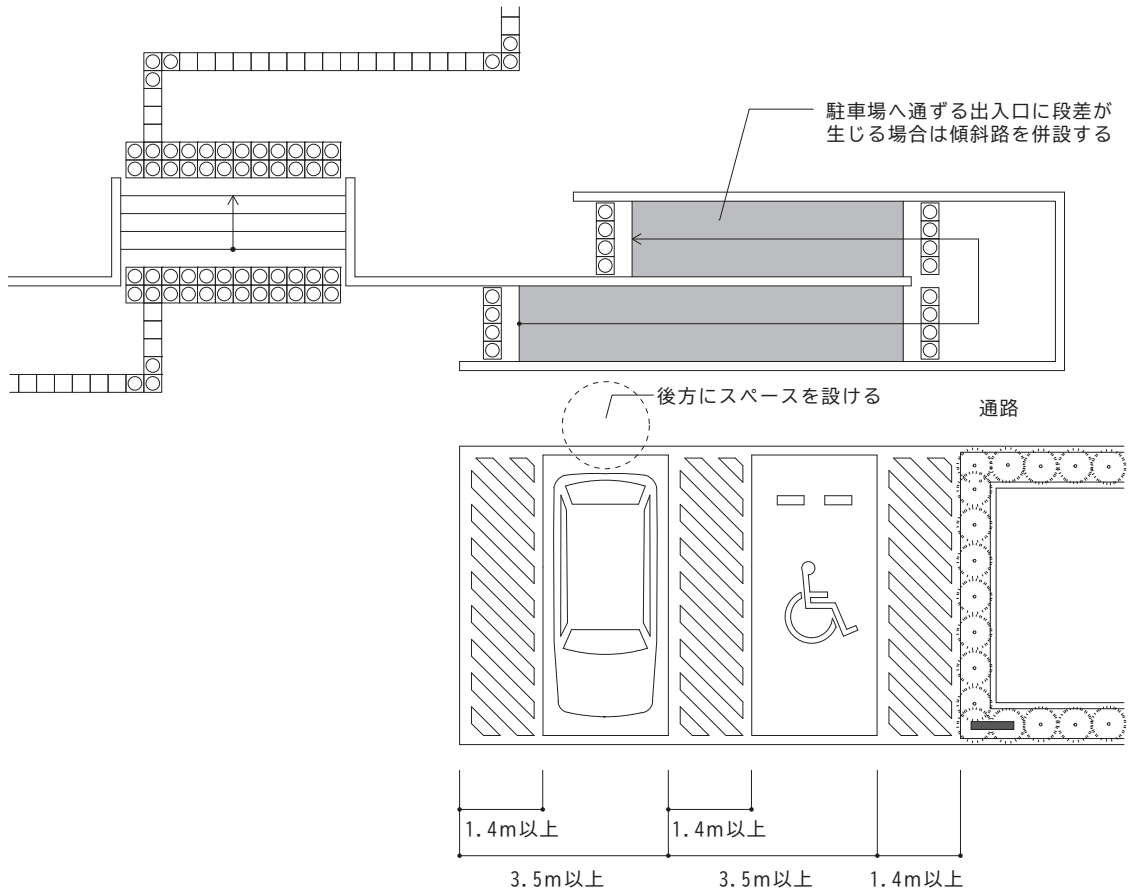
駐車場を設ける場合は、障害者の利用に配慮した計画とする。また、障害者自身が運転する場合と、介護者付きで同乗する場合とがあり、いずれの場合でも安全に支障なく利用できるような構造とする必要がある。なお、ここでは、公共交通施設に付属した駐車場を対象としている。

遵守基準	整備基準
駐車場を設ける場合の位置、構造等については、建築物「10 駐車場」に規定する遵守基準を準用する。	駐車場を設ける場合の位置、構造等については、建築物「10 駐車場」に規定する整備基準を準用する。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

駐車スペースの位置	◆車椅子使用者等自身が運転する場合は、安全な乗降スペースの確保が必要である。また、介護者付きで同乗する場合は、車両後方からリフト又はスロープを使用して乗降することもあるため、駐車スペースの前後に必要なスペースを確保する。	→【図 4-1】
-----------	--	----------

【図4-1】 駐車場の整備例



5 駅舎等の通路等

【基本的考え方】

全ての人々が安全かつ容易に通行・利用できる構造とする。

遵守基準	整備基準
(1) 移動等円滑化経路を構成する通路等は、次に掲げる構造とすること。	(1) 同左
ア 幅は、140cm 以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、車椅子使用者が円滑に通行することができる構造とした上で、120cm 以上とすることができる。	ア 幅は、200cm 以上とすること。
イ 床面には、段差を設けないこと。ただし、「8 駅舎等の傾斜路」に定める要件を満たす傾斜路を設ける場合又は「9 駅舎等のエレベーター」に定める要件を満たすエレベーター※1を設ける場合は、この限りでない。	イ 同左
ウ 壁面及び柱面の看板並びに設置物は、通路等に突出しないようにすること。やむを得ず突出する場合は、面を取るなどの安全な措置を講ずること。	ウ 同左
エ 十分な明るさを確保した照明設備を設けること。	エ 同左
(2) 床面は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとすること。	(2) 同左

※1 地形上又は施設管理上当該エレベーターを設けることができない場合にあっては、「10 駅舎等のエスカレーター」に定める要件を満たすエスカレーター

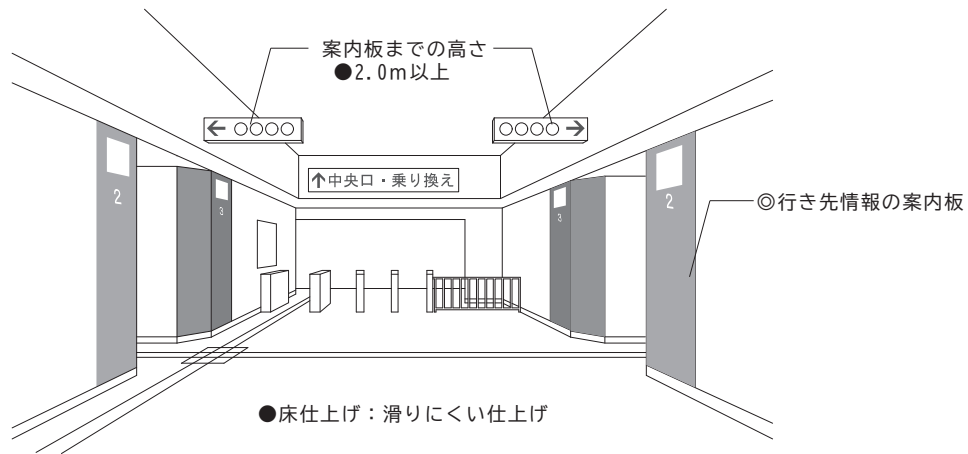
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

移動等円滑化経路を構成する通路等	<p>◆移動等円滑化経路を構成する通路等とは、高齢者、障害者等が常時利用する通路をいう。</p> <p>◆構造上やむを得ない場合は、車椅子使用者が円滑に通行することができる構造とした上で有効幅 120cm 以上とすることができる(遵守基準)。</p>	
床面	<p>◆排水施設を設ける場合は、通行に支障のない位置に設ける。蓋は、スリットを 10mm 以下にするなど杖、車椅子のキャスター等が落ちない構造とし、ぬれても滑りにくい仕上げとする。(「1 道路等から駅舎等の出入口までの経路」を参照)。</p>	
突出物	<p>●原則として床面から高さ 200cm 程度までには、天井及び壁面に突出物を設けない。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障害者の通行の支障とならないような安全を確保するための措置を講ずる。</p> <p>→安全な措置とは、柵や点状ブロック等の設置で、白杖で感知できる措置とする。</p>	→【図 5-1】 【図 5-2】
手すり	<p>◆設置については、「17 駅舎等の手すり」を参照する。</p>	
照明	<p>●むらがなく、通行に支障のない明るさとする。</p>	

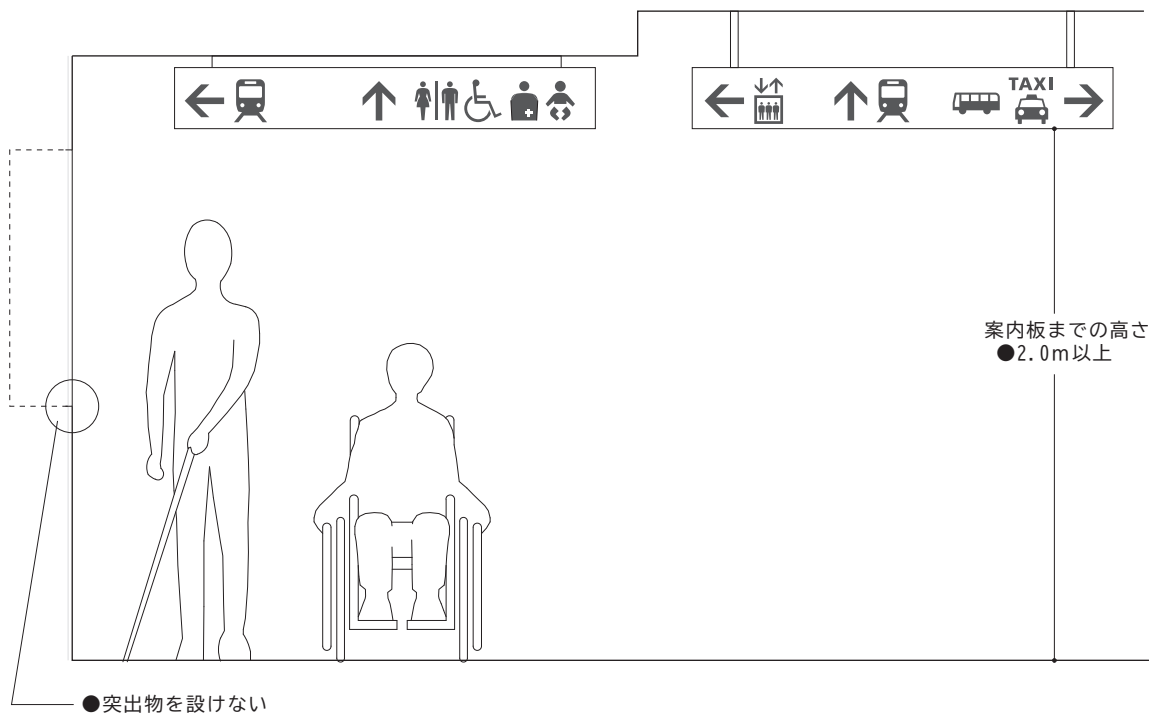
■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

有効幅	◎全てのコンコース・通路・ホール等を整備基準に適合させる。 ◎車椅子利用者同士のすれ違いを考慮し、有効幅 180cm 以上とする。	→資料編 P2-26、 2-27 参照
その他の 注意事項	◎動く歩道を設ける場合は、高齢者、障害者等に配慮して設ける。 ◎曲がり角は、面取りなどにより危険防止の配慮を行う。 ◎高齢者、障害者等に配慮して手すりを設ける。手すりを設置した場合は、整備基準の有効幅を確保できるように計画する。 ☆改札口外のコンコース・通路等は、24 時間開放する。	→「17 駅舎等の 手すり」参照

【図5-1】コンコース、通路、ホール等の例



【図5-2】突出物の配慮例



6 駅舎等の出札、案内所等

【基本的考え方】

出札・案内所等のカウンターを設ける場合は、車椅子使用者・視覚障害者が支障なく利用できる構造とする。

遵守基準	整備基準
(1) 出札、案内所等のカウンターは、下部に車椅子使用者が円滑に利用することができるための空間を設けること。	
(2) 出札、案内所等のカウンターに至る経路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。	
(3) 案内所等（勤務する者を置かないものを除く。）には、筆談用具等を準備し、当該用具のある旨の表示をすること。	

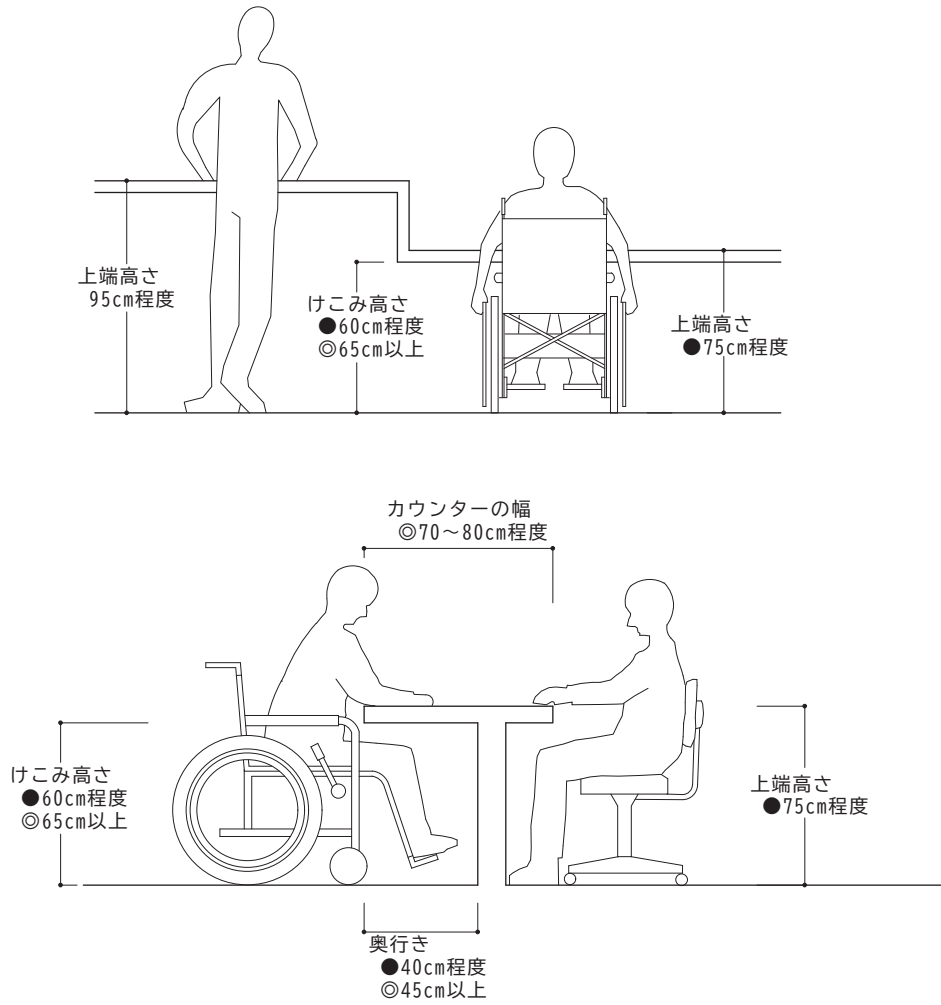
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

カウンター	<ul style="list-style-type: none"> ●対話を主とするカウンターの一部は車椅子使用者のひざが当たらないよう配慮し、高さ 75cm 程度、けこみ高さ 60cm 程度、奥行き 40cm 程度のスペースを設ける。 ●車椅子使用者の利用に配慮して、ついたてまでの奥行きは 30～40cm 程度とする。 ◆常時勤務する者がカウンターの外に出て対応できるように配慮する。 	→【図 6-1】
視覚障害者誘導用ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ●出札・案内所等のカウンターの 1ヶ所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。 	
筆談用具等	<ul style="list-style-type: none"> ●筆談用のメモ用紙やホワイトボード等を準備して、障害者等とのコミュニケーションに配慮する。 ●筆談用具等がある旨の表示については、駅員及び旅客から見やすく、分かりやすく表示する。 	→【図 6-2】 →【写真 6-1】

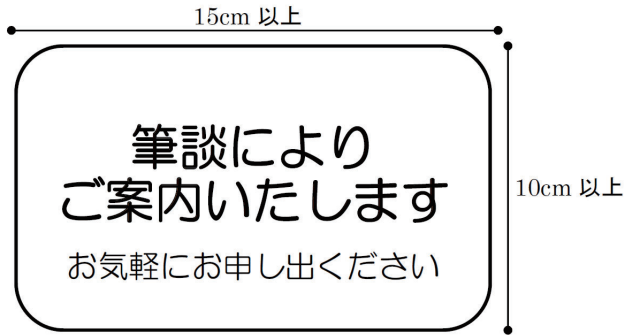
■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

カウンター	<ul style="list-style-type: none"> ◎カウンターは、有効幅 70～80cm 程度とする。 ◎カウンターの下部に車椅子のアームサポートが入るように、けこみ高さ 65cm 以上かつ奥行き 45cm 以上とする。 ◎車椅子使用者に配慮したカウンターの周囲には、電動車椅子使用者が 360 度回転できる 180cm×180cm 以上の空間を確保する。 	
その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◎言葉（文字と話し言葉）によるコミュニケーションが困難な障害者、外国人等に配慮し、JIS T 0103 に適合するコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーションボードを備える。 ◎手話での対応が可能な係員を配置するとともに、その旨を表示する。 	→ICT 機器の活用も有効である。

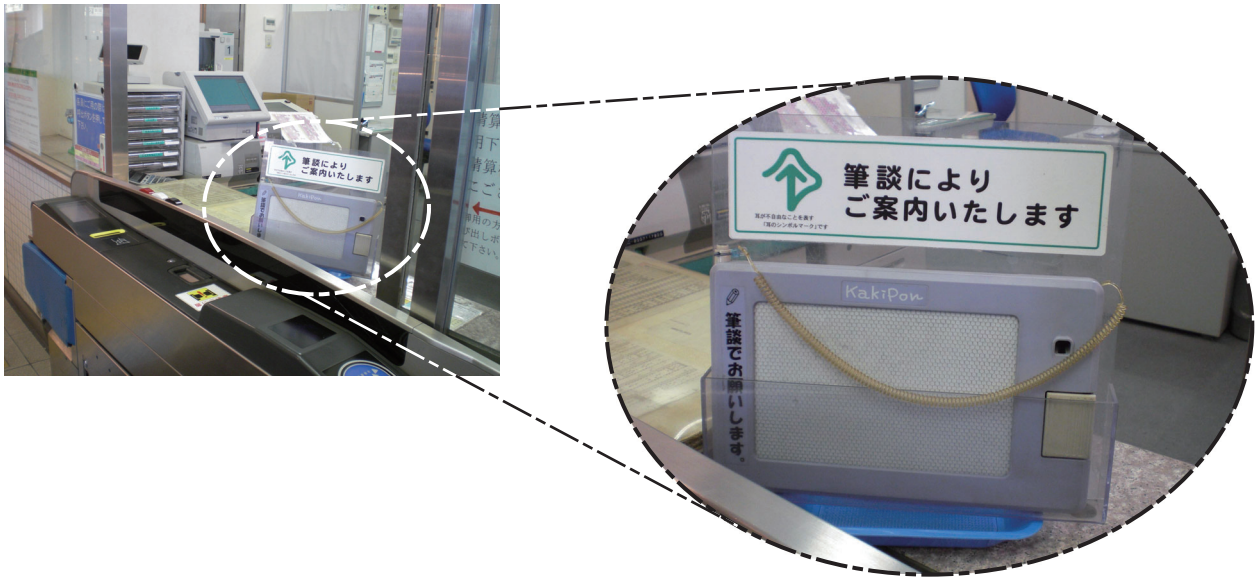
【図6-1】 カウンターの例



【図6-2】筆談用具等がある旨の表示例



【写真6-1】筆談の例



7 駅舎等の階段

【基本的考え方】

自力歩行可能な高齢者・障害者等が支障なく利用できる構造とする。

遵守基準	整備基準
階段は、次に掲げる構造とすること。	同左
—	ア 主要な階段の踏面及びげあげの寸法は、一定とすること。
ア 主要な階段は、回り階段としないこと。ただし、構造上困難な場合は、この限りでない。	イ 主要な階段は、直階段又は折れ曲がり階段とし、回り階段としないこと。
イ 幅は、120cm以上とすること。	ウ 同左
ウ 高さ 300cm 以内ごとに踊り場を設けること。	エ 同左
エ 踏面は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとすること。	オ 同左
オ 踏面の端部の全体は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。	カ 同左
カ 手すりの端部付近には、階段の通ずる場所を示す点字を表記すること。	キ 同左
キ 十分な明るさを確保した照明設備を設けること。	ク 同左
ク 階段下等において、視覚障害者等が安全に歩行するために必要な高さ、空間等を確保すること。やむを得ず確保することができない場合は、視覚障害者等に配慮した安全な措置を講ずること。	ケ 同左
ケ 階段の両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。	コ 同左

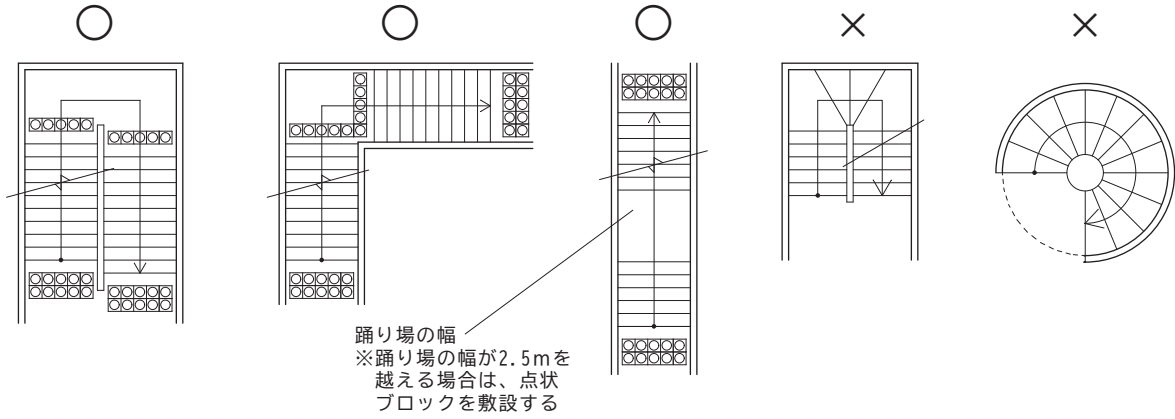
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

主要な階段	●主要な階段とは、一般旅客が常時利用する全ての階段をいう。	
階段の形式	◆階段の踏面及びげあげの寸法を一定とすることで、視覚障害者等にとって、一定のリズムで安定して乗降することができる。回り階段は踏面が一定ではなく、足の踏み外しのおそれがあるため設置しない。	→【図 7-1】
有効幅	◆有効幅は、手すりの内側の寸法とする。	→【図 7-2】 【図 7-3】
手すり	◆手すりの設置は、「17 駅舎等の手すり」を参照する。 ◆手すりは、踊り場部分にも両側に連続して設ける。 ◆段差が 100cm 以内の階段についても両側に手すりを設ける。	
踊り場	●長さは 120cm 以上とする。	→【図 7-2】 【図 7-3】
点字	●上段手すりに階段の行先情報を点字で表示する。点字による表示方法は JIS T 0921 にあわせたものとし、点字内容を文字で併記する。 ●点字は、はがれにくいものとする。 ●階段始末端部に敷設した点状ブロック付近の手すり端部（水平部分）に表記する。	→資料編 P2-2、 2-3 参照

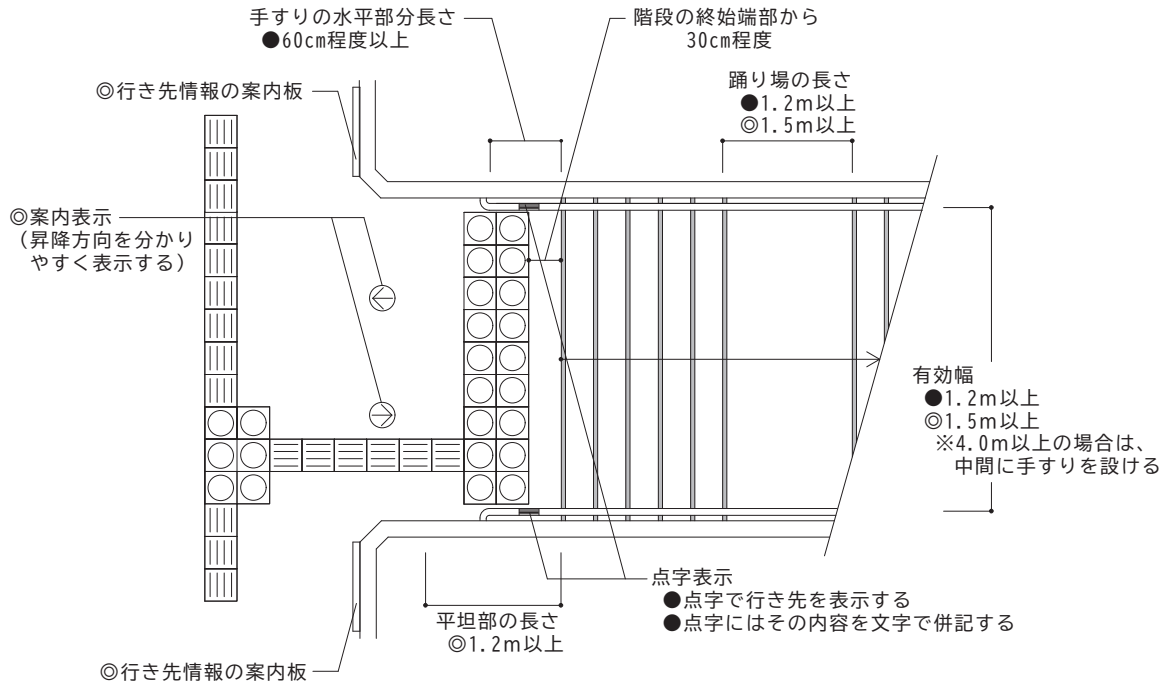
踏面等の形状	<ul style="list-style-type: none"> ◆けこみは 2cm 以下とする。 ●けこみ板は杖や足の落ち込みを防止するためにも必ず設ける。 ●段鼻を突き出すとつま先がひっかかりやすいため、突き出しは設けない。 ●踏面の端部（段鼻部）は、全幅にわたって十分な太さ（幅 5cm 程度）とし、周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとする。 	→【図 7-4】
点状ブロック	◆踊り場部分については、原則として敷設しない。ただし、直線の踊り場において長さ 250cm を超える場合、又は折返しのある階段の踊り場には、点状ブロックを敷設する。	→【図 7-1】
階段下の空間	<ul style="list-style-type: none"> ◆視覚障害者が白杖（はくじょう）等を使用して歩く場合、足下などの低い位置に障害物がないと、安全と判断して前へ進む。このため、階段下のような空間は視覚障害者にとって大変危険であるため、十分な配慮を行う。 ◆階段下の十分な高さとは、概ね床面から高さ 200cm 程度をいう。やむを得ず十分な高さのない空間を設ける場合は、柵・ベンチ・プランター等を配置し、視覚障害者の侵入防止措置を講ずる。 	→【図 7-5】 進入防止措置とは、柵等の設置で、白杖で感知できる措置とする。
立ち上がり	●側壁がない場合は、高さ 5cm 程度まで立ち上がりを設ける。	
照明及び採光	<ul style="list-style-type: none"> ●むらがなく、通行に支障のない明るさとする。 ◆トップライトや窓から入る自然光を活用する。 	

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備		
有効幅	◎全ての階段を整備基準に適合させる。	
手すり	◎2 本杖使用者の円滑な通行に配慮し、有効幅 150cm 以上とする。	
踊り場	☆有効幅 400cm を超える階段には中間にも設ける。 ☆1 段目・最終段目からそれぞれ水平部分を 60cm 以上確保する。	
踏面等の形状	◎2 本杖使用者の昇降に配慮し、長さ 150cm 以上とする。	
視覚障害者誘導用ブロック	◎寸法は、けあげ 16cm 以下、踏面 30cm 以上とする。 ◎階段と側壁下部又は全体の色との明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、床の端部を容易に識別できるものとする。	
その他の注意事項	☆手すり側に誘導できるように敷設する。	
	◎階段の始点、終点は階段につながる通路から 120cm 以上後退させ、手すり壁を延ばして平坦なふところ部分を設ける。 ◎階段の上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該階段の昇降方向を分かりやすく表示する。 ◎階段付近には、階段の行き先情報の案内板等を設ける。	→「14 駅舎等の案内板等」参照

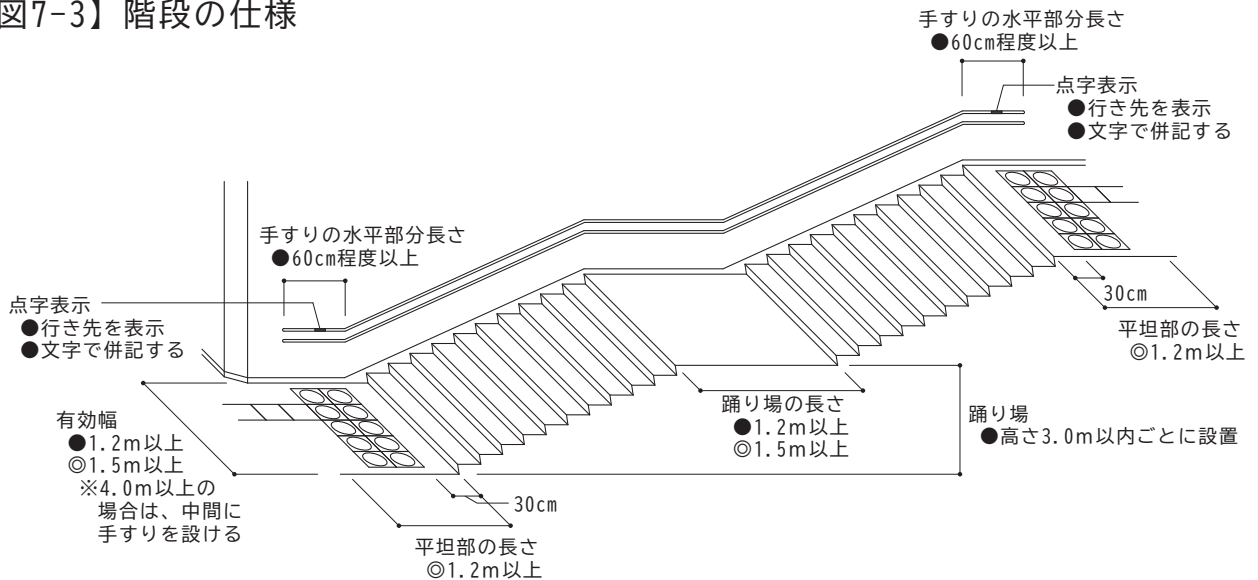
【図7-1】 階段の形式



【図7-2】 階段の例

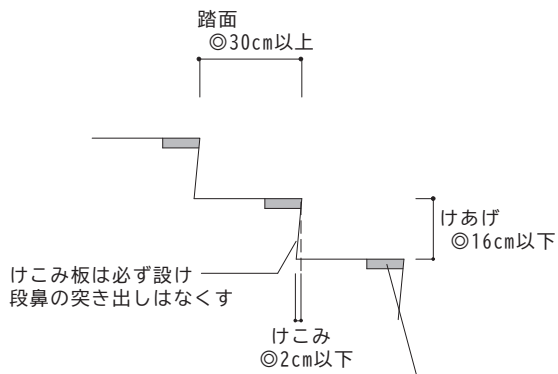


【図7-3】 階段の仕様

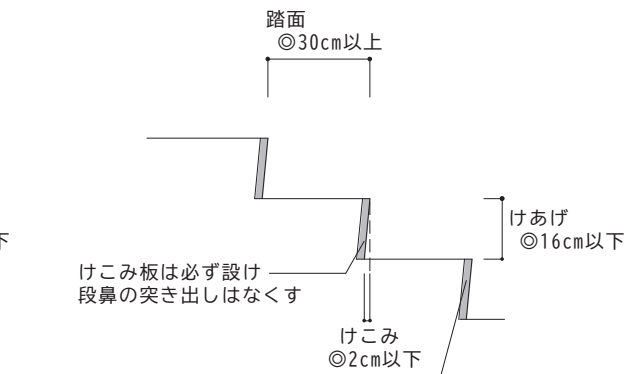


【図7-4】 けあげ、踏面の例

■ 段鼻部分のみ色分けした例



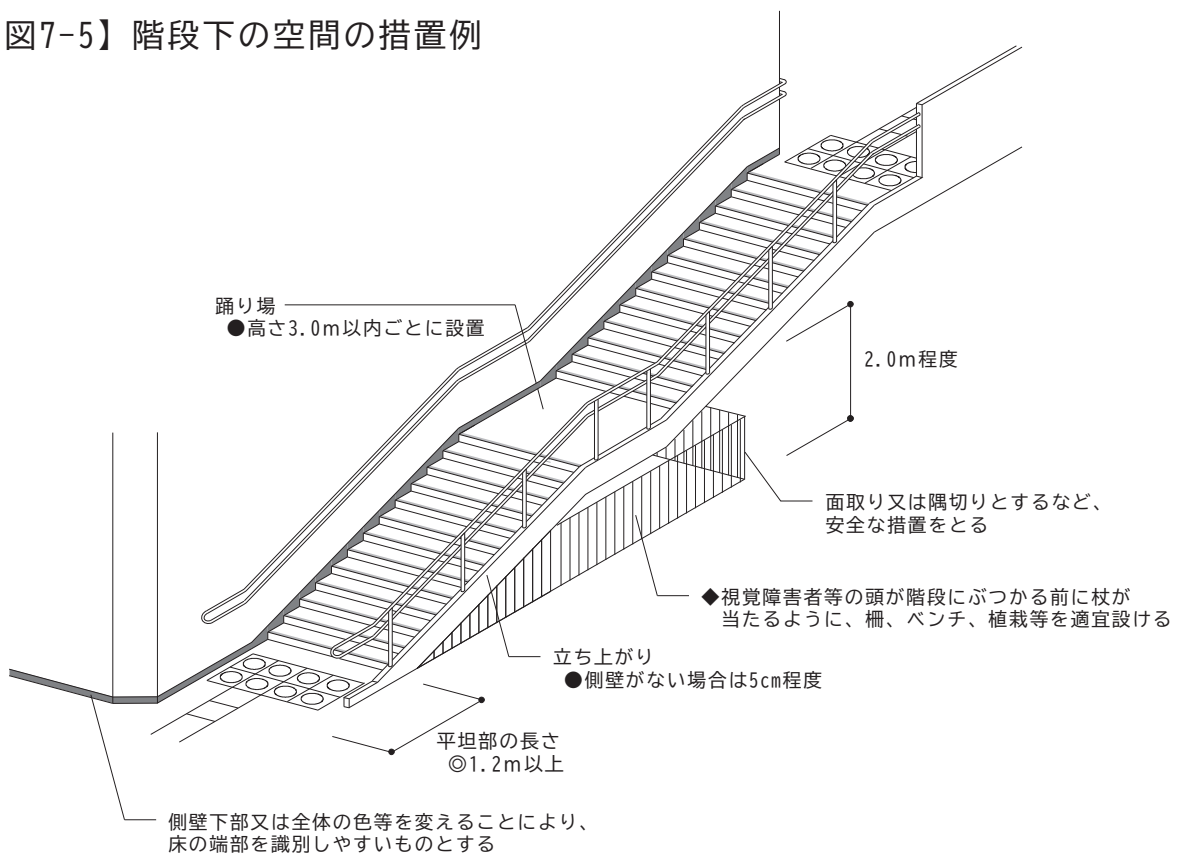
■ 段鼻及びけこみ板を色分けした例



踏面の端部（段鼻部）

- ◎全長にわたって十分な太さ
（幅5cm程度が識別しやすい）で周囲の部分との色の明度の差が
大きいこと等により段を容易に識別できるものとする
- ◎色は始まりの段から終わりの段まで統一する

【図7-5】 階段下の空間の措置例



8 駅舎等の傾斜路

【基本的考え方】

路面に段差がある場合には傾斜路を設置し、高齢者、車椅子使用者を含む全ての人が安全かつ容易に通行できる構造とする。また、傾斜路は一般旅客が常時利用する主要な部分に設け、特別な動線にならないような工夫をする。

遵守基準	整備基準
(1) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、次に掲げる構造とすること。	(1) 同左
ア 幅は、120cm以上とすること。ただし、段を併設する場合は、90cm以上とすることができる。	ア 幅は、120cm以上とすること。
イ 勾配は、屋内にあっては1/12以下、屋外にあっては1/20以下とすること。ただし、屋内、屋外とも高さが16cm以下の場合は1/8以下、屋外において高さが75cm以下の場合は1/12以下とすることができる。	イ 同左
ウ 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の踊り場を設けること。	ウ 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに長さ180cm以上の踊り場を設けること。
エ 傾斜路の折返し部分及び他の通路と出会う部分には、水平部分を設けること。	エ 傾斜路の折返し部分及び他の通路と出会う部分には、長さ180cm以上の水平部分を設けること。
(2) 傾斜路の両側に、高さ35cm以上の立ち上がり（車椅子あたり）を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。	(2) 同左
(3) 床面は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとすること。	(3) 同左
(4) 傾斜路の勾配部分は、その接続する通路と容易に識別することができるものとすること。	(4) 同左
—	(5) 屋外に設ける傾斜路については、上屋を設けること。

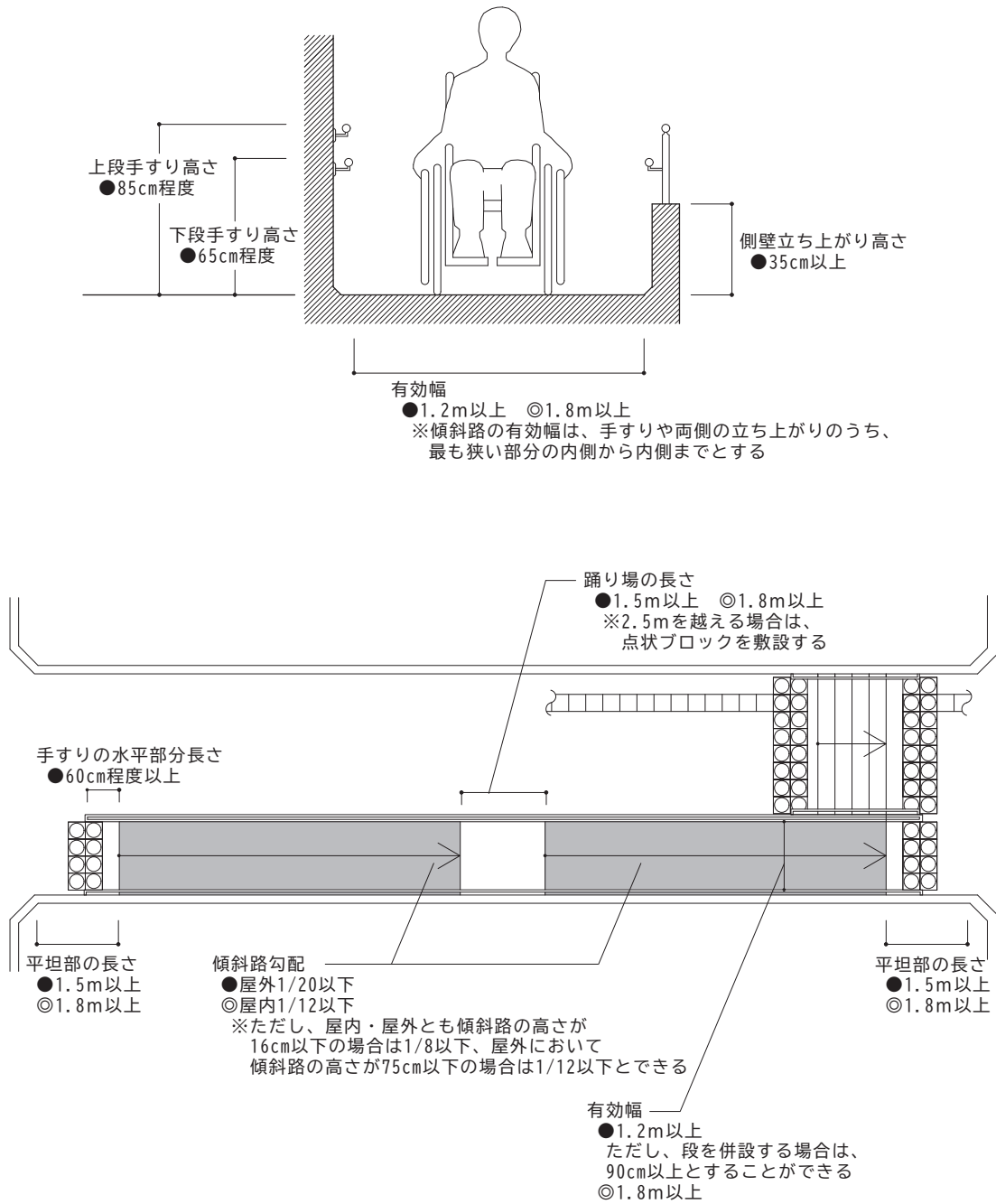
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

識別	<ul style="list-style-type: none"> ●傾斜路の勾配部分は、その接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別できるものとする。 ◆車椅子使用者の利用に配慮するため、傾斜路の始点、終点に180cm以上の水平区画を設ける。 ◆屋外に設ける場合は、障害者等に配慮した大きめの屋根又はひさし等を設ける。 ◆有効幅は、車椅子使用者と歩行者のすれ違いを考慮し、120cmとする。ただし、段と併設する場合は90cmとすることができる（遵守基準）。 	<p>→【図8-1】</p> <p>→雨天時を想定して設ける。</p>
手すり	◆手すりの設置は、「17 駅舎等の手すり」を参照する。	

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

	◎全ての傾斜路を整備基準に適合させる。	
有効幅	◎車椅子使用者同士のすれ違いを考慮し、有効幅 180cm 以上とする。	
勾配	◎屋内においても、1/20 以下とする。	
踊り場	◎車椅子使用者等の円滑な利用に配慮し、長さ 180cm 以上とする。	
視覚障害者誘導用ブロック	☆視覚障害者の転落やつまずき防止のため、傾斜路の上下端に点状ブロックを敷設する。 ☆直線の踊り場において、長さが 250cm を超える場合、又は折返しのある傾斜路の踊り場では、視覚障害者が状況を認識できず、つまずきや転落、あるいは方向を見失うことがあるため、視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック）を上下端部に敷設する。	
手すり	☆傾斜路の始終点から 60cm 以上延長する。	
その他の注意事項	◎傾斜路と側壁下部又は全体の色等を変えることにより、床の端部を識別しやすいものとする。	

【図8-1】 傾斜路の例



9 駅舎等のエレベーター

【基本的考え方】

エレベーター及び乗降口ビーは、高齢者、車椅子使用者、視覚障害者等を含めた全ての人が安全に、かつ容易に利用できるように配慮した構造とする。

また、傾斜路によって解消できない高低差のある駅舎等においては、エレベーターの設置を原則とする。

遵守基準	整備基準
移動等円滑化経路を構成するエレベーターは、改札口にできるだけ近い位置に設け、次に掲げる構造とすること。ただし、駅舎等に隣接する他の施設により移動等円滑化された経路を利用することができる場合又は地形上若しくは施設管理上エレベーターを設けることが著しく困難な場合は、この限りでない。	移動等円滑化経路を構成するエレベーターは、改札口にできるだけ近い位置に設け、次に掲げる構造とすること。ただし、地形上又は施設管理上エレベーターを設けることができない場合で、駅舎等に隣接する他の施設により移動等円滑化された経路を利用することができるとき、「10 駅舎等のエスカレーター」に定める要件を満たすエスカレーターを設けるとき又は当該高低差のある部分が「8 駅舎等の傾斜路」に定める要件を満たす傾斜路及び通路によって連続しているときは、この限りでない。
ア 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ 80cm 以上とすること。	ア 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ 90cm 以上とすること。
イ 籠の容量は、11 人乗り以上とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。	イ 籠の容量は、11 人乗り以上とし、エレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、駅舎等における高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
(ア) 既設の駅舎等で構造上困難な場合	(ア) 同左
(イ) 籠の内部で車椅子を転回することなく円滑に乗降することができる機種を設置する場合	(イ) 同左
ウ 高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備を設けること。	ウ 高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備、音声誘導装置等を設けること。
エ 昇降路の出入口の前の部分に、車椅子を回転させることができる空間を確保し、制御装置側に寄せて視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。	エ 同左
オ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠の外部及び籠の内部に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠の外部にいる者と籠の内部にいる者が互いに視覚的に確認することができる構造とすること。	オ 同左

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

内容	●旅客施設においてエレベーターを設ける場合には、当該旅客施設の高齢者、障害者等の利用状況を考慮し、適切な輸送力を確保するよう、設置台数並びに、籠の内法幅及び内法奥行きを検討する。	
出入口の有効幅	◆バリアフリー法や ISO（国際標準化機構）では、車椅子使用者が通過できる最低限の幅を 80cm 以上としている。しかし、公共交通施設においては、短時間に多数の人が利用するという特長があるため、特に安全性を考慮し 90cm 以上とする。	→【図 9-1】

<p>設備</p>	<p>《操作盤》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●籠内及び乗降口ビーには、車椅子使用者等が円滑に操作できる位置に操作盤等の設備を設ける。また、操作盤は以下の構造とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・操作ボタンは高さ100cm程度に設ける。 ・出入口の戸の開閉時間を延長する機能を有したものとし、車椅子使用者等の余裕を見込み、円滑に乗降できるよう配慮した開閉時間を設定する。 ・籠内に設ける操作盤は、車椅子使用者の利用に配慮して籠の左右壁面中央付近に設ける。 <p>《鏡》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●車椅子使用者が乗降する際に、籠及び昇降路の出入口や背後の状況を確認するため、籠内に鏡を設ける。 <p>《表示装置》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●籠内に、停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設ける。 ◆乗降口ビー及び籠内に設ける操作盤は、視覚障害者で点字が読めない人もボタンの識別ができるよう、階の数字等を浮き出させること等により分かりやすいものとする。また、指の動きが不自由な利用者も操作できるような押しボタン式とし、静電式タッチボタンは避ける。 <p>《音声案内》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる設備を設ける。 ●乗降口ビーには、籠の到着や昇降方向を音声で知らせる設備を設ける。ただし、籠内に出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。 <p>《点字表示方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●乗降口ビー及び籠内に設ける操作盤のうち、それぞれ1以上は点字を表示する。点字による表示方法はJIS T 0921にあわせたものとする。 <p>《籠出入口乗降者検出装置》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●旅客の安全を図るために、光電式、静電式又は超音波式等にて、籠の出入口の乗降者を検出し、戸閉を制御する乗降者検出装置を設ける。 	<p>→【図9-4】</p> <p>→鏡はステンレス鏡面又は、安全ガラス等を設ける。</p> <p>→スルー型の場合は、開閉する側の扉を音声で知らせる。</p> <p>→視覚障害者が容易に操作できる構造の操作盤を設ける。</p> <p>→一般社団法人日本エレベーター協会「車いす兼用エレベーターに関する標準（JEAS-C506A）」及び、「視覚障害者兼用エレベーターに関する標準（JEAS-515E）」参照</p>
-----------	---	---

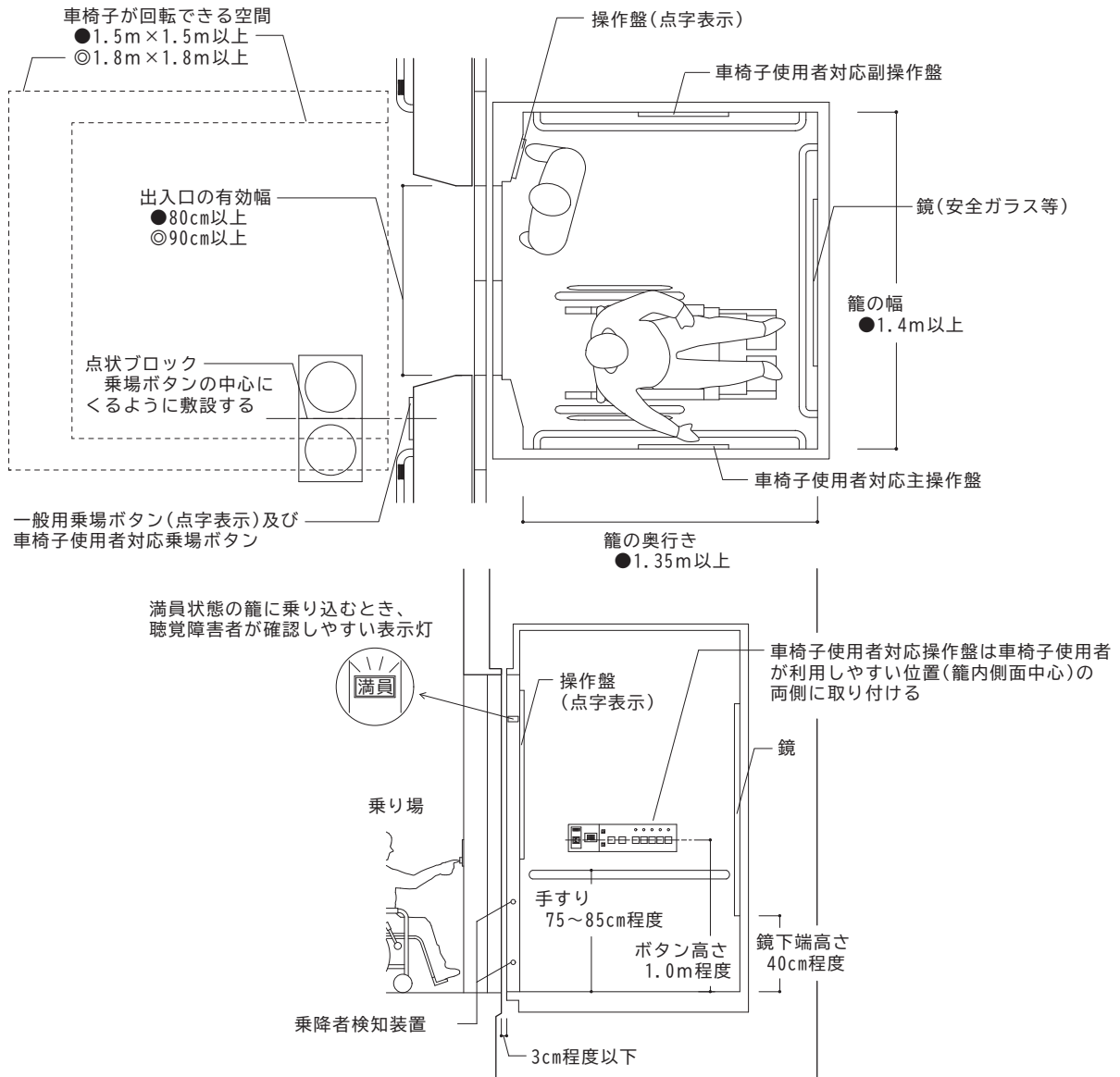
乗降 ロビー	<ul style="list-style-type: none"> ●手動車椅子使用者が 360 度回転できる 150cm×150cm 程度の空間を確保する。また、新設の場合は、付近に下り階段及び下り段差を設けない。 ◆床の表面は、車椅子使用者の乗降がしやすいよう平坦とするとともに、滑りにくい仕上げとする。 ◆できるだけ乗降ロビーの扉及びボタンは周囲の壁と異なる色とし、識別しやすいものとする。 ●乗降ロビー付近に下り階段及び下り段差が存在する既存施設の場合は、転落防止策を講ずる。 	
籠内外部との 連絡	<ul style="list-style-type: none"> ●籠内部の防犯や事故時の安全確保のため、籠の内部が確認できるガラス窓を設ける。 ●籠外部から、籠内の車椅子使用者や子供、また転倒した旅客が視認できるよう、ガラス窓の下端は床面から高さ 50cm 程度にする。 	→【図 9-2】 【図 9-3】
その他の 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●ただし書における駅舎等に隣接する他の施設により移動円滑化された経路を利用できる場合とは、公共交通施設の営業時間内において常時利用でき、かつ距離が著しく離れていない場合をいう。 	

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

出入口の有効幅	<ul style="list-style-type: none"> ◎全てのエレベーターを整備基準に適合させる。 ◎離れた位置に複数の出入口や改札口がある場合等は、エレベーターを複数箇所に設ける。 	
容量	<ul style="list-style-type: none"> ◎手動車椅子使用者が 360 度回転でき、かつ 15 人乗り以上とする。 (一般的な 15 人乗りの籠内寸法は 160cm(W)×150cm(D)) ◎エレベーター利用者が特に多い場合は、20 人乗り以上のエレベーターを導入する。 ◎緊急時の対応等に配慮し、ストレッチャーを乗せることができる、奥行き(概ね 200cm 以上)のあるエレベーターが望ましい。 	
形状	<ul style="list-style-type: none"> ◎旅客施設の構造によっては、利用者動線や車椅子使用者の円滑な移動の観点から、設置可能な場合は、スルー型エレベーターを設ける。 	
車椅子あたり	<ul style="list-style-type: none"> ◎床上から高さ 35cm 程度まで車椅子あたり(キックプレート)を設ける。 	

設備	<p>◎視覚障害者や聴覚障害者等に配慮して、籠内外の操作及び情報が音と表示等で分かるものとする。</p> <p>◎籠内外の操作ボタン及び表示の色の組み合わせ等は、周囲の色との明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により、容易に識別できるものとする。</p> <p>◎非常時における聴覚障害者のための視覚的情報伝達手段（外部からの手話、文字による情報伝達等）として、次の配慮を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常時聴覚障害者対応ボタンを設ける。 ・非常時（停電時等）に情報表示ができる聴覚障害者対応モニター、電光表示盤を設ける。 ・係員に連絡中である旨や、係員が向かっている旨を表示する設備を設ける。 <p>◎地震、火災、停電時管制運転を備えたエレベーターを設ける場合には、音声及び文字で管制運転により停止した旨を知らせる装置を設ける。</p> <p>☆出入口が双方向にあるタイプでは、車椅子使用者が転回する必要がないため、使用しやすいが、後方を確認できる鏡の設置が望ましい。また、視覚障害者には分かりにくいいため、別方向の扉が開くときには音声案内が必要である。</p>	→到着階に何かあるか（地上出口、改札口等）、具体的に音声案内する。
駅務室等	<p>◎駅務室等の管理室にエレベーターを監視できる設備を設ける。</p> <p>◎籠内部が確認できるカメラ（ITV 設備）を設ける。</p>	
開閉時間	<p>◎高齢者や障害者、子供連れ等に配慮して、出入口の戸閉め開始時間を設定する。</p> <p>◎ドアが開いた状態は最低4秒維持するものとし、車椅子使用者対応の主・副操作盤の行き先ボタンを操作することにより、戸の開放時間が通常より長くなる（10秒以上）機能を設ける。</p>	
乗降ロビー	<p>◎電動車椅子使用者が360度回転できる180cm×180cm程度の空間を確保する。</p>	
表示	<p>◎障害者、高齢者、ベビーカー使用者等が優先利用できることを示す「優先マーク」を設ける。</p>	
その他の注意事項	<p>◎垂直移動距離の長いエレベーターを設ける場合は、トランク付きとするなど、救急用の担架等が収納できる構造とする。</p>	

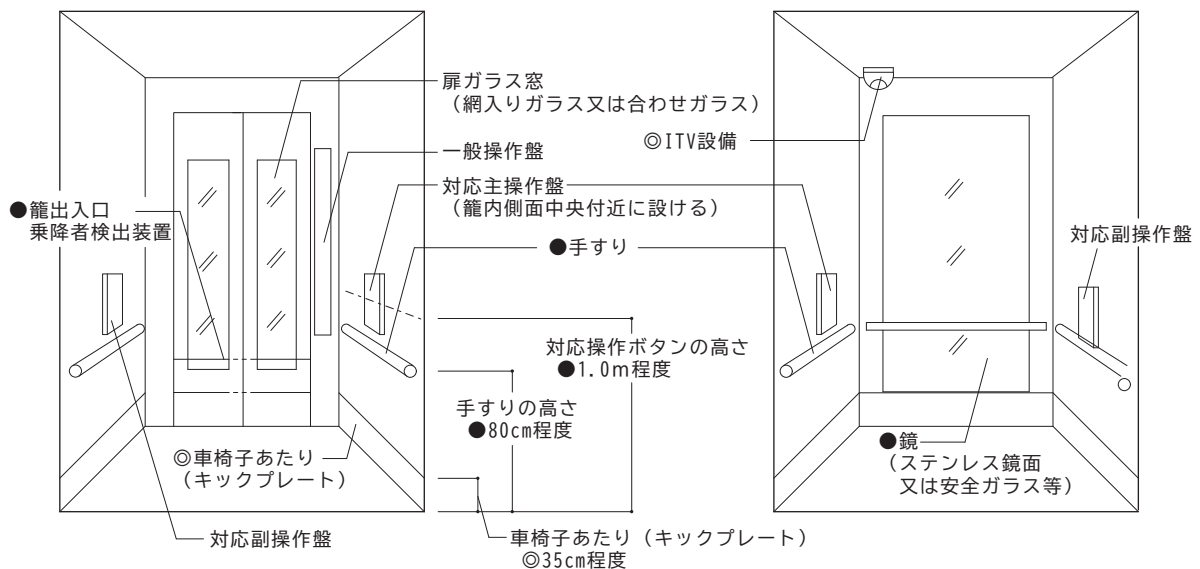
【図9-1】エレベーターの平面図



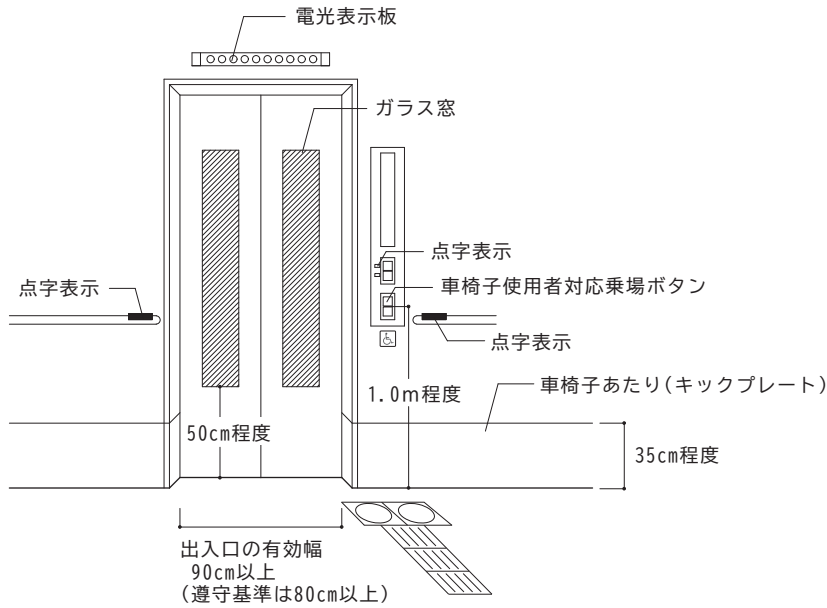
【図9-2】エレベーター籠内の例

■籠の仕様(扉側)

■籠の仕様(背面側)



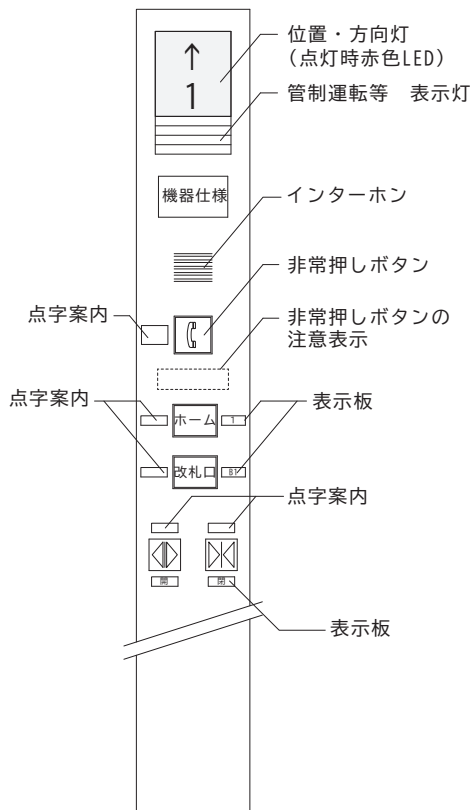
【図9-3】エレベーターの出入口（乗り場）



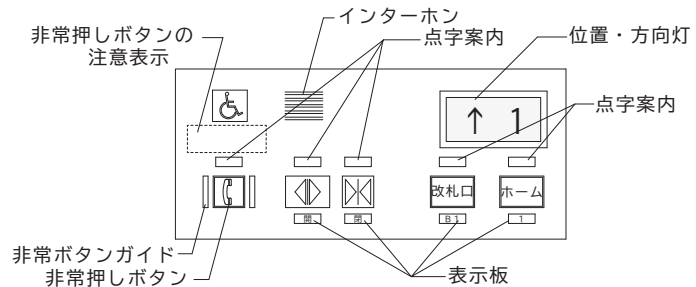
※エレベーター付近に下りの階段又は段、下りのスロープを設けない。
やむを得ず設ける場合には、車椅子使用者等の転落防止等に十分配慮する。

【図9-4】籠内操作盤

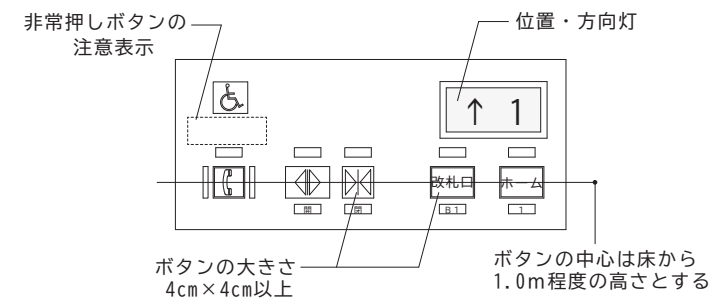
■一般操作盤



■対応主操作盤



■対応副操作盤



10 駅舎等のエスカレーター

【基本的考え方】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮した構造とする。

遵守基準	整備基準
エスカレーターを設置する場合は、次に掲げる構造等とすること。	エスカレーターを設置する場合は、次に掲げる構造等とすること。
－	ア 改札口にできるだけ近い位置に設けること。
－	イ 上下専用であること。
ア 踏面、くし板及び床面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。	ウ 同左
イ 緊急時の非常停止装置は、容易に操作することができるものとし、かつ、分かりやすい位置に設けること。	エ 同左
ウ くし板は、できるだけ薄くし、ステップ部分と区別できるよう原則として黄色による縁取りを行うこと。	オ 同左
エ 「9 駅舎等のエレベーター」に定める要件を満たすエレベーターの設置が困難な駅舎等に設けるエスカレーターは、車椅子対応型エスカレーターとすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、この限りでない。	カ 同左
オ 踏段の端部の全体が、その周囲の色と容易に識別することができるものとする。	キ 同左
カ 進入可能なエスカレーターにおいて、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる音声案内装置を設けること。	ク 同左
キ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を表示すること。ただし、上下専用でないエスカレーターについては、この限りでない。	ケ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を表示すること。

■基準の解説	凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備
車椅子対応型エスカレーター	●踏み段の面は車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さが確保できる構造（踏み段が3枚水平のまま昇降できるもの）とし、脱輪防止のための車止めを設ける。 ◆エレベーター及び車椅子対応型エスカレーターのいずれもが設置困難な場合は、高低差の諸状況に応じて車椅子使用者が利用できる傾斜路、階段昇降機、階段リフト等を設ける。
踏み段	●踏み段の端部に縁取りを行うなど、端部全体のその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、踏み段相互を容易に識別できるものとする。

→【図 10-1】

音声案内	●音声案内を周囲の暗騒音と比較して十分聞き取りやすい音量、音質とすることに留意し、音源を乗り口に近く、利用者の動線に向かって設ける。	
視覚障害者誘導用ブロック	◆点状ブロックは、エスカレーターのライディングプレート（床板）の端部に近接して敷設する。	
配置	◆視覚障害者にも利用しやすいよう改札口の近くに、上下専用のものを設ける。	
その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●エスカレーターと建物の梁や天井との間に三角部が生じる場合は、子供等が挟まれることを防ぐため、固定保護板及び可動警告板を取り付ける。 ●エスカレーターと階段手すりとの間に三角部等のすき間が生じる場合は、子供等が挟まれることを防ぐための配慮をする。 ●エスカレーター下には階段下と同様に十分な高さを設けること。十分な高さとは、概ね床面から高さ 200cm 程度をいう。やむを得ず十分な高さのない空間を設ける場合は、視覚障害者の侵入防止措置を講ずる。 ●昇降速度は、30m/分を標準とする。 ●エスカレーター上の照明は、乗り降り safely 行うことができるよう、明るさや配置に配慮する。 	→建築基準法施行令及び建設省告示のエスカレーターの一般構造を定める件に準ずる。

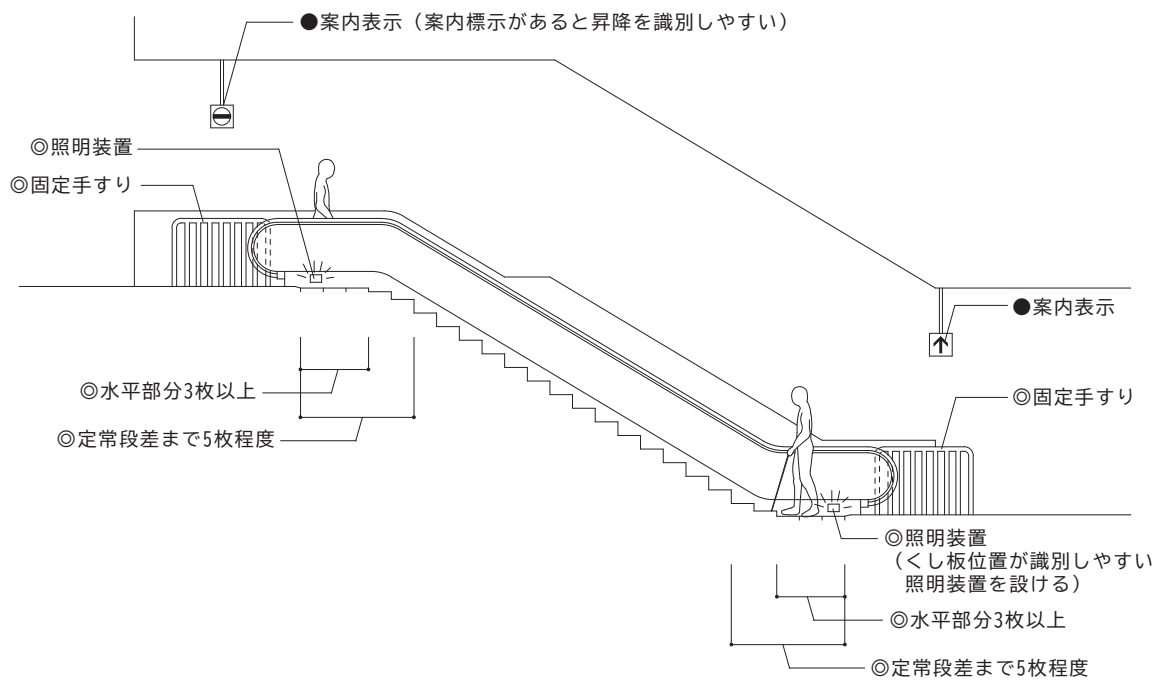
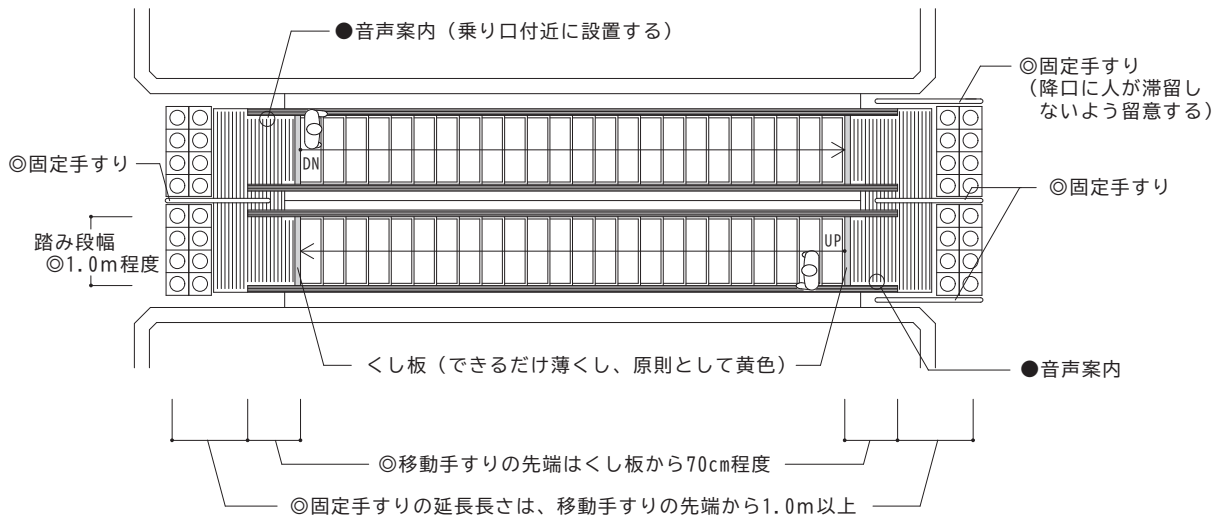
■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

設置	◎階段による垂直移動の高さが 500cm 以上となる駅舎等においては、上下専用のエスカレーターをそれぞれ設ける。	
幅	◎S1000 形（踏み段幅：100cm 程度）以上とする。	
乗降口	◎踏み段の水平部分は 3 枚以上、定常段差に達するまでの踏み段は 5 枚程度とする。	
照明	◎乗降口に近い位置にくし板位置が識別しやすい足元灯等の照明装置を設ける。	
手すり	◎乗降口は、くし板から 70cm 程度の移動手すりを設ける。 ◎乗降口には、動線の交錯を防止するための固定柵又は固定手すり（長さ 100cm 程度）等を設ける。	

(ソフト面の工夫)

	◎転落事故等を防止するため、利用ルールについて掲示やアナウンス等で周知する。	
--	--	--

【図10-1】 エスカレーターの例



11 駅舎等の便所

【基本的考え方】

不特定かつ多数の者が利用する便所は、車椅子使用者、オストメイトの方、乳幼児を連れた方等それぞれが円滑に利用できるようにブース（個室）を男女別の便所内に配置すること。

遵守基準	整備基準
(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。	(1) 同左
ア 便所への案内、誘導、男女別表示等を分かりやすく表示すること。	ア 同左
イ 床面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。	イ 床面は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとすること。
ウ 床面は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとすること。	ウ 同左
エ 出入口の幅は、85cm以上とすること。	エ 出入口の幅は、90cm以上とすること。
オ 大便器（車椅子使用者用便房に設けるものを除く。）を設ける場合には、そのうち1以上を腰掛式の大便秘器とし、当該大便器のある便房の1以上に手すりを設けること。	オ 同左
カ 男子用小便秘器を設ける場合には、そのうち1以上を受け口の高さが35cm以下の小便器とし、当該小便器の1以上の付近に手すりを設けること。	カ 同左
－	キ 洗面器（車椅子使用者用便房に設けるものを除く。）を設ける場合には、洗面器の1以上の付近に手すりを設けること。
ク 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。	ク 同左
ケ ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けること。	ケ 同左
コ ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を1以上設けること。	コ 同左
コ キからケまでの設備を設けた便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。	サ クからコまでの設備を設けた便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。なお、表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容がJIS Z 8210に定められているときは、これに適合すること。）。)
(2) (1)の便所の内部又は近接した分かりやすく利用しやすい位置に次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口に、その旨の表示を行うこと。	(2) (1)の便所の内部に次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口に、その旨の表示を行うこと。
ア 出入口の幅は、85cm以上とすること。	ア 出入口の幅は、90cm以上とすること。
イ 出入口の戸は、車椅子使用者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	イ 同左
ウ 車椅子使用者等が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。	ウ 同左
エ 腰掛式の大便秘器、洗浄装置、汚物入れ、手すり、洗面器、非常呼び出し装置等を適切な位置に設けること。	エ 同左

■基準の解説
(一般便所)

凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

構造等	◆構造については、建築物「8 便所」の基準の解説「一般用便房」を参照する。	→【図 11-1】 ～【図 11-3】
案内表示	●男女別及び便所の構造を便所の出入口付近の外部に音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設ける。 ◆男女別表示を図記号（ピクトグラム）等を用いて分かりやすく表示する。 ●点字により表示する場合の表示方法は JIS T 0921 にあわせたものとし、触知案内図により表示する場合は、JIS T 0922 にあわせたものとする。	→【図 11-6】 JIS T 0921 JIS T 0922 資料編 P2-2 ～2-6 参照
大便器	●高齢者等足腰の弱い人にとって、和式便所の利用は非常に困難を伴うため、腰掛け式の大便器を 1 以上設ける。また、当該大便器には手すりを設ける。	→【図 11-2】
水洗器具	●水洗器具とは、オストメイト（人工肛門、人工膀胱保持者）の利用に配慮して、パウチ（排泄物をためておく袋）や汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し（洗浄装置、水栓を含む）をいう。便所（一般用トイレ）に配置することを第一とするが、車椅子使用者用便房に設置してある場合は、この限りでない。	→【図 11-4】
ベビーチェア	●便所（一般用トイレ）に設ける場合は、男女別にそれぞれ 1 以上設ける。便所（一般用トイレ）に配置することを第一とするが、車椅子使用者用便房に設置してある場合は、この限りでない。	→建築物「21 子育て支援環境の整備」参照
ベビーベッド	●便所（一般用トイレ）に設ける場合は、男女別にそれぞれ 1 以上設ける。便所（一般用トイレ）に配置することを第一とするが、乳幼児のおむつ交換ができる設備を車椅子使用者用便房に設置してある場合は、この限りでない。	→建築物「21 子育て支援環境の整備」参照
表示	●トイレの表示は、だれでも使用できるような「多機能」「多目的」等の名称ではなく、当該トイレの設備や機能をピクトグラム等のみで表示する。	
その他の注意事項	●操作部の形状、色、配置及び器具の配置は JIS S 0026 にあわせたものとする。 ◆それぞれの便房（ブース）の戸は、緊急時に外部から開閉できるように上部を開放する構造とする。なお、内開きのドアは便房内で転倒した場合、体や車椅子が妨げになって戸が開かず、救出しにくいいため避ける。	→【図 11-5】

(車椅子使用者用便房)

案内表示	◆トイレの表示は、トイレの名称に加えてピクトグラム等を併せて表示する。	
大きさ	●手動車椅子使用者が 360 度回転可能な 150cm 以上の円が内接できる程度の空間を確保する。 ●車椅子使用者が便器の前に行くためには、障害の程度・種類により様々な動きができるように、便器の前面は車椅子使用者の動きに支障にならないように、できる限り空間を確保する。	
設備	●付属器具（洗浄装置、ペーパーホルダー、フック、棚、鏡、握り手、鍵等）は、車椅子使用者の行動空間やアクセスなど、高齢者、障害者等に配慮したものとし、適切に配置する。 ●便房内には、非常用の呼出しボタンを設け、床に転倒した際にも手が届く位置に設けるか、ひもでも操作できるものとする。 ●洗浄装置、ペーパーホルダー、非常用の呼出しボタンの配置は JIS S 0026 にあわせたものとする。 ●洗浄装置の基本はボタン式とし、便器に腰掛けたままの状態と、便器の周りで車椅子から便器に移乗しない状態の双方から操作できるように設ける。また、自動洗浄式や感知式を設ける場合は、ボタン式を併設する。	→音、光等で押したことが確認できるものが望ましい。
戸	●便房の戸は、車椅子使用者や指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造、高さ（60～70cm 程度）のものとし、非常時に外から解錠できるようにする。	→【図 11-7】

■望ましい整備 凡例：☆区追加望ましい整備

(一般便所)		
手すり	◎整備基準の(4)及び(6)以外の便器にも手すりを設ける。	
水洗器具	◎パウチやしびん及び腹部等が洗浄できる水洗器具及び汚物流しを設ける。 ◎水洗器具は、パウチ等の洗浄のため温水が出るようにする。 ◎整備基準の(7)、(8)、(9)の設備を、便所（一般用トイレ）と車椅子使用者用便房に複数設ける場合は、便房内の設備やレイアウトを変え、できるだけ多くの人利用可能となるように配慮する。	
簡易型車椅子使用者用便房	◎小型の手動車椅子使用者が利用できる便房（簡易型車椅子使用者用便房）を 1 以上（男子用及び女子用の区別がある場合は、それぞれ 1 以上）設ける。また、簡易型車椅子使用者用便房は次に定める構造とする。 ・簡易型車椅子使用者用便房に至る経路も移動等円滑化経路とする。 ・正面から入る場合は、200cm×130cm 以上のスペースと出入口の有効幅 80cm 以上 ・側面から入る場合は、180cm×150cm 以上のスペースと出入口の有効幅 80cm 以上 ・整備基準の(7)、(8)の設備のいずれかの設備を設置し、車椅子使用者用便房の機能の分散化を行う。	→【図 11-8】
便房の機能分散	◎車椅子使用者用便房や簡易型車椅子使用者用便房の整備のほか、更なる機能分散を図る観点から、水洗器具やベビーチェア等の機能を備えた便房を設ける。	

緊急時通報	<p>◎便房内には、非常用の呼出しボタンを設け、床に転倒した際にも手が届く位置にも設けるか、ひもでも操作できるものとする。</p> <p>◎視覚障害者や聴覚障害者にも配慮し、音声及び光により緊急事態の発生を知らせることができる設備（フラッシュライト等）を備える。</p>	
設備・備品等	<p>◎小便器の前には荷物の置ける棚を、便房には荷物を置ける棚や衣服・帽子をかけることができるフックを設ける。</p> <p>◎小便器や洗面器の脇には、杖や傘等をたてかけるくぼみ又はフックを設ける。</p>	
その他の注意事項	<p>◎便房の戸は、高齢者、障害者等に配慮した取っ手、錠等を設置し、引き戸式又は折戸式とし、便房内の空間に余裕を作る。</p> <p>◎洗浄装置の基本はボタン式とする。また、自動洗浄式や感知式を設ける場合は、ボタン式を併設する。</p> <p>☆便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を音などにより視覚障害者に伝えるための設備を設ける。</p>	

（車椅子使用者用便房）

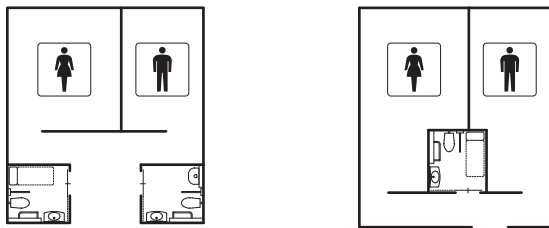
設置位置	<p>◎移動等円滑化経路が複数方面ある場合は、方面ごとに1以上設ける。</p> <p>◎男女別に設ける場合は、異性介助の際に入りやすい位置に設ける。</p> <p>◎障害者の利便性を考慮して、設備等のレイアウトを左右別、障害部位別等に、複数設ける。</p>	→【図 11-1】
有効幅	◎車椅子使用者の動作の余裕を見込み、出入口の有効幅 90cm 以上とする。	
音声案内	◎複数設置してある場合は、当該種別を分かりやすく知らせる音声案内を便所の出入口付近に設ける。	
大きさ	<p>◎車椅子使用者の移乗に配慮して、便器の前方に 120cm 以上、側面に 70cm 以上の空間を確保して、衛生器具等を設ける。</p> <p>◎電動車椅子使用者が 360 度回転可能な 180cm 以上の円が内接できる程度の空間を確保する。</p>	
設備	<p>◎障害者等のおむつ替え用等に、大型の折り畳み式又は収納式のおむつ交換シートを設ける。その場合、畳み忘れであっても、車椅子での出入りが可能となるよう、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とする。</p> <p>◎高齢者、障害者等に配慮した荷物等が置ける棚やフック等を設ける。</p> <p>◎出入口の戸から 70cm の範囲には、壁に付属物を設置しない。</p> <p>◎便座には背もたれを設ける。</p>	→【写真 11-1】
緊急時通報	◎音声及び光により緊急事態の発生を知らせることができる設備（フラッシュライト等）を備える。	

【写真11-1】 車椅子使用者用便房の例



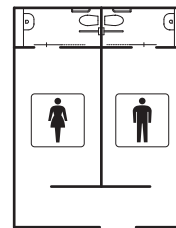
【図 11-1】 車椅子使用者用便房の配置例

■ 異性介助がしやすい

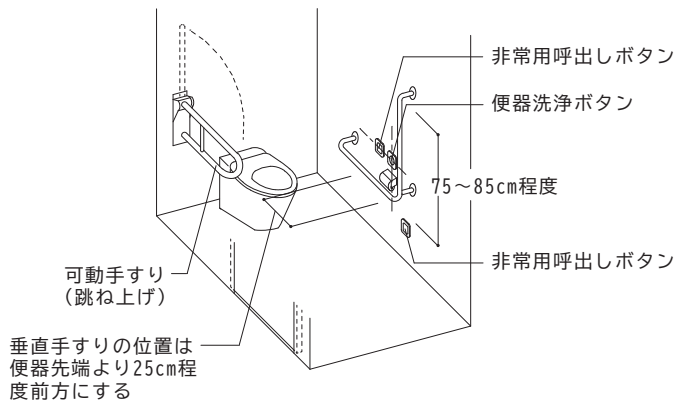


便器と手すりのレイアウトを左右対称にし、どちらからでもアクセスできる

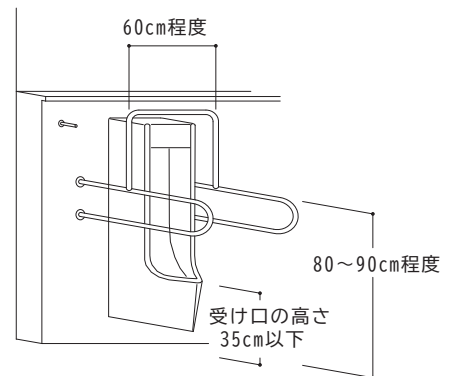
■ 異性介助がしづらい



【図 11-2】 大便器の手すりの設置例



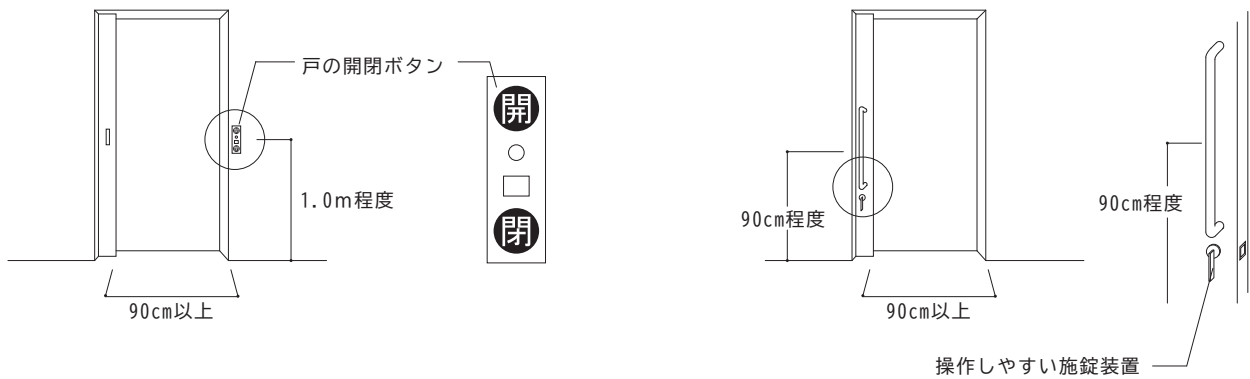
【図 11-3】 小便器の手すりの設置例



【図 11-6】トイレの表示例



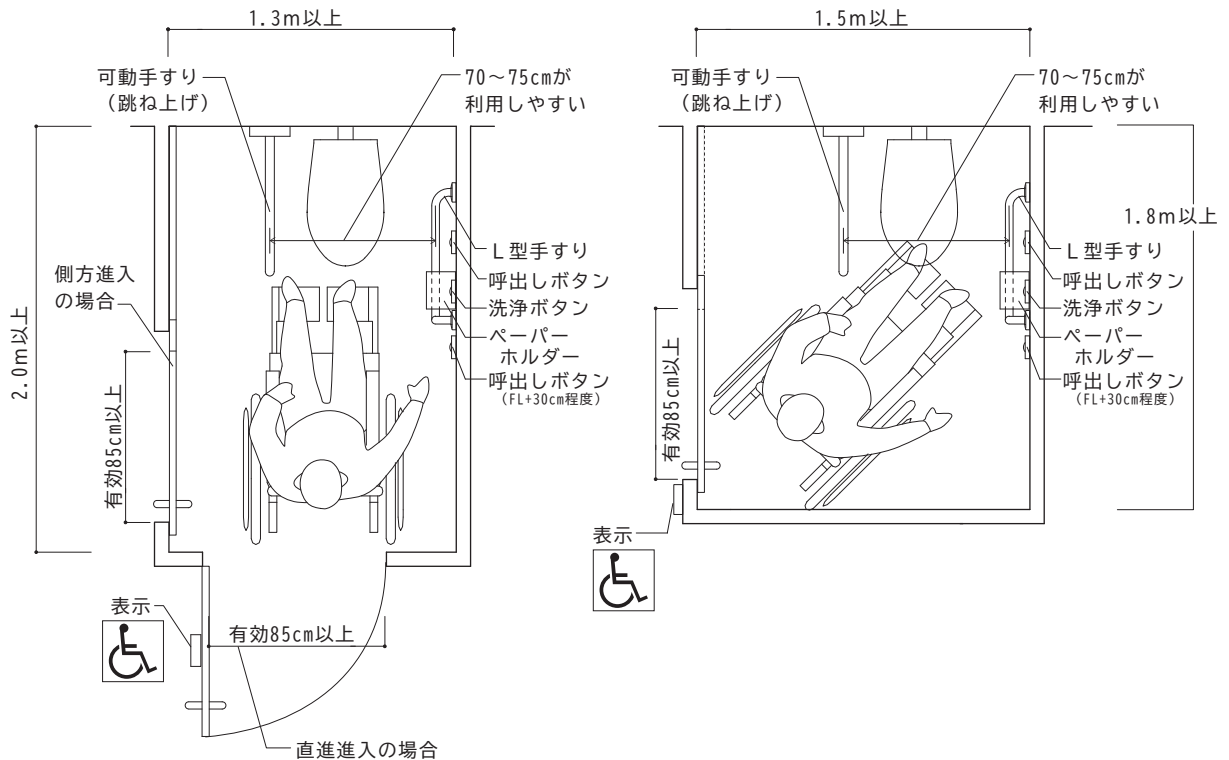
【図11-7】車椅子使用者用便房の戸の例



【図11-8】簡易型車椅子使用者用便房の例

■直進又は側方進入の場合

■側方進入の場合



12 駅舎等の旅客待合所 及び休憩設備（ベンチ等）

【基本的考え方】

旅客が乗車、乗船及び搭乗までの時間調整や休憩等のため常時利用する待合いの用途に供する施設等（以下「旅客待合所」という。）を設ける場合は、利用しやすい位置に高齢者、障害者、乳幼児を連れた者等を含む全ての人が円滑に利用できるよう配慮した構造とする。

また、車両等の待合いのために、高齢者、障害者等を含めた全ての人が快適に休憩するための設備を利用しやすい位置に設ける。

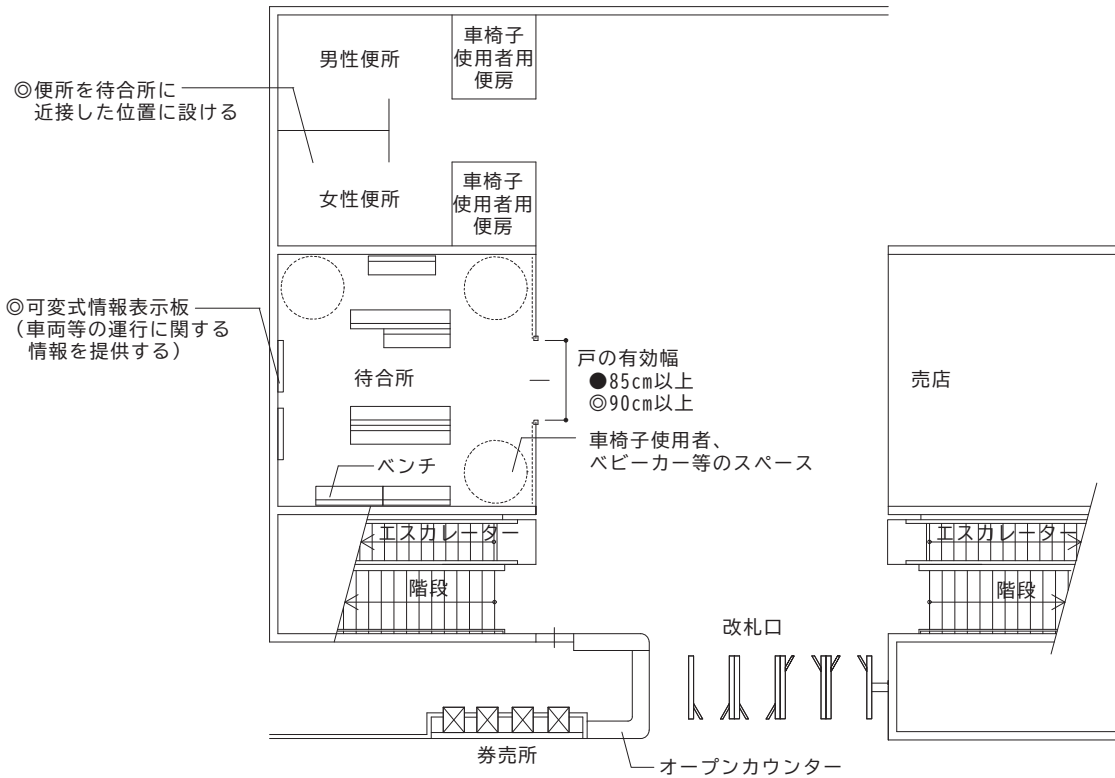
遵守基準	整備基準
(1) 旅客待合所を設ける場合には、次に掲げる構造等及び設備とすること。	(1) 同左
ア 分かりやすく利用しやすい位置に設けること。	ア 同左
イ 旅客待合所への主要な通路の幅は、140cm以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、車椅子使用者が円滑に通行することができる構造とした上で、120cm以上とすることができる。	イ 同左
ウ 床面には、段差を設けないこと。ただし、「8 駅舎等の傾斜路」に定める要件を満たす傾斜路を設ける場合は、この限りでない。	ウ 同左
エ 床面は、平坦で滑りにくい仕上げとすること。	エ 同左
オ 壁面及び柱面の看板並びに設置物は、旅客待合所に突出しないようにすること。やむを得ず突出する場合は、面を取るなどの安全な措置を講ずること。	オ 同左
カ 車椅子使用者等が利用することができる十分な広さを確保し、高齢者、障害者等が利用しやすい構造のベンチを適宜設けること。	カ 車椅子使用者等が利用することができる十分な広さを確保し、高齢者、障害者等が利用しやすい構造のベンチ、テーブル等を適宜設けること。
(2) 通路等又は乗降場に高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備（以下この項において「休憩設備」という。）を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。	(2) 通路等又は乗降場に次に掲げる構造等の高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。
—	ア 分かりやすく利用しやすい位置に配置し、通路等から休憩設備までの経路は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるように配慮すること。
—	イ 高齢者、障害者等が利用しやすい構造のベンチ等を適宜設けること。
—	ウ イの設備に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けること。
(3) (2)の設備に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けること。	—

■基準の解説		凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備	
有効幅 (転回スペース)	●旅客待合所への主要な通路の有効幅を 120cm 以上とした場合は、50m 以内ごとに車椅子が転回できるスペース（おおよそ 170cm×140cm 角以上）を設ける。		
突起物	◆視覚障害者の通行の障害とならないよう、原則として床面から 210cm 程度の高さまでには、天井及び壁面に突出物を設けない。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障害者の通行の支障とならないような安全な措置を講ずる。		→安全な措置とは、柵や点状ブロック等の設置で、白杖で感知できる措置とする。
ベンチ	◆ホームにはベンチを設ける。車両の優先席のそばには特に必要である。		
構内店舗	●構内店舗（飲食店、物品販売業を含む店舗）及び付随した施設を設置した場合は、高齢者、障害者等に配慮した施設とする。		→構内店舗及び付随した設備は、建築物編も基準となる。
水飲み	●水飲みを設ける場合は、車椅子使用者が使いやすいよう、高さは 70～80cm のものを併設し、下部に車椅子のフットサポート及びひざが入るスペースを確保し、壁付きの場合には、けこみの高さは 60cm 程度、奥行きは 35～40cm 程度とする。		→【図 12-3】 【図 12-4】
ベンチ	●ベンチを設ける場合は、高齢者、障害者等の疲れやすさ等に配慮し、旅客の流動を妨げないよう配慮しつつ主な経路上の使用しやすい位置に設ける。		→【写真 12-1】 ～【写真 12-3】 ホーム端などは避けることが望ましい。
優先席	●ベンチに優先席を設ける場合は、優先席や付近の見やすい位置に、優先的な利用の対象者を表示するステッカー等の標識を設けることにより、優先席であることを識別できるようにする。		

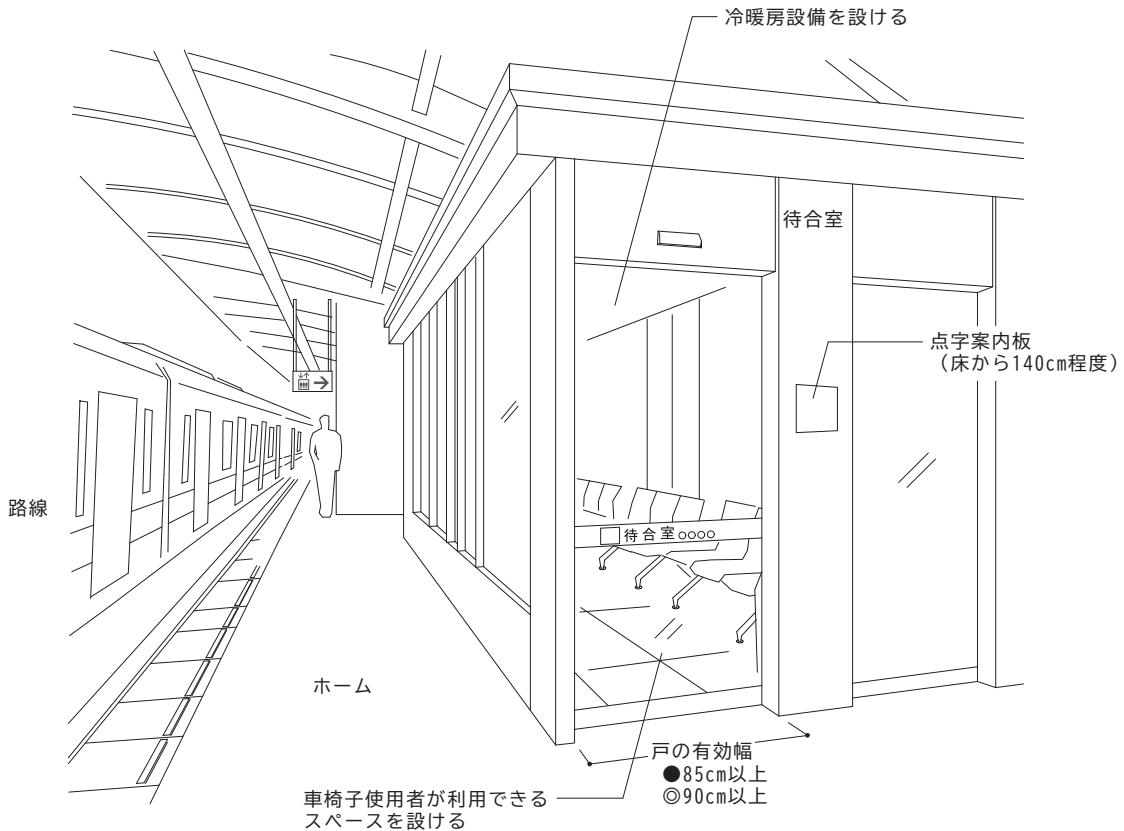
■望ましい整備		凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備	
旅客待合所等	◎旅客待合所は、乗降場に近接した位置に設ける。 ☆休憩施設等を設ける場合には、ベビー休憩室を設ける。ベビー休憩室の構造、設備の配置等は、建築物（集合住宅以外）「21 子育て支援環境の整備」を参照する。		→【図 12-2】
ベンチ	☆多様な旅客の利用を考慮し、座面の高さの異なるベンチを設ける。 ◎旅客待合所内又は近接した位置に子育て支援環境の設備（授乳及びおむつ交換のできる場所等）や構内店舗等の休憩設備を設ける。		
構内店舗	◎複数の集合した構内店舗等が設置された区画（以下「商業施設」という。）において、当該商業施設内にも移動等円滑化経路を確保する。 ◎商業施設内にも、高齢者、障害者等に配慮した便所や案内設備等を設ける。		
水飲み	◎操作方法は、光電式、ボタン式又はレバー式とし、足踏み式のものは手動式のものと同用する。 ◎周囲には、車椅子使用者が近づける十分なスペースを確保する。		→使い始めに勢いよく水が出ないものとする。

ベンチ	<p>◎車両等に高齢者、障害者、乳児を連れた旅客等への優先した席等がある場合は、当該席等のそばにベンチを設ける。</p> <p>◎はね上げ式や折り畳み式を避け、固定式とする。</p> <p>◎車椅子使用者、ベビーカー使用者等の利用に配慮した場所に設ける。</p>	→背もたれがあるベンチが望ましい。
自動販売機	◎取出口やボタン等の位置を車椅子使用者の利用に配慮した機械を設ける。	→建築物【図 27-1】参照
子育て支援環境の整備	◎乳児を連れた旅客のため、授乳及びおむつ替えのできる場所を設け、ベビーベッド等を適切に配置する。	→建築物「21 子育て支援環境の整備」参照
その他の注意事項	<p>◎旅客待合所内又は近接した位置に「11 駅舎等の便所」を設ける。</p> <p>◎旅客待合所内又は近接した位置に、車両等の運行に関する情報を提供するための設備を設ける。</p>	→既存施設で所内に設置できない場合は、所内から視認ができる場所に運行情報設備を設ける。

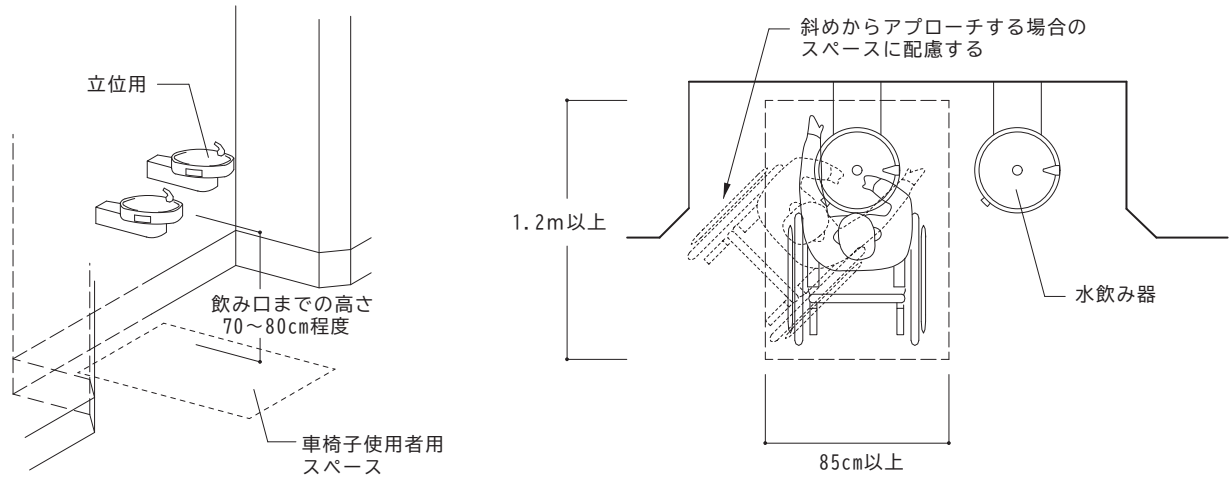
【図12-1】 旅客待合所の配置図



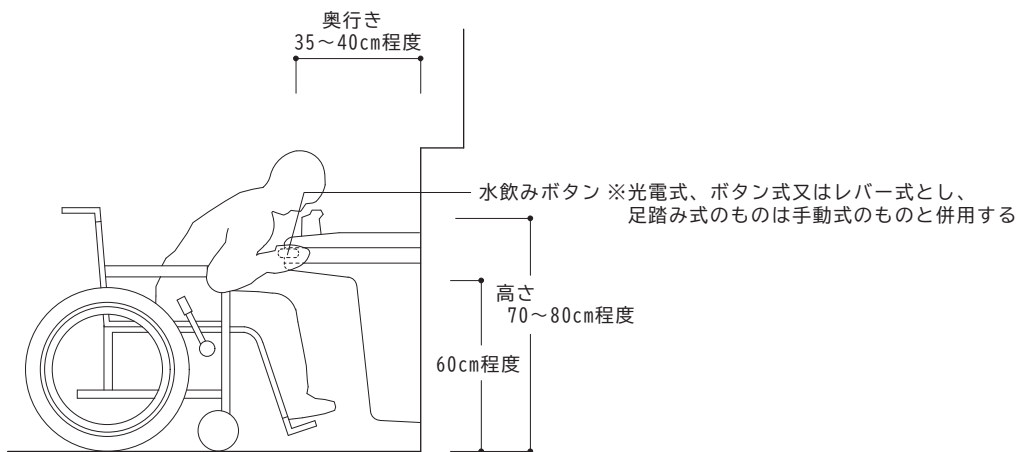
【図12-2】 乗降場(プラットフォーム)に設けた旅客待合所の例(ホーム待合室)



【図12-3】高さの違う水飲み器の例



【図12-4】水飲みの例



【写真12-1】 多様な人に配慮した、高さの異なるベンチ



【写真12-2】 ベンチとベンチの間に荷物置きを設置した例



—— ベンチとベンチの間に荷物置きを設置

【写真12-3】 コンコースにアルコーブを設け、ベンチを設置した例



コンコースにアルコーブを設け、ベンチを設置した事例

13 駅舎等の戸

【基本的考え方】
 車椅子使用者を含む全ての人が安全かつ容易に通行できる構造とする。

遵守基準	整備基準
駅舎等の不特定かつ多数の者が利用する施設の出入口の戸は、次に掲げる構造とすること。	駅舎等の不特定又は多数の者が利用する施設の出入口の戸は、次に掲げる構造とすること。
ア 幅は、85cm以上とすること。	ア 幅は、90cm以上とすること。
イ 自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とすること。	イ 同左
ウ 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。	ウ 同左

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

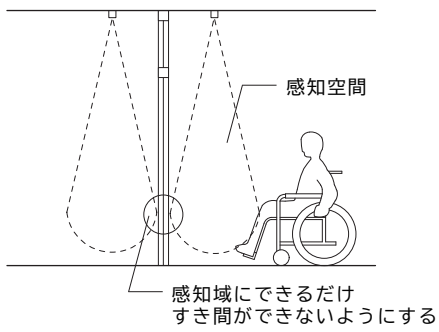
構造	◆戸の構造は、自動引き戸又は手動引き戸が望ましい。やむを得ず開き戸を設ける場合は、パニックバー、キックプレートを設ける。	→【図 13-1】 【図 13-2】
有効幅	◆有効幅 90cm は、車椅子使用者がゆとりを持って通過できる寸法である。 ●幅とは、戸の開放時における有効幅をいう。開き戸の場合は戸を開けた状態での幅とし、引き戸の場合は引き残しを含めない幅とする。	
段差	●戸の枠や敷居により、車椅子使用者の通行に支障となる段差を設けない。	→建築物（集合住宅以外）【図 2-4】参照
その他の注意事項	●回転ドアは車椅子使用者の利用は困難であり、高齢者、障害者、幼児等も危険があるため配慮を要する。回転ドアを設ける場合は、それ以外の形式の戸を併設する。 ●手動式引き戸の場合は、軽い力で開閉できるものとする。 ●開き戸は、車椅子使用者が通過しやすいように袖壁と開閉スペースを戸の前後に確保する。 ●自動式扉の開閉方法及び開閉時間は、高齢者、障害者等に配慮したものとする。 ◆その他、建築物（集合住宅以外）「2 出入口」の基準の解説の「戸」「その他」を参照する。	→120cm 以上の開閉スペースが望ましい。 →自動式扉の開閉速度は、開く時はある程度速く、閉まる時は遅いものとする。

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

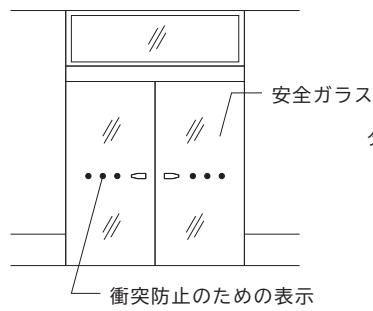
有効幅	<p>◎車椅子使用者の動作の余裕を見込み、有効幅 90cm 以上とする。</p> <p>◎公共用通路との出入口の戸の幅は、車椅子使用者同士のすれ違いを考慮し、有効幅 180cm 以上とする。</p>	
構造	<p>◎構造上やむを得ない場合以外は開き戸としない。</p> <p>◎自動式扉の開閉装置は、押しボタン式を避け、感知式とする等、開閉操作の不要なものとする。</p> <p>◎内部と外部が視認できる透明部分を設け、衝突防止のため、見やすい高さに横線や模様などで識別できるようにする。</p> <p>◎ドアハンドルを設ける場合は、高齢者、障害者等に配慮して安全かつ容易に開閉できるように、次に定める基準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者、子供等に配慮した高さに設ける。 ・形状は、棒状やレバーハンドル等とする。握り玉のものは手に障害のある人が使いにくいいため避ける。 ・周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により、容易に識別できるものとする。 	→建築物（集合住宅以外）【図 2-8】参照

【図13-1】自動ドアの例

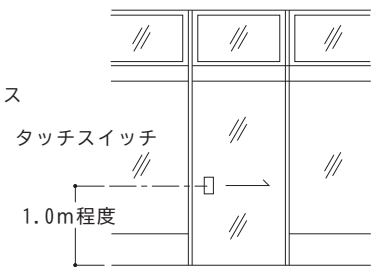
■赤外線スイッチ



■衝突防止表示

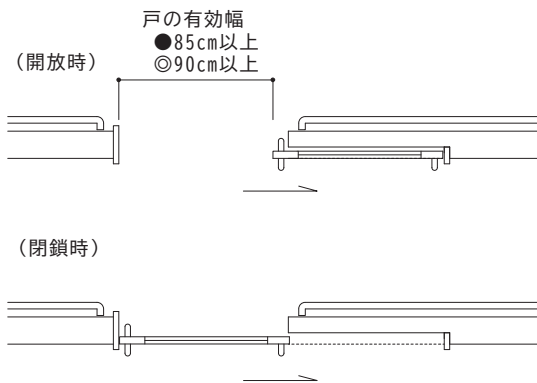


■タッチスイッチ

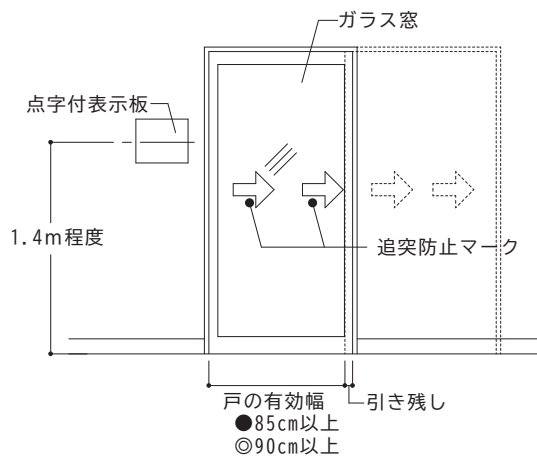
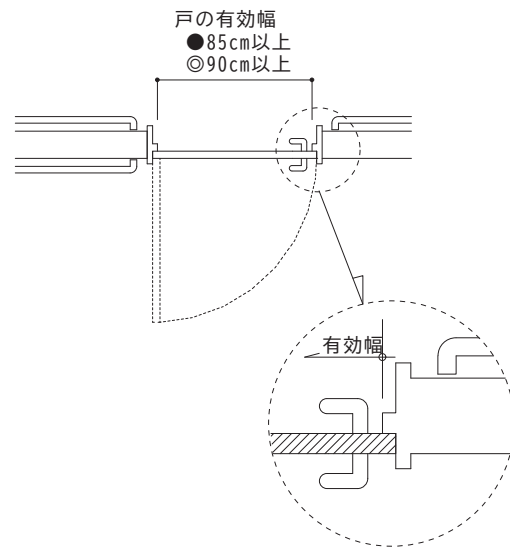


【図13-2】戸の例

■引き戸の場合



■開き戸の場合



14 駅舎等の案内板等

【基本的考え方】

案内板等は高齢者や車椅子使用者、視覚障害者、子供、外国人等の利用に配慮した構造とする。

遵守基準	整備基準
(1) 駅舎等の出入口付近その他の適切な場所には、移動等円滑化の措置がとられた主要な設備等の配置を表示した案内板等を設けること。ただし、移動等円滑化の措置がとられた主要な設備の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。	(1) 駅舎等の出入口付近はその他の適切な場所には、移動等円滑化の措置がとられた主要な設備等の配置を表示した案内板等を設けること。
—	(2) 駅舎等の出入口付近には、周辺の施設等の案内板等を設けること。
—	(3) 駅舎等の要所に駅の名称を表示し、及び路線の案内板、乗降場その他の主要な施設の案内板等を設けること。
(2) 移動等円滑化の措置がとられた主要な設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。	(4) 同左
—	(5) 駅舎等の案内板等は、分かりやすい場所に配置し、高さは、車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。
(3) 駅舎等の案内板等の表示は、高齢者、障害者等に配慮して内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及び明度とすること。	(6) 同左
(4) 駅舎等の案内板等の表記には、平仮名、ピクトグラム（絵文字）、ローマ字等による標示を併用し、当該標示が JIS Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。	(7) 同左

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

誘導案内板	◆移動等円滑化等の措置がとられた主要な設備等（以下「主要な設備」という。）とは、エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備とする。	
案内板等の表示	<p>◆高齢者、障害者等に配慮して大きく太い文字（例えばゴシック体）を使用し、できるだけ簡潔な表現とする。</p> <p>●案内板の地図、文字等は、高齢者、障害者等に配慮して分かりやすい色彩を用いる。</p> <p>◆誘導案内板は、JIS Z 8210 に適合する案内用記号等の全ての方が分かりやすい図記号（ピクトグラム）を用いて表記する。</p> <p>◆十分な照明設備を設ける。</p> <p>◆文字の大きさ、色調及び明度とし、見やすく分かりやすい記載内容にする。</p> <p>●案内板面の中心が 135cm 程度の高さになるように設ける。</p> <p>◆便所、ベビー休憩室等を誘導する案内板を設ける。</p>	<p>→資料編 P2-24、2-25 参照</p> <p>→資料編 P2-21～2-23 参照</p> <p>→公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン 令和4年3月 国土交通省 P113 参考 2-2-11 参照</p>

設備標識	●(1)誘導案内板の解説の主な設備に標識を設ける。	→文字、図記号、位置等は、(2)表示を参考とする。
運行情報	●車両等の運行に関する情報とは、発車番線、発車時刻、車両種別、行先等とする。 ●旅客の流動が多いコンコースのほか、改札口付近や乗降場（プラットホーム）等に配置する。	→文字、位置等は、(2)表示を参考とする。

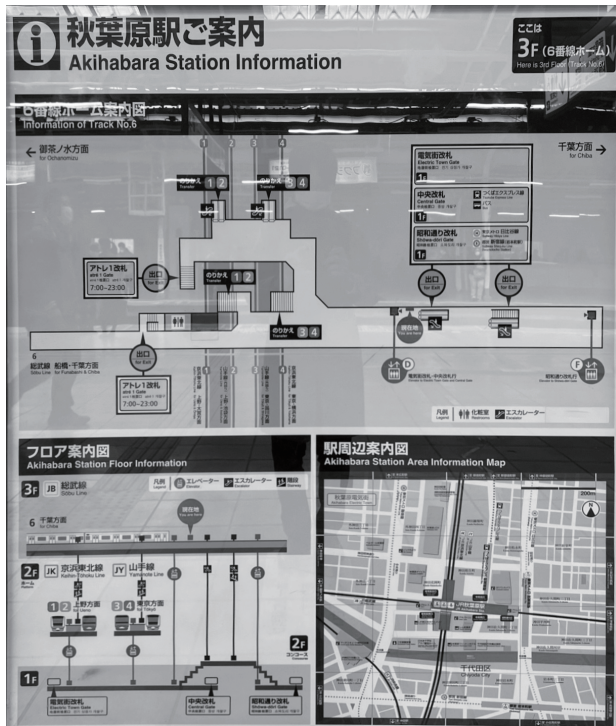
■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

設備案内板	◎出入口及び改札口付近の分かりやすい場所に、設備案内板と併設して、誘導案内板を設ける。 ◎誘導案内板には、施設構内及び周辺の案内として、駅名（停留所名）、路線案内、乗場案内、駅の周辺の公共公益施設等必要なものを表記する。 ◎他の事業者や他の公共交通機関への乗換経路への誘導にあたっては、エレベーターを利用した経路も分かりやすく表示する。	→【写真 14-1】 ～【写真 14-6】 →他の事業者や公共交通機関への接続施設については、統一して適切な情報提供をする。
表示	◎文字案内は、和文とし、英文（駅名など固有名詞はローマ字）併記する。また、和文は漢字による表現とし、必要に応じひらがなを併記する。 ◎出口、便所、乗車券販売所等の主要な施設名には、多言語（英語、中国語、韓国語等）を併記する。	→鉄軌道駅については、駅長事務室、精算機も表記する。
設備標識	◎主要な設備以外にも標識を設ける。	
運行情報	◎LED（発光ダイオード）、液晶ディスプレイ等を用いた可変式情報表示装置とする。	
緊急時の案内用設備	◎視覚障害者や聴覚障害者にも配慮し、緊急事態、事故情報等を音声・文字表示によって提供できる設備を整える。	
その他の注意事項	☆駅務室又は案内所に連絡できるインターホンを併設する。	

【写真14-1】壁付駅施設誘導標の例



【写真14-2】案内板の例



提供：東日本旅客鉄道株式会社

【写真14-3】位置サインの例



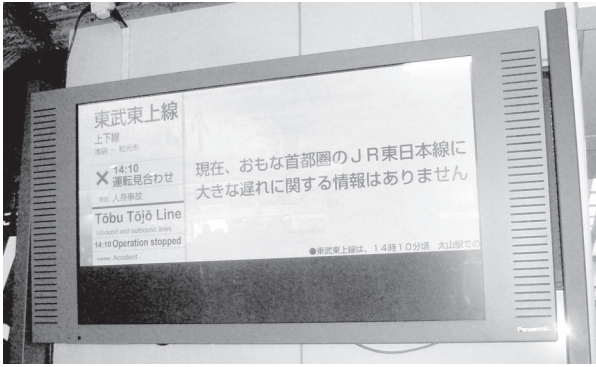
提供：東日本旅客鉄道株式会社

【写真14-4】天井吊下げ型の誘導サインの例



提供：東日本旅客鉄道株式会社

【写真14-5】可変式情報表示板の例



【写真14-6】可変式情報表示板の配置例



15 駅舎等の案内装置等

【基本的考え方】

視覚障害者、聴覚障害者等が駅舎等構内の施設を支障なく利用できるように配慮する。

遵守基準	整備基準
—	(1) 列車の到着及び通過、行き先等を知らせるための放送設備等を設けること。
—	(2) フラッシュ及び音声により聴覚障害者及び視覚障害者に緊急事態の発生を知らせるための点滅型誘導音装置付誘導灯を設けること。
—	(3) 連続した手すりの曲がり角及び手すりの端部付近には、点字又は記号により案内表示をすること。
(1) 駅舎等の設備等の配置を点字、音その他の方法により視覚障害者に示すための設備を駅舎等の出入口付近その他適切な場所に設けること。ただし、駅舎等の設備等の配置が単純な場合は、この限りでない。	(4) 駅舎等の設備等の配置を点字、音その他の方法により視覚障害者に示すための設備を駅舎等の出入口付近その他適切な場所に設けること。
—	(5) 乗降場には、列車の到着、通過、行き先等を知らせるための文字による案内表示をすることができる情報提供表示器を設置すること。
(2) 列車の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、代替措置がある場合は、この限りでない。	(6) 同左

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

放送設備	◆早朝、深夜の音量に配慮できるものとする。	
緊急情報	◆視覚障害者に対する音声の案内だけではなく、点滅やフラッシュにより聴覚障害者に緊急事態を知らせる。	→【図 15-1】
手すりの点字案内	◆通路、階段及び傾斜路の始末端部、分岐部等の要所には、行き先・方面等（乗降場手前では、路線名・左右の番線を含む。）を点字で表示すると共に、文字(墨字)による併記を行う（「17 駅舎等の手すり」参照）。	

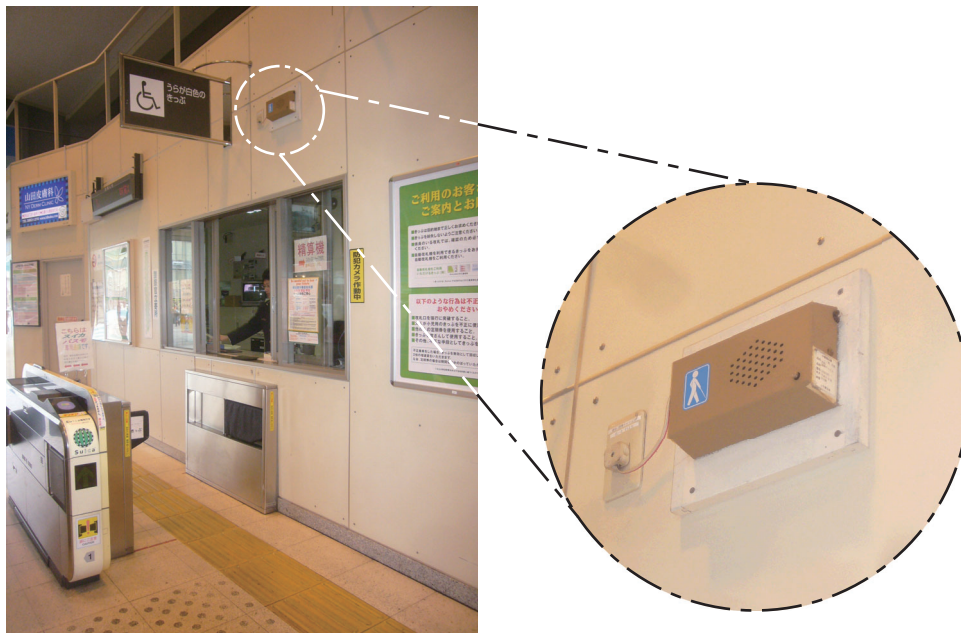
<p>触知案内図等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 旅客施設や便所の配置を触知にて案内をする図（以下「触知案内図」という。）の情報内容及び形状並びに表示方法は、JIS T 0922 にあわせたものとする。 ● ただし書の「施設の配置が単純な場合」とは、出入口から乗降場まで単一の経路だけで構成されている場合をいう。 ● 旅客施設の配置の触知案内図を設ける場合は、出入口付近や公共交通施設を利用する際の起終点となる場所であるとともに、人的サポートを求めることのできる場所（例えば改札口付近）に設ける。 ● 鉄軌道駅は、駅舎等の改札口、便所、エスカレーターに音響又は音声誘導装置を設ける。 ● 点字による表示方法は JIS T 0921 にあわせたものとする。 	<p>→【図 15-2】</p> <p>触知案内図とは、主要な設備、階段、通路等の位置情報を凹凸がある線、点、触知記号、点字等で理解できるようにしたものである。</p> <p>→資料編 P2-4～2-6 参照</p> <p>→出入口と改札口等の場所が離れている場合は、それぞれの箇所に設ける。</p> <p>→各設備の基準を参照</p> <p>→室名板等は、床面から 140cm の高さに設ける。</p> <p>→資料編 P2-2、2-3 参照</p>
<p>運行情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 列車の運行に関する情報とは、列車の到着、通過、発車番線、発車時刻、車両種別、行先とする。 ◆ 配置は、旅客の流動が多いコンコースのほか、改札口付近や乗降場（プラットフォーム）等とする。 	

<p>■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備</p>		
<p>触知案内図等</p>	<p>◎触知案内図は、駅舎等の案内窓口につながるインターホン並びに、施設構内の主要な設備等の位置を音声で案内できる装置も設ける。</p> <p>◎触知案内図までは、視覚障害者誘導用ブロックのほか、音、点字その他の方法により視覚障害者に案内するための設備を設ける。</p>	
<p>音響案内</p>	<p>☆地下駅の地上出入口、鉄軌道駅の乗降場（プラットフォーム）の階段には、誘導チャイム又は音響案内装置を設ける。</p>	<p>→【写真 15-1】</p> <p>施設外に聞こえる音については、周辺の街並みを考慮して設置を行うこと。</p>
<p>放送設備</p>	<p>◎高齢者、障害者等に配慮して、列車等の発車時刻、発車番線、到着案内、当駅名放送等を聴覚障害者等にも聞き取りやすく配慮した音量、音質で放送できる設備を設ける。</p> <p>◎鉄軌道駅の乗降場（プラットフォーム）では、行き先方面別や上り下り等によって男性と女性の声に分けて分かりやすく放送する。</p>	
<p>点滅機能及び音声誘導機能付誘導灯</p>	<p>◎フラッシュや音声により緊急事態の発生を知らせることができる点滅機能及び音声誘導機能付誘導灯を設ける。</p>	<p>→建築物【図 20-1】～【図 20-4】参照</p>

【図15-1】点滅型誘導音声装置付誘導灯

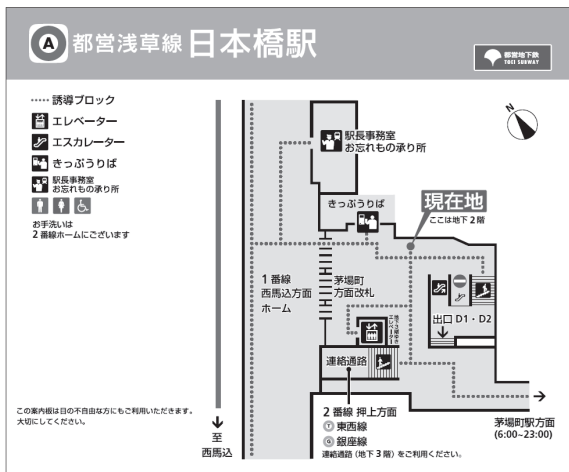


【写真15-1】改札口の音声誘導装置の例

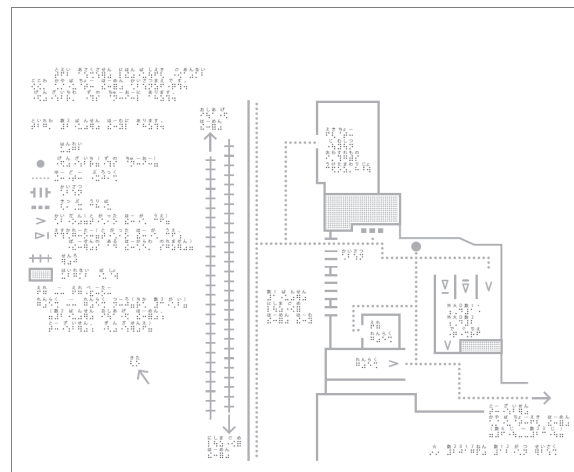


【図15-2】触知案内図の例（設置型の場合）

■文字による表示例



■点字による表示例



引用：東京都交通局都営地下鉄旅客案内標識設置基準

16 駅舎等の視覚障害者誘導用ブロック

【基本的考え方】

駅舎等の出入口から乗降場まで、視覚障害者が安全かつ確実に到達できるよう連続して誘導を行う。

遵守基準	整備基準
(1) 駅舎等の通路等であって、移動等円滑化経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。	(1) 駅舎等の通路等であって、移動等円滑化経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。
(2) 視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等とエレベーター、設備等配置点字案内板等、便所の出入口、券売機並びに出札、案内所等との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、(1)ただし書の経路については、この限りでない。	(2) 視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等とエレベーター、駅舎等の設備等の配置を表示した点字案内板及び触知案内図（以下この表及び次表において「設備等配置点字案内板等」という。）、便所の出入口、券売機並びに出札、案内所等との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
-	(3) 券売機から改札口までの経路及び改札口の通路の1以上に視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。
(3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの始末端部に近接する通路の床並びにエレベーターの乗降ロビーの操作盤、設備等配置点字案内板等、便所の出入口、券売機及び出札、案内所等の前には、点状ブロックを敷設すること。	(4) 階段、傾斜路及びエスカレーターの始末端部に近接する通路の床並びにエレベーターの乗降ロビーの操作盤、設備等配置点字案内板等、便所の出入口、券売機及び出札、案内所等の前には、点状ブロック（床面に敷設されるブロックであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別することができるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。
(4) 敷設に当たっては、目的地まで安全かつ確実に到達することができるよう配慮すること。	(5) 同左
(5) 色は、周辺の部分の色と輝度比において対比効果を発揮することができるものとし、原則として黄色を用い、状況に応じて適切な色を選択すること。	(6) 同左
(6) 形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする。	(7) 同左
(7) 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性及び耐磨耗性に優れ、退色又は輝度の低下が少ない素材とすること。	(8) 同左

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

敷設方法	◆視覚障害者誘導用ブロックは、駅舎等の平面形態を考慮して、なるべく曲がり角や分岐等を少なくし、単純な経路で連続させて敷設する。	→【図 16-2】
	●水平通路の誘導は、線状ブロックを連続して敷設し、迷いやすい曲がり角や分岐では点状ブロックを敷設して注意喚起を行う。	道路編「12 視覚障害者誘導用設備」の項を準用する。
	◆段差位置の注意表示として、点状ブロックを敷設する。なお、乗降場から階段の位置を明確にするために、線状ブロックで誘導する。	→柱や床置ききの設備等からも適度に離して敷設する。
	◆乗降場の縁端部の危険表示として、ホーム縁端警告ブロック等を縁端から 80cm 以上離れた位置に連続して敷設する。	
点状ブロック	●線状及び点状ブロックは、壁面等から 30cm 以上離して敷設する。	
	●点状ブロックは、(3)点状ブロックの敷設場所以外に、視覚障害者の継続的な移動に警告を発する場所に敷設する。	
	●点状ブロックは、階段、傾斜路及びエスカレーターの終始端部から 30cm 程度離し、奥行き 60cm 程度に全幅にわたって敷設する。	→【図 16-3】
	●「階段」の踊り場において、点状ブロック間の距離が十分確保できない場合は、敷設しなくてもよい。ただし、長さが 250cm を超える踊り場、又は折り返しのある階段の踊り場には敷設する。	
	●「傾斜路」の方向が 180 度折り返しているなど、方向が変わる踊り場には敷設する。	
	●点状ブロックは、エレベーターの点字表示のある乗降ロビー側操作盤から 30cm 程度離して敷設する。	
	●点状ブロックは、トイレの壁面等に設置した触知案内図等の正面に設ける。	
	●点状ブロックは、設置形触知案内図の前端から 30cm 程度離れた正面に設ける。	
	●点状ブロックは、点字表示等された視覚障害者の利用に配慮されている券売機カウンターの前端から 30cm 程度離れた正面に設ける。	
	●線状ブロック及び点状ブロックについての形状・寸法は、JIS T 9251 にあわせたものとする。	→【図 16-1】 資料編 P2-8～ 2-11 参照
色彩	●黄色を原則とする。ただし周辺の床材との対比を考慮して、色の明度・色相又は彩度の差が十分に確保できず、かつ安全で連続的な道すじを明示できない場合はこの限りでない。	
	◆周辺の路面がカラー舗装などの場合で、舗装面と視覚障害者誘導用ブロックとの輝度比が日中の晴天時において確保できる場合は、状況に応じて適切な色を採用できるものとする。	
材質	◆材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久、耐摩耗性に優れ、退色又は輝度の低下が少ない素材とする。	

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

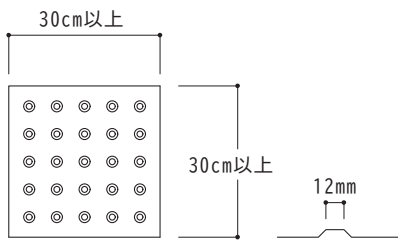
敷設方法	◎他の事業者や他の公共交通機関等と統一的な連続した誘導経路となるように、整備基準と同様に敷設する。	
	◎JIS T 9251 にブロックの部分補修を行う場合は、近接したブロックを JIS T 9251 にあわせたブロックに交換する。	

■工事中箇所における対応

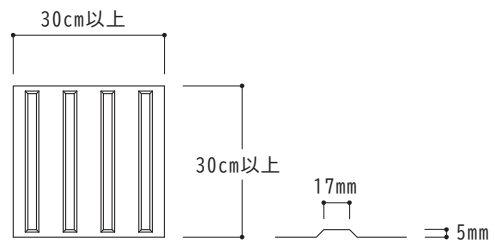
	◇工事範囲の工事仮設物により視覚障害者誘導用ブロックが分断される場合には、安全な経路に適切に誘導するため、連続性が保たれるように視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。	
--	--	--

【図 16-1】視覚障害者誘導用ブロックの形状

■点状ブロック

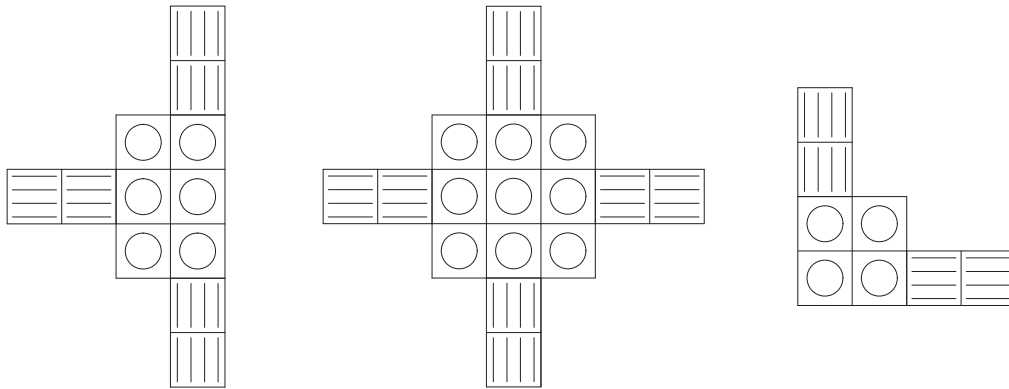


■線状ブロック

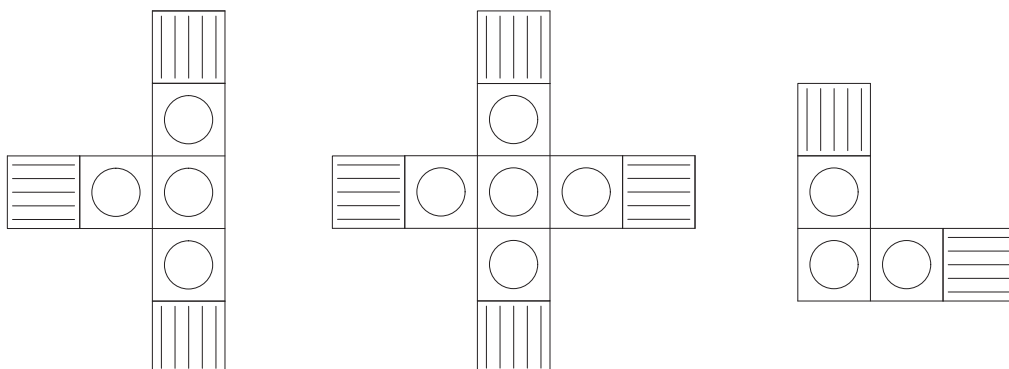


【図 16-2】経路分岐点における標準的な敷設方法の例

■30cm角の場合

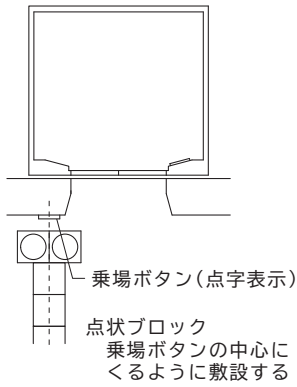


■40cm角の場合

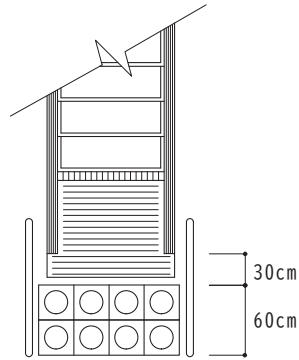


【図 16-3】視覚障害者誘導用ブロック敷設例

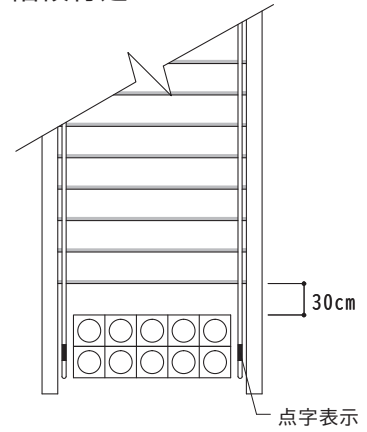
■エレベーター付近



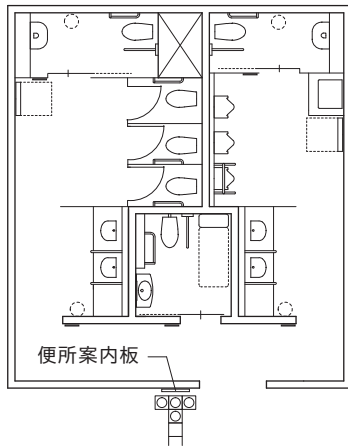
■エスカレーター付近



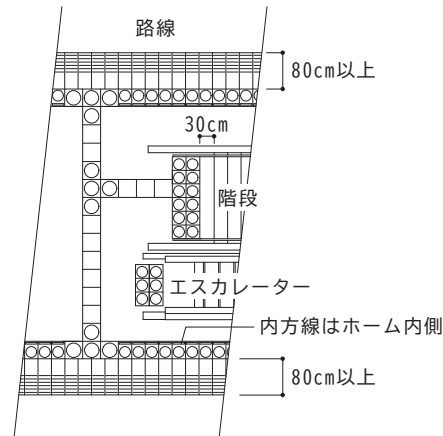
■階段付近



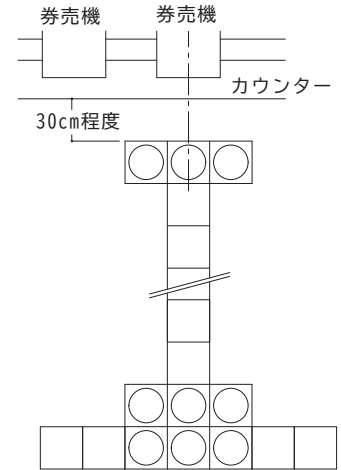
■トイレ付近



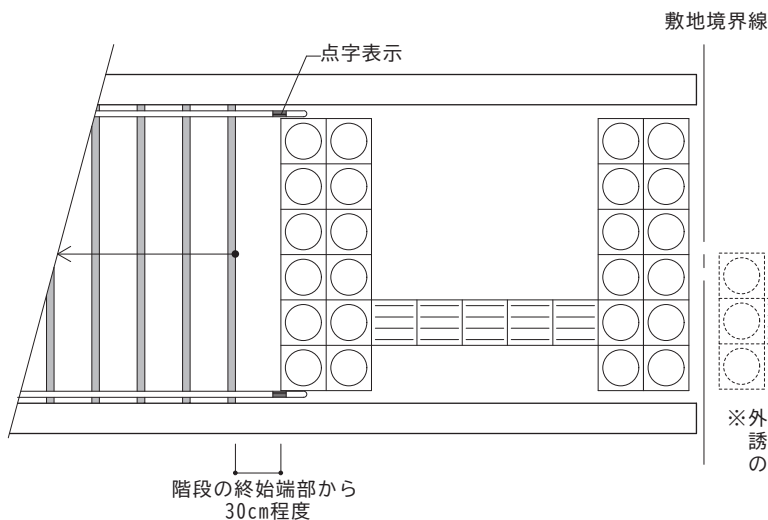
■乗降場



■券売機付近



■出入口上屋までの敷設例



※外部から駅舎等出入口まで点状ブロックで誘導されている場合は、双方の線状ブロックの通りをなるべく合わせるよう敷設する。

17 駅舎等の手すり

【基本的考え方】

駅舎等の通路等、傾斜路、階段に設ける手すりは、高齢者、障害者等の誘導・落下防止・移動動作補助等について有効な設備であり、目的に応じた取り付け位置、形状、材質、寸法等で堅固に設ける。

遵守基準	整備基準
—	(1) 一般旅客が常時利用する主要な通路においては、両側に二段手すりを設けること。
(1) 一般旅客が常時利用する傾斜路、階段等においては、両側に連続して手すりを設けること。	(2) 一般旅客が常時利用する傾斜路、階段等においては、両側に連続して二段手すりを設けること。
(2) (1)の手すりは、次に掲げる構造とすること。	(3) (2)の二段手すりは、次に掲げる構造とすること。
ア 取付高さは、一段手すりの場合は床面から 80cm 程度、二段手すりの場合は下段が床面から 65cm 程度、上段が床面から 85cm 程度とすること。	ア 取付高さは、下段が床面から 65cm 程度、上段が床面から 85cm 程度とすること。
イ 形状は、高齢者、障害者等が支障なく利用することができるものとする。	イ 同左
ウ 材質は、その取付場所に見合ったものとする。	ウ 同左
エ 始末端部、分岐部等の要所には、行き先、方面等を点字で表示すること。	エ 同左
(3) 便所、エレベーター等においては、移乗等動作補助手すりを設けること。	(4) 便所、エレベーター等においては、次に掲げる構造の移乗等動作補助手すりを設けること。
—	ア 移乗等動作に応じて、水平型又は垂直型とすること。
—	イ 形状は、高齢者、障害者等が支障なく利用することができるものとする。
—	ウ 材質は、その取付場所に見合ったものとする。

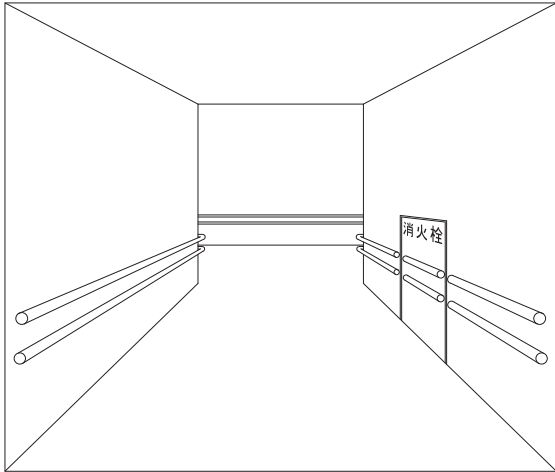
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

設置場所	●傾斜路及び階段等においては、踊り場にも連続して手すりを設ける。ただし、構造上設置が困難で片側のみ設置となる場合は、廊下・踊り場等と連続する側に設ける。	→傾斜等ある場所においても、曲げ加工等で連続性を持たせる。
移乗等動作補助	●エレベーター内には、扉以外の壁面に設ける。	
取付高さ	●床面からの寸法は、床面から手すりの上端までの寸法とする。	→【図 17-3】
形状等	●手すりの形状は外径 3~4cm 程度の握りやすい円形とし、下段は高齢者や子供等の利用を考慮して上段よりも外径寸法を小柵するなど、利用者にとって使いやすい形状とする。 ●手すりと壁との空きは 5cm 程度とし、手すり周辺の壁面は凹凸のない仕上げとする。 ●手すりの端部は壁面側に巻き込むなど端部が突出しない構造とする。 ●手すりを支持するブラケットは、手の動きを妨げないように手すりの真下から支える形状とする。 ●床面からの自立式 2 段手すりを設ける場合は、下段が子供等の足掛かりとならないよう、安全性に十分配慮し設ける。	階段の手すりは、踏面先端から手すりの上端までの寸法とする。 →【図 17-5】 →壁面にとれない場合は、下向きに巻き込む。
材質	●手すりは体重をかけたときに滑りにくいものとする。	
手すりの点字表示	◆通路、階段及び傾斜路の始末端部、分岐部等の要所には、行き先・方面等（乗降場手前では、路線名・左右の番線を含む。）を点字で表示すると共に、文字（墨字）による併記を行う。 ●点字を貼付けた場合は、はがれにくいものとする。 ●点字による表示方法は JIS T 0921 にあわせたものとし、点字内容を文字で併記する。 ●階段始末端部の点状ブロックの敷設された範囲近くの手すりの端部（水平部分）に表示する。 ●2 段手すりを設ける場合は、上段手すりに階段の通ずる場所を点字で表示する。	【図 17-4】 →資料編 P2-2、2-3 参照

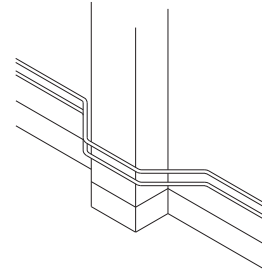
■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

設置場所	◎整備基準の(1)の設置場所以外の通路等にも、高齢者、障害者等に配慮して手すりを設ける。	→高さが 100cm 以内の階段についても設ける。
形状等	◎高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した手すりを両側に設ける。 ◎幅が 400cm を超える階段には、中間手すりを設ける。 ◎始末端部においては、手すりの水平部分を 60cm 以上とする。 ◎2 段手すりを設ける場合の構造は以下のとおりとする。 ・下段は手の小さい方をはじめ、高齢者や幼児の利用を考慮して上段よりも外径寸法を小さくするなど、利用者にとって使いやすい形状とする。 ・下段は、上段より壁等からの離れを大きくする。 ◎手すりの視認性を容易にするために、壁等の周囲と識別しやすい色とする。	→【図 17-1】 【図 17-2】 例えば、2 段手すり等とする。 →【図 17-6】 【図 17-7】

【図17-1】連続的な手すり設置例

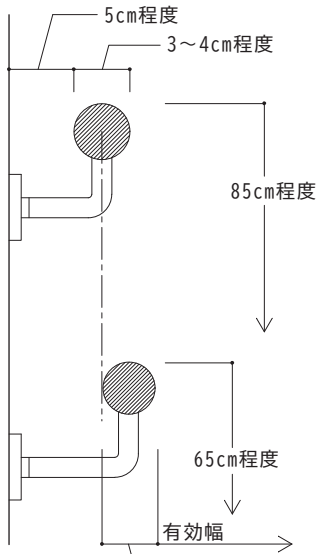


【図17-2】突出部分がある場合の手すりの設置例



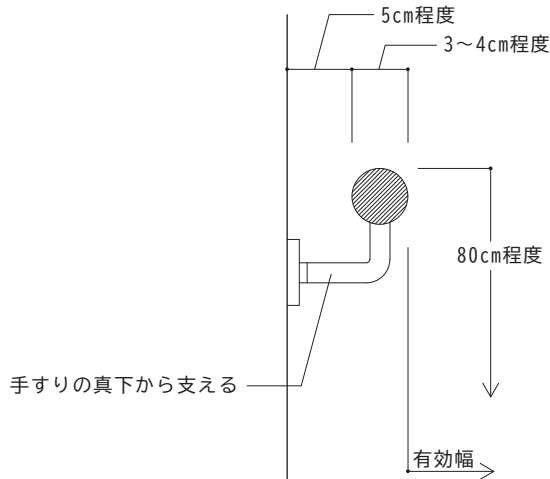
【図17-3】手すりの位置と形状の例

■2本の場合

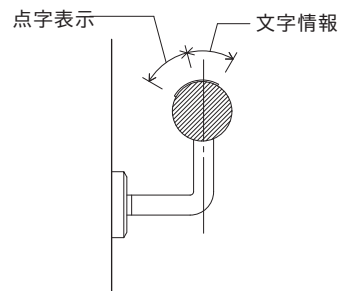
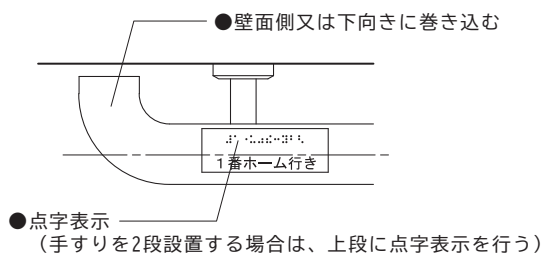


※下段手すりの外形寸法を上段より小さくする

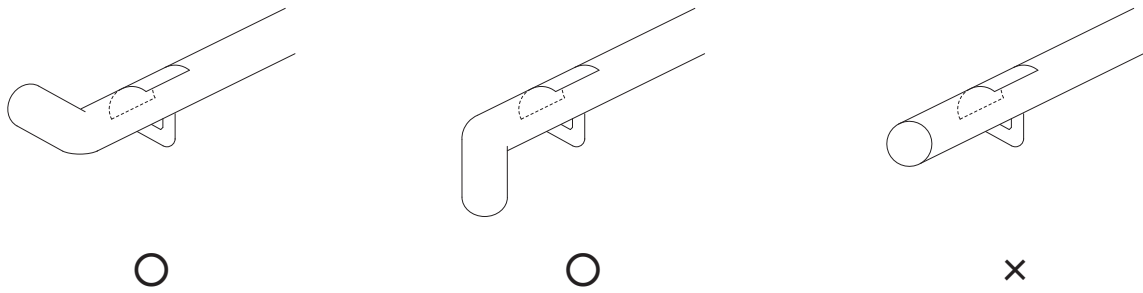
■1本の場合



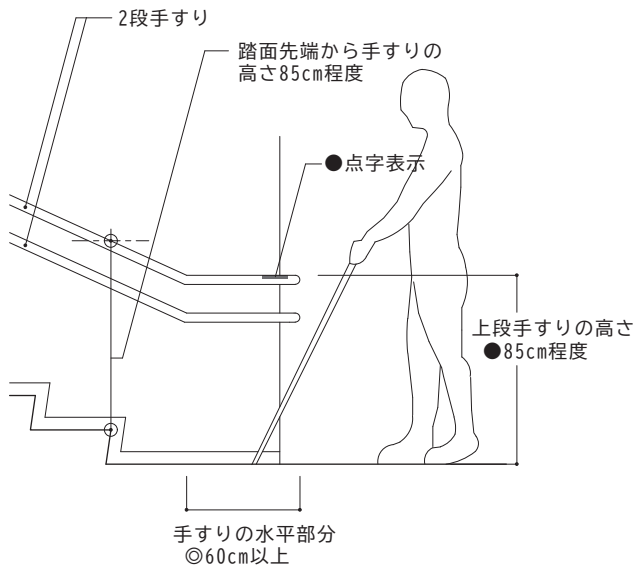
【図17-4】手すりの端部と点字表示の例



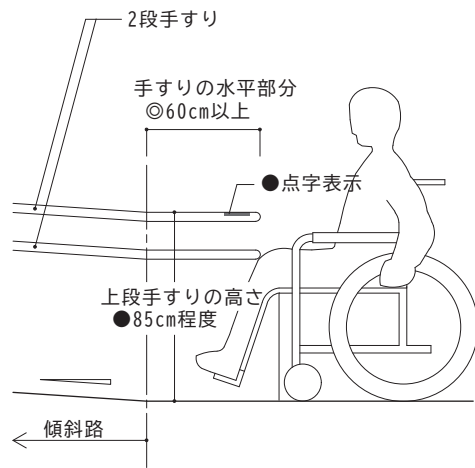
【図 17-5】 手すり端部の形状



【図17-6】 階段の手すりの例



【図17-7】 傾斜路の手すりの例



18 駅舎等の券売機

【基本的考え方】

乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、券売機及び券売機周辺を視覚障害者、車椅子使用者等を含む全ての人が円滑に利用できるよう配慮した構造とする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

遵守基準	整備基準
(1) 券売機は、金銭投入口等を車椅子使用者の手の届く高さに設け、車椅子使用者が券売機に近接することができるようにカウンターに切込みを入れること又は蹴込み（けこみ）付券売機とすること。	(1) 同左
(2) 券売機は、運賃等を点字で表示すること。機種により表示が困難な場合は、1以上を視覚障害者が支障なく利用することができる機種とすること。	(2) 同左
—	(3) 運賃表は、内容を容易に読み取ることができる文字の大きさとし、高齢者、障害者等に見やすい位置に設けること。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

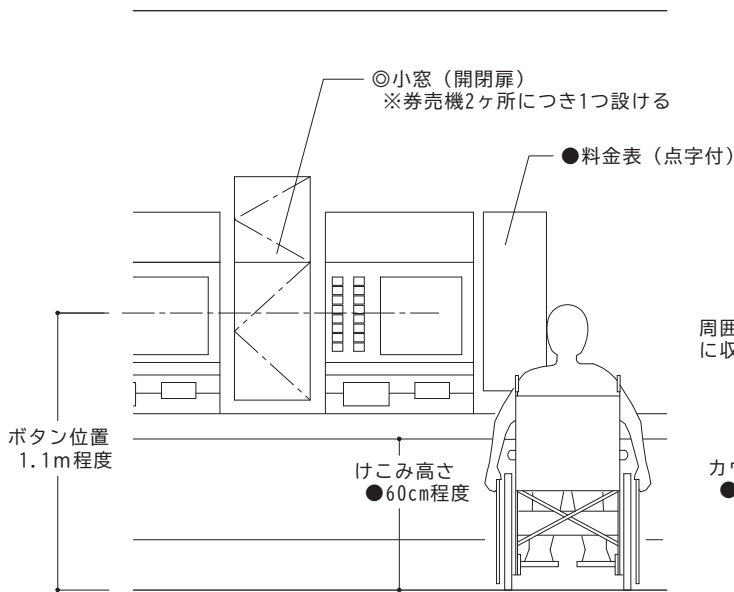
構造・位置	<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子使用者が容易に接近しやすいように、カウンター下部に床面からの高さ 60cm 程度のけこみを設ける。 ●金銭投入口は、硬貨を複数枚同時に投入できるようにする。 ●主要なボタン及び金銭やカード等の投出入口（以下「金銭投入口等」という。）は、車椅子使用者が利用しやすい高さとする。 ●金銭投入口等の高さは、110cm 以下とする。ただし、構造上やむを得ない場合を除く。 ●タッチパネル式の券売機を設ける場合は、テンキーをつける等、視覚障害者が支障なく利用できるよう配慮する。 	<p>→【図 18-1】</p> <p>けこみ付き券売機のけこみの奥行きは 40cm 程度とし、車椅子のフットサポートが入り込める空間を確保できるものとする。</p> <p>→テンキーの脇に操作方法等を点字で表示する。</p>
点字	<ul style="list-style-type: none"> ●点字表示された機種は改札口にできるだけ近い位置に設け、他の利用客との動線ができる限り交錯しないよう配慮する。 ●券売機の横にも点字運賃表を設ける。点字による表示方法は JIS T 0921 にあわせたものとする。 	<p>→点字で表示するのは、運賃、呼出案内とする。</p> <p>→資料編 P2-2、2-3 参照</p>
呼出装置	<ul style="list-style-type: none"> ◆駅舎等の係員に連絡できるインターホン又は呼出しボタン等を券売機又は券売機付近の分かりやすい位置に設置し、使用しやすい構造とする。 	
視覚障害者誘導用ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ◆点状ブロック等と券売機カウンターの間隔は 30cm 程度とする。 ◆視覚障害者誘導用ブロックは、移動等円滑化経路上の視覚障害者誘導用ブロックから点字表示された券売機まで、連続して設ける。 	<p>→【図 18-2】</p>
運賃表	<ul style="list-style-type: none"> ◆運賃表は、車椅子使用者、子供にも見やすい位置（サインの表示板面の中心が 130～135cm 程度の高さ）になるように設ける。 	

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

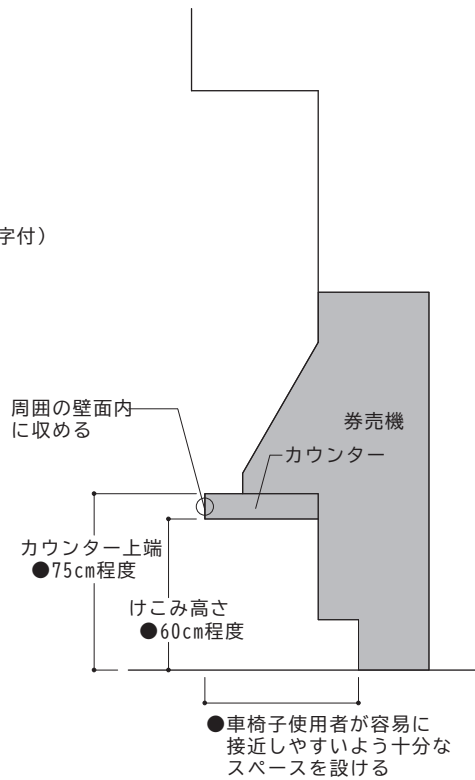
設置場所	<p>◎整備基準の(1)以外の券売機に関しても可能な限り、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものを確保する。</p> <p>◎弱視者の利用に配慮して、券売機内のボタン、金銭投入口等は、周囲との色の明度、色相又は彩度の差がある縁取りなどにより、容易に識別できるものとする。</p> <p>◎タッチパネル式の券売機を設ける場合は、表示や操作の画面を高齢者、障害者等が支障なく利用できるよう配慮する。</p>	→文字の大きさ、配色等に配慮する。
点字	◎(2)以外のボタンや金銭投入口等に関しても可能な限り、点字を併記する。	
その他の注意事項	<p>◎券売機の横に窓を設置し、係員と共に聴覚障害者が券売機の操作をできるように配慮した構造とする。</p> <p>◎乗車券等の販売を行うものが常時対応する窓口が設置されていない場合は、聴覚障害者等話し言葉によるコミュニケーションが困難な人の利用に配慮し、文字や映像により案内ができるインターホン等の設備を設ける。</p>	→【写真 18-1】

【図18-1】券売機の例

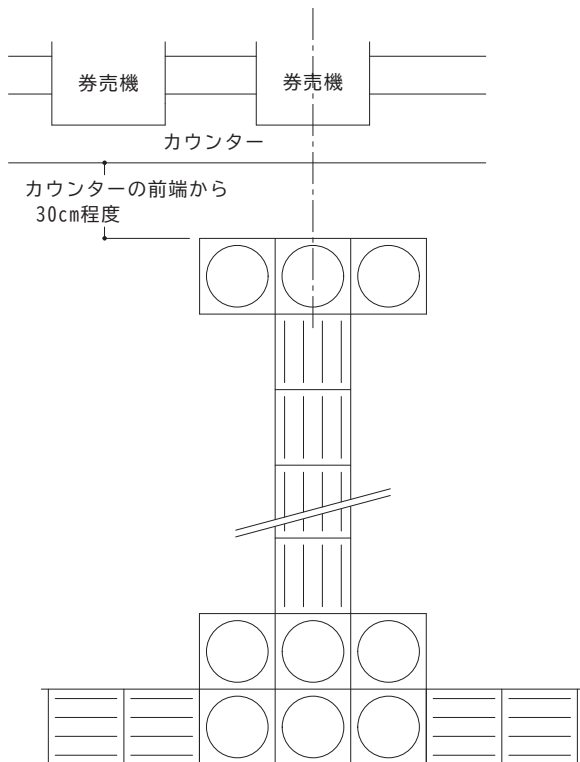
■立面図



■断面図

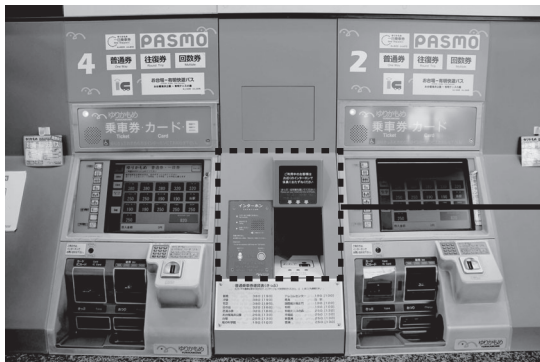


【図18-2】券売機への誘導



【写真18-1】 モニター付きインターホンを券売機横に設置した例

券売機は、福祉ボタン押下時に画面に文字案内が表示されるほか、インターホンによるお客様センター係員呼び出しが行われる連動機能を有している。



例：株式会社ゆりかもめ

19 駅舎等の公衆電話

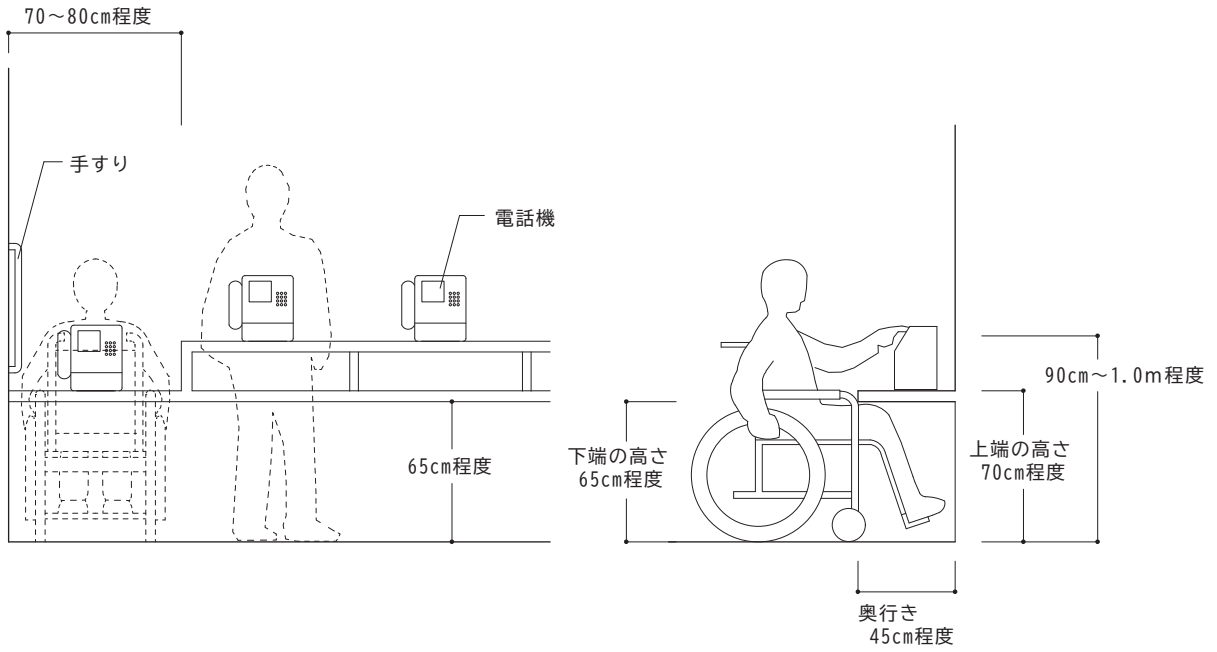
【基本的考え方】
 公衆電話を設ける駅舎等においては、車椅子使用者やその他の障害者などが利用することができる公衆電話を分かりやすい場所に設ける。

整備基準	
公衆電話を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の台の上に置くこと。	
ア	高さは、70cm程度であること。
イ	下部に高さ65cm以上、奥行き45cm程度の空間があること。

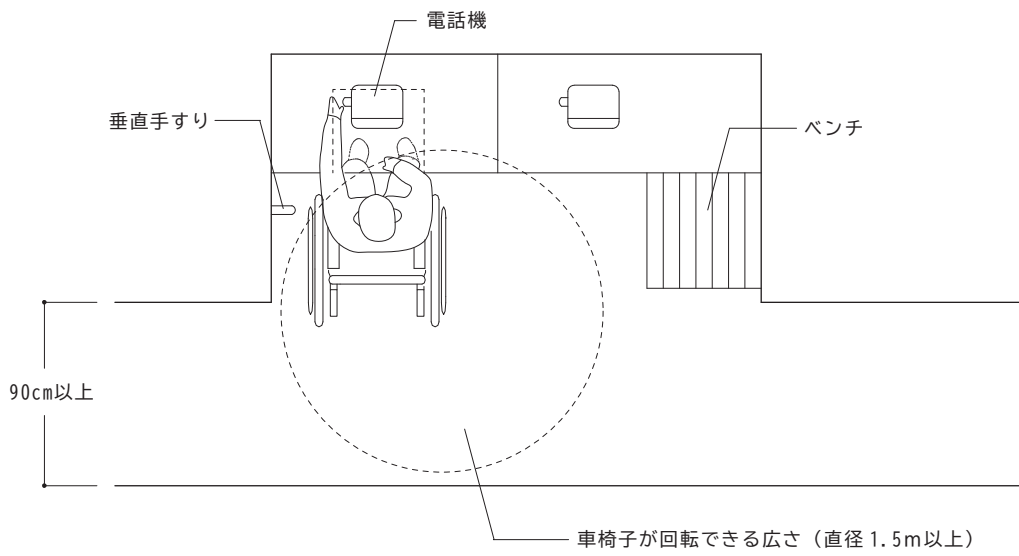
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備		
台の高さ等	◇電話ダイヤル及びプッシュボタンの中心は、90～100cmの高さとする。 ◇台の周辺には、車椅子使用者が近づける十分なスペースを確保する。	→【図19-1】 →【図19-2】

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備		
通信環境設備	◎外部と連絡及び情報がとれるように、携帯電話、無線LAN等が利用できる環境とする。	
公衆電話	◎公衆電話を設ける場合は、1以上を車椅子使用者に配慮した電話機及び台を設ける。 ◎障害者の利用に配慮した機能を持つ電話機を設置した場合には、分かりやすい場所にその旨を表示する。	→建築物「23公衆電話」参照
救護環境設備	◎旅客の救護をするために、救護室やAED等を設ける。また、救護室には、ベッド等の救護設備を設ける。 ◎だれもが分かりやすく使いやすい位置にAEDを設けるとともに、使用方法を分かりやすく表示する。	

【図19-1】電話台の寸法



【図19-2】電話台周辺の整備例



20 駅前広場

【基本的考え方】

駅前広場は、不特定又は多数の人が頻繁に利用する空間であり、多くの交通機関が交差する結節点であることから、高齢者、障害者等を含む全ての人が安全で分かりやすく容易に利用できる配置、構造、形態及び地域の実態に応じた規模とする。

整備基準

駅前広場は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用することができる規模及び配置とし、次に掲げるものとする。
ア 歩行者用通路は、車路と分離すること。
イ 駅舎等の出入口付近に必要な応じて歩行者が留まることができる空間及び休憩施設を設けること。
ウ 歩行者用通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
エ 歩行者用通路は、平坦でぬれでも滑りにくい仕上げとすること。
オ バス停留所は、運行本数及び路線数に応じて配置すること。
カ 必要に応じて案内板、説明板、標識等（以下この表及び次表において「案内板等」という。）を設けること。
キ 案内板等は、分かりやすい場所に配置し、高さは、車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。
ク 案内板等の表示は、高齢者、障害者等に配慮して内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及び明度とすること。
ケ 案内板等の表記は、平仮名、ピクトグラム（絵文字）、ローマ字等による標示を併用し、当該標示が JIS Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。

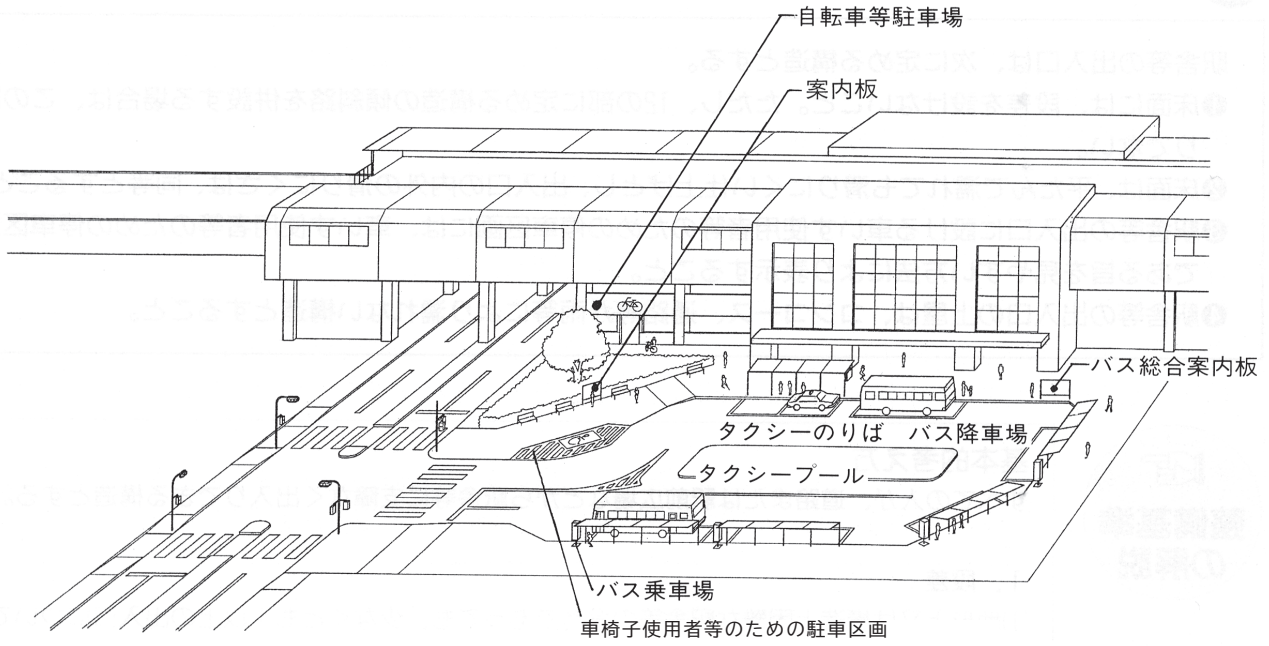
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

休憩施設	◇休憩施設を設ける場合は、道路編「14 休憩施設（ベンチ等）」を参照する。
バス停留所	◇バス停留所を設ける場合は、「27 バス停留所」を参照する。
案内板等	◇案内板等を設ける場合は、道路編「17 案内板等」及び建築物（集合住宅以外）「12 案内設備等」を参照する。
その他の注意事項	◇車止め柵等を設ける場合は、車椅子使用者等が円滑に通行することができる構造とする。

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

バスの降車場	☆バス停留所を設ける場合は、バスの降車場を1以上設ける。 ☆駅舎等の出入口からバスの乗降場まで連続したひさしを設け、雨にぬれずに乗降できると望ましい。
--------	--

【図20-1】駅前広場の整備例



21 自転車等駐車場

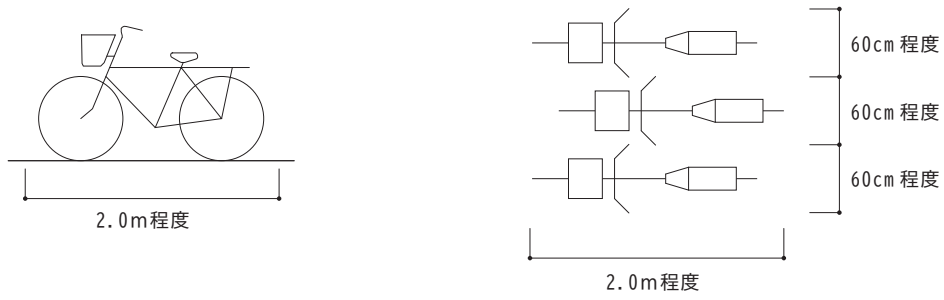
【基本的考え方】
 駅周辺には自転車利用者の動線を考慮した位置に、自転車等駐車施設を設け、自転車等の利用者が安全かつ容易に利用できる構造とする。

整備基準	
自転車等駐車場は、次に掲げる構造等とすること。	
ア 出入口は、車の通行等を考慮して安全な位置に設けること。	
イ 自転車等の入出庫は、入出が容易な構造とすること。	
ウ 自転車等の駐車方法は、平置式とすること。	
エ 照明設備を設けること。	
オ 場内の見通しがきくこと。	
カ 場内の分かりやすい位置に案内板等を設けること。	

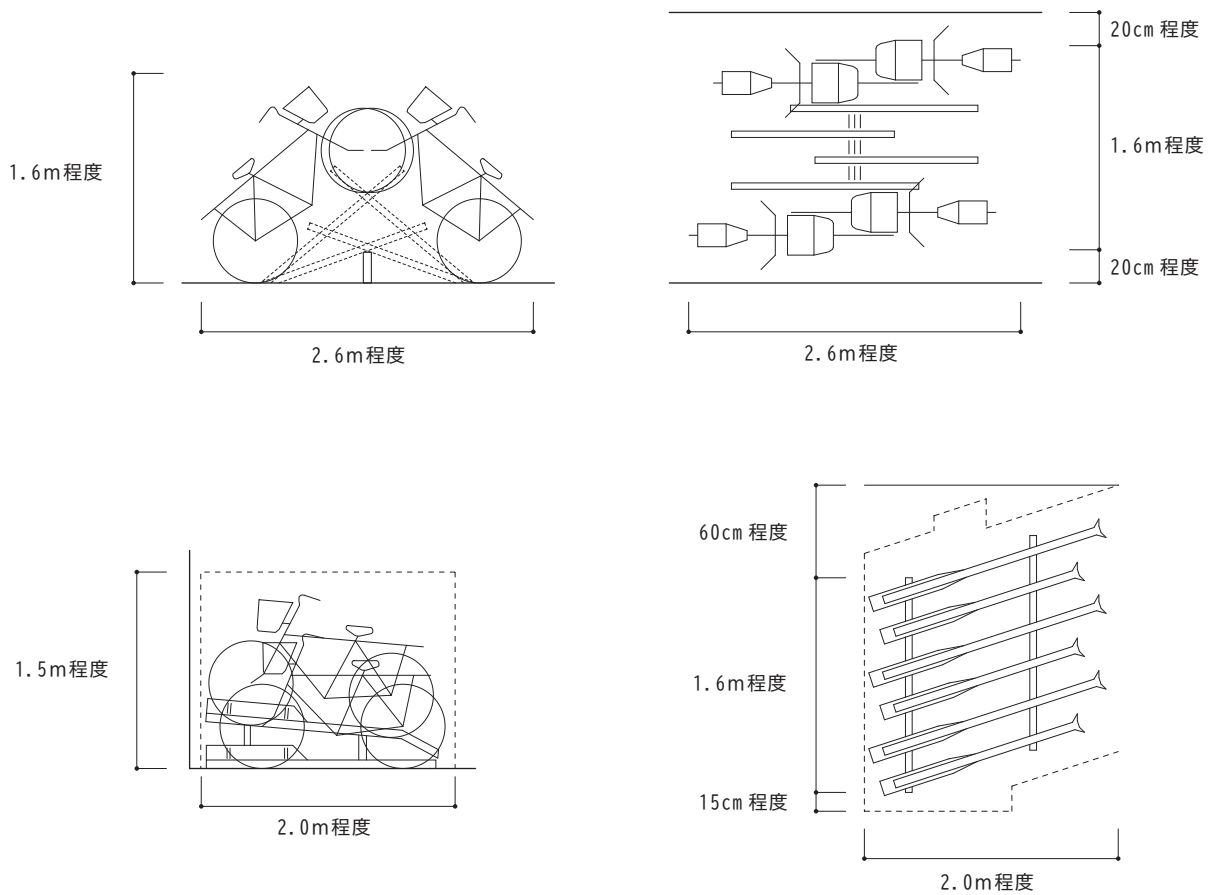
■基準の解説		凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備	
自転車等の駐車方法	◇やむを得ず二段式ラックを使用する場合は、誘導員による介助、下段を優先的に高齢者、障害者等が利用できるような工夫、ラックのない部分を高齢者、障害者等の専用スペースにする等の利用上の配慮をする。		
案内誘導	◇自転車駐車場の位置を示す案内誘導板等を必要に応じて設ける。		→【図 21-3】

■望ましい整備		凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備	
	☆自転車等駐車場の利用時間は、24 時間とする。		

【図 21-1】 平面で駐輪する場合の目安



【図 21-2】 平置式ラックの例



【図 21-3】 表示例



22 こ線橋

【基本的考え方】

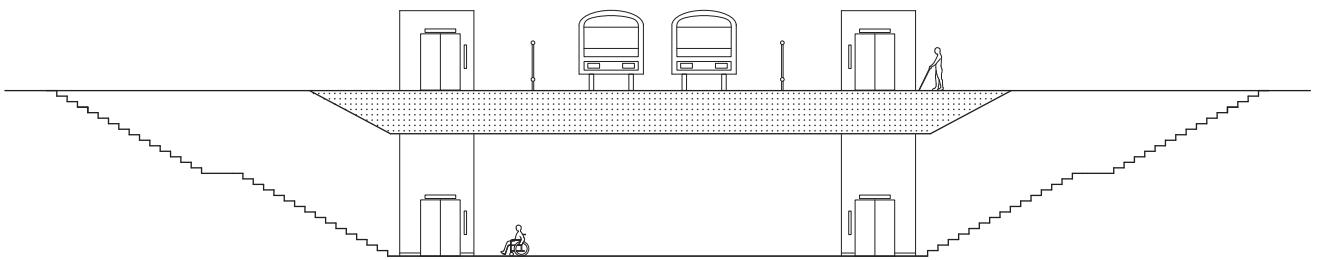
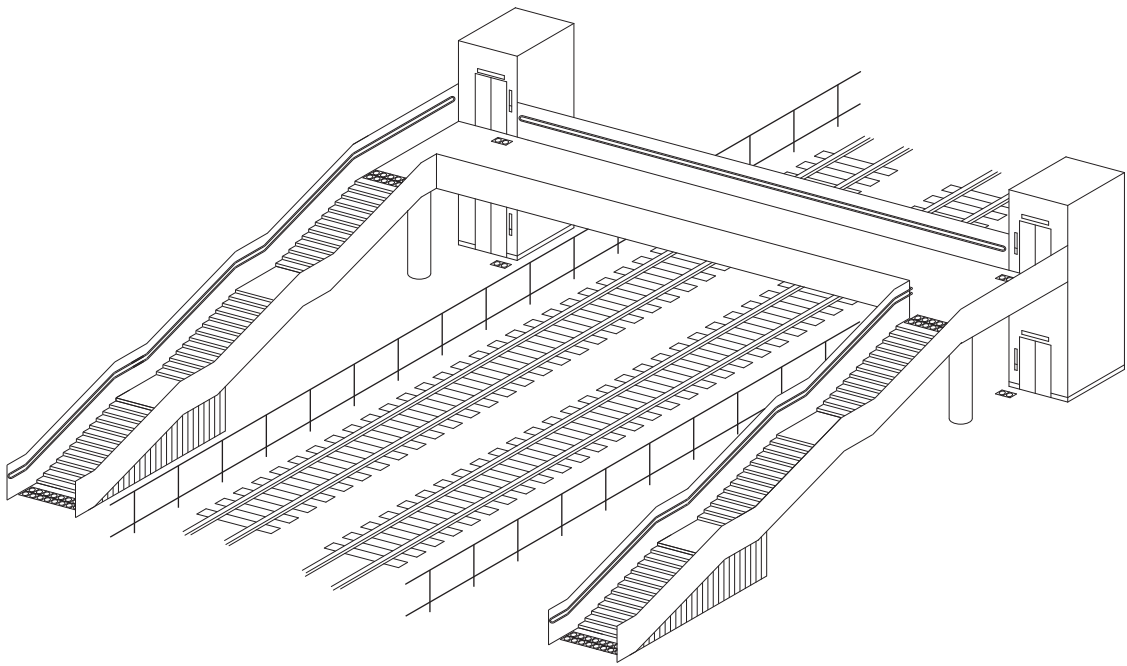
鉄道及び軌道の敷地を横断するためにやむを得ずこ線橋を設ける場合は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に移動できる機能及び空間を確保する。

整備基準
こ線橋は、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な移動に配慮した構造、配置等とすること。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

構造	◇構造は、「7 駅舎等の階段」及び「8 駅舎等の傾斜路」、道路編「13 立体横断施設」を参照する。	→【図 22-1】
----	---	-----------

【図22-1】こ線橋の例



23 踏切

【基本的考え方】

全ての人が安全に踏切を渡ることができるように、歩行者空間を確保する。

整備基準

踏切は、次に掲げる構造とすること。

ア 歩行者が安全かつ円滑に通行することができる通路部分を連続して確保すること。

イ 踏切の手前に歩行者が安全に留まることができる空間を確保すること。

ウ 踏切内は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとすること。

エ 歩道等の踏切道手前部に、点状ブロックによる踏切道の注意喚起を行うとともに、線状ブロックを部分的に敷設し、注意喚起を行う点状ブロックに適切に誘導すること。

オ 踏切道内には、視覚障害者が車道及び線路に誤って進入をすることを防ぐとともに踏切の外にいて誤認することを回避するため、表面に凹凸のついた誘導表示等（歩道等に設置する視覚障害者誘導用ブロックとは異なる形状とする。）を設けること。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

踏み切り前の待機スペース	◇歩行者が安全に留まることができる空間は、道路編「16 歩行者広場」を参照する。	
視覚障害者誘導用ブロック	◇踏切道内には、視覚障害者が車道や線路に誤って進入することを防ぐとともに踏切の外にいて誤認することを回避するため、視覚障害者誘導用ブロックとは違う表面に凹凸のついた誘導表示等を設ける。整備にあたっては、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン（国土交通省）」を参照すること。	

24 鉄軌道駅の改札口

【基本的考え方】

高齢者、視覚障害者、車椅子使用者等を含む全ての人が支障なく利用できる構造とする。

遵守基準	整備基準
(1) 改札口の通路のうち1以上は、幅を90cm以上とすること。	
(2) 自動改札機を設ける場合には、当該自動改札機への進入の可否を分かりやすく表示すること。	

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

有効幅	◆改札の1以上は有効幅90cm以上の有人改札口を設ける。ただし、駅舎の改造時に短期間設けるような臨時的改札口等で、有人改札の設置が不可能な場合は、駅長事務室等へつながるインターホンを改札口付近の分かりやすい位置に100cm程度の高さで設ける。	→【図 24-1】
視覚障害者誘導用ブロック	●視覚障害者誘導用ブロックは、有人改札口を経由して敷設する。 ◆ICカードのみ使用できる自動改札の場合、切符利用者が使用できないため、視覚障害者誘導用ブロックは、切符とICカードが使用できる併用型の改札口に誘導する。また、特定のICカードのみに対応した改札を設けることは避ける。	→「15 駅舎等の視覚障害者誘導案内装置等」参照
その他の注意事項	●無人改札口・無人駅とする場合は、駅長事務室等につながるインターホンを改札口の分かりやすい位置に設ける。 ◆改札口には音響誘導装置（誘導チャイム等）又はこれに代わる設備を設ける。なお、音声誘導装置については、「20 駅舎等の案内装置等」を参照する。 ●有人改札口には、筆談用のメモ用紙やホワイトボード等を備え、聴覚障害者等とのコミュニケーションに配慮するとともに、筆談用具等がある旨を表示する。	→改札口内外に設けることが望ましい。 →乗換専用改札口はこの限りではない。 →「6 駅舎等の出札、案内所等」参照

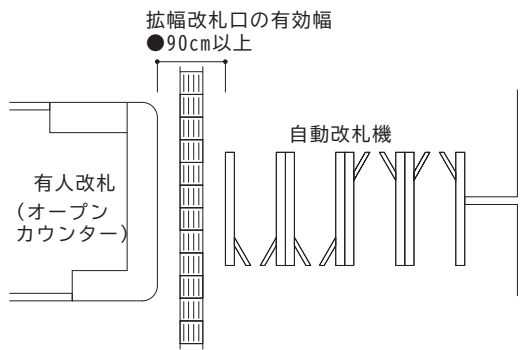
■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

拡幅改札口	◎有人改札口を拡幅改札口にした場合には、さらに自動改札口の1ヶ所を拡幅改札口とする。 ☆自動改札口については、出入りの方向を固定した改札口を各々1以上設け、その旨を表示する。	
進入案内表示	◎色弱者の利用に配慮した配色の案内表示とする。	→資料編 P2-21～2-23 参照
コミュニケーションボード	◎言葉（文字と話し言葉）による人とのコミュニケーションが困難な障害者、外国人等に配慮し、JIS T 0103 に適合するコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーションボードを備える。	→ICT 機器の活用も有効である。
カウンター	◎有人改札口のカウンターの一部は、車椅子使用者にも配慮した構造とする。 ◎車椅子使用者等に配慮したカウンターを設置した場合は、車椅子使用者等の利用に配慮した場所に設ける。	→「6 駅舎等の出札、案内所等」参照

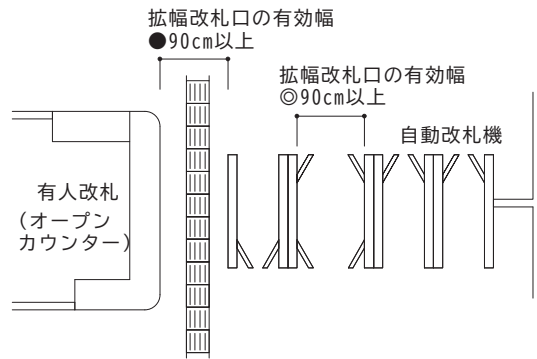
<p>その他の 注意事項</p>	<p>◎手話での対応が可能な係員を配置するとともに、その旨を表示する。</p> <p>◎案内所を兼ねている等、有人改札口に戸が設置されている場合、有人改札口の戸外側、もしくは戸内側に車椅子使用者同士がすれ違うことができるスペースを設ける。</p> <p>◎無人改札口・無人駅とする場合は、視覚障害者、聴覚障害者等からの問合せに対応できるよう措置を講ずる。</p> <p>☆改札口にインターホンを設ける場合は、テレビモニター等と連動させ、必要に応じ駅係員等が視覚的に対応できる設備とする。</p>	
----------------------	---	--

【図24-1】改札口の例

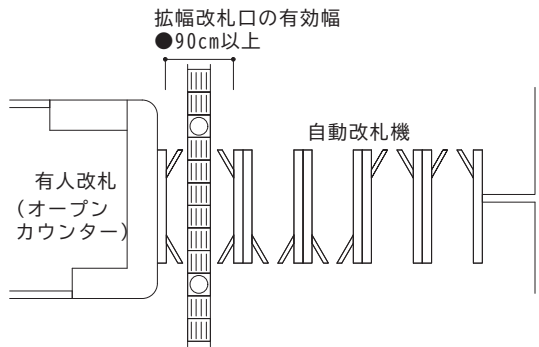
■一般的な改札口の例



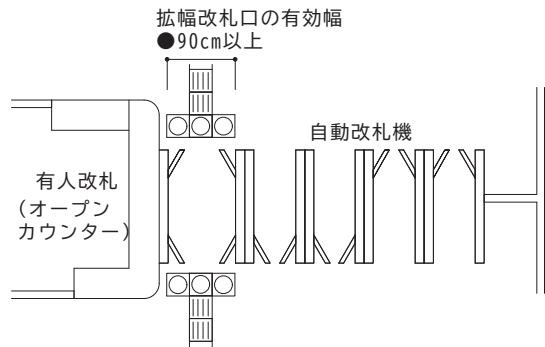
■改札脇の改札以外にも拡幅改札を設けた例



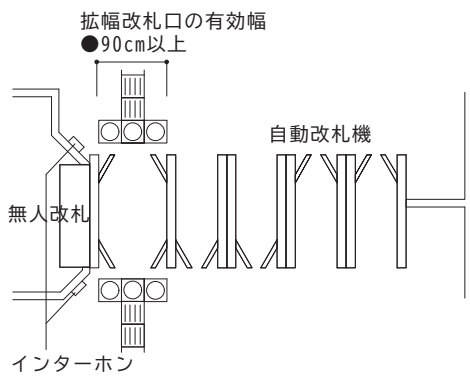
■一般的な改札口の例 ① (自動開閉機がある場合)



■一般的な改札口の例 ② (自動開閉機がある場合)



■無人改札口の例



25 鉄道駅の乗降場

【基本的考え方】

高齢者、障害者等を含む全ての人が安全に安心して車両へ円滑に乗降できる構造とする。特に、視覚障害者の転落防止措置等の配慮を必要とする。

遵守基準	整備基準
鉄道駅の乗降場は、次に掲げる構造とすること。	同左
ア 床面の水勾配は、1/100程度とし、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。ただし、階段、エスカレーター等へのすり付け部における水勾配は、この限りでない。	ア 同左
イ 床面及びホーム先端のノンスリップタイルは、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。	イ 同左
－	ウ ホーム先端のノンスリップタイルの材料を選択する場合には、ホーム縁端警告ブロックとの対比効果が得られるように配置すること。
ウ 縁端及び両端には、車両の停止する部分にホーム縁端警告ブロック等を連続して敷設すること。ただし、ホームドア、ホームゲート等が設置されている場合は、この限りでない。	エ 縁端及び両端には、車両の停止する部分にホーム縁端警告ブロック又は点状ブロック（以下これらを「ホーム縁端警告ブロック等」という。）を連続して敷設すること。
エ 線路側以外の端部には、転落防止のための柵等を設けること。	オ 同左
オ 列車の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、乗降場と車両とのすき間及び段差は、可能な限り小さくすること。	カ 同左
－	キ 乗降に係る部分については、上屋を設けること。
カ 発着する全ての車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、車両を自動的に一定の位置に停止させることができる乗降場においては、ホームドア又はホームゲートを設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合は、ホーム縁端警告ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。	ク 同左
キ カに掲げる乗降場以外の乗降場にあつては、ホームドア、ホームゲート、ホーム縁端警告ブロック等その他の転落防止のための設備を設けること。	ケ クに掲げる乗降場以外の乗降場にあつては、ホームドア、ホームゲート、ホーム縁端警告ブロック等その他の転落防止のための設備を設けること。
ク 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、代替措置がある場合は、この限りでない。	コ 同左
ケ 十分な明るさを確保した照明設備を設けること。	サ 同左
コ 車椅子スペースに通ずる旅客用乗降口には、乗降場に位置を表示すること。ただし、当該旅客用乗降口の位置が一定していない場合は、この限りでない。	シ 同左

■基準の解説	凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守	◇区追加整備
床面の水勾配	◆1/100 程度とされているが、できるだけ平坦な仕上げとし、ベビーカーや車椅子使用者等の安全性が確保できるようにする。	→【図 25-1】 【図 25-3】
点状ブロック等	<p>●ホーム縁端警告ブロックは、乗降場（プラットホーム）の線路側の縁端部を警告するために設ける。形状は、乗降場（プラットホーム）の内側であることを認識できるように、点状ブロックの内側に内方線が位置するものとし、JIS T 9251 にあわせたものを基本とする。</p> <p>◆乗降場の縁端からの離隔は 80～100cm 程度とし、線路に並行して連続的にホーム縁端警告ブロックを敷設する。形状は、点状ブロックのホームの内方を表示する線状突起を 1 本追加する。</p> <p>◆ホームドア又はホームゲート（「可動式ホーム柵」を指す。以下、この解説において同じ）が設置されている場合は、乗降口の部分に点状ブロック等を敷設する。</p>	→「16 駅舎等の視覚障害者誘導用ブロック」参照 →【図 25-2】 資料編 P2-8～2-11 参照
転落防止設備	◆転落防止のための柵、壁などをいい、高さ 100～150cm 程度（柵の場合は足掛かりからの高さ）を設ける場合は、高さ 110cm 以上とする。	
ホーム先端ノンスリップタイル	<p>◆「ぬれても滑りにくい仕上げ」については、建築物（集合住宅以外）「29 床の滑り」を参照し、安全性に配慮する。</p> <p>●ホーム先端ノンスリップタイルの材料を選択する際は、高齢者、障害者等に配慮して、ホーム縁端の点状ブロック等との明度差等の対比効果が発揮できるものとする。また、視覚障害者が線状ブロックと誤認しないよう区別ができるものとする。</p>	
すき間・段差	<p>●車椅子使用者等に配慮して、すき間・段差が解消できる設備（渡り板等）を速やかに使用できる場所に配備する。</p> <p>●乗降場と車両とのすき間・段差が大きい箇所には、光や音声等により警告を行う。</p>	
ホームドア等	<p>◆音声で開閉の案内するなど、車両ドアとホームドア等との間の閉じ込めやはさみこみ防止措置を図る。</p> <p>●ホームドア等の各開口部の全幅にわたって、奥行き 60cm 程度の点状ブロックを敷設する。ドアの戸袋等の各固定部からの離隔を設けないことを基本とし、構造上やむを得ない場合であっても 30cm 以下とする。</p> <p>●ホームドア等が設置できない場合は、非常押ボタン又は転落検知マットやホーム下に列車を避ける退避場所等を設ける。</p>	→「16 駅舎等の視覚障害者誘導用ブロック」参照
列車接近情報	<p>●案内の内容は、列車の接近、その列車の停車・通過、乗車の可否、列車種別、行き先、次の停車駅名等とする。</p> <p>●案内の仕方は、音声、音響、光、文字等とする。</p>	
照明	●乗降場（プラットホーム）の両端部まで、又は両端部が識別できるように採光や照明に配慮する。	
その他の注意事項	<p>◆乗降部分には上屋を設けること。</p> <p>●ホーム上の壁面や柱などに取り付ける看板、休憩設備等は、旅客の通行の支障にならないように設ける。</p>	→「5 駅舎等の通路等」参照

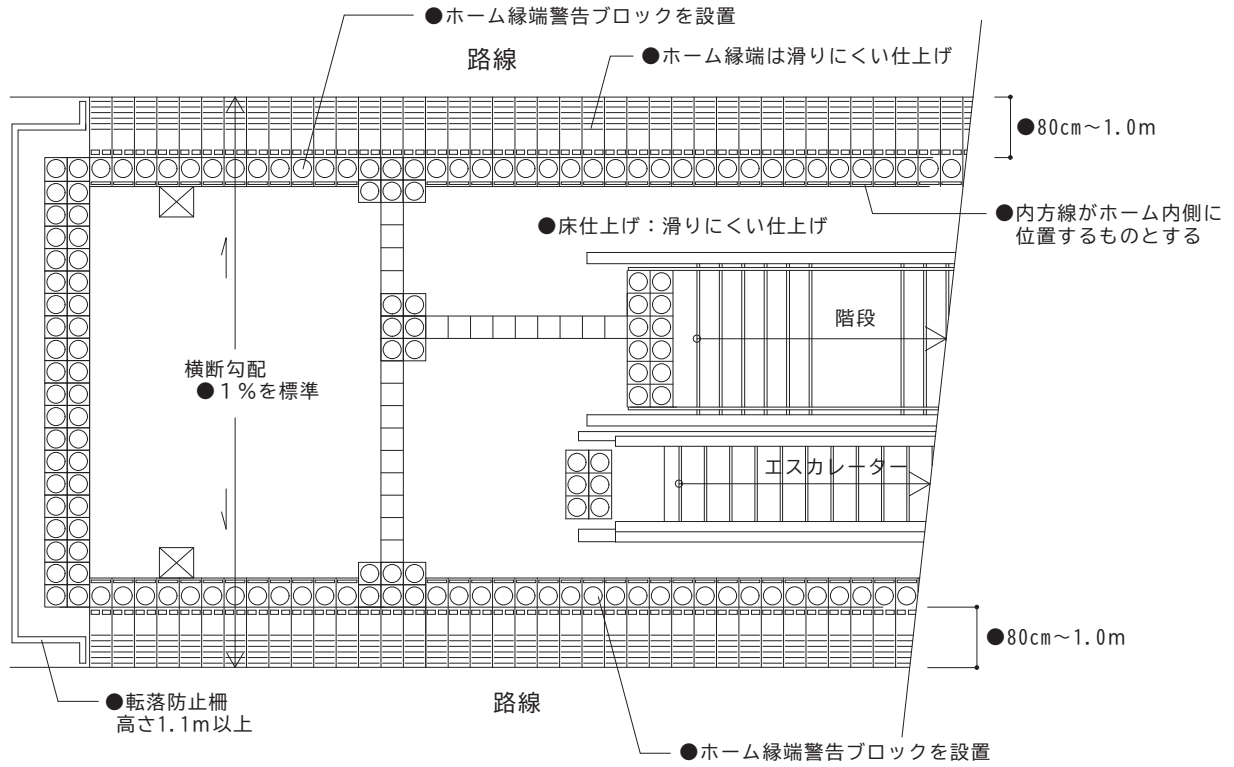
■望ましい整備

凡例：◎都と同等望ましい整備

☆区で追加した望ましい整備

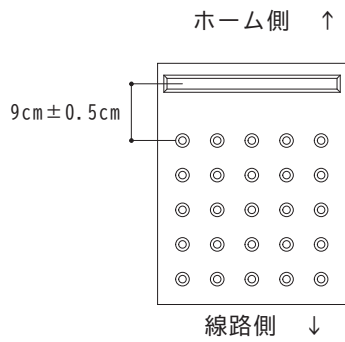
すき間・段差	<p>◎渡り板等の設備を使用しなくても、車椅子使用者が単独で乗降できるよう措置を講ずる。</p> <p>☆すき間及び段差が大きく危険な箇所には注意表示を行うとともに、最もすき間のない位置にその旨を表示する。</p>	
ホームドア等	<p>◎ホームドア等の開閉を音声や音響で知らせる。</p> <p>◎ホームドア等は、乗降部への徒列ライン敷設、案内板の設置又は固定部と可動部の色を変えるなど、色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、乗降位置を容易に識別できるものとする。</p>	
案内表示	<p>◎到着する駅名を車内で表示する場合を除き、車内のどの位置からも視認できるよう駅名標を配置間隔に配慮して表示する。</p> <p>◎駅構内案内図等により当該駅施設の案内を表示する。</p> <p>◎列車種別ごとの停車駅等、路線案内等の列車の乗車に関する情報を表示する。</p>	<p>→「14 駅舎等の案内板等」、「15 駅舎等の視覚障害者誘導案内装置等」参照</p>
乗降位置表示	<p>◎旅客搭乗口の位置が一定している場合は、整備基準のオ以外の一般乗降口、優先席その他列車種別に応じた乗降口の位置等を表示する。</p> <p>◎車椅子使用者が単独で乗降しやすい乗降口がある場合、車椅子使用者本人が当該乗降口において単独で乗降できるか判断できるよう、当該乗降口に関する案内を行う。</p>	
音声案内	<p>◎列車到着時に降車した駅が旅客に分かるよう、駅名の音声案内を行う。</p>	
ホーム上の設置物	<p>☆壁面や柱などに取り付ける看板などは通行の支障にならないように設ける。</p> <p>◎ホーム上の設置物や柱等は、色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、乗降場（プラットホーム）の床面と容易に識別できるものとする。</p> <p>☆売店・ベンチ・ごみ箱等を設ける場合は、障害者等の通行の支障にならないよう配慮し、安全な幅が確保できるように設ける。</p>	
乗降場の有効幅	<p>☆乗降場の有効幅は、乗降場の柱から縁端までの離れを 150cm 以上、階段その他の施設と縁端までの離れを 170cm 以上として、乗車待ち及び通行者の安全性を確保し、旅客の流動に支障を及ぼすおそれのないものとする。</p>	
待合室の設置	<p>☆乗降場（ホーム）には、待合室を設ける。</p> <p>☆待合室には、自動ドア（有効幅 90cm 以上）、ベンチ、車椅子使用者等用スペース、冷暖房設備を設ける（「7 駅舎等の旅客待合所及び休憩設備」を参照）。</p>	
その他の注意事項	<p>◎プラットホーム上のエレベーターの出入口付近に傾斜がある場合は、車椅子使用者等の線路への転落防止のため、傾斜に関する注意喚起の掲示とともに旅客の円滑な流動に支障を及ぼさない範囲で柵を設ける。</p>	

【図25-1】乗降場(プラットホーム)の例

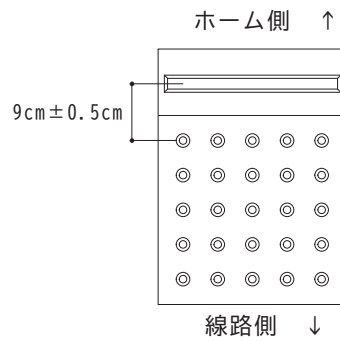


【図25-2】ホーム縁端警告ブロックの例

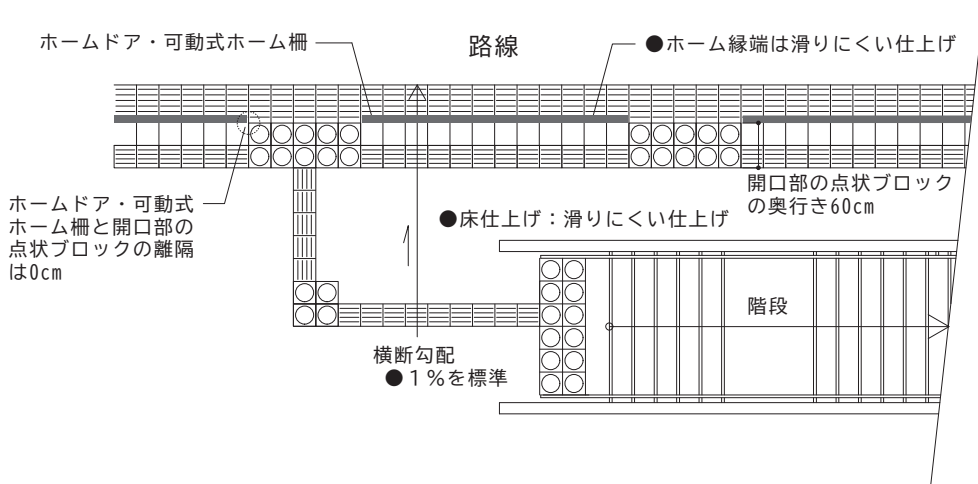
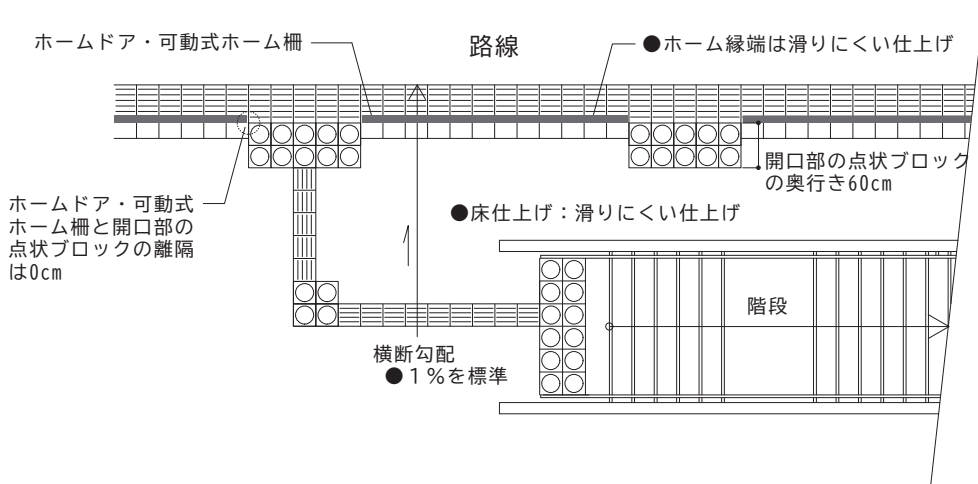
■ 一体化したブロックの例



■ 2枚のブロックに分けて敷設する例



【図25-3】乗降場（プラットホーム）の例（ホームドア・可動式ホーム柵の場合）



26 軌道の停留所

【基本的考え方】

高齢者、障害者等を含む全ての人が安全に安心して車両へ円滑に乗降できる構造とする。

遵守基準	整備基準
(1) 乗降場は、車椅子を回転させることができる幅を確保すること。	
(2) 床面は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとすること。	
(3) 乗降場に至る経路及び乗降場には、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。	
(4) 乗降場の縁端及び両端には、車両の停止する部分にホーム縁端警告ブロック等を連続して敷設すること。	
(5) 壁面及び柱面の看板並びに設置物は、通路、乗降場等に突出しないようにすること。やむを得ず突出する場合は、面を取るなどの安全な措置を講ずること。	

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

乗降場	<ul style="list-style-type: none"> ◆車椅子使用者が回転できる幅である 150cm が必要である。 ◆乗降場は、「16 駅舎等の乗降場」に規定する構造とすること。 ◆接近案内表示器を導入する場合は、音声付とするなど視覚障害者に配慮した装置とする。 	
乗降場に至る経路	<ul style="list-style-type: none"> ◆段差を設けない。段差がある場合は、「13 傾斜路」に規定する構造の傾斜路を設け、乗降場に通ずる経路を 1 以上確保すること。 ◆通路幅は 200cm 以上とする。ただし、構造上やむを得ない場合は、140cm 以上とする。 ◆改札口を設ける場合は、「8 改札口」を参照する。 ◆傾斜路を設置した 1 以上のルート以外において、構造上やむを得ず 1 の傾斜路が設置できない場合は、「12 階段」に規定する構造の階段を設けること。 ◆誘導案内板等は、高齢者、車椅子利用者等の利用に配慮した構造とすること。 	
点状ブロック	◆乗降場の縁部から 80cm 以上の位置に点状ブロックを敷設する。	

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

視覚障害者誘導用ブロック	◎乗降場に至る経路には、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設する。	→「16 駅舎等の視覚障害者誘導用ブロック」参照
上屋	◎防風及び雨天を考慮し、上屋や背面部等に風雨よけ板等を設ける。	
案内板等	<ul style="list-style-type: none"> ◎屋外照明設備は、高齢者、障害者等に配慮して、十分な明るさを確保した照明設備とする。 ◎周辺の道路等からのアクセスが分かりにくい停留場は、周辺の道路上等に誘導のための案内板等を設ける。 	

27 バス停留所

【基本的考え方】
 高齢者、障害者等を含む全ての人が安全に安心してバスへ円滑に乗降できる構造とする。

遵守基準	整備基準
-	(1) 分かりやすい場所に停留所の位置等を示す表示をすること。
-	(2) 行き先、経由地、運行予定表等を表示すること。
-	(3) 駅前広場等におけるバスターミナルには、全体の運行系統、バス停留所等を表示する総合的な案内板を設けること。
(1) 乗降場の床面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。	(4) 同左
-	(5) 乗降場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
(2) 乗降場の縁端のうち、車両の通行、停留又は駐車のために供する場所に接する部分には、視覚障害者の進入を防止するための設備を設けること。	(6) 同左
(3) 乗降場に接して停留する車両に車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造のものであること。	(7) 乗降場に接して停留する車両に車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造とすること。

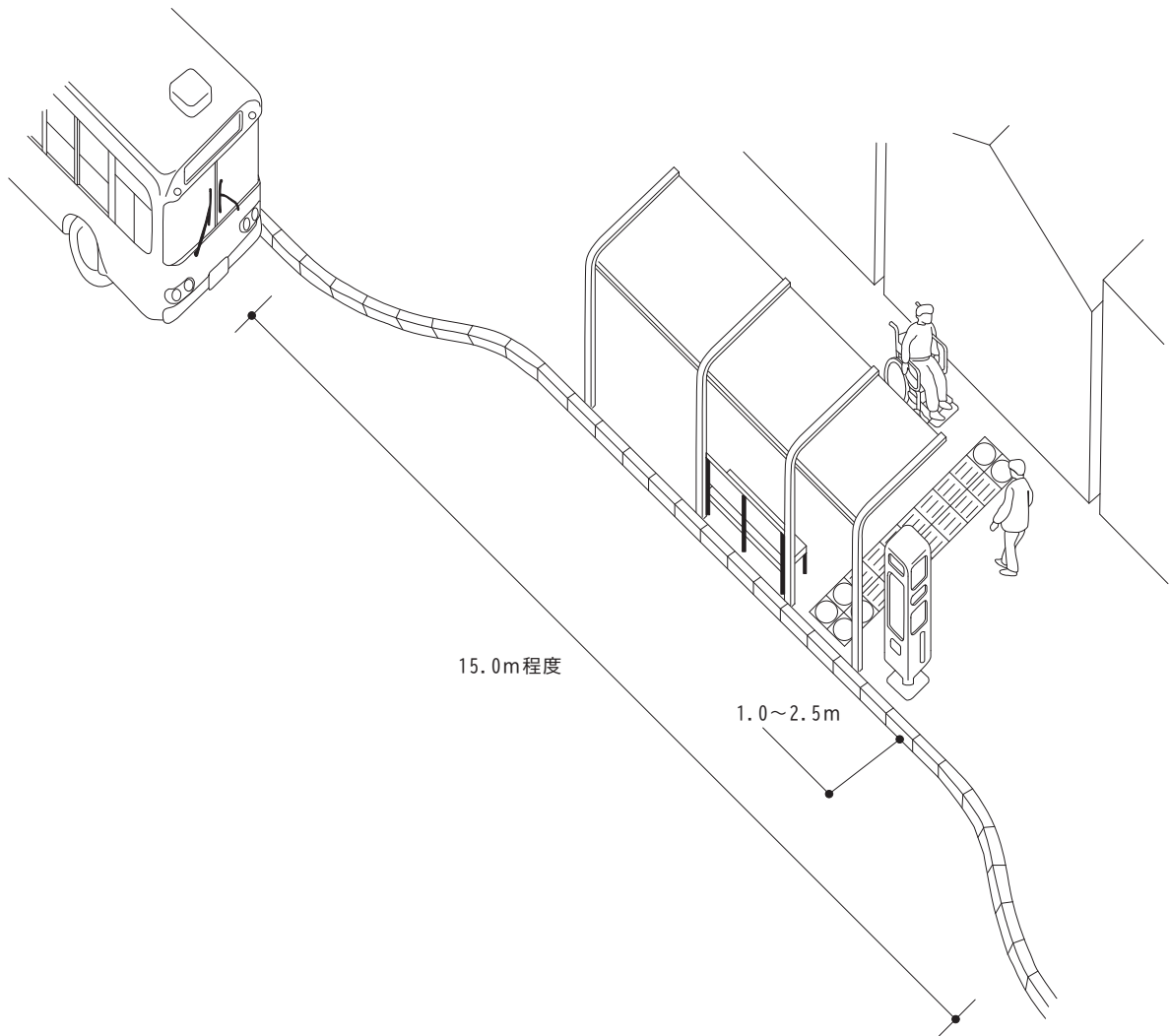
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

表示	◆行き先、経由地、運行予定表等の表示、総合的な案内板の表示内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及び明度とする。
----	---

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

バス専用停車帯	☆バス停留所には、1.0～2.5mの奥行きを持ったバス専用停車帯を設ける。	→【図 27-1】
案内板等	◎停留所には、バスの行き先、運行系統、時刻表などを標示する案内板を設け、点字による表示も併せて行う。 ◎バスの運行情報（現在位置等）を表示する装置を設ける。 ◎外国人観光客の利用が多い公共交通施設周辺にある停留所は、多言語表記した案内板を設ける。	→「14 駅舎等の案内板等」参照 →多言語とは、英語、中国語、韓国語を基本とする。
照明設備	◎屋外照明設備を設ける場合は、高齢者、障害者等に配慮して、十分な明るさを確保した照明設備とする。	
時刻表	◎ノンステップバス、リフト付きバス等が運行している路線には、その旨を乗降場の時刻表等にピクトグラム等の利用により、分かりやすく表示する。 ☆運行便が決まっている場合は、その情報を分かりやすく表示する。	
上屋	◎旅客の利用が多い停留所や公共交通施設周辺の停留所で、歩道幅員が広いところには高齢者、障害者等に配慮して上屋を設ける。また、上屋を設ける場合は以下のことを配慮する。 ・防風及び雨天を想定して設ける。 ・バスの乗降口を配慮して設ける。 ・歩行者の通行に支障がない場合には、休憩のためのベンチを設ける。	→【図 27-2】 風雨よけ板も設けることが望ましい。

【図27-1】バス停留所の整備例

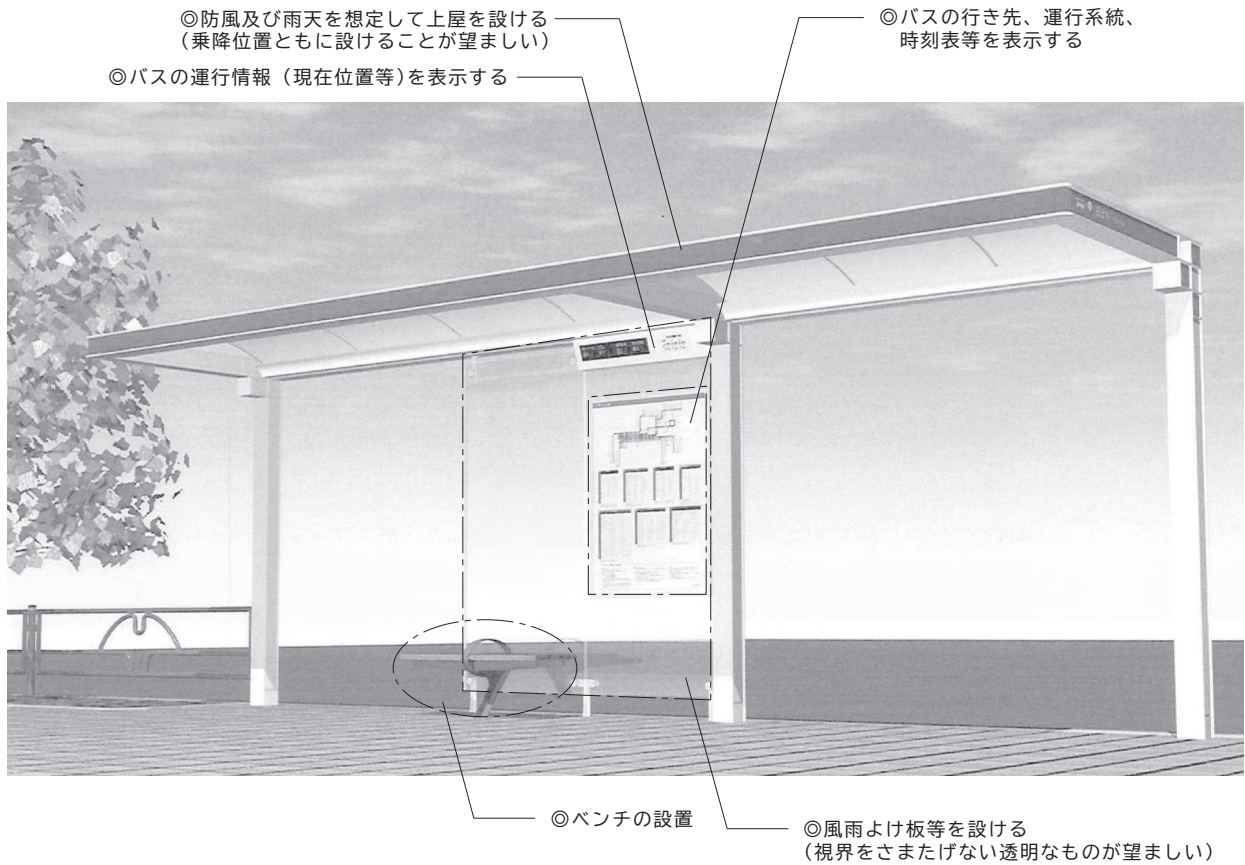


《 参 考 》

■バス停留所での乗降時の手すり（江戸川区の整備例）



【図27-2】バス停留所の例



28 タクシー乗り場

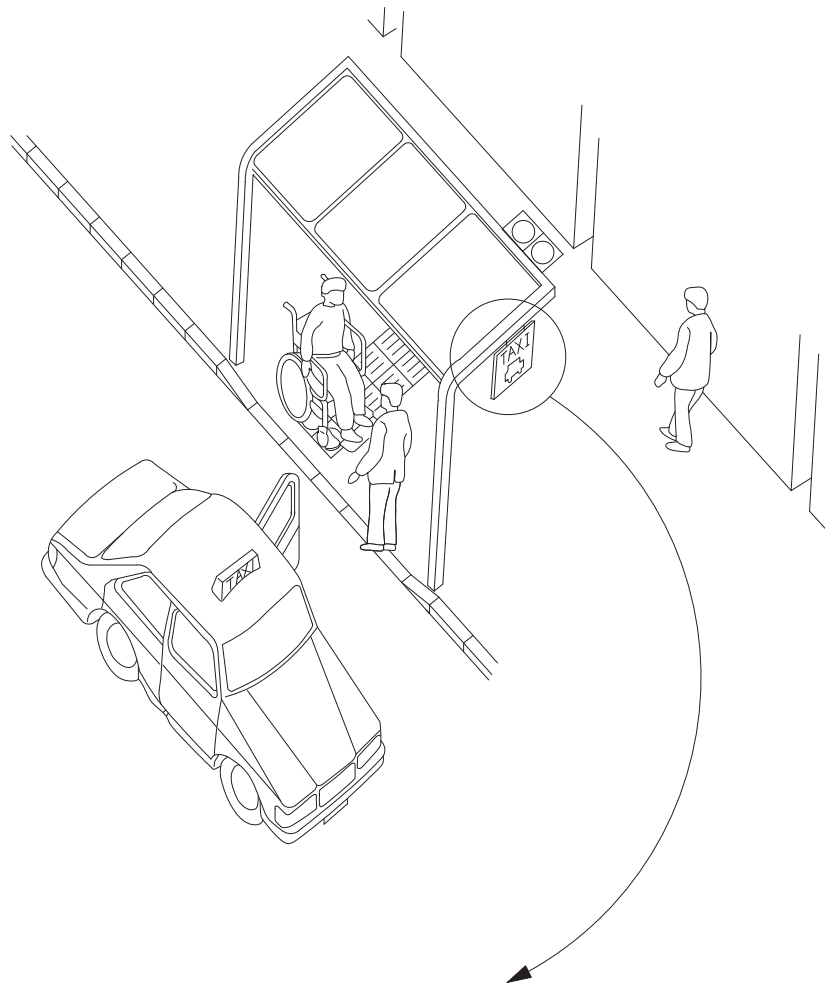
【基本的考え方】
 全ての人が、安全かつ円滑に利用できる表示をする。

整備基準
(1) タクシー乗り場である旨を表示すること。
(2) 乗降場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備
 段差 ◇車道と歩道の段差を設けない（2cm 以下）。 →【図 28-1】

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備	
スペース	☆後部乗降の車両と側方乗降の車両への対応を考慮した幅、長さ、高さ、縁端部の構造とすることが望ましい。
上屋	☆タクシー乗り場には上屋を設ける。 ☆乗降部分の上部にも上屋を設ける。

【図28-1】 タクシー乗り場の整備例



タクシーのりば

29 水飲み・構内売店

【基本的考え方】

水飲み、構内売店はできるだけ計画的に配置し、高齢者、障害者等が利用しやすい構造とする。

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

水飲み	☆水飲み台の高さ・奥行き等の形状及び給水栓については、車椅子利用者等の利用に支障のないよう、次に定める構造とする。 <ul style="list-style-type: none">・高さ 70～80cm とし、下部に車椅子使用者のひざが入るスペースを確保する。・給水栓は光電式、ボタン式又はレバー式とし、足踏み式のもの手動式のもの併用する。なお、使用の始めに勢いよく水が出ないものとする。	
構内売店	☆売り場前面には、車椅子使用者が回転できる十分なスペースを確保する。	

路外駐車場編

1	路外駐車場車椅子使用者用駐車施設	2
2	路外駐車場移動等円滑化経路	4

1 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設

【基本的考え方】

車椅子使用者等が自己の日常生活の外出手段として最も便利なのが自動車である。従って路外駐車場には、車椅子使用者用駐車施設を設置する必要がある。また、障害者自身が運転する場合と、介護者付きで同乗する場合とがあり、いずれの場合でも安全に支障なく利用できるような構造とすることが必要である。

なお、本項では、建築物に付随せず単独で設ける駐車場で、建築物とならないものを対象とする。

遵守基準／整備基準

(1) 路外駐車場には、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設※1を1以上設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車※2のための駐車場については、この限りでない。
(2) 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。
ア 幅は、3.5m以上とすること。
イ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設である旨の表示を行うこと。
ウ 傾斜部に設けないこと。
エ 「2 路外駐車場移動等円滑化経路」に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

※1 車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設

※2 いずれも側車付きのものを除く。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

施設数	●路外駐車場車椅子使用者用駐車施設を1以上設ける。	
幅	●路外駐車場車椅子使用者用駐車施設は、自動車のドアを全開した状態で車椅子から自動車へ容易に乗降できる幅を確保する。整備基準で規定している幅（3.5m）は、普通車用駐車スペースに、車椅子が転回でき、介助者が横につき添えるスペース（幅1.4m以上）を見込んだものである。	→【図2-1】
位置	●路外駐車場車椅子使用者用駐車施設は、路外駐車場の出入口にできるだけ近い位置に設ける。	
施設の表示	●路外駐車場車椅子使用者用駐車施設は、一般用駐車スペースと区分するため、駐車スペース床面に「国際シンボルマーク」を、乗降スペース床面に斜線をそれぞれ塗装表示し、付近に標識を設ける。表示・標識は、運転席からも判別できる大きさとする（路外駐車場車椅子使用者用駐車施設付近に設置する標識は、車椅子使用者の通行や後部側ドアからの乗降に配慮して、利用者の支障とならない位置に設置する。）。	→【図2-1】
案内表示	●路外駐車場の入口には、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設が設置されていることが分かるように標識を設け、駐車場の入口から路外駐車場車椅子使用者用駐車施設に至るまでの誘導用の標識を設ける。	→【図2-2】 【図2-3】
その他の注意事項	●発券所等は、曲がり角や傾斜部分に設けないように計画し、機械式の場合は、高齢者、車椅子使用者等が円滑に使用できる機種を採用する。 ●機械式駐車場など特殊な装置を用いる路外駐車場にあっては、機械式駐車場とは別に路外駐車場車椅子使用者用駐車施設を設ける。	

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

その他の 注意事項	<p>◎車体スペースの両側にはそれぞれ幅 1.4m以上の乗降用スペースを設ける。</p> <p>◎路外駐車場車椅子利用者用駐車施設から路外駐車場出入口への通路に屋根又はひさしを設ける。</p> <p>◎見通しの悪い箇所には、ミラーを設ける。</p> <p>◎路外駐車場車椅子利用者用駐車施設の数、建築物「10 駐車場」の整備基準を準用する。</p> <p>①全駐車台数が 200 以下の場合 → 全駐車台数×1/50 以上</p> <p>②全駐車台数が 200 を超える場合 → 全駐車台数×1/100+2 以上</p>	→【図 2-4】
--------------	--	----------

2 路外駐車場移動等円滑化経路

【基本的考え方】

高齢者、障害者等が円滑に利用することができるように、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設から道等までの経路のうち1以上の経路を、段差がなく通行しやすい幅とする。

遵守基準 / 整備基準	
(1)	路外駐車場車椅子使用者用駐車施設から道等までの経路のうち1以上を、路外駐車場移動等円滑化経路※1とすること。
(2)	路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものとする。
ア	路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。
イ	路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、85cm以上とすること。
ウ	路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものとする。
(ア)	幅は、1.2m以上とすること。
(イ)	50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
(ウ)	路面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。
(エ)	路面には、排水溝、集水ます等を設けないこと。やむを得ず設ける場合は、杖、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ち込まない構造のふたを設けること。
エ	路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路※2は、次に掲げるものとする。
(ア)	幅は、段に代わるものにあつては1.2m以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。
(イ)	勾配は、1/20を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。
(ウ)	高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が1.5m以上の踊場を設けること。
(エ)	手すりを設けること。
(3)	路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口付近に路外駐車場車椅子使用者用駐車施設への経路について案内のための表示を行うこと。ただし、当該路外駐車場車椅子使用者用駐車施設を当該出入口から視認することができる場合は、この限りでない。

※1 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる経路

※2 段に代わり、又はこれに併設するものに限る。

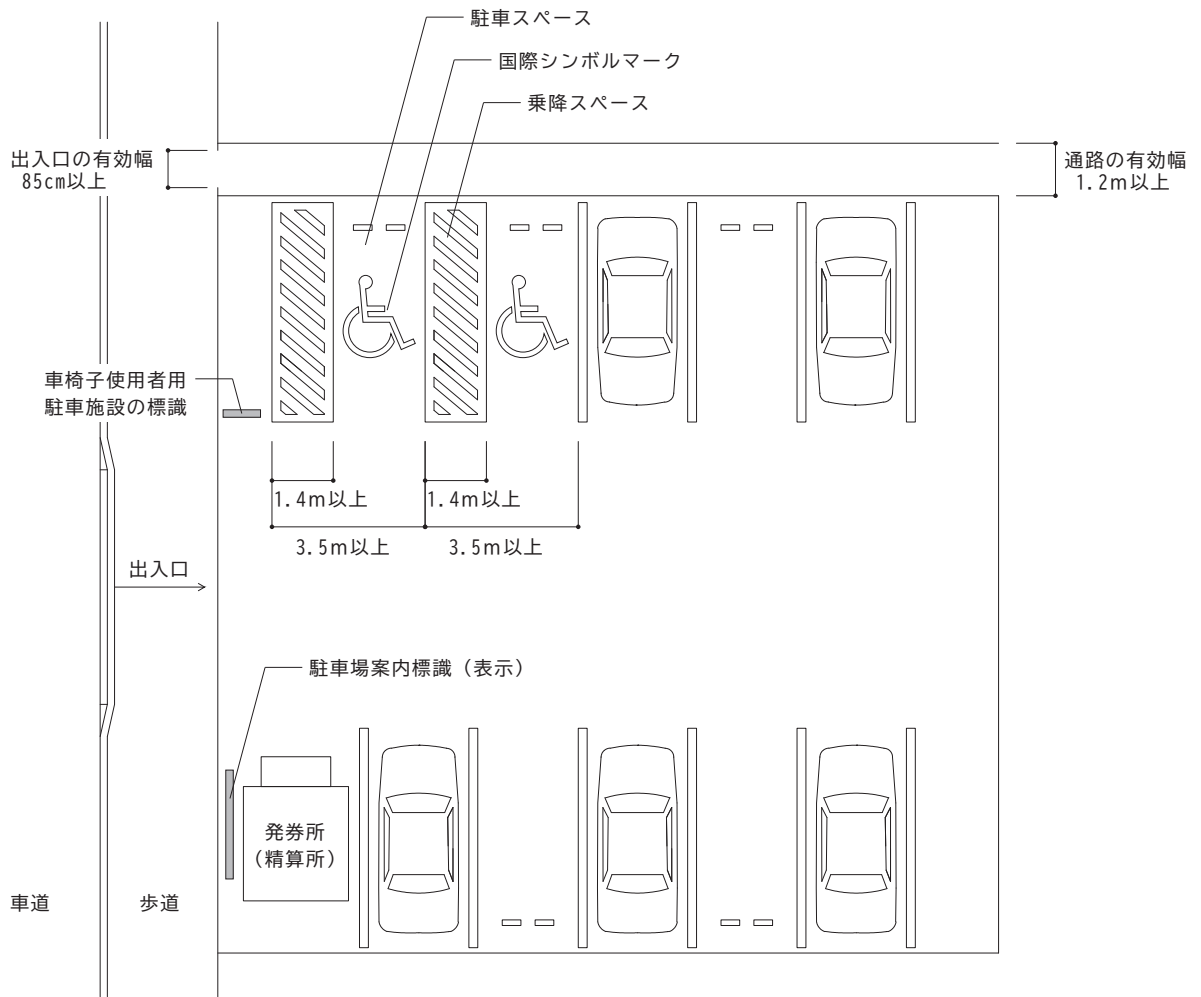
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

有効幅	<ul style="list-style-type: none"> ●路外駐車場の出入口の有効幅は、85cm以上とする。 ●路外駐車場車椅子使用者用駐車施設から路外駐車場の出入口までの通路の有効幅は、車椅子使用者と人が最低限すれ違ふことができ、松葉づえ使用者が円滑に通行できる1.2m以上を確保することが必要である。 	→【図2-1】
通路面	<ul style="list-style-type: none"> ●雨掛りによる濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。 ●アプローチの通路面には、原則として排水溝などは設けない。やむを得ず設ける場合は、溝蓋を設け、仕上げ、溝の間隔等は車椅子使用者、杖使用者等の通行に支障のないものとする。車椅子のキャスターや杖の落ち込みは、動かなくなるだけでなく、転倒の危険もある。 	
段差の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ●路外駐車場移動等円滑化経路上には、階段や段差を設けないことが原則となる。そのため、やむを得ず段差が生じる場合には、整備基準を満たした傾斜路を必ず併設する必要がある。 	

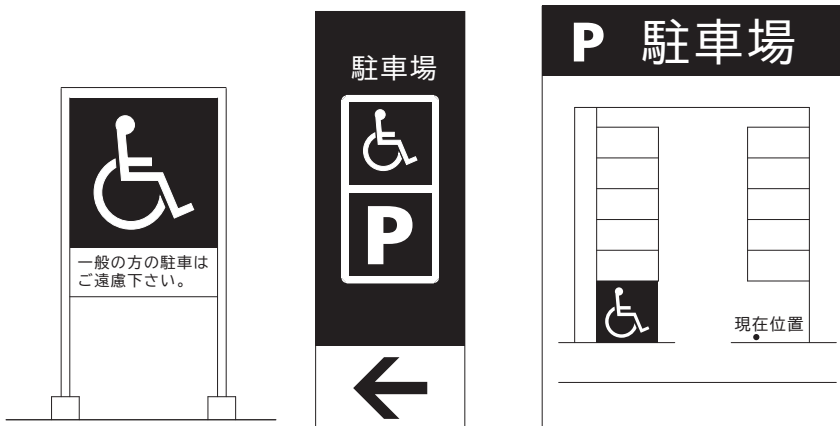
■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

出入口	◎路外駐車場の出入口の有効幅は 90cm 以上とする。	→【図 2-4】
通路	◎路外駐車場移動等円滑化経路の有効幅は 1.4m以上とする。	
傾斜路	◎傾斜路の整備は、建築物「5 傾斜路（屋内に設けるもの）」の望ましい基準を準用する。	

【図2-1】 駐車場の整備例



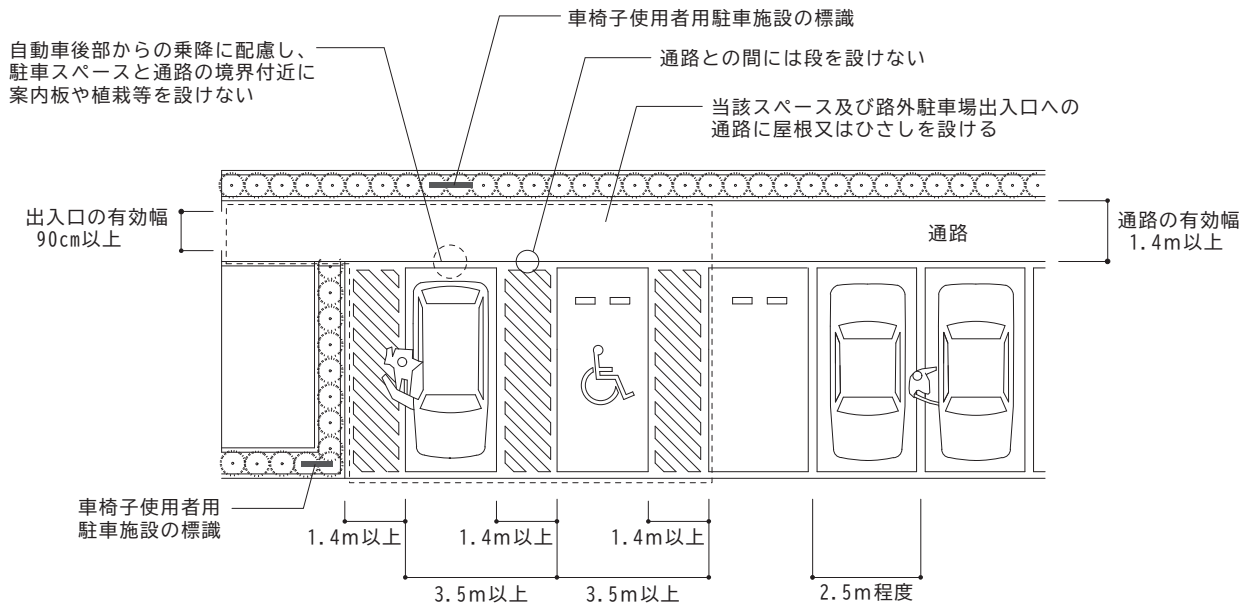
【図2-2】 表示・標識の例



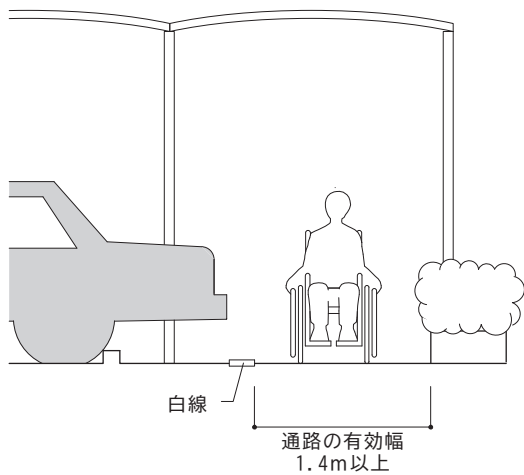
【図2-3】 国際シンボルマーク



【図2-4】 両側に乗降スペースを設けた例（望ましい整備）



■ひさしを設けた例



引用・参考文献

「東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」東京都 令和5年10月

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」国土交通省 令和3年3月

「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」国土交通省道路局 令和6年1月

「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」国土交通省道路局 令和4年3月

「公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン」国土交通省総合政策局バリアフリー政策課 令和4年3月

「日本エレベーター協会標準」一般社団法人 日本エレベーター協会

「機械式駐車場技術基準・同解説 2017年版」公益社団法人立体駐車場工業会 平成29年7月

「ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂版）の解説」一般社団法人日本公園緑地協会国土交通省都市局公園緑地・景観課 平成29年3月

「世田谷区情報のユニバーサルデザインガイドライン改訂版」世田谷区都市デザイン課令和3年3月

「世田谷区座れる場づくりガイドライン」世田谷区都市デザイン課 平成30年3月

「世田谷区路上ベンチ等設置指針」世田谷区都市デザイン課 令和3年8月

○JIS規格及びエレベーターに関する基準

JIS T0921：2017 標識、設備及び機器への点字の適用方法

JIS T0922：2007 触知案内板の情報内容及び形状並びにその表示方法

JIS T9251：2014 視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列

JEAS C506A：2004 車いす兼用エレベーターに関する標準

JEAS 515E：2012 視覚障害者兼用エレベーターに関する標準

JIS S0026：2007 公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置

JIS Z8210：2019 案内用図記号

JIS T9201：2016 手動車椅子

JIS T9203：2016 電動車椅子

JIS A1454：2010 高分子系張り床材試験方法

○点字の記載方法等に関するお問い合わせ先

社会福祉法人 日本点字図書館

東京都新宿区高田馬場 1-23-4 電話番号 03-3209-3202

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例
施設整備マニュアル
(道路・公園・公共交通施設・路外駐車場)

令和6年4月 発行

編集・発行 世田谷区都市整備政策部都市デザイン課
〒158-0094 東京都世田谷区玉川 1-20-1
電話 03(6432)7152 ファクシミリ 03(6432)7996
ホームページ

世田谷区 ユニバーサルデザイン

検索 

広報印刷物登録番号 No.2214

定価 500円+税

乱丁・落丁本はお取替えいたします。